

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成26年 3 月11日～14日

場 所 第4委員会室

平成26年 3 月 11 日 (火曜日)

大に関する協定の締結について

午前 9 時 59 分開会

・平成26年度宮崎県口蹄疫復興財団の事業概要
について

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計予算
 - 議案第 5 号 平成26年度宮崎県山林基本財産
特別会計予算
 - 議案第 6 号 平成26年度宮崎県拡大造林事業
特別会計予算
 - 議案第 7 号 平成26年度宮崎県林業改善資金
特別会計予算
 - 議案第11号 平成26年度宮崎県就農支援資金
特別会計予算
 - 議案第12号 平成26年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計予算
 - 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例
 - 議案第23号 宮崎県漁港管理条例の一部を改
正する条例
 - 議案第43号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例
 - 議案第46号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例
 - 議案第51号 宮崎県公害健康被害認定審査会
条例の一部を改正する条例
 - 議案第57号 林道事業執行に伴う市町村負担
金徴収について
 - 議案第58号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について
 - 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査
 - その他報告事項
- ・県内産焼酎原料用加工用米の生産と利用の拡

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	金 丸 政 保
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	楠 原 謙 一
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 野 美 奈 子
みやざきの森林 づくり推進室長	那 須 幸 義
環 境 管 理 課 長	上 山 伸 二
循 環 社 会 推 進 課 長	神 菊 憲 一
自 然 環 境 課 長	佐 藤 浩 一
森 林 経 営 課 長	水 垂 信 一
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	河 野 憲 二
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	石 田 良 行
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	森 房 光

木材利用技術センター所長 飯村 豊
工事検査監 西山 悟

事務局職員出席者

議事課主査 佐藤 亮子
議事課主任主事 川崎 一臣

○山下委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、審査方法についてであります。お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1 審査方法についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、2 当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されますことから、環境森林部については2つのグループに、農政水産部については5つのグループに分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

また、各委員におかれましては、関連する質問についてはまとめて行うなど、効率的な審査に御協力をよろしくお願いをいたします。

審査方法について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 よろしいですね。それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開をいたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いをいたします。

御承知のとおり、本日で東日本大震災の発生から3年を迎えました。そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの皆様方に対して御冥福を祈り、ただいまから黙祷を捧げたいと存じます。皆様方の御起立をお願いいたします。

〔黙祷〕

○山下委員長 ありがとうございます。黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託されました平成26年度当初予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が8件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」など4件についてであります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案ですが、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」

につきましては、林業技術センターなどの使用料及び狩猟免許更新手数料につきましては、消費税率の引き上げ等に伴う見直しを行うものであります。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、指定管理の対象施設であります林業技術センター及びひなもり台県民ふれあいの森の利用料金につきましては、消費税率の引き上げに伴う見直しを行うものであります。

議案第51号「宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例」につきましては、関係法令の改正に伴いまして、審査会の委員定数等について、所要の改正を行うものであります。

議案第57号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収」につきましては、市町村にかわって県が施行予定の、平成26年度の林道事業に要する経費に充てるため、市町村から一定の割合で負担金を徴収するものであります。

それでは、開いていただいて1ページをごらんください。

初めに、平成26年度環境森林部の重点推進事業についてであります。

環境森林部におきましては、県の総合計画であります未来みやぎ創造プランのアクションプランに掲げております重点施策を中心に各種の施策に取り組んでいくこととしており、主な事業をここに記載いたしております。

まず、(1)の危機事象への対応と再生・復興プログラムであります。

①の危機事象への対応強化では、1つ目の鳥インフルエンザ野鳥対策事業により、野鳥の生息状況や定期的なウイルス保有状況の調査を行うこととしております。

また、次の山地治山事業により、山地災害の未然防止を図るため、治山ダム工事や山腹の緑化などを行うとともに、次の水を貯え、災害に強い森林づくり事業では、公益上重要な森林を対象に再生林や間伐等を行うこととしております。

また、次の②の口蹄疫からの再生・経済復興では、埋却地周辺地下水等調査事業を引き続き行うこととしております。

次に、(2)の環境・新エネルギー先進地づくりプログラムであります。

①の低炭素・循環型社会づくりへの挑戦では、7つ目の新規事業「新エネルギー地産地消推進事業」によりまして、民間の公共建築物等への新エネルギー普及を促進するとともに、新エネルギー導入に向けた普及啓発等を行うこととしております。

また、その2つ下にあります木質バイオマス循環システム普及促進事業や次の新規事業森林バイオマス地域再生事業により、木質バイオマスの利用促進に取り組むこととしております。

次の②の次代へ継承する持続可能な森・川・海づくりでは、1つ目の新規事業水源地域保全推進事業により、水源地域の保全の重要性や、昨日議決をいただきました水源地域保全条例の内容について普及啓発や周知を図ることとしております。

また、その3つ下の新規事業「PM2.5等測定体制強化事業」により、PM2.5等の測定局の新設を行うとともに、その下の新規事業「単独処理浄化槽転換促進補助事業」では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することとしております。

2ページをごらんください。

③の持続可能な森林・林業・木材産業の振興

では、1つ目の森林環境保全直接支援事業や次の環境林整備事業などにより、適正な森林整備を進めるとともに、その2つの下の方の林内路網整備の推進により、林道や林業専用道路などの路網整備を行い、循環型の力強い林業づくりを推進していくこととしております。

また、その3つ下の新規事業「緑の青年就業準備支援事業」では、国の給付金制度を活用して、将来的には林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、林業就業に必要な研修を行うものであります。

さらに、3つ下の新規事業「天然乾燥材品質向上促進事業」により、色艶にすぐれた天然乾燥処理材のJAS取得に向けた取り組みを支援し、県産材の品質性能向上を図ることとしております。

また、次の森林整備加速化・林業再生事業は、森林整備加速化・林業再生基金を取り崩しながら事業を実施するもので、木質バイオマス利用施設や木造公共施設等の整備、さらに素材生産に必要な人材育成及び原木しいたけの消費拡大への取り組みなどを支援することとしております。

さらに、7つ下のしいたけ等特用林産物生産体制強化事業、さらにその下の乾しいたけ消費・販路拡大緊急対策事業と新規事業「特用林産物新ブランド確立事業」により、しいたけ等の特用林産物について、新規参入者等の生産技術の向上やブランド化の推進、販路拡大活動等への支援を行うこととしております。

次に、(3)の観光交流・海外展開プログラムであります。

①のアジア市場の開拓に向けた積極的な取り組みでは、みやざき材東アジア輸出促進事業を引き続き実施し、韓国や台湾などへの木材輸出

に取り組む県内団体を支援することとしております。

最後に、(4)の持続可能な地域づくりプログラムであります。

①の中山間地域の活性化では、1つ目の地域でシカ捕獲対策強化事業により、市町村が取り組むシカ捕獲に対する支援を行うとともに、次の山村集落防災機能強化事業により、荒廃溪流の復旧や水源・防災施設の整備等を行うこととしております。

次に、3ページをごらんください。

平成26年度環境森林部歳出予算についてであります。

この表は、議案第1号を初めとする4つの予算議案に関する平成26年度の歳出予算を課別に集計したものであります。

このうち、一般会計は、平成26年度当初予算Aの列の中ほどに網かけをしております小計の欄にありますように、257億8,907万2,000円となっております。

また、特別会計は、同じくAの列の下から2段目の網かけをしております小計の欄にありますように、5億3,911万7,000円となっております。

この結果、環境森林部の平成26年度当初予算は、一番下の網掛けをしております合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして263億2,818万9,000円で、平成25年度当初予算Bと比較しますと、対前年度比97.7%となります。

次に、平成26年度債務負担行為についてであります。

林業公社では、経営改善を図るため、現在の借入金残高について、低利の融資に借りかえること予定しており、そのための借入金に対し、

損失補償するものであります。期間は、平成26年度から46年度までとし、限度額については、借入額8億6,942万円、利率年2.5%以内とし、具体的には償還期限到来後10カ月の期間満了の日において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○山下委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、3課ごとに班分けをして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けるといたします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いをいたします。

それでは、初めに、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○川野環境森林課長 環境森林課分について御説明いたします。

環境森林課からは、予算議案等としまして、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」外3件と、特別議案としまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外1件について御説明いたします。

まず、予算議案でございますが、お手元の冊子平成26年度歳出予算説明資料、この分厚い冊

子になります。こちらの環境森林課のところ、189ページをお開きください。

今回お願いしております環境森林課の平成26年度当初予算は、一番上の段の左から2つ目の欄でございますように、40億8,487万8,000円でございます。その内訳は、1つ下の段になりますが、一般会計が38億305万6,000円、その5つ下の段になりますが、特別会計が2億8,182万2,000円でございます。

それでは、以下、主な事項について御説明いたします。

191ページをお開きください。

一般会計予算でございます。

まず、上から5段目の(事項)エネルギー対策推進費の2億1,424万7,000円でございますが、これは、新エネルギー対策の総合的な推進に要する経費でありまして、このうち、説明欄の1の住宅用太陽光発電システム融資制度2億100万円につきましては、住宅用太陽光発電システムを設置される方々への融資を行うため、県が金融機関に資金を預託するものでございます。

また、説明欄の3の新規事業「新エネルギー地産地消推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)環境保全推進費の1,632万5,000円でございます。次の192ページをお開きください。これは、環境保全行政の推進に要する経費でございますが、このうち、説明欄の6の改善事業、環境学習推進事業170万8,000円につきましては、昨年9月に経済産業省から認定を受けました次世代エネルギーパークを活用し、再生可能エネルギーに見て、触れる機会をふやすことで、環境学習を推進するものでございます。

次の(事項)地球温暖化防止対策費の1億7,160

万2,000円でございますが、これは、地球温暖化を防止するための対策に要する経費でございます。このうち、説明欄の2の再生可能エネルギー導入推進基金事業1億6,327万2,000円につきましては、公共施設などに再生可能エネルギーを導入することにより、低炭素社会の実現を推進するとともに、災害に強い地域づくりを促進するものでございます。

この事業は、平成24年度に国から配分を受けました9億円を環境保全基金に積み立て、28年度までの5カ年間で基金を取り崩して実施するものでございますが、平成26年度は、西都市を初めとする5市町村の公共施設に太陽光発電や蓄電池を導入する予定でございます。

また、説明欄の4の改善事業、みやざき低炭素社会推進事業237万5,000円につきましては、事業者からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、事業者を対象とする省エネセミナーの開催や削減目標を達成した事業者の表彰などに取り組むものでございます。

193ページをごらんください。

下から4段目の(事項)水源地域保全推進事業の242万3,000円でございますが、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、194ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)森づくり応援団活動推進事業の3,874万9,000円でございます。これは、県民参加の森づくりを推進するため、森林環境税を活用して、森づくりボランティア団体の活動や県民公募型の森づくり活動に対して支援を行うとともに、活動に必要な苗木の提供などを行うものでございます。

次に、一番下の(事項)森林環境教育活動実践推進事業1,053万9,000円でございます。195ページをごらんください。これは、森林環境税を

活用して、森林環境教育の実践活動の充実強化を図るものでございます。このうち、説明欄の2の改善事業「森林環境教育先導モデル事業」の173万5,000円につきましては、森林環境教育のモデルとなる団体等を支援し、その事例を紹介することで、実践活動の活性化と普及を図るものでございます。

また、3の改善事業「森林環境教育人材育成事業」103万3,000円では、指導者の能力向上を図るための研修等を実施することとしております。

次に、196ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)みやざき癒しの臨海松林整備事業の808万円でございます。これは、海岸県有松林について、景観に配慮した維持管理や不法投棄などの防止に取り組むとともに、松林内の歩道に水たまりができる箇所へ排水施設を設置するなど、県民共有の森林公園として、その保全を図るものでございます。

次に、下から2段目の(事項)林業公社費の10億5,636万9,000円でございます。説明欄の1の貸付金につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一般会計については以上であります。

続きまして、197ページをごらんください。

議案第5号「山林基本財産特別会計予算」についてでございます。

一番上の段の左から2つ目の欄にありますように、予算総額は9,225万1,000円でございます。

まず、上から5段目の(事項)県有林造成事業費の4,806万4,000円でございますが、これは、下刈りや間伐、作業路の補修など、県有林の造成管理に要する経費でございます。

次に、下から3段目の(事項)元金の2,966万9,000円と、次のページ、198ページの(事項)

利子の1,451万8,000円でございますが、これは、県有林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金でございます。

次に、199ページをごらんください。

議案第6号の「拡大造林事業特別会計予算」についてでございます。

一番上の段の左から2つ目の欄にありますように、予算総額は1億8,957万1,000円でございます。

上から5段目の(事項) 県行造林造成事業費の1億1,382万3,000円でございますが、これは、間伐や作業路の整備、立木販売収益の森林所有者への交付金など、県行造林の造成管理に要する経費でございます。

次に、下から4段目の(事項) 元金の5,892万円と一番下の段の(事項) 利子の1,682万8,000円でございますが、県行造林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金であります。

特別会計につきましては、以上でございます。

それでは、新規・重点事項について御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。

新エネルギー地産地消推進事業についてでございます。

この事業は、1の事業目的・背景にございますように、他の分野と比較して、二酸化炭素排出量の削減が進んでいない業務部門などに新エネルギーの導入を促進することで、二酸化炭素排出量の削減を図るものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は760万1,000円をお願いしておりまして、財源としまして、26年度は開発事業特別資金を活用することとしております。

また、事業期間は、平成28年度までの3年間

を予定しております。

(4)の事業内容でございますが、右の5ページのポンチ絵で御説明いたします。

ページ中ほどの事業概要、枠で囲んだところをごらんください。この事業では、①と②の2つの事業に取り組むこととしております。

まず、①の新エネルギー普及促進モデル事業でございますが、公共建築物や地域コミュニティーなど、多くの方々が集まる民間施設に、主に自家消費を目的として新エネルギー設備を設置する場合に、モデルとして補助を行うものでございまして、補助要件につきましては、啓発用パネルの設置や新エネルギー設備を活用した県民への普及啓発の実施などとしております。補助率は3分の1以内で、上限額は200万円であり、補助対象施設は、地域バランスを考慮して、県内3カ所を選定する予定としております。

次に、②の新エネルギー地産地消県民運動推進事業でございますが、これは、みやざき元気地産地消県民運動として新エネルギーの普及拡大を図っていくものでございます。具体的には、県民や事業者を対象とした研修会や研究会、イベントを活用した講演会などを開催するものでございます。

これらの事業を実施することにより、新エネルギーに係る意識の醸成や業務部門などに設備の導入促進が図られるものと考えております。

次に、6ページをお開きください。

水源地域保全推進事業についてでございます。

この事業は、1の事業目的・背景にございますように、昨日議決をいただきました水源地域保全条例や水源地域保全の重要性についての普及啓発などを行うものでございます。

なお、今回制定いたします条例でございますが、右の7ページの中ほどの四角囲みに記載が

ありますように、新たに水源地域の指定を行い、その水源地域内の土地取引についての事前届出制度を創設しますことから、その周知を十分図っていく必要があります。このため、本事業の実施により、条例の適正な運用を図っていくものでございます。

6ページの2の事業概要でございますが、予算額は242万3,000円をお願いしております、26年度は財源としまして、森林環境税を活用することとしております。

また、事業期間は、平成27年度までの2年間を予定しております。

(4)の事業内容でございますが、①の普及啓発事業としまして、水源地域の保全に係る普及啓発や条例の周知のためのシンポジウムの開催、パンフレット、チラシの作成・配布を、そして、②の指導事業としまして、事前届出制度に基づく届出者への助言や立入調査などを実施するものでございます。

この事業の実施により、条例に基づく事前届出制度の適切な運用に努め、水源地域の水源涵養機能の維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、8ページをお開きください。

林業公社費貸付金についてでございます。

1の事業目的・背景でございますが、林業公社におきましては、平成23年度に策定しました第3期経営計画の改訂計画に基づき、公社自身の経営努力や利息の軽減などの経営改善に取り組んでいるところでございますが、その上で、なお不足する資金については、県及び社員である12市町村において貸付金による支援を行い、林業公社の円滑な運営を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は10億5,111万9,000円お願いしております。

(4)の事業内容でございますが、日本政策金融公庫や市中銀行、県からの長期借入金の償還財源として、右の9ページにあります、別表、林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づき、必要な資金を貸し付けるものであります。

3の事業効果でございますが、林業公社の円滑な運営が図られることにより、分収林の適正な管理運営等を通じて、公益的機能の維持・増進や、山村地域の経済に寄与できるなど、県内唯一の森林整備法人としての役割を果たすことができると考えております。

予算議案の説明は以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊でお配りしております資料決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をお願いいたします。

環境森林課に係る部分について御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。下の部分になりますが、総括的指摘要望事項の③の補助金の不用額の縮小につきまして、当環境農林水産分科会におきまして御指摘があったものでございます。中ほどにございますが、具体的な取り組み例としまして、委員会で御指摘がありました住宅用太陽光発電への補助金につきまして、交付決定日から相当期間が経過している申請者に対して、早目に中止案件でないかどうかの確認を行うなど、事業の執行状況の把握を行い、不用額の縮小に努めているところでございます。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の説明は以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたし

ます。

再度、常任委員会資料をお願いいたします。資料の32ページをお開きいただきたいと思いません。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正の理由でございますが、4月からの消費税率引き上げ等に伴いまして、使用料及び手数料の見直しを行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1)の使用料の改定につきましては、①の林業技術センター、②の木材利用技術センター、次の33ページになりますが、③のひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場の使用料につきまして、それぞれの表の改正後の欄に記載された額に改定するものでございます。改正後の額は、現行額に消費税の引き上げ分を加味し、算定し直した額などとなっております。

次の(2)の手数料の改定でございますが、狩猟免許更新申請手数料につきまして、国が政令で定める標準額と同額に改定するものでございます。この改定額につきましても、現行額に消費税の引き上げ分を加味し、算定し直した額でございます。

なお、これらの使用料、手数料の額の算定は、それぞれの施設ごとに従来の方法により、5円または100円単位での切り上げ、切り捨てによる端数処理を行っているところでございます。

また、3の施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

次に、34ページをお開きください。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正の理由でございますが、これも同じく4月からの消費税率引き上げ等に伴いまして、

使用料及び手数料の見直しを行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、指定管理の対象施設であります①の林業技術センターと②のひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場の利用料金を、それぞれの表の改正後の欄に記載された額に改定するものでございます。

この利用料金につきましては、指定管理者が利用料金を徴収する場合の上限額を定めたものでありまして、その範囲内で指定管理者が利用料金を決定できることになっております。

なお、この上限額は、先ほど説明いたしました議案第22号の各施設の使用料の額と同額となっております。

また、3の施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

環境森林課からの説明は以上でございます。

○上山環境管理課長 それでは、環境管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の環境管理課の201ページをお開きください。

環境管理課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で4億3,989万2,000円をお願いしております。

それでは、主な事項について事業内容を御説明いたします。

1枚おめくりいただいて、203ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費8,773万1,000円であります。これは、大気汚染を未然に防ぐため、テレメータシステムによる大気汚染物質の常時監視、酸性雨、有害大気汚染物質などの監視、測定結果の情報提供などの事業を行うものでございます。

新規事業としまして、説明欄の1の(5)P

M2.5等測定体制強化事業を行います。詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)水質保全費2,674万1,000円です。204ページをお開きいただき、上段の説明欄をごらんください。これは、河川等の公共水域の地下水の汚濁を未然に防ぐため、水質の常時監視や事業場等の排水監視などの事業を行うものでございます。

次に、中ほどの(事項)口蹄疫環境調査費1,092万8,000円です。これは、口蹄疫に係る埋却地周辺の地下水について調査を行うものでございます。

次に、(事項)放射能測定調査費528万5,000円です。これは、原子力規制委員会の委託事業でございまして、大気や水など、環境中の放射能につきまして調査を行うものでございます。

次に、205ページをごらんください。

上から3つ目の(事項)公害保健対策費1億1,539万3,000円です。これは、高千穂町土呂久地区に係る公害健康被害者の方々への補償給付や住民健康観察検診などを行うものでございます。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億8,286万3,000円です。これは、合併処理浄化槽の普及とその適正管理を推進するための事業を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、206ページ上段の説明欄をごらんください。

4の浄化槽整備事業1億6,032万6,000円につきましては、厳しい財政状況を踏まえまして、市町村と協議を重ね、生活排水対策を進める上で、より効果が高い部分に重点を置くという考え方で補助制度の見直しを行いました。この中

で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するために、新規事業としまして(3)の単独処理浄化槽転換促進補助事業734万4,000円に取り組むことといたしました。

詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

また、戻りまして、(2)の浄化槽整備事業補助金の1億5,283万6,000円につきましては、補助率は記載しておりませんが、個人設置型におきまして、単独処理浄化槽やくみ取りからの転換以外の、例えば、建売住宅等への補助率を基準額の3分の1から6分の1へと引き下げました。

なお、全体の補助基数は今年度並みの約2,000基を予定しております。

次に、5の新規事業「浄化槽適正管理支援・強化事業」の1,794万6,000円です。これは、浄化槽の適正管理を推進するために、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し実施するものでして、事業費の5割程度が雇用に伴う人件費でございます。

事業内容としましては、法定検査の未受検者に対し、直接、文書により受検を勧奨しますとともに、関係機関が一体となった受検啓発を実施いたします。

さらに、継続的な雇用につなげるため、浄化槽管理士の資格取得など、必要な研修等を行うものでありまして、委託先は宮崎県環境科学協会でございます。

それでは、新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。

PM2.5等測定体制強化事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、近年、

大陸等から飛来する大気汚染物質の影響が懸念されておりますことから、PM2.5等の常時監視体制の強化を図るものでございます。

右側の11ページをごらんください。

一番上の現状に記載しておりますが、PM2.5につきましては、現在、県内9カ所の測定局で常時監視を行っております。

しかしながら、次の課題にありますように、本県の測定体制は、発生源の監視に重点を置いてきたことから、越境汚染に対応した体制整備が課題となっております。

このため、次の事業にありますように、平成26年度は、西米良村に新たに測定局を設置し、PM2.5の常時監視を始めることとしております。

資料の10ページにお戻りください。

2の事業の概要ですが、予算額は1,146万4,000円、財源としまして、地域経済活性化・雇用創出臨時基金1,015万2,000円を充当することとしております。

3の事業効果であります。この事業によりまして、PM2.5等について、よりきめ細かな情報を県民に提供できることとなります。

次に、常任委員会資料の12ページをお開きください。

単独処理浄化槽転換促進補助事業でございます。

まず、1、事業の目的・背景にありますように、この事業は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去に要する費用を助成し、河川などの水質浄化を図るものでございます。

右側の13ページの上の現状と課題をごらんください。

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べまして約8倍の環境負荷を与えております。本県

におきましては、約14万6,000基の浄化槽の約6割に当たります8万1,000基が、いまだに単独処理浄化槽となっております。

ページの下のほうに事業内容のイメージ図を載せておりますが、右側のほうに示しておりますように、単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用が約9万円ほどかかりますが、この9万円を基準額といたしまして、その3分の1を県が負担するものでございます。

12ページにお戻りいただき、2の事業の概要をごらんください。

予算額は734万4,000円で、財源は一般財源であります。

事業内容は、(5)の①にありますように、撤去費用を市町村が助成した場合に補助を行うもので、来年度は240基を予定し、20の市町村が取り組む見込みでございます。

また、あわせて②にありますように、単独処理浄化槽の設置者に対して、チラシ等により啓発を行うこととしております。

予算議案につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

同じく常任委員会資料の35ページをお開きください。

議案第51号「宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由ですが、公害健康被害の補償等に関する法律の改正に伴い、審査会の委員の定数等について、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容につきましては、法律の改正において「公害健康被害認定審査会は、委員15人以内で組織する。」と定められていた条文が削

除されましたことから、県の条例の第2条におきまして、審査会の定数を定めるものであります。

3の施行期日は、平成26年4月1日を予定しております。

環境管理課の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○神菊循環社会推進課長 続きまして、循環社会推進課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の207ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、左から2列目にありますように、一般会計で17億9,941万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

208ページをお開きください。

まず、上から6段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費2,891万2,000円であります。

このうち主なものとしましては、説明の欄、4の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業1,931万8,000円でございます。これは、都城市が行います一般廃棄物焼却施設の整備事業に対して交付金を交付するものでございます。

次に、中ほどの(事項)産業廃棄物処理対策推進費17億1,396万9,000円あります。

主なものについて御説明いたします。

説明の欄、2の産業廃棄物処理監視指導事業の(2)廃棄物適正処理監視体制推進事業5,734万9,000円ありますが、これは、保健所等に廃棄物監視員を配置しまして、不法投棄等の不適正処理に対する監視体制を強化するとともに、民間団体との情報ネットワークにより、不法投棄の早期発見、指導、原状回復の徹底等を図る

ものでございます。

次に、説明の欄、6の公共関与推進事業14億153万円ありますが、このうち、(2)の公共関与支援事業14億39万2,000円につきまして、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

210ページをごらんください。

説明の欄、7の産業廃棄物税基金積立金2億458万7,000円ありますが、これは、産業廃棄物税の税收等から徴税経費を除いた金額を基金に積み立てるものであります。

次に、(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費5,653万2,000円についてでございます。

説明の欄、1の循環型社会推進総合対策事業5,077万8,000円ありますが、これは、循環型社会を形成していくためには、県民や事業者の理解を深め、具体的な行動を起こしていくことが重要でありますので、各種普及啓発、排出事業者や処理業者に対する研修の実施、市民団体等が取り組む研修等への支援を行うとともに、宮崎県産業廃棄物協会が行うリサイクル製品認定事業や産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対して支援等を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料をお開きください。14ページでございます。

公共関与支援事業でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与により、廃棄物総合処理センターエコクリーンプラザみやぎの安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るものであります。

予算額は、2の事業の概要の(1)にありますように、14億39万2,000円をお願いしております。

事業主体は、(4)にありますとおり、公益財団法人宮崎県環境整備公社で、事業内容につきましては、(5)にありますように、エコクリーンプラザみやぎきの運営・管理主体である同公社に対して、運営費の補助及び貸し付けを行うとともに、浸出水調整池補強工事に要する経費の貸し付けを行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、内訳の欄にありますように、運営費補助金として8,000万円、運営資金貸付金として4億7,000万円、浸出水調整池補強工事費貸付金として8億4,900万円、事務費として139万2,000円をお願いしているところでございます。

このうち、運営資金貸付金4億7,000万円につきまして御説明いたします。

右のページ、15ページをごらんください。エコクリーンプラザみやぎきの運営状況をお示しております。

まず、一番上の表をごらんください。エコクリーンプラザみやぎきの産業廃棄物処理の状況についてであります。この表は、エコクリーンプラザみやぎきが操業を開始いたしました平成17年度から本年度、25年度の見込み分までの産業廃棄物搬入量をまとめたものでございます。一番右側の平成25年度の欄をごらんいただきたいと思っております。

自動車シュレッダーダストについては、今年度、搬入は見込めない状況でございます。これは、昨年3月に発生しました溶融炉爆発事故の影響で、溶融炉が停止したことによりまして、リサイクル率が低下しております。そのため、自動車シュレッダーダストの搬入が見込まれない状況でございます。

昨年度は、産業廃棄物搬入量の約4割を占めておりました自動車シュレッダーダストの搬入

がなくなったこととございますけれども、その下の欄のその他の産業廃棄物のところをごらんいただきますと、企業への訪問や電話による営業活動を行いまして、その点については約2倍の増を見込んでおりまして、合計といたしますと、昨年と比べますと26.1%減の3,683トンを見込んでいます。

次に、2の環境整備公社(産廃事業)の収支の状況であります。

表の①産廃事業収入から②の産廃事業費用を差し引いた③の産廃事業収支は、操業を開始いたしました平成17年度から黒字で推移しております。

しかしながら、エコクリーンプラザみやぎき整備時に日本政策投資銀行等から借り入れた④の償還金及び⑤の償還利息を差し引きました⑥の借入金償還後収支は、平成19年度から赤字となりましたため、県では平成22年度から公社に対しまして、運営費の貸し付けを行っております。

平成25年度につきましては、③の産廃事業収支は、溶融炉爆発事故の影響により搬入量が減少しておりますものの、6,400万円余りの黒字となる見込みであります。

しかしながら、⑥の借入金償還後収支は、1億2,700万円余りの赤字となりまして、これから前年度の⑦金融機関からの一時借入金3億7,000万円を差し引き、さらに前年度の⑨差し引き5,807万1,000円を加えた累計収支は4億3,900万円余りの赤字となりまして、これに年度末の資金不足解消のために必要な資金を含めた金融機関からの一時借入金は4億7,000万円と見込まれておりますことから、この金額を公社へ貸し付けることとしております。

循環社会推進課の当初予算説明は以上であり

ます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山下委員長 議案に対する説明が終了をいたしました。

委員の皆様から質疑を承ってまいりたいと思います。

○高橋委員 まず、この予算書の見方になるかもしれませんが、例えば、水源条例は新しい啓発事業だから、前年度当初予算にはゼロという数字が上がってもいいんでしょうけど、例えば、194ページ、193ページもありますよね、改良事業が、一番下、企業との森づくりってありますよね。ということは、昨年、事業があったと思うんだけど、25年度当初はゼロとなっていますよね。以下、まだあるんですよ、次のページとか。改良事業があったということは、25年の事業予算があったはずなのにゼロとなっているでしょう。以下、ずっとあるんです。この辺の見方を、ちょっと説明いただくといいんですが。

○川野環境森林課長 委員おっしゃるとおりで、新規事業の場合は、確実に前年度がゼロということで、改善事業の場合は、やっぱり改善ですから、その前の振りかえ事業というのは存在するんですけども、予算書上では新規と同じような形の掲載になりまして、当初のところはゼロという形になります。

○前屋敷委員 194ページでちょっと例を上げていくと、ここの上から2段目の列で、説明欄で3の森林づくり県民意見交換会というのが、これは改善事業になっているんですよ。これは、そういう形で見るとはできるんですけど、ほかの事業は改善事業とは言えないので、前年度の予算が出てくるのがあっても当然じゃないかなって思うんですが、全てを改善事業と見な

すんですか。

○川野環境森林課長 この事業の場合は3つの事業名になっておりますが、これは水と緑の森づくり普及啓発推進事業という一つの事業の中の3つのメニューで、その中の3つ目の、この意見交換会開催事業が、今回新たに改善として加わっておりますので、全体がこの事業として改善になりますので、当初のところはゼロになっているという仕組みになっております。

これは説明欄は、この事項の再々事項みたいな形の取り扱いですので、事業としては、この事項で見ていくような仕組みになっているということでございます。

○高橋委員 25年度の当初予算説明資料は、やっぱり同じような形になっていたわけですか。24年度はゼロで、25年当初予算額というのは金額が計上してあったということですか。

○川野環境森林課長 この事業につきましては、24年度は23年とほぼ同じ事業のスキームになっていましたので、25年度のが入って、24年の当初のところに入っていた形になっていたと思います。

○高橋委員 要望ですけど、別途、また何か説明いただくといいかもしれませんね。ちょっとこのことに関して余り時間をとりたくないから。

続けていいですか。環境森林課です。この予算説明を受けて、まず25年当初と比べて減額が大きいところをちょっと聞きますけど。例えば、191ページの新エネルギー対策の総合的な数字を見たとき、これは恐らく太陽光の補助を25年度からゼロにしたんですよ。6億7,000万減額であれば。

○川野環境森林課長 エネルギー対策推進費、事項ですね。こちらは、対前年比6,700万円ほどの減額になっております。委員おっしゃるよう

に、この減額の中身としましては、住宅用の太陽光発電システムの補助制度、こちらを廃止いたしましたして、その分の差額が減額になっているということでございます。

○高橋委員 続けて、委員長。失礼しました、6,700万円ですね。

次のページに行きますよ。地球温暖化を防止するための対策です。2番の基金事業です。これ結局、基金からの繰り入れをするわけでしょうけど、その減額ということの理解でいいですね。

○川野環境森林課長 この地球温暖化防止対策費は、対前年度比1億9,100万円程度の減額になっておりまして、その中身としましては、上から2つ目の再生可能エネルギー導入推進基金事業、基金を崩して、公共施設に太陽光を入れていく事業なんですけど、昨年が10施設の市町村の施設に補助を行いまして、26年度は、現在のところ5施設の予定になっておりますので、その分が減額になっております。

○高橋委員 半分ですもんね。わかりました。

じゃあ、引き続き、済みません、委員長、行きます。

次は、環境管理課に聞きます。予算説明で、206ページですけど、浄化槽の整備事業補助金で、個人への補助率を3分の1から6分の1を引き下げられたということで説明いただきました。その理由は、むしろ誘導するために補助率を下げるとどうなるのかなって心配しますけど。

○上山環境管理課長 厳密には、個人設置型の合併処理浄化槽の区分で、要するに単独処理浄化槽からの転換とか、くみ取りからの転換に直接結びつかない部分の例えば建売住宅等で設置される分について、従来の補助率で3分の1から、それを6分の1に繰り下げたということに

なります。

ですから、補助金自体はなくなるんですけども、少ない予算の中でより効果的に生活排水対策を行うということで、そのようなやりくりをいたしました。

○高橋委員 正直におっしゃいましたね。予算が厳しいんですね。財政課の予算も何か。

引き続き、関連して、補正のときにもいろいろ委員から意見なり御指摘もあった浄化槽の適正管理支援強化、ここのところで5割が人件費だということなんでしょうけど、5割が人件費で、たまたま検査率も5割でしたっけ、今のところ。それで、検査をする方の資格、こういったものを少し、どんな資格で検査に行かされているのか。身分ですよ、そこを説明いただけませんか。

○上山環境管理課長 浄化槽法上では、検査員という資格というものは明確には定められてはないんですけども、指定検査機関で、検査に業務する職員で必要な業務、経験、知識を有するものというふうにされているんですが、その必要な業務、経験という中に浄化槽管理士という、これは国家資格ですけども、こういったものを持っていることというのが一応要件にはなっております。

○高橋委員 国家資格を持ち得た人じゃないと検査できないということじゃないんですか。

○上山環境管理課長 済みません、説明が悪くて申しわけなかったんですが。検査員というのは、指定検査機関で検査をする方を、そういうふうと呼んでおりまして、その中で必要な知識、技能を有するという部分で、国のほうの見解では、浄化槽管理士という資格を有している人というふうな位置づけになっております。ですから、あくまでも、検査は指定検査機関でないと

行えませんので、そこで検査に従事する方を検査員ということで。

○高橋委員 現実には、結局、指定検査所が、関係技術所が行くんでしょけれど、そこに雇用されている方が資格を持っているかどうかというところが、やっぱりこれ一つポイントですよ、大事になってきますよね。

○上山環境管理課長 実際は、検査に携われる方は全て、この管理士の資格は持ってらっしゃるといふふうに伺っております。

○高橋委員 わかりました。それで、委員長、いいですか。やっぱり不公平が、県民のところに渦巻いているわけじゃないですか。何で第三者機関が、私も受けて疑問を持ったのは、保守点検に来るし尿処理業者が、そのまま検査できるっちゃんないんですかという疑問を持つわけです。ただ、なぜ第三者機関が、そういった法定検査をすることになっているかというところが県民に伝わってないと思うんです。

例えば、車の車検にちょっと例えますけど、今でこそ民間車検工場というのがもうすごく普及してありますが、昔は陸運局に必ず持っていきよった。第三者機関が検査をして、初めて路上を走れるわけです。しかし、今は陸運局にいる検査官が、いわゆるそういう資格を持った人が民間車検工場を開いて、そこで検査ができるんです。だから、陸運局に持っていかなくても、今、車検はできますよね。そういうふうに県民は、なってもいいかなというふうに思っている人が結構いるんじゃないんでしょうか。

私は、水の問題だから、環境の問題だから、これはやっぱり第三者機関がしっかりやるのが非常に大事だということを私は申し上げるわけで。そういう意味では、そういった何か対策をもうちょっと、私は何か、啓発ももっと今か

らやるべきでしょうけど、それと検査官ですよ。いわゆる、みなし公務員とかでもなっているんですか、みなし公務員とか。民間車検工場の検査員は、みなし公務員らしいんです。物すごく罰則もあるらしくって、何かその辺の縛りとか、そういったところを、いわゆる県のレベルでそこまで及ぶかどうかちょっと疑問もあるんですけど、もう少し何か対策をやらないと、なかなか検査をする率というのが上がっていかないような気もするんで、その辺の見解をもう少し説明いただくといいですが。

○上山環境管理課長 確かに議員がおっしゃるように、一般の県民の方は、やっぱり指定検査機関の職員と保守点検を行う方、どこが違うのかという疑問を持たれていると思います。厳密的には、指定検査機関では、要するに水質検査等も実施いたしますので、この部分については一般の保守点検業者ではできないんですけれども、ただ、そういったところがなかなか伝わりにくいと。

やはり、こういった法定検査を県民の方にわかりやすくしていくためには、実際、各家庭を回られている業者の方々から、そういったことで法定検査が必要なんですよということも説明いただいた上で、いろいろ手続的な部分もやっていただくという。仕組みづくりといたしまして、現在、清掃業者さんに保守点検業者がかわって法定検査の受検申し込みの手続を行ったり、あるいはもう最初から一括して清掃業者の方が保守点検、清掃、そして法定検査まで含めた形で一括契約を説明していただくというような仕組みづくりを今進めておりますので、こういった形で県民の方にわかりやすく、そして、なおかつその必要性をうまく説明しながら、実際、点検なり清掃を行っていらっしゃる業者の方が

回ってやっていければ、かなりの形で県民の方の御理解はいただけるんじゃないかと思っておりますので、そういった点から、今後は受検率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 おっしゃったように、いろんな取り組み、検査員の検査の時間も、もう簡単にぱっぱと行ってしまうものだから、もう軽く見られているわけですね。だから、検査員の検査の仕方も含めて、制服だとか、またいろんな研究いただくと受検率が上がると思います。やっぱり県民の意識だと思うんです。そこを、ひとつよろしくをお願いします。

引き続き、環境管理課の、このPM2.5の事業ですけど、私も御意見申し上げて、バランスが悪いところに、そういった新しく事業化されたということは本当にいいことだと思います。ただ、岩下委員も多分感じられていると思うんですが、南のほうがちょっとこれは甘いなというようなことで、予算の関係もあるんですが、今後、串間のあたり設置されるような、それを検討されるのか、それだけお聞きしておきたいと思います。

○上山環境管理課長 議員御指摘のように、地図を見ますと、やはり県南地域とか、県北も若干手薄かなということと言われる県民の方もいらっしゃると思います。私どもは、そういったことも含めて、再来年度になりますけれども頑張っていきたいと。よろしくお願いたします。

○高橋委員 わかりました。

引き続き、環境管理課の12ページの事業ですけど、大変いい事業ですね、促すという意味では、合併浄化槽に促していくということで。ただ、この場で聞いちゃったほうがいいのかなと思って。20市町村、取り組まない市町村を聞

いておいたほうがいいのかなと思ひまして、聞きますね。240基、補助基数があるわけですけど、20市町村が取り組まれると。あと6市町村はどこでしょうか。

○上山環境管理課長 やはり、これは市町村も財政負担を伴いますので、浄化槽自体の補助基数の多い市町村については、なかなかすぐに取り組めなかったという背景があったというふうに私も伺っております。具体的な市町村についてはちょっと、まだ今から調整中の部分もありますけれども、整備基数が多い市町村がなかなか、予算措置が非常に厳しいということで御理解いただきたいと思います。

○高橋委員 わかりました。以上です。

○蓬原委員 192ページ、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、28年度までという御説明でした。あと残金というか、基金の残りは幾らあるか教えてください。

○川野環境森林課長 26年度までの事業で7億5,000万の執行予定でございますので、全体が9億円でございますので、26年度末で大体1億5,000万程度が残る予定ではございます。27年度に要望調査では4カ所、1億3,000万円程度の要望が上がってきておりますので、27年度が終わった時点で約2,000万程度残る予定ではございますが、まだこれは単年度単年度、市町村にいろいろ要望かけていきますので、あと民間施設等にも要望かけて、このあたりはまだ流動的な部分がございます。

○蓬原委員 わかりました。

196ページ、県有松林、何カ所、どこですか。もう一回、改めて場所を教えてください。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 県有海岸林のことですけれども、県の海岸林が県内で約310ヘクタールほどございます。それで、

一番大きなところは一ツ葉の海岸とか、それから運動公園南の藤兵衛中州海岸林や、ああいうところが多い。

○蓬原委員 この2カ所がメインということですね。

それから、199ページ、拡大造林事業特別会計ですが、言葉なんですけど、この拡大造林という言葉は、戦後、そういうことで拡大造林をやるということで進めてこられたわけです。この拡大造林という言葉が、今のこの現況に、果たしてこの言葉が合致するのかなという、ちょっと、ぼっと言葉を聞いたときにどうなのかなという気がするんですが、県行造林造成となっているんですけど、この拡大造林というほどの、この造林面積の拡大というのは、これにイメージとして合っているんですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 これは御存じのように特別会計の予算でございますけれども、昭和39年ごろに拡大造林特別会計として設置したというふうに覚えております。この事業によりまして、当時、県行造林としまして分収林事業を実施してきておりますが、その際に拡大造林事業特別会計という名前が残っているという現状でございます。

○蓬原委員 そういうことだろうと思うんですが、この言葉をぼっと聞いたときにどうなのかなという素朴な疑問を感じましたので、一応指摘しておきたいと思います。

それから、203ページ、事業もありましたが、PM2.5。これは、2.5ミクロン、マイクロ以下の物質ということなんですか。この2.5というのはマキシマムの数字ですか、ミニマムの数字なんですか。ちょっと専門家がいらっしゃると思うんですが。PM2.5の定義から、ちょっとパーティキュレートだとかマターだとか、そういう説明

でしたけど。微粒物質、2.5以下なのか以上なのか、そのところをちょっと教えてもらえませんか。

○上山環境管理課長 PM2.5につきましては、粒子の直径が2.5マイクロメートルの粒子、それが約50%程度ということで、ちょっと幅はありますけれども、そういう非常に小さな径の中で、以下とか、そのあたりに分類されるということです。

○蓬原委員 2.5以下のものが50%以上入っているものという定義でいいんですか。

○上山環境管理課長 以下が50%入っているということです。

○蓬原委員 その2.5以下でないものについては、もう既にいろんな測定方法で測定されているということですよ。今までは、そのPM2.5の非常に割合の多いものが測定されてなかった。これが害を及ぼすだろうというような、健康不安・被害等々の懸念から、50%以上入っているものについては、改めて測定するというのですが、それ以上の物質の大きいものについては、もう既にいろんなところで測定は行われているということですか。

○上山環境管理課長 PM2.5は、ここ数年話題になっておりますけれども、それ以前は浮遊粒子状物質ということで、一般的には黄砂あたりとか、ああいったのは、もう従前から測定を行っております。

○蓬原委員 わかりました。

委員会資料の6ページです。水源地域保全推進事業。この条例については、議会で特別委員会をつくって、早速、環境森林部のほうでやっていただいて、非常に評価をするものであります。この普及啓発のシンポジウムなんですけど、このシンポジウムについて、よく県民の皆さん

から声を聞くのが、関係者だけではないかって。県の皆さん方、市町村の皆さん方、恐らく林業関係となるんでしょうが、一部のそういう人たちだけでやっているだけで、本当に、あとの県民の皆さん方に普及徹底させるためのシンポジウム、啓発につながっているのかなという疑問の声を耳にしますので、この場合のシンポジウムの参加者というのは、大体どういう人たちを考えておられるのか。

○川野環境森林課長 委員おっしゃったとおり、これは、幅広くこの条例の中身を知っていただくということと、やはり水源地域、いわゆる森林が大事な役目を果たしているんだということを皆さんに知っていただくという2つの大きな目的がございますので、林業関係者だけでなく、やはり一般県民にも幅広く声をかけていきたいなというふうには考えております。

○蓬原委員 ぜひそういうことで、県民にあまねく広く周知していただくような手はずを、また整えていただく。でないと、関係者だけでそこでやって、講演があって、ここにいる人がいて、パネラーがいて、それでめでたしめでたしと、一般の人は知らないということでは困るんで、ぜひよろしく、そのところをお願いしておきたいと思います。

それから、8ページの林業公社、上のほうに12市町村において貸付金による支援とあるんですが、この12市町村、ちょっと教えてください。今までも当然出ていると思うんですが。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 公社の社員、12市町村ございますけども、県北から申しますと、高千穂町、五ヶ瀬町、日之影町、それから延岡市、日向市、椎葉村、諸塚村、門川町、木城町、西米良村、西都市でございます。失礼しました、美郷町。

○蓬原委員 12でしたが、12ありましたよね。間違いありません。12ですね。以上です。

○横田委員 192ページの環境学習推進事業ですけど、これは次世代エネルギーとして期待をされる14カ所の施設を次世代エネルギーパークとして認定をしていただいて、見学とか勉強していただいて次世代エネルギーに対する認識を高めてもらうということだと思んですけど、これまでの見学の状況はどうだったのでしょうか。

○川野環境森林課長 昨年認定されてから、この窓口を中心施設として県の環境情報センター、図書館にございますが、あちらがそういう受付窓口をお願いしています。あそこが環境学習の総合拠点ということで、いろんな環境学習に関する窓口になっているんですけども、今回そういうエネルギーパークが指定されましたので、見学会の募集を幅広くやりまして、今年度3件の見学会を実施したところでございます。

○横田委員 見学していただいた人の意見とか感想とかは聞かれているのでしょうか。

○川野環境森林課長 ちょっと手元には資料はないんですが、高校生とか子供を中心にやらせていただいておりまして、やはり、そういう新エネルギーの施設を見るのは初めてということもありまして、かなり勉強になったというような声は聞いております。アンケートという形では、ちょっとまだとってはおりません。

○横田委員 非常に大事なことだと思うんです。私たちもこういう施設を見て、おお、こんなのがあってびっくりするような施設が結構あると思うんですけど、ぜひこの事業を推進していただいて、多くの人に見学してもらうように頑張りたいと思います。

それと、194ページの一番下の森林環境教育活動実践推進事業ですけど、これは学校との連携

とかというのはどんなふうにとられているんでしょうか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 今年の例を申し上げますと53地区実施しておりますけれども、学校のほうでも30地区ほど実施しております。30校ほどやっております。

○横田委員 それは、カリキュラムの中に入れてやっているということか、ほかの、例えば夏休みとか、そういった交流をして見学とかをされているということなんですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 学校教育のカリキュラムに入っているかどうかというのはちょっと存じ上げませんが、学校のほうから要請がございまして、緑化推進機構というところで取りまとめて実施をさせていただいているところでございます。

○横田委員 これも、幼いころから、そういう体験をするということは非常に大事なことだと思いますので、積極的に推進をしていただければと思います。

次、いいですか。206ページの単独処理浄化槽転換促進補助事業ですけど、これは以前から要望も多くあったわけですが、単独処理浄化槽の撤去費用にも補助がつけられるということで、本当によかったなと思います。合併処理への転換が進むんじゃないかなというふうに思います。

ここの委員会資料にも書いてありますけど、これから一番大事になってくるのは、合併処理浄化槽への転換の重要性のPRだと思うんです。単独槽でも別に不自由を覚えているわけじゃないと思いますので、いかにこれをPRして、この補助事業を有効に使ってもらおうかだと思うんですけど、その考え方をちょっとお聞かせください。

○上山環境管理課長 委員がおっしゃるように、

いかにPRしていくかが一番ポイントだと考えております。当然のごとく、市町村の広報等では取り上げていただく予定にはしているんですけども、実際的には浄化槽協会さんあたりと連携いたしまして、業者の方々にもチラシを配っていただくなり、そういったことで。実態がよくわかってらっしゃるのは、もう業者の方々が一番よくわかってらっしゃいますので、そういったものをうまく使いながら、そういった転換への効果なんかを説明していただいて、助成制度もあわせて説明していただいて普及に努めていきたいというふうに考えております。

○横田委員 今回は240基が予定されているようですが、全て消化していただくように頑張っていたきたいと思います。

次、公共関与ですけど、これ確認をさせていただきたいんですけど、溶融炉が使えなくなって、その結果、自動車のシュレッダーダストの搬入受け入れができなくなったということだと思うんですけど、これは民間の産廃事業が非常に充実してきたということでもないわけですよ。だから、別にここで受けなくても大丈夫だということでもいいですよ。

○神菊循環社会推進課長 溶融炉爆発によりまして、焼却灰の溶融、いわゆるスラグ化ができないという状況でございます。スラグになりますと、リサイクルとしていろいろな路盤材に使うとかそういった形の活用ができますので、リサイクル率が向上をするということにもなります。

現状を申し上げますと、自動車シュレッダーダストの排出業者につきましては、自動車の会社の連合体でございますけども、そういったリサイクル率の高い施設からシュレッダーダストを搬入していくという方針を持っております。

私どものエコクリーンプラザは、現状でリサイクルできないと、溶融できてないということですから、そういった排出業者がエコクリーンプラザに持ち込まずに他の施設に持ち込んでいると、リサイクル率の高い施設に持ち込んでいっているという状況にあるということでございます。

ですから、そういう意味で収入が減っておりますけれども、その他の産廃事業についての営業活動等を充実することによりまして、下げ幅としては比較的抑えられたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○横田委員 それはよくわかるんですけど、その自動車のシュレッダーダストは、ここが受け入れなくっても、民間のほうで十分リサイクルできているという考えでよろしいんですね。

○神菊循環社会推進課長 はい、そのとおりでございます。

○横田委員 はい、わかりました。いいです。

○山下委員長 今の説明で、エコクリーンでできないところは、周りはどこが処理できているんですか。ちょっと、つけ加えて。

○神菊循環社会推進課長 まず、県内の業者の民間の焼却会社、九州北清でありますとか、それから他県のそういったリサイクル業者がございまして、そちらのほうで処理されているというふうに思います。

○緒嶋委員 191ページ、住宅用太陽光、この融資制度は残すけど、補助制度はなくしたわけですね。宮崎県は太陽光日本一を目指すという方針で今まで来たわけですね。佐賀が一番です。これは、目指すということじゃないと、融資はあるが補助はやらんということであれば、昨年までの人は補助をもらっておる。ことしの人は補助がないということは、公平性の面からいっ

ても、施設費が安くなったといえ、やっぱり負担はあるわけですね。そうなりゃ、やっぱり公平性の面から、昨年までは補助費、ことしはだめで。また、日本一を目指しておるという中では、日本一は目指さないようになったということでもいいわけですか。

○川野環境森林課長 やはり、委員がおっしゃるとおり、宮崎は住宅用の普及率日本一というのを、平成21年に宮崎ソーラーフロンティア構想というのをつくりまして、その中でそれを目指していくということで、この住宅用の補助制度も21年からスタートしております。時を同じくして、国も同じように住宅用の補助制度がスタートしております。そういった形でずっとやってきておまして、制度をスタートする20年からしますと、25年の普及率が6.2%ということで約3倍近くになっておまして、今は全国2位という住宅普及率になっております。

今回、制度を見直させていただいたのは、やはり、状況がかなり変わってきているというのが一つございまして、一つは、やはり、今委員が言われましたようにシステム価格が非常に下がってきていると、パネルが安くなってきているということで、20年からしますと約6割ぐらまで下がってきているということです。

それと、もう一つは、24年からFIT（固定価格買取制度）がスタートしまして、非常に買取価格が優遇価格で設定されている関係で、パネルの寿命というのは、実質20年ぐらいつつんですけども、大体10年弱ぐらいで、それを初期回収できるというような今計算になっております。

こういった状況がかなり変わってきているということで、国においても、来年度からこの補助制度、21年からスタートした補助制度をやめ

てしまうということがございました。

県としましては、そういう日本一というのを掲げていたんですけども、昨年、やはり非常にエネルギーを取り巻く環境が変わってきているということで、24年に新エネルギービジョンというのをつくりまして、1年前倒しで新エネルギーをどうするかというのをつくらせていただきました。

その中で、このソーラーフロンティア構想というの、この中に取り込んでいく形で、太陽光は、やはり宮崎にとって大事だということで、太陽光を進めるんだというのを新エネルギービジョンの中に盛り込む形で進めていく。今までの住宅普及率1位というようなあらし方ではなく、太陽光も今FITがスタートしましたので、住宅以外の非住宅部門にも太陽光が今どんどん進んできているということがありますので、宮崎県全体の太陽光を進めるには、やはり住宅も非住宅もどっちも欠かせないんだということで、住宅、非住宅合わせて、今の9倍の太陽光発電を導入していこうという目標に表現を改めたといいますか、そこに掲げていったわけです。

日本一という言い方は、そのビジョンの中ではしておりませんが、気持ち的にはやはり高いところを目指していきたいというのはございますが、太陽光の9倍を目指して、34年の9倍を目指して、今政策を進めているということでございます。

不公平があるんじゃないかという御指摘がございました。確かに補助金をもらう人、もらわない人がおります。やはり、この住宅用の補助制度というのはかなりまとまったお金が要ということで、私どもも、21年からスタートして、基金とかを活用しながらやってきたわけなんですけれども、それでもやはり全体の、住宅用、

1年間導入される方の、昨年でいいますと大体5割程度が県の補助対象になっていると。全部の方に補助が行き届かなかったという状況もございます。

そういった意味で、もともと、かなり不公平、早い者勝ちのところがあったんですけども、この補助制度がなくなって、国もなくなる、県もなくなるということになりますと、かなりその負担が出てくるんじゃないかということで考えますが、やはり、パネルの価格がどんどん下がってきておりますので、毎年、対前年比10%ぐらいずつ減ってきております。それでいきますと26年度の価格が、昨年より10%減った金額が、ことし補助をもらって、自分が自己負担する金額と大体同じぐらいになるということで、そこは何とかぎりぎりセーフかなということで。本当にまとまった予算が必要な中で、じゃあどこにお金をこれからしていくかというところで、やはり、普及が今進んでいない非住宅部門の、それも全量買い取りに乗れない小規模のところ今回お金を充てて、その普及を進めていこうという新規事業を打ち立てたということで、非常にちょっと苦しいんですけども、そういう思いでおります。

○緒嶋委員 それは、あんたが言うのはへ理屈じゃ、それは。

佐賀県は日本一で、まだ補助を続けるとよ、佐賀県は。そういう中で、佐賀は日本一でも、まだ続けます。宮崎県は日本一を目指すが続けませんということは、説明としては、なかなか成り立たん。だから、特に、私は自分もつけて、補助金をもらってやってるが、恐らく去年も申請した人の半分しか補助金をもらってやっていないわけよね。そういう人たちは、翌年はあるだろう、26年はあるだろうと期待していたと思

うんです。そういう人たちはだめになるわけですかね、補助金は、もらえないわけ。今度は26年か。

そして、特に家庭用というのは、昼間の電気は自分方で発電したものを自分方で使うわけ、昼間は。皆、売電するわけじゃないと。自分のとこの家で発電したものは、昼間の太陽が輝いている間は、自分方で洗濯するとか、それは自分方の自家消費になるわけです。そういうことになると、昼間の発電量を減らすという一つの環境に優しい、全体的には、そういう売電は収益じゃけど、自分方で自家消費するということは、自分でエコに、自分のところの家庭は昼間は協力しとるということになる、はっきりいうて。売るためにつくるだけじゃなくて、自家消費するって。

そういうことでいうと、やっぱり家庭でつくるという太陽光発電というのは、環境に優しいという、その人の思いが伝わる制度でもあるわけです。そうすると、私は、その産業用のとはちょっと違った意味で日本一を目指すと言って、昨年の知事の提案理由説明でもそうやった。日本一を、高いものを目指していくと、25年度は言ってきたわけや、知事も提案理由の中で。それが、もう26年度はこういうことで。そやから、100万泊運動と同じで、口で言うこととすることが違うんじゃないかということになるわけです。やっぱり継続性の中で、本当に日本一になったなら、私はやめていいと思っている。やっぱり、それに達しない間は、金額は安くても、私は補助制度は続けるべきだったと思う。それが、公平の原則。やっぱり負担も公平でないといかん、税金も。しかし、恩恵も公平であるのが私は筋だと思う。

そういう意味では、今度やめたというのは、

それは予算的に厳しいと言うけど、その融資制度は、この金額は、融資は返ってくるわけです、これ2億100万。これは貸しとる金だから、県は自己負担にはなってるわけですよ、融資制度は。そうなれば、私は太陽光の家庭用のは何らかの形で、金額は減らしてでも残すべきだったということ強く思うわけです。このあたりは説明されたけど、日本一を目指す、目指すからには日本一にならんといかんわけだから、そういう努力がちょっと足らんということ申しておきます。

○山下委員長 答弁はいいですか。

○緒嶋委員 答弁があれば言うてください。

○山下委員長 どうぞ、今の考え方。

○川野環境森林課長 おっしゃるとおり、その住宅用の太陽光発電は、環境面にも非常に貢献できるし、あと、今回の震災のことがありまして、やはり災害に強いエネルギーだということもありまして、非常に皆さんの意識——今回、新エネルギービジョンをつくる時にアンケート調査をしましたが、やはり、そういう環境に対する思いが多くて太陽光をつけましたという方たちの結果も出ております。非常に皆さん、この太陽光に対しての関心が高まってきております。

だから、これからもやっぱり住宅用は進めていかないといけない、それは県としての思いというのは全く変わっていないところでございます。

その支援の形を今回ちょっと変えさせていただくということで、やはり、行政課題は新たな部分が出てきてます。物すごく急激に進んだことで、つけるとき、それからつけた後、そして廃棄するとき、情報不足のためにいろんなトラブルに巻き込まれるようなケースもありますの

で、そういった正しい情報を県民の皆様にお伝えして、そういったところで県は支援していきたいと、そういう情報提供事業のほうにシフトする形で住宅用は進めていきたい。

佐賀県は非常に頑張っていると思いますし、国の制度が始まる前から、もう補助を打ってやられておまして、ずっと1位をキープされております。本県も一緒に頑張っていて、ずっと2位をキープしておりましたが、形を変えてでも2位をキープするように頑張っていきたいと思っております。

○緒嶋委員 地震なんかで電源が、発電所がやられた場合でも、自家発電で昼間の間は動くわけですよね、自分の家では。停電になっても、太陽光をつけるところは。そういうことからいうと、これは本当にある意味では地震対策にもなるわけです。そういう意味も含めて、やっぱり日本一を目指すという、それになるまで努力するというのが政策じゃないと、途中でやめましたというのは、私は政策としては100点満点じゃないと。だから、そういう点は今後ちょっと、また復活しても悪くはないわけだから、それぐらいの努力で頑張っていきたいということを強く申しておきたいというふうに思います。

それから、194ページの森林づくり県民意見交換会等の開催367万、こういうのには、我々にも声をかけてもらいたいと思う。県民の人たちがどういう意見を持っておるのかというのを、我々もやっぱり聞く必要もあるわけです。こういうのが我々に声がかかったことがないような気がするけど、これはどういうシステムでやっておられるんですか、これは。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 194ページの㊦の3、森づくり県民意見交換会等開催事業を掲載しておりますけれども、これは、森林環

境税が平成23年度から27年度までということので第2期目を実施させていただいております。それで、27年度が、また税のあり方についての検討を要する年度でございますけれども、その前年度、26年度に県民、各地で意見を伺って、その税についての議論を深めていただくということで、今回初めて、この予算の中に計上させていただいておるところでございます。

○緒嶋委員 そういうときに我々も、森林環境税は林活議連が一生懸命になって、これ、できたんですよ。執行部は余り乗り気じゃなかった、実際は、最初は。あのときは、もう本当に環境森林課の皆さん方は、課長以下、一原君が課長やったですか、大変苦勞されたんですよ。本当は税だから税務課がやらんといかんのが、環境森林部のほうが頑張ったという、本当に皆さんの努力には敬意を表したいと思うんですが。

そういうものでありますので、我々もこの意見が、どういう意見が出るかというのは聞きたいと思っておりますので、地域の議員さんぐらいには声かけて、地域の課題というか、そういう意見を聴取するというのは、また我々にとっても勉強になると思っておりますので、そういうふうに進めてほしいということをお願いいたします。

それから、合併浄化槽、これは先ほどもいろいろ出ましたが、これは205ページと、その委員会資料の中の12、13ページ。この14万6,000基の中の8万1,000基が単独と、これをいかになくすというのが、これは最大の、言われたとおり課題と思うんです。これに、まだ20市町村しか協力的でないということ自体がおかしいと思うんです。だから、これはぜひ、全体的にこれをいつまでに、長期計画の中でいつまでに8万1,000基を5万基にするとか1万基にするとかいう長期目標を立てて、その中で予算を組んで進めな

ければ、これを減らすようお願いしておるだけでは、私は前に進まんと思う。市町村も巻き込んで、それぞれの市町村に8万1,000基があるわけですので、その数のもとに何年間ではこれを半分にしましょうとかいう目標を市町村ごとに立てさせて、それには県も財政的に協力しますという基本的なものをつくっていかなければ、まだ、これしこありますだけで、200ぐらいのことじゃ、とてもじゃない、これはもう何十年間もかかるわけですね。そういうものをつくっていかなければ、私は解決策というか、前に進まんと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○上山環境管理課長 議員がおっしゃるとおり、本当に単独処理浄化槽がなかなか進まないというのは、やはり、県民の方々、単独処理浄化槽を設置されている方が、現実的にはトイレはもう水洗になっておりますので、そういったことで不便を感じてらっしゃらないという部分があるのかなと、なかなか意義が伝わらないのかなということも感じております。

議員からも今御指摘がありましたように、今後もそういったところも含めて、市町村あたりも巻き込みながら、また、私どものほうでは、要するに生活排水関係の基本計画の取りまとめもさせていただいておりますので、そういったところで単独処理浄化槽をいかにやっていくのかということも、今後、数値目標化も含めて、市町村と協議を進めさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、この単独処理浄化槽につきましては、今回は20市町村、全部参加できなかったんですが、全ての市町村からは前向きに検討したいという御返事いただいておりますので、市町村と協力しながら、今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 次に、エコプラザみやぎですけども、これは平成32年には、もう産業廃棄物のほうは処理を、一応、一般廃棄物ということで市町村のほうに運営を任すというふうな長期的な考えもあったわけですが、そういう意味では溶融炉を、この問題等は、やはりこれは一応は復旧せざるを得んわけですね。

○神菊循環社会推進課長 ただいま委員が申されたとおり、平成32年度をもちまして、県の産業廃棄物処理事業、公共関与事業については終了するというので、現在、市町村ともいろいろ協議をしながら理解を求めているところでございます。

今おっしゃいました溶融炉の復旧につきましてなんですが、エコクリーンプラザの発足に際しまして、地元の対策協議会といろいろな協議、協定を結んでおりますが、その中で溶融を行うということが定められております。これは、やはり焼却灰をそのまま埋め立てるよりは、溶融のほうがより安全だということからなんですけども、なっております。そのことを考えますと、溶融炉の復旧というのが基本になるとは思いますが、今後、構成しております市町村や対策協議会、それから公社等とも協議を進めていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 これを復旧するためには、どのくらい金がかかるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 ただいまのところ、額についてははっきりいたしておりません。申しわけございません。

○緒嶋委員 はっきりしないというても、大体、建設費は幾らぐらいかわかりそうなもんじゃない。それもわからんとですか。

○神菊循環社会推進課長 建設費につきましては、焼却溶融炉ということで焼却炉と一緒になっ

ておりまして、溶融炉をちょっと抜き出すのが非常に難しく、まだ額については把握いたしておりません。

○緒嶋委員 それは、億単位とか何千万とかいうことも全然わからんわけですか。

○神菊循環社会推進課長 ざっくりではございますが、溶融炉1号機の下にありました水砕層、そこが爆発したわけですけれども、全体で、やはり億単位の復旧費はかかると。何十億ということはないと思いますけれども、億単位の復旧費はかかるんだろうということは考えております。

○緒嶋委員 溶融炉の、その爆発した原因というのとはわかっておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 溶融炉の爆発については25年の3月12日に起きたわけでございます、その後、運転を委託しておりますSPC、それから私ども県、市、それから外部の専門機関であります日本環境衛生センター等と事故の原因究明を行ってきたところでございます。

その過程におきまして、爆発の原因は水蒸気爆発だろうということはおわかってきておりますが、そこに至る爆発のメカニズムと申しますか、それからあと、再発防止対策、これについて、非常に専門的で、かつ技術的な部分が多くて、長い期間を要したところでございます。

現在、公社において最終的な詰めを行っているところでございまして、本年度中には報告書を取りまとめ公表させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○緒嶋委員 その溶融炉は産廃のほうは県は関与をやめるということであっても、溶融炉をつくることによって、一般廃棄物でもそれを使うということとはできるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 はい、できます。溶融炉を使うことによりまして、焼却灰と比較し

ますと、その容量が17%少なくなるということでございますので、それを用いますと、最終処分場の延命化にもつながりますし、地域の住民の方々も安心されるということがございます。

○緒嶋委員 それと、あそこは汚水対策で施設のやりかえとかタンクの修復とか、それをやったわけですが、それを施工が悪かったとかいうことで裁判をかけておられる、その見通しはどうなっておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 今議員がおっしゃいましたのは、浸出水調整池補強工事貸付金でございます。全体で16億9,800万円の2分の1を県が貸し付けていると、これが8億4,900万円でございます。訴訟につきましては、現在まだ継続中でございます、訴えております金額が約18億8,500万円と、途中で増額しておりますので、この金額を裁判で訴えているということでございますが、来年度中には一審判決が出るのではないかと。まだ現在、一審判決で宮崎地裁に継続しておりますけれども、一審判決までいくのではないかと申すように考えております。

○緒嶋委員 であれば、その一審判決から、またいろいろ最高裁までいくということになれば、この金は、その最高裁まで、結論が出るまでは貸付金はずっと存続するというか、そういうことになるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 この貸付金は、県が半分、仮に負担したということでありまして、裁判等での責任の所在等を考慮した上で新たに負担を定めるということにしております。ですから、判決が確定するまでということに基本なるんですけども、そうなるのかなりの時間もかかりますので、裁判の行方も見据えながら考えてまいることになるのではないかと申すように思っております。

○緒嶋委員 経営が安定したことで、この貸付金が減るということは考えられませんか。

○神菊循環社会推進課長 現状を先ほど御説明いたしました。事業収支としては黒字でございますけれども、借入金の償還とか利息を合わせますと赤字という状況でございますので、そこを見ますと、金額の減少というのはちょっと考えにくいというふうに思っております。

○緒嶋委員 これはいずれにしても、この裁判の行方というのはわかりませんが、エコクリーンプラザが経営が安定しなければ、やはり一般廃棄物だけといっても、なかなか県の関与を、市町村の皆さんは離したくないという思いもあるんだろうと思いますので、経営が安定するように。最初から、もうこれは県も巻き込んだ施設としてつくられたわけじゃから、それは県の責任も当然あるわけですので、やはり宮崎市を中心とする市町村の理解を得るように努力しながら、できるだけ県も配慮して、やはり32年にはきれいに、いずれにしても手を引くというか。一般廃棄物は、県北も県南も、それは市町村の責任でやっておられるわけだから、宮崎の中央だけが産廃も含めてというのは、もう産廃も民間業者で十分やっているとことであれば、やはり県が関与しなければやっいけないという、今条件ではないわけでしょう、産廃のほうは。

○神菊循環社会推進課長 民間の処理で十分やっいけないものと思っております。

それから、先ほど、ちょっと説明で修正させていただきます。訴訟の金額18億8,500万円と申しましたが、これは調整池以外に排水の下水道放流に関する工事の分も含め、それが県の負担が3億8,000万だったんですが、この負担を合わせたもので18億8,500万円の訴訟で請求している

ということでございます。

○緒嶋委員 では、訴訟は、貯水タンクだけではなく、それも含めてということですね、訴訟は。

○前屋敷委員 私も太陽光発電システムの廃止の件でちょっと質問もあわせてさせていただきたいと思うんですけど。今、かなり議論になりましたけど、私はやっぱりこの太陽光発電というのは、本当の地産地消を地で行く制度だと、事業だというふうに思うんです。ですから、やはり継続は必要だというふうに私も思います。

そして、国の補助がなくなった、それとあわせて県もやっぱりなくしていこうという理由も1つあるのかもしれないんですけど、ですから、国のやめた分までフォローするということはできないと思うんですけど。せめて、やはり、住宅、非住宅ともに進めていくという立場を、補助の率は県だけにとどめたり、いろいろ財政上考慮しなければならないと思うんですけど、やはりその点では、今回こういうふうに制度をやめるということになってはいますが、ぜひ復活の状況で検討もすることが必要だというふうに思うんです。県民はやっぱり押しなべて、この制度は本当にいい制度だということで期待してるし、自前がなければ、この制度融資も活用しながらつけようというふうに思っておられる方が多いというふうに私は思います。そういった点では、やはりそういうことも加味して、今後の検討課題にぜひのせていただきたいというふうに思います。これは意見として述べさせていただきます。

それとあわせて、この融資制度ですが、昨年と同金額になっているんですよね、2億100万。その前は2億5,000万ぐらい財政措置があったんですけど、この融資制度、昨年で実績はどのく

らいですか。

○川野環境森林課長 24年度の実績でございますが、新規にお借りになられた方が39件ございました。融資金額が8,029万円ということでございます。

○前屋敷委員 やはり活用してエコにも協力し、まさに地産地消もやろうということだと思いますので、そういった点で、先ほども申しましたが、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、PM2.5で、新たな観測所を立ち上げるといって非常にいいことだというふうに思います。

それで、県民の方々へ新たな情報が提供できるということなんですが、この広報といいますか、情報発信はどういう形でされておられるのか。県民の方から、この情報をどうやって流しているのか、余り聞かないという話も耳にするものですから、定期的に観測データが流されるのか、基準を超えたときに公表するのか、それはどういうぐあいになっているんですか。

○上山環境管理課長 PM2.5も含めた常時監視を行っている項目につきましては、1時間ごとに県のホームページで値を見ることができます。これではなかなか不十分な部分もありますので、委員がおっしゃるような、例えば新聞とかテレビあたりで、テレビあたりでは新燃の、以前やっておりましたけれども、ああいった形も非常に効果的だと思いますので、その辺はまた今後研究してまいりたいと思います。

あともう一点、PM2.5につきましては国の定めた注意喚起を行う基準というのがございまして、それについて、1日の平均値が上回ると予想される場合には、マスコミ等を通じて速やかに注意喚起をやっていくという形で準備はして

おります。

○前屋敷委員 ぜひ、情報発信はきめ細かにしていくことが必要ですし、やはりホームページだけでは、ほとんどの方はそれを見るという立場にはないと思いますので、やはりマスコミとか新聞とか、こういうところも駆使して、きょうはかなり空気もよどんできているなというのは、肌では感じたり、目で見て感じはするけど、どの程度のものなのかというのがやっぱりなかなかわからないということですので、そこはぜひ検討もしていただきたいというふうに思います。

それとあわせて、放射能の測定もされておられるんですけど、これは大気中のものとか、植物に付着したものとか、そういう検査測定もされるんでしょうけど、これについては、どういう公表の仕方なんですか。

東日本大震災のときには、ヨウ素が飛んできたというのはマスコミなどでも流れたりして、一定、知る状況にもあったんですけども、日常的にどういう状況かというのも非常に興味もありますので、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

○上山環境管理課長 済みません、先ほどの、まずPM2.5につきましては、もう一点、県の防災メールに登録いただいた方につきましては、全て注意喚起の情報が速やかに行くようになっておりますので、その点も含めて市町村にもきめ細かにPRさせていただきたいと思います。

あと放射能測定につきましては、空中の放射線量を含め8項目について定点で調査を行っておりまして、以前は測定結果がまとまり次第、県のホームページで公表していたんですが、もう非常に安定しておりますので、年度をまとめる形で、年度末に県のホームページで公表、ま

た、*環境白書も出しておりますので、そのあたりで一応お知らせしようかなと思っております。

国のホームページあたりには全体の数字は常に出されてはいるんですけども、宮崎県の方については、そういう形で今のところは広報については考えております。

○前屋敷委員 PM2.5もこの放射能もですが、かなり関心は高くなっていますので、やはり日常的に県民の皆さんが情報が知り得るといふものを、ぜひ工夫していただきたいというふうに思うんです。ホームページであるとか環境白書であるとかというのはやっぱり限られてきますので、その辺はぜひ配慮もしつつ検討していただきたいというふうに思います。

それと、206ページの一ツ瀬川汚濁対策の件ですけど、これは、26年度は委員会の運営費のみの計上になっています。昨年は、事業費が1,500万ほどついて事業がなされたんですけど、この事業については継続性はないのか。これで森林整備、汚濁の対策も含めてできるのかという点で。

○上山環境管理課長 これは、一ツ瀬川及び小丸川上流域に植林をしていく、そして管理していくという事業で、森林保全機構という組織を立ち上げてやっておりました。これにつきましては平成11年に立ち上げたんですけども、15年間はそういった基金を造成しながらやっていくということで、25年度まで県が1,500万、九電が3,000万というような形で、あと地元の市町にも御負担いただくような形で積み立てておまして、25年度までで一応積み立てにつきましては終わりました。今後は、そういった基金を活用しながら植林なり、そういった間伐なり、あとは崩壊地等の防止工事等についてやっていくということで、一応事業の終期は平成50年ま

で予定しております。

○前屋敷委員 じゃ、この基金としては、現在は残っているわけですか。事業としては25年度までという話ですが、毎年、基金は積み上げていって事業に使うということではないんですか。

○上山環境管理課長 今までの積み立てた基金については国債を購入して、それを満期になった時点で、また積みかえるというような形で、今まで基金の総額は9億7,000万ぐらいあるんですが、それを5年ごとに取り崩して、また積み立てるといふ形で平成50年度まで事業をやっていくという計画でございます。

○前屋敷委員 じゃ、26年度についての事業というのはしないということですか。

○上山環境管理課長 26年度も、そういったことで下刈りとか造林といいますか、そういったものも含めた形で事業計画に基づいてやっていきます。ですから、予算については、そういった保全機構の中で支出していきますので、県の予算としては、事務費というか、そういったものだけを今計上させていただくという形になっております。

○前屋敷委員 済みません、ちょっとまだ理解が不十分で。昨年度のこの整備事業1,500万というのは、別個に事業したということなんですか。

○上山環境管理課長 昨年度まで、それぞれ積立金を積んでおりましたので、この1,500万というのは県からの積立金、機構への積立金ということになります。

○前屋敷委員 なるほど、わかりました。理解をしました。

○山下委員長 お昼になりましたけど、どうされますか。

○前屋敷委員 じゃあ、やめます。

※30ページに発言訂正あり

○山下委員長 今3課が終わるところなんですけども、よければ、あと残りがまだ3課あるんですけど、総括でまた続行しまして、3課は午前中で打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を終了いたします。

午後1時開始とさせていただきます。暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

○山下委員長 それでは、午後の委員会を再開をいたします。

これより、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を行います。

自然環境課から、順次説明を求めます。

その前に何かあるんですか。

○上山環境管理課長 午前中の審査の中で、前屋敷委員から放射能に関する御質問がございました。その中で私のほうから、調査結果を県の環境白書で公表しているというふうな答弁をいたしました。環境白書ではございませんで、衛生環境研究所の年報で公表させていただいております。訂正させていただきます。

○山下委員長 よろしいですか。

○佐藤自然環境課長 それでは、自然環境課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の自然環境課、211ページをお願いいたします。

自然環境課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で39億1,807万2,000円をお願いしております。

それでは、以下、主な項目について御説明い

たします。

213ページをお願いいたします。

中段の自然保護対策費、説明欄の4、自然保護推進員地域活動活性化事業の130万円でございます。これは、自然を守り育てるボランティア及びリーダーである自然保護推進員の活動を活性化するため、新規登録を促進いたしますとともに、推進員大会の開催などにより、知識の向上や情報の共有化を図るものでございます。

次に、1つ下の5、生物多様性地域保全活動推進事業であります。この事業につきましては、後ほど常任委員会の資料のほうで説明させていただきます。

次に、215ページをお開きください。

上段の森林病虫害等防除事業費の6,064万6,000円でございます。これは、主に松くい虫被害の蔓延を防止するため、ヘリコプターなどによる薬剤散布や被害木の伐採・焼却などに要する経費でございます。

次に、その下の山地治山事業費の27億1,511万5,000円でございます。これは、台風や集中豪雨による山地崩壊地の復旧整備やこれらの災害を未然に防止するため、三股町椎八重地区など57カ所において、復旧治山事業や予防治山事業などを実施するものでございます。

次に、216ページをお願いします。

中段にございます保安林整備事業の3億963万4,000円でございます。これは、水源の涵養等の保安林機能が低下した森林において、植栽や下刈り、間伐等を実施し、保安林機能の強化を図るものでございます。

次に、下のほう、217ページをごらんください。

一番上の県単補助治山事業費、説明欄の3、山村集落防災機能強化事業の2,000万円でございます。これは、山村地域の集落機能を保全するた

め、荒廃溪流の復旧及び取水施設や避難路などの水源・防災施設の整備を実施するものでございます。

次に、その下の保安林管理事業費、説明欄の4、森林の公益的機能高度発揮推進事業の800万円でございます。これは、保安林の公益的機能の充実強化を図るため、集落の上流等に位置する水源地域の森林や山地災害危険地区周辺の森林等を対象に、保安林指定に向けた調査等を行うものでございます。

次に、その下の鳥獣保護費、説明欄の2、野生鳥獣保護推進事業の750万9,000円でございます。これは、鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、傷ついた野生鳥獣の保護・治療等やキジの放鳥、コシジロヤマドリ的人工増殖等を行うものでございます。

次に、1つ下の3、野鳥に親しむ環境管理事業の144万4,000円でございます。これは、愛鳥作品コンクール等を通じて野鳥への愛鳥思想の普及を図りますとともに、野鳥との触れ合いの場である御池野鳥の森を整備することにより、人と自然が共生できる環境づくりを進めるものでございます。

次に、2つ飛びまして、6の鳥インフルエンザ野鳥対策事業の278万円でございます。これは、野鳥の生息状況や飛来状況等を把握しますとともに、定期的なウイルス保有状況調査を行い、的確な情報を県民及び関係機関へ迅速に提供することにより、鳥インフルエンザの防疫体制の強化を図るものでございます。

次に、その下、鳥獣管理費、説明欄の2、有害鳥獣捕獲活動支援事業の2,029万8,000円と、次のページ、218ページになりますけれども、(事項)といたしまして狩猟費、4番の狩猟者育成確保等対策事業の270万1,000円につきましては、

後ほど常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、その下の自然公園事業費、説明欄の5、自然公園等利用施設整備事業の3,651万2,000円でございます。これは、自然公園等利用施設のリニューアル、バリアフリー化など、誰もが安全かつ快適に利用できるように市町村と連携して整備するものでございます。

次に、最後の219ページをお願いします。

上段の治山施設災害復旧費3億円でございます。これは、台風等による治山施設の被害に備えまして、予算をお願いするものでございます。

続きまして、先ほど説明を延ばしておりました事業を説明させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料の16ページをお願いします。

16ページでございますが、初めに、生物多様性地域保全活動推進事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、人々の暮らしを支える生物多様性の保全を地域で推進するため、希少野生動植物の指定・保全や生物多様性地域戦略の策定による県民意識の向上を図ることを目的としております。

右側の17ページをごらんください。

まず、生物多様性の現状ですが、長い年月をかけて地域ごとに培われてきたさまざまな生態系と多種多様な野生動植物が危機に瀕しております。県では、絶滅のおそれのある野生動植物をまとめた県版レッドデータブックを10年ごとに作成しておりますけれども、2000年から2010年までの10年間で、掲載種は298種、25%増加しております。

増加の主な要因といたしましては、環境の改変や森林の伐採、鑑賞用としての乱獲、里山地域の荒廃、鹿の食害等が上げられます。

次に課題でございますが、生物多様性保全をし、その恵みを、いかに将来世代に引き継いでいくかということが重要な課題となっております。

そのための施策として、重要な生息地の保全、地域の保全活動支援、県民意識の向上の3点を掲げております。

左側の16ページに戻っていただきたいと思っております。

2番の事業の概要ですが、予算額は570万7,000円をお願いしております。財源は、一般財源と森林環境税基金であります。

事業期間は、28年度までの3年間としております。

事業内容は、先ほど御説明した3点の施策に沿ったものでありまして、①から③は、希少な野生動植物や重要な生息地を指定し、保全を図るものであります。

④は、森林環境税基金を活用いたしまして、地域で保全活動を行う市町村や団体を支援するものでございます。

⑤は、生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全に関する県民意識の向上を図るものであります。

3の事業効果でございますが、地域の生物多様性の保全が図られ、将来世代に引き継がれるものと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。

有害鳥獣捕獲活動支援事業についてであります。

まず、右側の19ページの表をごらんください。

表の1でございますけれども、野生鳥獣による農作物が被害額の推移を表にしたものでございますが、平成24年度は11億円を超えており、依然として厳しい状況にございます。

また、2のイノシシ・鹿・猿捕獲数の推移にありますように、平成24年度の捕獲実績は合計で3万4,000頭となっておりますが、引き続き捕獲等の対策をとっていくことが重要と考えております。

再び、18ページをごらんください。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、各市町村の有害捕獲班の捕獲活動等を、市町村と共同で支援するものでございます。予算額は、2の事業の概要にありますように2,029万8,000円をお願いしております。

次に、(5)の事業内容についてであります。

①の有害鳥獣捕獲班活動支援事業では、県内の26市町村が行う有害鳥獣捕獲活動について、また、②の野生猿特別捕獲班活動支援事業では、猿被害の多い18市町村が行う猿捕獲活動について、その活動経費を助成することとしております。

また、③の鳥獣保護区等周辺被害防止事業では、事業者が行う鳥獣保護区等及びその周辺の農林地における電気柵の設置や箱わなの購入経費を助成することとしております。

3の事業効果であります。これらの事業を、関係市町村や農政水産部、鳥獣被害対策支援センターと連携して取り組むことによりまして、有害鳥獣の個体数調整が図られ、農林作物の被害の軽減につながるとともに、捕獲班の活動体制の動機づけや市町村との捕獲体制の強化も期待されると考えております。

次に、20ページをお開きください。

狩猟者育成確保等対策事業についてであります。

まず、右側の21ページのグラフをごらんください。棒グラフは、狩猟免許所持者の人数の変化、それから折れ線グラフは、60歳以上の割合

を示しておりますが、ごらんのように、有害鳥獣捕獲の中心的な役割を果たしていただいております狩猟免許所持者の減少と高齢化が目立って進んできております。

このような中、県では、狩猟免許所持者に対する技術向上講習会や新たに狩猟免許取得を希望する方への受験課題の講義等を実施いたしますとともに、狩猟免許試験を複数回複数会場で開催するなど受験しやすい環境づくりを進め、狩猟者の確保に努めているところでございます。

再び、20ページをごらんください。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、狩猟免許所持者の技術の向上を図り、法人による有害鳥獣捕獲を実施することにより、捕獲の推進と捕獲従事者の確保を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は270万1,000円をお願いしております。事業期間は28年までを予定しており、事業主体は県と市町村とを予定しております。

(5)の事業内容でございますけれども、①の狩猟者育成安全等講習事業では、狩猟免許所持者や狩猟免許取得希望者を対象とした講習会を実施することとしております。

また、②の法人捕獲促進事業では、1の事業の目的・背景の下の方に、米印がございましてけれども、森林組合等の法人が有害鳥獣捕獲を実施する場合、一定の条件を満たせば、狩猟免許を有しない者を補助者として捕獲従事者に含むことができる制度の活用を促進するため、捕獲活動に必要なわな、右の21ページの下の方に示してありますように、例えば巾着式網箱わななどの整備等について助成を行うこととしております。

最後に、3の事業効果であります。狩猟者

の資質と捕獲技術の向上等と捕獲補助者を含めた有害鳥獣の捕獲従事者の確保が図られ、また、地域の農林家の狩猟免許取得への関心が高まることで、狩猟免許所持者等の増加につながることを期待されると考えております。

続きまして、別紙になっております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお願いいたします。

⑤の公共工事の執行等につきまして、環境農林水産分科会におきまして御指摘があったものでございます。

公共三部の具体的な取り組み例としましては、中ほどに記載してございます。

効率的な予算の執行につきましては、人員補強による執行体制の強化や、請負業者との緊密な打つ合わせ等による進行管理の徹底等を図り、年度内発注・早期執行に努めてきたところでございます。

また、入札不調の対策につきましては、技術者や資機材の状況など、地域の実情を把握いたしますとともに、現場条件等を十分に考慮したきめ細かな積算の徹底や発注時期の調整、施工管理書類の簡素化等に取り組んでいるところでございます。

自然環境課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○水垂森林経営課長 森林経営課でございます。当課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の221ページをお開きください。

森林経営課の当初予算は、左から2列目にありますように、88億3,298万6,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

223ページをお開きください。

一番上の(事項)森林計画樹立費6,912万9,000円です。これは、森林法に基づく地域森林計画の樹立及び森林経営計画の認定等に要する経費であります。

次の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費3億6,203万3,000円です。この事業は、森林整備地域活動支援基金を活用しまして、森林所有者等が行う森林経営計画の作成や集約化施策のための現況調査、境界の確認等に支援するものであり、これにより森林経営計画等に基づく計画的かつ適切な森林整備を推進するものであります。

次の(事項)林業普及指導費4,404万1,000円です。これは、林業普及指導員が、林業技術の改善向上と経営の合理化に向けた取り組みを指導するものなどです。財源の一部には、林業担い手対策基金、森林整備加速化基金などからの繰入金も充てております。

一番下の6、新規事業「緑の青年就業準備支援事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料により説明させていただきます。

次に、224ページをお開きください。

(事項)林業担い手総合対策基金事業費1,347万6,000円です。これは、林業担い手対策基金及び森林整備加速化基金を活用しまして、林業担い手の確保・育成を行うものでございます。

次に、その下の(事項)森林整備事業費21億6,927万9,000円です。これは、説明欄2の森林環境保全直接支援事業と3の環境林整備事業により、県内一円において、植栽や下刈り、間伐などの森林整備及び作業道開設に対し

て助成するものであります。

次に、一番下の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費1億2,500万円ですが、これは、次のページの説明欄にありますように森林整備加速化基金を活用して、森林境界の明確化や森林獣害防止対策を実施するものであります。

次に、その下の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億9,000万円です。これは、森林環境税を活用して、公益上重要な森林を対象に広葉樹の植栽や間伐等を行うものであります。

次に、一番下の(事項)道整備交付金事業費19億2,027万7,000円です。これは、山村地域の交通ネットワーク化を図るとともに、適切な森林整備に必要な林道網を整備するもので、26年度は、日之影町の竹の原・諸和久線ほか38路線を計画しております。

次に、226ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業専用道整備事業費2億1,066万5,000円です。これは、間伐作業等の森林施策に直結する路網を整備するもので、椎葉村の椎葉1号線ほか5路線の林業専用道等を整備するものであります。

次の(事項)森林環境保全林業整備事業費792万円です。これは、林道橋の点検診断の結果に基づき、高千穂町の今藤線において橋梁の改良工事を実施するものであります。

次の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費5億9,679万8,000円です。これは、林業を中心とする総合的な地域開発に必要な基幹林道を整備するもので、西米良村の小川・石打谷線ほか1路線を整備するものであります。

次に、227ページの上から2番目の(事項)県単林道事業費2億7,026万5,000円です。

このうち、説明欄1の県単林道網総合整備事

業は、国庫補助の対象とならない小規模な作業道の改良や舗装等を行うものであります。

次に、その下の(事項)林業技術センター管理運営費1億2,515万9,000円ではありますが、これは、センターの施設管理や育種育林に関する試験など、26年度は9つの課題の試験研究などに要する経費であります。

説明欄2の(7)原木シイタケ人工気象室設置は、地域の元気臨時交付金を活用しまして、温度や湿度を自動調節できるシイタケ栽培室を整備するものであります。

次に、228ページをお開きください。

(事項)林道災害復旧費25億2,465万2,000円です。これは、林道の災害復旧に要する経費でありまして、平成25年度発生 of 過年災分と平成26年の現年災見込み額を計上しております。

続きまして、先ほど説明を後回しにしました事業について御説明いたします。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

新規事業「緑の青年就業準備支援事業」についてでございます。

この事業は、若者を中心とした新規就業者の確保・育成を図るため、将来的には林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、林業就業に必要な研修を行うとともに、研修生が安心して研修に専念できるよう、給付金を給付するものであります。

2の事業概要にありますように、予算額は1,950万円をお願いしており、事業期間は27年度までの2カ年間、事業主体は県であります。

事業内容は、右のページの事業スキームをごらんください。

林業への就業希望者に対して、①の林業技術センターにおける座学や、②の林業事業体にお

ける実地研修など、林業就業に必要な研修を年間1,200時間以上行い、その間、研修生に対して月額12万5,000円の給付金を支給するものであります。

ただし、研修後1年以内に林業分野に就職することが条件となっており、仮に就業できない場合は給付金を返還しなければなりません。

22ページ、中ほどの(5)事業内容にお戻りください。

①の研修事業は、林業担い手対策基金を財源として、研修を実施するものであります。②の給付金事業は、研修生への給付金として、国費を財源として、10名分として1,500万円をお願いしております。③は給付事務等の推進事業で、国費を財源としております。

本事業により、3の事業効果にありますように、新規就業者が確保され、林業事業体等の経営が活性化するものと期待されます。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の36ページをお開きください。

議案第57号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

これは、林道事業の県営施行分について関係市町村に負担をお願いするもので、負担の割合は、道整備交付金事業については、事業費の100分の10、山のみち地域づくり交付金事業については、事業費の100分の5、県単林道災害復旧事業については、事業費の100分の10でございます。

対象となります市町村からは既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条の第2項の規定により、議会の議決に付すものでございます。

森林経営課からは以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の229ページをお開きください。

当課の26年度の当初予算額は、左側から2列目の欄にありますように、72億5,294万8,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計で69億9,565万3,000円、特別会計で2億5,729万5,000円であります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、231ページをお開きください。

中ほどの(事項)乾燥材供給システム整備総合対策事業費119万2,000円であります。

説明の欄をごらんください。1の新規事業「天然乾燥材品質向上促進事業」でございます。この事業は、天然乾燥材のJAS規格が昨年9月に施行されたことを受けまして、JAS取得に向けた製材加工技術向上の取り組みや必要な乾燥技術者の育成に対して支援をするものでございます。

次に、その下の(事項)林業・木材産業構造改革事業費36億9,742万2,000円であります。

説明の欄をごらんください。4の林業経営構造対策事業費補助金2,600万円では、高性能林業機械の導入への支援、また、5の木材産業構造改革事業費補助金1億5,000万円では、木材加工流通施設やバイオマス利用施設の整備への支援を行うこととしております。

7の森林整備加速化・林業再生事業35億946万2,000円につきましては、後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、232ページをごらんください。

(事項)木材産業振興対策費24億5,801万3,000円あります。

説明の欄をごらんください。1の木材産業振興対策資金と木材産業等高度化推進資金は、素材生産や乾燥材生産などに必要な資金を融資するものであります。

5の新規事業「森林バイオマス地域再生事業」1,000万円につきましては、後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

その下の(事項)県産材流通促進対策費1,199万3,000円あります。

説明の欄の1のチームみやぎきスギ県外セールス強化事業は、官民一体となって設立したチームみやぎきスギによる知事のトップセールスの実施やフェアへの出店、県外での営業活動等を支援するものであります。

次に、(事項)木製材品普及促進費2,051万5,000円あります。

説明の欄の1のみやぎきスギの家づくり活動支援事業1,235万7,000円は、みやぎきスギを積極的に活用する産直団体等による県産材活用住宅のPR活動や、木材業界と住宅業界が連携して行う県産の大径材や乾燥柱材を活用した家づくりの取り組みを支援するものであります。

2の改善事業「みやぎきスギ住まいづくり支援事業」280万円は、県産材の柱やはり等の購入経費を助成することにより、県産材を活用した住宅の建設を促進するとともに、外材が多く使われているはりや桁に無垢の県産大径材を活用した場合に助成することで、大径材の利用促進を図るものであります。

下のページ、233ページをごらんください。

一番上の(事項)木材需要拡大推進対策費1億3,244万9,000円あります。

説明の欄の1の改善事業「木のある豊かなまちづくり促進事業」1億1,040万2,000円は、県産材の利用拡大を図るために、市町村が整備す

る建築物のほか、民間が整備する保育所や福祉施設など公共性の高い施設の木造化・木質化を支援するものであります。

また、3の改善事業「みやざき木づかい実践事業」1,339万4,000円は、県民参加による木づかい運動の実施を初め、木づかいイベントや木育活動を支援するとともに、環境貢献型みやざきスギの家の認定等を行い、県産材の地産地消を促進するものであります。

次に、(事項)木材利用技術センター運営事業費1億2,316万8,000円ではありますが、これは、同センターの維持管理や試験研究などに要する経費であります。

次に、(事項)森林組合育成指導費3億689万2,000円であります。

説明の欄の2の広域森林組合経営合理化促進事業3億円は、森林組合が行う植栽等の森林整備や原木出荷に必要な資金を市中銀行を通じて貸し付けるものであります。

次に、(事項)林業担い手総合対策基金事業費1億8,791万3,000円であります。

説明の欄の4の就労環境対策事業1億172万円は、林業担い手の就労環境を改善するために、事業主が負担する社会保険等の掛金助成や福利厚生施設の導入等の支援を行うものであります。

ページをめくっていただきまして、234ページをごらんください。

6の改善事業「森林境界明確化推進事業」3,120万円につきましては、後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、(事項)しいたけ等特用林産振興対策事業費5,097万1,000円につきましても、後ほど委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に下のページ、235ページをごらんください。

林業改善資金特別会計であります。これは、

議案第7号で提出している特別会計予算であります。説明はこの資料でさせていただきます。

(事項)林業木材産業改善資金対策費2億5,729万5,000円あります。林業木材産業経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対し、無利子の中短期の資金貸し付けに要する経費であります。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

続きまして、先ほど説明を割愛いたしました事業につきまして、委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料の24ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生事業であります。

この事業は、木材需要の創出や県産材の安定的・効率的な生産体制の確立、持続的な林業経営の確立など、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するために、素材生産・木質加工施設や木材バイオマス利用施設などの整備等に対して支援するものであります。

2の事業概要であります。予算額は35億946万2,000円で、国から本県に配分された補助金を、県の森林整備加速化・林業再生基金に積み立て、この基金を取り崩しながら事業を実施することとしています。

事業内容であります。①の地域協議会運営推進費は、市町村や林業木材産業の関係者で構成する地域協議会が県と協議しながら行う全体計画の策定、事業計画の作成指導に対して支援するものであります。

ここで策定された事業計画に基づきまして、②から⑥の各事業を実施いたします。

まず、②の素材生産・木材加工施設等整備事業では、素材生産の効率化や木材の安定供給を図るため、高性能林業機械や製材機械、木材乾

燥施設などの整備を支援するほか、労働安全衛生規則の改正により、林業機械の運転席に防護柵等の危険防止設備の設置が義務づけられたことから、今回新たにこれらの設備の整備を支援することとしております。

③の木質バイオマス加工・利用施設整備等事業では、木質バイオマスの利用拡大を図るため、発電施設や燃料用の木材チップ加工施設、木質ペレット製造施設の整備などに支援をすることとしております。

また、④の木造公共施設整備等事業では、県産材の需要拡大を図るため、木造公共施設の整備や新規用途開発への支援を、また、⑤の森林・林業人材育成加速化事業では、素材生産作業に必要な講習の参加に対する支援に加え、今回新たに労働安全衛生規則の改正に伴い必要となる特別教育の受講経費の支援に取り組むこととしております。

⑥の原木しいたけ再生回復緊急対策では、大変厳しい状況にあるシイタケ対策といたしまして、シイタケの生産実証のための種駒や原木購入への支援や、新たな需要創出などの取り組みに対する支援を行うこととしております。

これらの取り組みを通じて、本県林業の成長産業化の実現を図ってまいりたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、26ページをお開きください。

新規事業「森林バイオマス地域再生事業」でございます。

この事業は、林家が取り組む林地残材の供給の仕組みづくりや、効率的に収集運搬するための施設整備に対して支援を行うことで、山元の利益につなげていくことを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は1,000

万円をお願いしております。財源としまして、宮崎県開発事業特別資金を活用することとしております。

また、事業期間につきましては、平成27年度までの2カ年を予定しております。

事業主体は、市町村や森林組合、森林所有者などで構成される地区協議会としております。

事業内容につきましては、右側の27ページのほうで説明をさせていただきます。

ページの中ほどに、林地残材の収集システムのイメージを載せております。まず、図の①にありますように、林家が、小規模で分散している林地残材を小型の運搬車などで集めまして、②のとおり、軽トラックなどで中間土場まで運搬をいたします。③の中間土場におきましては、林地残材を買取価格ごとに分別をいたしまして集積をいたします。集積されました林地残材は、森林組合などが大型トラックで発電所などにまとめて運び込むこととなります。

このような取り組みを進めるために、ページ一番上に書いておりますが、木質バイオマス地域供給システム構築支援では、林家による林地残材の供給システムが、既に確立しております。県外の先進地の指導者を招いた、ノウハウを学ぶための研修会の開催に対して支援を行うこととしております。

また、木質バイオマス地域収集運搬等支援ですが、ここでは、①から③までの取り組みに必要な運搬車などの資機材や、中間土場の整備に対して支援を行うこととしております。

このような取り組みを通じまして、2の事業効果にありますように、林地残材の利用による林家所得の向上や、未利用木質資源の有効活用が図られるものと考えております。

次に、28ページをお開きください。

改善事業「森林境界明確化推進事業」であります。山村地域では、森林所有者の世代交代等により経営の基盤となる森林境界が不明確となり、誤伐の発生や間伐等の森林施業の集約化等に支障が生じております。このため、境界明確化が急がれる森林を対象として、市町村等からなる地域協議会が行う森林協議会の明確化活動に対して支援を行うこととしております。

2の事業概要であります。予算額は3,120万円をお願いしており、財源については、林業担い手対策基金を活用することとしております。

事業期間は、平成28年度までの3カ年間で予定しております。

(4)の事業内容については、右側の29ページをごらんください。

本事業では、矢印の順に、地域協議会が森林所有者への事業説明や合意形成を図るための地域座談会の開催、森林所有者立ち会いによる境界確認を行うための現地検討会の開催、また、境界くいを設置や境界の経度、緯度の測定を行うGPSによる境界測量、測量情報をGISに反映させるためのパソコンでのデータ処理、それから森林計画図に境界を表示させるための図化への支援を行うこととしております。

このような取り組みを通じまして、左のページの3の事業効果に書いておりますように、間伐等森林施業の円滑な実施や小規模森林の集約化による施業コストの低減が図られるとともに、森林所有者の管理意識の高まりにより、長期施業委託の促進が期待できるものと考えております。

続きまして、30ページをお開きください。

特用林産物の振興対策といたしまして、3つの事業を載せております。特用林産物につきましては、シイタケなどのキノコや山菜、木炭な

どがございますが、いずれも中山間地域を中心に生産されておりました、貴重な収入源となっております。

このため、これらの事業では、新規参入者の生産技術の向上やブランド化の推進、販路拡大の取り組みを支援することにより、所得の向上と山村地域の活性化につなげようとするものであります。

2の事業概要であります。まず、しいたけ等特用林産物生産体制強化事業では、予算額は3,819万2,000円で、財源は、林業担い手対策基金と一般財源をお願いしております。

この事業は、本年度から3カ年間で予定しており、(5)の事業内容にありますように、増産体制を構築するための乾燥機やほだ場などの施設整備に対する支援や、新規参入者への生産技術員による技術・経営指導、また、生産意欲の高揚のための乾しいたけ品評会を開催するものでございます。

次に、右側の31ページをごらんください。

改善事業「乾しいたけ消費・販路拡大緊急対策事業」ですが、予算額は501万9,000円で一般財源をお願いしております。

事業期間につきましては、28年度までの3カ年を予定しております。

(5)の事業内容にありますように、①の安全・安心対策では、県内に流通しております干しシイタケを対象に産地表示調査と判別調査を行い、産地表示の適正化に努めます。また、②の消費・販路拡大対策では、県内のホテルやデパートなど小売店との連携や、小学生を対象とした食育講座などの開催、それに、昨年の価格下落を受けて、11月の補正予算でお願いしました大消費地での直販促進活動への支援を引き続き行うものであります。

最後に、新規事業「特用林産物新ブランド確立事業」ですが、予算額は140万円で、財源として、林業担い手対策基金と一般財源をお願いしております。

事業期間につきましては、28年度までの3カ年を予定しております。

事業内容につきましては、5にありますように、①では備長炭、②では山菜に取り組むこととしております。

まず、①の備長炭ですが、県内で生産されております備長炭につきましては、ひゅうが備長炭やうなま備長炭、それに、みやざき備長炭の3つのブランド名で出荷されている現状がございます。今後、ブランド力をつけるためには、一つのブランドに統一していくほうが有利になりますので、ここではブランド統一化に向けた取り組みについて支援することとしております。

また、増産していくためには原木の安定確保が重要になりますので、生産者に対して原木林情報が提供できる仕組みづくりに対して支援を行うものでございます。

また、②の山菜につきましては、本県の温暖な気候を生かし、市場性の高い新たな山菜等の作目を導入するための技術の習得や販売促進の取り組みに対して支援を行うものでございます。

以上、この3つの事業の取り組みを通じて、3の事業効果にありますように、特用林産物の生産振興と消費拡大による山村地域の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項についてでございます。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をごらんください。

8ページでございます。10の干しシイタケ産

業や、林業・木材産業の振興についてでございます。

林業・木材産業につきましては、来年度が、中国木材の日向工場や木質バイオマス発電施設の稼働など大きな節目を迎えることなどを踏まえ、林業関係団体や市町村等と一層の連携のもと、森林整備加速化・林業再生事業等各種事業を活用しながら、県産材の需要拡大や加工・流通体制の整備、路網の整備等を推進し、林業・木材産業の成長産業化の実現を図ってまいりたいと考えております。

また、大変厳しい状況にあります干しシイタケにつきましては、11月議会で補正をお願いしました乾しいたけ消費拡大緊急対策事業によりまして、経済連やJAが取り組む県外消費地への直販促進活動やPR活動などを支援しているほか、県といたしましても、しいたけ振興会などと連携して消費拡大キャンペーンなどに取り組んでいるところでございます。

また、平成26年度当初予算におきまして、乾しいたけ消費・販路拡大緊急対策事業等により、引き続き、直販等県外消費地での販路拡大や生産体制の整備への支援を行うとともに、森の恵みフェスタの開催など、消費拡大に取り組むこととしております。

さらに、平成25年度の国の補正予算で森林整備加速化・林業再生事業に新たにシイタケ生産の実証のための種駒や原木の購入を支援する事業が追加されたところであり、これらの事業を積極的に活用して、干しシイタケ産業の振興を図っていくこととしております。

次に、11の公共建築物の木造化・木質化についてであります。

公共建築物の木造化・木質化につきましては、公共建築物等木材利用促進法に基づき、県産材

利用推進に関する基本方針を定めるとともに、全ての市町村において市町村方針を策定していただいております。公共建築物の木造化・木質化の推進体制は整ってきていると考えております。

県としましては、木造化・木質化に対する助成はもとより、木材利用技術センターに設置した「木構造相談室」におきまして、これまでに258件の相談等を受け付けておりますが、綾中学校の木造化など技術的な支援も行っているところであります。

また、市町村等における建設計画の情報収集に努めるとともに、職員が直接出向き、木造化等の働きかけを行っているところであります。

平成26年度におきましても、改善事業「木のある豊かなまちづくり促進事業」により、県民が木材のよさを体感できる波及効果の高い施設や新たな需要拡大効果が見込まれる施設等の整備を支援してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村と連携しながら県産材の利用拡大に努め、中山間地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 議案に対する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑を承ります。

○高橋委員 予算説明資料217ページ、自然環境課にお尋ねします。

鳥獣管理費です。25年度の当初と比べると、1億7,000万円に対して4,100万だから、かなり減額されている施策なんです。一方で、午前中も出ていたと思うんですけど、鳥獣被害対策については力を入れるところだと思うんですが、ここの主な減額のところを少し説明いただけませんか。

○佐藤自然環境課長 減額、今のところによる

しいんでしょうか。

○高橋委員 そうですね、217ページの、ここの。

○佐藤自然環境課長 この217ページ、一番下、鳥獣管理費について約1億3,000万ほど減額になっておりますけれども。これは、補正のときにちょっとお話ししたんですけれども、緊急雇用臨時特例基金を導入いたしまして、各地域に指導捕獲員を置きまして、例えば有害鳥獣の捕獲ですとか、初心者への指導とか、そういうのをやってもらう事業がございました。それが、年度が、昨年度までとなっておりまして、この分が約1億2,500万程度予算がなくなったということで、それが主な原因でございます。

○高橋委員 じゃ、これにかわるものを別なところでやっているわけじゃないんですよね。

○佐藤自然環境課長 これにつきましては、大変いい事業で、この捕獲員の方々がかなり捕獲実績も上がっておりますので、うちにとりましては非常にいい事業だったんですが、残念ながら、この事業がなくなりましたので。

これにかわるものというところまではいかないんですけれども、これは、うちの所掌じゃございませんで、労働政策課の所掌になっているんですけれども、雇用対策として地域人づくり事業というのができまして、これにつきましては、これも今までの緊急雇用的な色合いじゃなくて、次の就職といいますか、ステップアップにつなげていくようなことを、前面に出した事業でございますけれども。これにつきましては、狩猟従事者育成雇用確保対策事業ということで、うちのほうの予算書には載っておりませんが、今、議会の答弁等でありましたように、今までの狩猟者に頼っているだけじゃなくて、新たな狩猟者を確保していかなければいけないんじゃないかということで、法改正の動きもある

わけですけれども。

そのような中で、今後、これは、例えば事業者に対して捕獲に対する認定制度の事業もできますので、それらを見込んで、今回は新規予定者として14人ほど、26年の予算額としては4,200万程度になるんですけれども、森林組合に委託を行いまして、法人が、森林組合等で狩猟免許を持たない業者を期間限定で雇用し、雇用された人は、例えば森林の被害調査、それから森林造成と、これは網を張ったりとか防護柵の設置等もごさいますので、そのような業務に従事しながら、野生鳥獣の生態等に知識を深めながら、それから、その一方で、銃猟とか、それからわなの免許取得を目指しまして、免許取得後は法人による有害鳥獣の捕獲にも従事するというところで、そのような資格を持った人を養成して、新たな雇用につなげていこうという狙いの事業を一応考えているところでございます。

○高橋委員 今説明がありまして、委員会資料の18ページの、この事業ともいろいろと関連してくるんでしょうけど。21ページですか、免許者の年齢構成とその所有者の数があらわされますけど、問題は、いろんな被害調査は、それはそれでいいんです。問題は、いわゆる狩猟する方の数が高齢化に加えて数が減っているということに、この対策が、これは結局11億円ぐらいの被害が出ているわけで。その中でも、わなよりも、むしろ銃器の取得者、ここは、今持っている人を、いかに手放さないように維持してもらうかというのが一つと、新たに取ってもらうということなんです。せめて、今持っている方が、もうこれ以上減らないということにするために何をしたらいいかだと思っんです。

例えば、取りやすくするために研修会とか講習会とか、今年度の事業でやるんでしょうけど。

例えば、経費に関する何か減免、狩猟に携わる狩猟者であれば、何かそういう手数料の減免とかいろいろ、例えば、そういったので誘導するような、いわゆる銃器を手放さない、狩猟に従事していくための何か誘導策といいますか、そういったところを検討すべきことじゃないかなって思うんですけど、どうなんでしょうか。

○佐藤自然環境課長 今委員のお話にありましたように、確かに、今ある程度の、300人程度、毎年新しい狩猟免許取得者がふえているんですけども、その人たちは主にわなの免許の方がふえています。一方、銃猟の方は、やっぱり年を追うごとになかなか体力が続かないとか、危険性もございますので、減っているというのが現状でございます。

一方で、狩猟者の方が、例えば狩猟税とか手数料の減免とかいうことでいろいろ話は出るんですけども、その辺はなかなか制度上難しいと思っております。

今、なかなか予算として実現はできておりませんが、何とか少しでも、今お話にありましたように、負担を減らすといいますか、方法については、今後検討してまいりたいと思っております。

それと、環境省のほうで、若い人たち向けに、例えばベテランの人の話を聞くとか、それからイノシシとか鹿の肉の加工の風景を見せてということで、セミナーみたいなやつをやっているんですけども、それにつきましては環境省事業ということで、うちのほうでもぜひやりたいということで希望を出しているところでございます。

○高橋委員 いろいろと狩猟免許者ですね、何とかふやしていくような、また施策をお願いしたいと思います。

引き続きお尋ねしていきますが、224ページの一番下の森林機能保全対策総合整備事業費、ここも6億ぐらい減額されているわけです。森林境界というところはずっと課題であったわけで、何か今度の事業でもありましたかね、たしか。委員会資料にもありますよね、28ページ、事業化されるわけですけど、もうこれでいいのかな。結局、現場からは、とにかくこの森林の境界を急げというのが、もう前々からの課題であったわけで、この6億減の根拠といいますか、何か説明いただければありがたいですが。

○水垂森林経営課長 この森林機能保全対策総合整備事業の中に、加速化基金を使いました間伐支援というのが昨年あったわけですが、その分が、昨年度は約6億円計上してございました。これは、国の復興予算と関係ない部分は国に返還しようということになりました、もともと26年度まで事業をする予定であったんですけども、その26年度分が国に返して執行できなくなったということから、この分が大きく減額したというのが一番の理由でございます。

○高橋委員 事情が事情だったから、もう、これはしょうがないですね。

関連してお聞きしますけど、委員会資料の28ページで境界明確化の推進ということで事業がありますが、ちなみに、この事業内容で③で、年間1,300ヘクタールで、3年間で3,900ヘクタールですよ。これまで、どのぐらい境界が明確化されて、今後、残りどのぐらい境界を明確にしなくてはならないところがあるのか、おわかりであれば教えていただきたいと思いますが。

○山下委員長 わかりますか。できれば、地区ごとに。面積と、県北か県南か。

○高橋委員 全体でいいですよ。

○河野山村・木材振興課長 全体的に申し上げますと、今現在、森林地域で森林の私有林の62%に当たります25万4,652ヘクタールが国土調査が済んでおります。残りが15万ヘクタール以上残っておるんですが、今のペースで進みますと、まだ27年ほどかかるということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように世代交代で進んでまして、不明確な森林が出てきておりますので、今回この事業では、特に急がれる森林について特定して、これは森林組合に聞きまして、その分について集中的にやると、10年間でやろうというような計画をいたしました。

○高橋委員 今の10年間というのは、どういう意味ですか。

○河野山村・木材振興課長 10年間でやる計画を立てまして、今回3カ年事業としてお願いしております。そこでは、残りの15万ヘクタール余りのうち、特に急がれる2万1,000ヘクタールについて集中的に実施していきたいということでございます。

○高橋委員 2万1,000ヘクタールを10年間でということの理解でいいんですか。当面急いでやるということの意味で。わかりました。

○河野山村・木材振興課長 そのような計画でございます。

○高橋委員 なかなか予算が伴うものなものですから、非常に皆さん方も、もういろいろと悔しい思いされていると思うんですけど。優先順位の高いところだと思うんで、27年もかかるのであれば、これは1年でも早く前倒しできるように何とか努力いただきたいと思います。

引き続き、予算説明資料の227ページ、県単の林道事業費です。ここも予算の関係、財政の関係だと思うんです。これも8億3,000万の事業が2億7,000万に、もうがくと減らされているわ

けで、この辺も、簡単でいいですけど説明いただくといいですが。

○水垂森林経営課長 この事業、先ほど説明しましたけども、加速化基金の返還に伴うものをごさいますして、先ほどのは森林整備に、間伐に係る分、この分は路網整備に係る分ということから、この部分がなくなったということから、平成25年度は6億数千万円予算計上しておりましたが、その部分が丸々なくなったということから大幅に減少いたしました。

○高橋委員 わかりました。返還はいろんな影響が出るなということをつくづく、改めて感じます。

引き続き、その下のほうの林業技術センターの管理運営に関する経費で、ちょっと聞き取れなかった分もあったんですが、いま一度聞きますけど、(7) 原木シイタケ人工気象室設置、栽培室をつくるか何か説明があったと思うんで、もうちょっと説明いただけませんか。

○森林業技術センター所長 この原木シイタケ人工気象室の設置でございますけれども、夏場の異常高温とか集中豪雨など、地球温暖化の影響と思われるような事象が大変出てきております。原木シイタケの栽培施設をつくることになっておるんですけれども、原木シイタケも、そういう異常の高温状態になった、湿度が変化する、そういったものにどういうふうに対応していくかといったことを、温度と湿度をプログラム制御ができる人工的な栽培施設を2部屋つくらせていただきまして、その中でいろんなプログラムを変えて、原木のシイタケの発生状況を研究していこうということをお願いしているものでございます。

○高橋委員 それは、普通、室というと温めるんですが、これは逆に冷やすんでしょうか。温

暖化とおっしゃったから。

それともう一点、行く行くは、これって林家に多分普及していかせるんだろうと思うけど、これはちょっとコストがかかるなど、話聞きながら思ったりしてるんですが、その辺は現実的にどうなんでしょうか。

○森林業技術センター所長 温度と湿度を異常な高温の場面にセットをしまして、その中でも耐えられるような品種の駒の開発ですとか、そういうものを研究していこうということをごさいます。その成果を新たに生産農家に移転していこうということをごさいます。

○高橋委員 私、勘違いしましたね。品種改良のための、これ研究室だから、農家に室をつくって、そこに原木シイタケを栽培しようという意味じゃないですね。済みません、勘違いしました。ありがとうございます。

では、引き続き、231ページの乾燥材供給システムの関係で、新規事業でJAS取得をとることなんだけど、JAS取得によるメリットを教えていただくとありがたいんですが。

○石田みやざきスギ活用推進室長 天然乾燥につきましては、これまでJASという、いわゆる明確な基準がなかったということをごさいます。今回、JASということで、明確に乾燥の度合い等々を明示して表示できるということになります。特に、大手の企業さんですとかそういったところにつきましては、そういった性能の明らかに製品についての需要がございますので、こういったJASの取得をすることによって、性能の確かな材料を供給できるということでごさいます。で、メリットがあるというふうに考えてござい

○高橋委員 供給する側のその製品の価格、ここはもう同じだということごさいます。理解していいんで

すよね。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 J A S の制度そのものが、昨年9月にできたばかりでございまして、現時点において明確な価格差というのはございません。ただし、特に需要先と申しますか、J A S の認定を取ったものでなければ取引になかなか結びつかないということで、特に大手の商社さんですとか、そういったところにつきましては、そういった性能の明らかなものを、まさに取引をしたいということでございますので、そういった面で売り先が広がるということで期待をしているということでございます。

○高橋委員 よくわかりました。

委員会資料でちょっとお尋ねしますが、26ページのバイオマス地域再生事業で、事業内容の②で、地域収集運搬支援をされるわけですが、たしか計量器が何かありましたよね。この860万で3分の1以内の補助なんだろうけど、11土場とか言っていましたですが、これで賄えるものかな、計量器って、そんなに安いのかなと思ったりして、お尋ねします。

○河野山村・木材振興課長 計量するトラックスケールという機械がございまして、これはメニュー方式になっておりまして、中間土場だとか資機材、そういったもので、全体として事業費で430万ほどになりますでしょうか。事業費430万円を上限にメニュー方式で選んでいただいて、その3分の1を支援するということがございます。

○高橋委員 860万のうち430万が計量器、ということですか。いわゆる高性能の重機でしたっけ、それも対象でしたですか、この②の事業は。

○河野山村・木材振興課長 今メニュー方式で

考えておりますのは、中間土場の整備です。それから、計量するためのトラックスケールとか、つかむためのグラブとか、そういったものを考えておりますけども。それぞれの地域協議会で検討していただいて、その地域でそういったものが必要かというものを選んでいただいて、全体で、事業費では430万円を上限に、その3分の1を支援するということがございます。

○高橋委員 現場は全部必要だと思います。もちろん11土場の整備も必要だし、もちろん計量器はないといかんわけでしょう。私は、何かちょっと不満を申し上げたいなと思います。11土場では、やっぱり全部必要だと思います。これでいいよということにはならないと思うんですけども、何かその辺、もうちょっと検討できなかったもんですか。

○河野山村・木材振興課長 この事業、先ほど申し上げましたように26年度と27年度の実施を予定しておりまして、26年度は6カ所、翌年5カ所というような計画でございます。ですから、この事業予算額は6カ所分の予算を計上しております。

○高橋委員 いま一度確認しますが、これ重複メニューの要望はできないわけでしょう。土場をしたら、もう計量器、メニュー方式とおっしゃいましたけど、その事業の取得ですよね。

○河野山村・木材振興課長 重複っておっしゃいますと、土場を2カ所とかそういう意味ですか。——失礼しました。中間土場とトラックスケールと合わせても構いませんですし、事業費でトータルで430万円以内ということでございます。

○高橋委員 メニューって2つなんですか。トラックもでしょう。だから、トラックと計量器は2つとも選択できないということですか。

○河野山村・木材振興課長 資機材の購入とリースも対象にしておりまして、例えばトラックスケールを購入、もしくは購入まで要しなければリースでも構いませんし、そのほかマルチトレーダーといたしまして、軽トラックにつける荷台がございます。そういったものも構いません。それから、中間土場につきましても、コンクリート工事が必要なものもあるでしょうし、簡単な資機材で済むものもあるでしょうし、トータルで、いろんなものを合わせて事業費が430万円におさまる、それを上限に3分の1を支援したいというふうな内容でございます。

○高橋委員 予算に限界があるから、いろいろそこら辺の制約は設けないかんでしょうけども、また今後もいろいろと検討いただきたいと思えます。

最後にします。31ページの特用林産物の振興関係で備長炭ですけど、3つの地名がつくらしいですが、「うなま」と「ひゅうが」と「みやざき」とついているらしいですけど、どこの名前のもが一番利用が出ているんですか。

○河野山村・木材振興課長 生産量としては、うなま備長炭が多いということです。

○高橋委員 だったら、これは要望しておきますけど、私は「うなま」という名前を選択しなかったらいいのかなと思います。何か「みやざき」というふうにつきそうな感じがするもんですから、飢肥杉がいい例でありまして、あれみやざきすぎにしちゃいましたから、私は、うなま備長炭のほうが後々プレミアがつくような気がします。

以上です。

○河野山村・木材振興課長 名称につきましては、まだ未定でございまして、この協議会の中で名称も含めて検討していくということにいた

しております。

○緒嶋委員 有害鳥獣の関係やけど、予算を減らして、実績というか、捕獲数を、予算を減って捕獲活動の実績は上がるという自信があるわけですか。

○佐藤自然環境課長 今お話がありました捕獲数につきましては、これは、25年度は実績は出ておりませんが、農政のほうからいただいている交付金もございますので、24年度と比較しますと、25年度からは、基本的には鹿が8,000円だったのが1万円になって、それから、猿とかイノシシについても8,000円出しておりますので、一定の底上げはできるんじゃないかということで考えております。

○緒嶋委員 考えておるだけで実績が上がらいいっちゃけど、これなかなか現実というのは、実際深刻なわけです。我々から見れば、中山間地の深刻さを行政はわかってないというのがみんなの考え方なんです。やっぱり中山間地は過疎化する、高齢化する。そして、鹿はふえる、イノシシもふえると。8,000円が1万円になったから、それで捕獲頭数はふえるという、人的なもう体制が整わんわけです。言え、人間がとるといったって。向こうのほうで、ことしは雪が多かったけ、雪がずっと降るとけば、食料がなくて減るかもしれんけど、あれも特異な状態で、もう1週間もすれば雪はなくなる。そういうことになると、やはり、本当に安心して中山間地、有害鳥獣から、それを減少して、20年前の状態に戻ればいいんだけど、そういうことが本当に考えられるかな。里山まで鹿の声が聞こえてくるという、そういう状態が現実なわけですよね。

だから、これについては、やっぱり地域を守る。いずれにしても、そこに住む人が、また、

この有害鳥獣が減らんことには、人間のほうが、もうこれは耐えられん状態になりつつあるわけで、行政はもっと深刻に考えて予算を減らすということは、これは金がないというよりも地域を守る、そういう意識を持っておるのかどうかという基本的なことが、私は一番大切だと。予算が少なくても守られればいいけど、その守る自信があるかということです。

○佐藤自然環境課長 今、委員のお話にありましたように、例えば南郷あたりに行きますと、家と家の間に田んぼがあって、田んぼの米を、もう何年も食うたことがないとかいう話は我々もよく承知しております、中山間地の課題の大きいものだということは認識しているつもりでございます。

今お話にありましたように、確かに先ほどの雇用対策等は減っておりますけれども、今ある捕獲事業、例えば、捕獲班に対する助成金等は、そのまま継続いたしますし、それと、また新たな雇用対策もするつもりでございますので、先ほどもちょっと説明の中で申しましたけれども、もちろん我々のほうの所掌とする捕獲対策、それから被害防止対策、環境対策も含めて、全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 もちろん全庁挙げて取り組まにやならんが、私は極端なことを言えば、もう自衛隊を頼まないと、とてもどうにもならんていつも言いよつとです。国民を守らんで、何が自衛隊かと私は言いよっちゃけど、本当それぐらい深刻なわけですよ。だから、これはもうちょっと予算的にも、やっぱり必要な予算は組むという。これはもう補正でも将来的には考えていただかないと、実際、対策する電気柵とかかわとか、この希望は大体充足しておるわけですか。

各市町村から来る要望に対しては十分対応できておるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○佐藤自然環境課長 私どもで持っております捕獲につきましては、ここに自然環境課で持っております鳥獣保護区近辺の農作物の関係、それから森林経営課で持っております造林地等へのネットの費用です。自然環境課でいきますと、なかなか、やっぱり現状、要望には対応できていない状況というのは正直なところでございます。

○緒嶋委員 そこあたりからやはり必要なものは予算に組むという。これは金がないといっても、地域を守るためには金がないといっても、どこかをカットしてでも、これは確保するという姿勢でないと、これはなかなか対策にはなっていないと私は思います。だから、これは今後、必要があれば、やはり補正でも組んでいただくというような感じじゃないと大変なことになるというふうに思いますので、その認識は持ってほしいというふうに思います。一応、そこ、必要なものは対応してないということでもあります。次、行きます。

それと、これは225ページ、花粉の少ない森づくり事業。環境森林部は余りマスクをしている人が少ないというのは、花粉に強いのかなと思っているんですけども、これはいいことですが、これは実際、かなり進んでおるわけですか。

○水垂森林経営課長 この事業につきましては平成22年度から取り組んでおりまして、これまでに160万本ぐらい実際に植栽してございます。26年度につきましても、予定でございますが75万本、これは面積に換算しますと300ヘクタール分ということになりますが、以前から取り組んでいるということでございます。

○緒嶋委員 これはなかなか簡単に進まんだらうと思いますけど、やっぱりこういう姿勢で、

花粉によって人間の健康が害されるということは、これはもう残念なことですので、この対策は必要なものをできるだけ——ことしのほうが本数が少ないというのはちょっと気にはなりませんけど——今後も進めてほしいというふうに思います。いいですか、まだ続けて。

それと、231ページ、天然乾燥材品質向上促進事業というのは、これは119万2,000円で、これぐらいで、これは促進事業は進むわけですか。予算的にはかなり少ないような気がするけど。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 この経費につきましては、J A Sの取得に際しまして、天然乾燥でございますので、例えばどれだけ土場で乾燥させればJ A Sの基準を満たすのかといったような試行錯誤ですとか、そのために必要な研修の費用等々について支援するものでございまして、そういった経費でございまして、この予算で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 それと、今度は森林整備加速化・林業再生基金、積み立てになっておるわけですが、この事業は26年度で終わるわけですか、事業としては。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 現在、平成25年の1次補正で、先般積み増しをさせていただきましたけれども、この事業期間というのは26年度ということになってございます。過去において行われておりました事業につきましても、繰り越しを含めてでございますけれども最終年度が26年ということになってございますので、現行制度上は26年度が最終期限ということになります。

○緒嶋委員 この制度は物すごく効果があるというか、期待も大きいわけですが、将来の見通しはどうか、これは、27年度以降の。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 現時点において予算の見込みというのはございませんけれども、委員御指摘のように、大変いい事業でございまして、引き続き、こういった措置が延長されますよう国のほうに対しまして強く要望のほうを、また続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 これは、環境森林部長としてはどうですか。この事業って、私たちも、ぜひ存続しなきゃいかんと思うわけですが。これは相当、政治的に国のほうにも要請していく必要もあると思うし、この26年度で終わらんのかなという期待感もあるわけですが、そのあたりの今後の取り組みについて。

○堀野環境森林部長 御指摘のように、本当にこの事業、使いやすいというか、木材産業・林業の振興に大変役に立っていると思っております。今室長が申し上げたように、ぜひ重点要望の中でも組み込んで要望していきたいなというふうに考えてます。

○緒嶋委員 それから、木材利用技術センターの中で試験、研究について、26年度の取り組みについてちょっとお伺いしたいんですけど。

○飯村木材利用技術センター所長 26年度の取り組みにつきましては、3つ、重点的に考えてまして、最重点が大径材への取り組みです。2つ目が、その中の心去り材というのが、非常に大径材にとっては有効だということで、割れない、集成材に負けない乾燥材を完成していこうという。それと、3つ目が、先ほど説明ありましたように、木構造相談室を25年度にオープンしたところ、各方面から問い合わせが非常に多くて、ちょっと消化し切れないぐらい、いろんな相談が来てます。

その3つが一番大きなところでして、その3

番目について少し説明しますと、今年度は、綾中が、1年かけて、非常に評判よく木造ができたんですね。例えば、比較数字を申し上げますと、長尺の集成材を除きまして、住宅に使われる部材が約20から30棟分出ているんです。ですから、公共施設の中型を木造化すると、少子化で住宅がなくなるというのが確実にカバーできるという。ですから、市町村が、これから公共施設の木造化を進めると、まさに住宅を補う効果がある。

その中で注目しているのがプレカット技術なんです。住宅のプレカット技術が綾中にぴったりはまったんです。大きな材面のはりは集成材にしましたけれども、そのはりが木造化したことで、間柱、あるいは管柱、床の束だとか、あるいは根太というんですか、そういう羽柄物を含めまして500立方以上出ているんです。ということは、その木構造相談室をもう少し踏み込んで、住宅部材に使えますよというようなことを提案できれば、かなり相談を受けた市町村側も、それは地域の地産地消に直結するという。1年やってみてわかったもので、それをもっともっとわかりやすく説明できるようにしたいなと思っております。

○緒嶋委員 それって、すばらしい研究というか、そういう取り組みをされておるわけですが。私は、やっぱり木造の設計をする人、設計業者との連携を図らんと、町村とよりも、そういう人たちの、それこそ産学官ですか、産学官の取り組みを深めていかんと、いいものもなかなか広がらんのかなというふうな気もするわけで、そのあたりも取り組むべきだと思うんですが、どうですか。

○飯村木材利用技術センター所長 まだ自信がなかったのを申し上げなかったんですが、実は

今年度取り組んでまして。具体的には、物づくりのハードの面も大事だけれども、ソフトを何とかしない限り市場は拡大しないということで、木構造相談室と、もう一つ木構造専門工事業という、それがいい限り普及しない。

具体的には、相談に来て、市町村としては見積もりが欲しいんです。幾らぐらいの原木を使うのか、幾らでできるのか、鉄と違ってどのくらい安くなるのかという。それはセンターだけではできないので、今、県木連に協力をお願いして、鉄構工業会だとか横並びの。いずれ木構造の専門工事ができれば、鉄骨あるいはコンクリートと横並びになりますので、そこを連携を図ることによって、今の公共施設の木造化というのは木造関係者だけなんです。鉄構工業会に今度行くんですけれども、彼らも待ってまして、少しでも木を使えば、それこそ提案できるようになるという。そこが動いてくれると、それこそ鉄骨の中に木材を入れる見積もりができる、その延長上で全部木造にしてもできるという。そろそろ、木構造専門工事業ということ、来年度に向かって、国交省を含め陳情して、その必要性と、やればできるということを宮崎でやってみせたいなと思っております。

ただ、事が大きくなっちゃうんで、センターだけでもできないし、関係者の協力も必要で、ここで約束することが1年たってできるかどうかという。ちょっと私自身限界もありますので、それが需要拡大の基本だと思っています。

○緒嶋委員 産学官の人がお互いに気を使えば、うまくいくわけですよ、互いに。気を使わんからおかしくなる。ぜひ、お互いに気を使って頑張ってもらいたいというふうに思います。

○飯村木材利用技術センター所長 了解しました。

○緒嶋委員 先ほどの有害鳥獣対策で、法人による有害鳥獣の捕獲活動に必要なわな等の整備等を行うということで、実際森林組合等と言われておりますが、この動きはあるんですか。法人がやりたいという、その動き。この事業内容に書いてあるけれども、20ページ。

○佐藤自然環境課長 今のところ、これはこの事業によったものではございませんけれども、西都市と五ヶ瀬町でその動きがございます。まだ、この予算が決まっておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、この事業を構想するに当たって、森林組合とか二、三のところを当たりましたところ、確約はできてないんですけども、前向きな返事もらったところもございます。

○緒嶋委員 ぜひ、こういう法人というか、そういうの取り組みができれば、また違った体制が整うかなと思いますので、そのあたりとのいろいろ折衝というか、取り組みを検討していただきたいということをお願いしておきます。

それから、バイオマスのその問題ですけども、これは、やはり中間土場等がうまく整備されなければ、バイオマスのそういう発電所ができて、そういう木材の流通というか、それがうまくいかなければ、発電所そのものも機能しないわけですね。これが、本当に土場がうまく、そういういろいろな支援のもとに組みというか、11カ所って言われたですか、その動きはかなり進んでおるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 県の各地域と申しますか、今、地域の協議会、行政等が中心となって立ち上げた協議会が5つございます。これが、全県的に網羅された区域でございますけれども、そこでもって木質バイオマス資源の効率的な収集、運搬のために何が必要かというところを議

論していただいております。進んでいるところでは、地区の座談会まで開催されているようでございます。その中で、中間土場の設置の必要性と申しますか、それがまず一番先に検討されてきて、具体的な設置箇所の案もできているところもあるようでございます。

○緒嶋委員 ということは、バイオマス発電所ができたときには、その体制は整うということですね、この中間土場を含めて。

○河野山村・木材振興課長 この事業、来年度は6カ所でございますけれども、収集が始まりますのが、この秋くらい以降になるかと思えますけれども、なるべく早いうちにそういった中間土場とか、必要な資機材が導入できるよう努めていきたいというふうには思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、頑張ってくださいと思います。

それから、委員会資料の31ページ。このシイタケの、今のところ、まだ価格そのものが回復していないというか、そういう状態でありませけれども。いずれにしても、やはり消費がふえないことには価格の、市価というか、上昇はあり得んわけですけども。今後このような取り組みは、恐らく大分県なんかも一生懸命やっておられるだろうと思うんですけども、お互い、隣県とも協調してやるとかいう、そういうような動きというのではないとですか。

○河野山村・木材振興課長 確かにシイタケの需要拡大については、1県で取り組むというのは、なかなかその県内にとどまっておって広がりが無いというふうには思っております。ですから、複数県、生産地で連携して、例えば大きな消費地でのそういったキャンペーン活動をやるとか、そういうのが非常に効果が大いではないかと思っております。実は、本会議で

も質問がございましたけれども、西日本乾しいたけふるさと連合というのが、5つの主な生産県できてまして、そこがいろんな陳情活動等やって、この対策、国の補正予算等に反映されておるんですが、ことし以降、一緒に手を携えて、PR活動を全国的に取り組んでいこうという動きもございまして、県同士でも、何が支援できるかといいますか、そういったことを検討しながら一緒に取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、そのような動きの中で、やっぱり連携することが必要だと思いますし、そのことが国に対する、またいろいろな要請もやりやすいんじゃないかなという気がしますし、国会議員に対する働きかけも連携してやると、また違った面が出るんじゃないかなと思いますので、今後検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、特産林産物ブランド、これは備長炭のことが中心でありますけれども、この事業内容の②の新たな山菜類の栽培技術、知識の習得ということが書いてあるわけですが、これは具体的にどういうものが考えられるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 新たな山菜の作物でございまして、例えばでございまして、モミジガサ、これは少量ですけども、既に南那珂の森林組合が数年前から手がけてまして、現に福島のほうに出荷をしております。

それと、もう一つは、これは東北地方で栽培されている作物でコゴミというのがございます。これはゼンマイのでっかくて柔らかいというふうなものだと思っただけであればいいですが、私もたびたび見たことはあるんですけど、グリーンアスパラみたいな食感で、サラダ感覚でマヨネーズをつけて食べると大変おいしいという

ことで、首都圏でも相当消費があるようございまして、もうそういったものの栽培が、これまた南那珂森林組合ですけども、そこで栽培が始まっているということでございまして、そういったものを含めて、新たな作物がブランド化できれば、これを支援してまいりたいというふうには思っております。

○緒嶋委員 こういうものは、県の試験研究機関で取り扱う場合には、どこが扱うことになるんですか、これ、試験研究って。これは、どこが。

○森林業技術センター所長 一部は私どものところでも扱っております。それから、農政水産部の薬草のところ、あそこ連携をしながらやっております。私どものところでも、今シオデという作物を試験的に栽培技術の確立に向けてやっておりますし、あとは、松林の中で発生しますショウロです。これについても、調査研究をしているところでございます。

○緒嶋委員 そういう特異なというか、特殊なものを、特徴あるものを開拓するというのはいんじゃないかなと思いますので、そこ辺は、また農政とも連携をとりながら、積極的にやられると、おもしろいというところですけども、効率がよく、うまくいくんじゃないかと思っておりますので、期待しております。

以上です。

○横田委員 ちょっとだけ質問させてもらいますけど、213ページの生物多様性地域保全活動推進事業ですけど、有害鳥獣というのはどんどんふえていって、こういう希少野生動植物というのが減って絶滅危惧になっているということで、非常に皮肉なものだというふうに思いますが、こういう希少野生動植物の重要生息地を指定すると公表するとかしたら、逆に乱獲につ

ながるんじゃないかなというふうに思うんですけど。ちょっと取り越し苦労かもしれませんが、考え方をお聞かせください。

○佐藤自然環境課長 重要生息地については、現在、県内でたしか8カ所ほどしておりますけれども、基本的に地域でまとまった保全活動をしているところで指定しております。ですから、そういう面では、例えば監視活動とか、それから、例えば小学生を交えた保護活動をするとかいうことで、まとまった地域ということで、それなりに保護が順調にいくのではないかとこのように考えてます。

また、きょうもちょっと新聞に出ておりましたけれども、こういう植物を守るために、先ほど申しましたとおり、絶滅危惧種がふえているという理由は、もちろん伐採とか開発行為もあるんですけども、最近では鹿の食害によるものがふえておりました。きょう、ちょっと新聞に出ておりますけれども、高千穂町の五ヶ所高原でゴマシジミという貴重なチョウがいるんですけども、そのゴマシジミが食べます植物を守るために、うちのほうの事業を活用しまして、周りにネットを張りまして、鹿の食害から守るといような事業も行っているところでございます。

○横田委員 わかりました。以前、オスズカンランとか、ああいうのが乱獲されたというのを覚えているものですから、希少なものは何か非常に欲しくなるような癖の人がたくさんおられるようですので、指定することで乱獲につながらないように配慮を、ひとつお願いしたいと思います。

次に、232ページですけど、みやざきスギ住まいづくり支援事業、一番下ですけど。これは、県産材の柱とかはり等の購入経費を助成すると

いうんですけど、予算が280万円ということで、何か非常に少ないように感じるんですけど、どういう使い方をされるのか教えてください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ住まいづくり支援事業でございますけれども、まず事業内容でございますけれども、みやざきスギの家づくりの講習会、こういったもので県産材の利用の優位性ですとか魅力等のPRを行う講習会の開催、また、県産材の購入経費、新築時に構造材等へ20立方以上の県産材を、かつ合法木材を使用した場合に、1棟当たり10万円を支援するという内容にしております。また、やはり、桁に県産の大径乾燥材の木材を使用した場合に、1棟当たり、これもプラスで10万円の補助ということで考えてございまして。この事業につきましては、以前、いわゆる木材利用ポイント事業というのが国のほうで実施されておりますけれども、こういった事業と併用ができなかったということで、木材利用ポイントのほうで、いわゆる県産材の需要の拡大といえますか、そういったものが図られたところでございますが、今回につきましては、県産材を利用した場合について、特に国が定めました木材利用量を大きく超えて県産材を利用したようなものにつきまして、それに加えて支援できるような制度に改めたということでございます。

○横田委員 はい、わかりました。

234ページの特用林産物の新ブランド確立事業ですけど、県産の備長炭というのは、生産量とか質とかは、全国的にはどういう位置づけになっているのかを教えてください。

○河野山村・木材振興課長 備長炭の3大生産地というのが言われてまして、まずは和歌山県の紀州備長炭、これは一番生産量も多くて1,260トンほどつくってます。次が高知の土佐備長炭

ということで800トンほど、次が宮崎の備長炭ということで510トンほどつくっております。

○横田委員 知りませんでした。結構大きなシェアを持ってらるんですね。済みません、生産額がわかれば教えてください。

いずれにしても、例えば炭火焼きとか、備長炭とか、最近、飲食店なんかでも非常にたくさん使うと思いますので、ぜひ頑張って、さらに生産量がふえるようにブランド確立を頑張りたいと思います。

それと、もう最後ですけど、森林バイオマス地域再生事業ですけど、今、緒嶋委員も言われましたけど、当然、バイオマス発電とか、今3カ所ですか、できているのが。あと2カ所が今建築中やったですか。それとか、農政水産部のほうがハウス暖房のペレット化というのを進めようとしておりますが、当然そういうことで、需要のほうはどんどんふえてくると思うんです。問題は、それに対する対応が供給側としてできるかどうかと思うんですけど。

ここに、27ページに絵が書いてありますけど、当然、道がないようなところから小型運材車で運んで、狭い林道を軽トラック等で運んで、中間土場に集積して、大型トラックで搬入するというところだろと思うんですけど、これが、いわゆる収集システムのノウハウということと考えるといいんですか。

○河野山村・木材振興課長 これは、林家みずから取り組んだ場合には、こういったことが可能だということで。私も考えていますのは、大部分の集荷の供給量は、やっぱり大型の機械を持った専門の素材生産業者とか森林組合さんだというふうには思っております。

ただ、林家の方たちにも直接それにかかわるような、直接、利益還元できるような仕組みと

して、全国的にも取り組みがあります、こういったものを参考にしながら、林家が参加できるような仕組みとして、こういった取り組みを支援してまいりたいということでございます。

○横田委員 先進地の指導者を招聘してと書いてある。先進地の取り組みというのは、どういう収集のシステムになっているのでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 基本的には、これと同様の取り組みでございまして。

ただ、多いのは、中国地方とか四国のほうで盛んにこういった取り組みやられているんですが、全国で恐らく50くらいのそういったプロジェクトが進んでいると思います。

当時といいますか、5年ほど前から始まったこういった取り組みでして、当時はFITというのはございまして、FIT、いわゆる売電価格の買い取りとか、そういったものはございまして、そのときの取り組みでしたんで、地域振興券で3,000円ぐらい上積みして買い取るとか。結果的には、今、宮崎でバイオマスが取り引きされているような価格、5～6千円程度にはなるみたいですけども、そういったものを進める役のリーダーがおりますので、そういったノウハウを宮崎に移転したいと、そういったことを考えております。

○横田委員 いずれにしても、これからどんどんふえてくるだろうペレットの需要にしっかりと供給できるように、林道整備なんかもその一翼を担うと思うんですけども、しっかりと収集システムが確立できるように頑張りたいと思います。

○蓬原委員 横田委員の絶滅危惧種の話ですが、盗掘というか、そういうのが懸念されるわけですけど。レッドデータブックで、宮崎固有の種で、その絶滅危惧種みたいなものがあるんですか。

○佐藤自然環境課長 固有種という定義がいろいろあるんですけれども、済みません、数字がはっきりしませんけども、20種程度はあったと思います。

○蓬原委員 どうやって保護するかという、いわゆる公開することが、逆にマイナスになるんじゃないかっていう話があったんですけど。例えば、宮崎県の条例で、何かそういう絶滅危惧種的なものを守るといふ条例が本県にはあるんですか。

○佐藤自然環境課長 野生動植物の保護に関する条例というのがございまして、その中で希少な野生動植物については採取を禁止しております。例えば、植物でいきますと、有名なキバナノツキヌキホトトギスとか、尾鈴山系にあるんですけども、キバナノツキヌキホトトギスというのがございます。それとかサクラソウ、それからサギソウ、それから、ヒメユリですね、その辺がいわゆる禁止されている植物に入っております。

○蓬原委員 愛好家の垂涎の的みたいなのはよく出てくるわけですけど、それは何か罰則規定つきですか。採掘したら、例えば過料に料すとか、何かそういうことになっているんですか。

○佐藤自然環境課長 済みません、ちょっとお待ちいただけますか。済みません、少しお時間をいただきたいと思います。罰則はあります。

○蓬原委員 それは、ちょっと別にいきまじょうか。

○山下委員長 それは、また後で調べて報告してください。

○蓬原委員 農水省から来てらっしゃった牧元副知事が若い時に喜界島におられたんだそうです、26歳のころ。あすこにチョウチョウがおりまして、名前はちょっと私が今思い出すんで、

正確じゃないかもしれませんが。アサギマダラとかいうこんな大きなチョウチョウがいて、その保存をするための条例を、あの方がまだ26歳ごろだったそうですが、行ってつくってもらった条例が、いまだに大変生きてまして、喜界島の町長さんたちからそういう話を聞いたことがあったんで、本県の条例はという話になったんですけど。その保護という観点からいけば、条例も一つの採掘、盗掘等の抑止効果があるのかなと思ったんで、その質問でした。

その間、隣に行きます。バイオマスのお話が出ました、先ほど。ずっと出ています。この前議会でも申し上げましたが、これは、農政水産部の次世代型施設園芸、これがやっぱり脱化石燃料、それで暖房に、いわゆるハウス暖房にバイオマスを使うという話なんですよね。この前、農政水産部でお話ししたんですけど、このエネルギーの担当所管である環境森林部と、このハウス園芸の熱源としてのバイオマスについての相談はしているのかという話をしましたら、連携はちゃんととってますみたいな話だったんですが。やはり、環境森林部として、これからそういうエネルギーの地産地消という言葉も初めてうたっていただいて、それはそれでいいと思う。要は、エネルギーの自給率を上げることだろうと思うんです、自給率。

だけど、そういう観点に立ったときに、農政水産部で、これから恐らくいろいろとハウス園芸等にもバイオマスを利用して熱源としてやっていくと思うんですが、そのあたりにやっぱり担当所管として環境森林部がしっかり目を向けて、技術的な面から、いろいろなノウハウの面からタイアップしていただくことが、本県のトータル的な第1次産業の、林業も農業も含めた振興になるんじゃないかと思ったんですけれど

も。この次世代型施設園芸について、環境森林部として何かかわりを持つという意識は、ベクトル、マインドはお持ちじゃありませんか。

○楠原環境森林部次長（技術担当） 今、委員がおっしゃいましたように、ハウス暖房機はペレット型を中心として導入しようということで、5年間で500台という目標を立ててあります。その中に委員会ができてまして、民間企業、それから、我々行政といった中で委員会を立ち上げております。その中で議論があるのは、まず、暖房機の導入促進が一つ。その次には、やっぱり燃料となるペレットの安定供給。もう一つが、暖房機が今400万とかという非常に高い価格だということで、その低コスト化へというか改良。そういったことで低コスト化に取り組んでいただいている機械メーカーさんも含めて、いろんな情報交換を現在やっております。

環境森林部としましては、一番我々としては木材を使っていただくということになりますので、まさにバイオマスを使っていただき、温暖化にも資するといったことで、いかにこのエネルギーの源である燃料をきちっと安定供給するかといった仕組みについては全面的にきちっと一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○蓬原委員 ぜひ、部局横断的に、そこをやっていただくありがたいというふうに思っています。条例の話はまた後で聞きます。

○佐藤自然環境課長 済みません、先ほどの罰則規定のお話ですけれども、先ほどのような指定植物を採取した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということに定められているようでございます。

○蓬原委員 であれば、恐らくこの委員の中にも、その存在を知らなかった人がおりました。私も知りませんでした、正直。あるだろうなと

思いましたけど。ですから、例えば県の広報なんかにも、たまにはどっかに一角をつくっていただいて、こんなことをしたら罰せられますよというようなことをしていただくといいんじゃないかなというふうに思うことと。

先ほど、いろんなサクラソウとかありましたけど、もし必要であれば、さらにそれを加えて条例を変更されてはいかがなというふうに思いますが、お考えはどうか。

○佐藤自然環境課長 先ほどの採取が禁止されている植物等につきましては、いろいろレッドデータブックの調査もしておりますし、専門家の方の意見を伺いながら、新たに指定する動植物について検討しているところでございます。近々何をというのは決まっておりますけど、その辺は検討しているところでございます。

それと、先ほどございましたPRについては、ちょっと不十分な点もございますので、なるべく多くの県民の方に知らしめるような努力をしてまいりたいと考えております。

○蓬原委員 ぜひ、お願いしておきます。

次に、233ページ、木のある豊かなまちづくり推進事業。これは、何か保育園等というようなお話でしたが、間違いはないですか。保育園だとすれば、ことし何か所を考えておられるのか、お聞かせください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 この事業で、現時点におきまして、特に予定しているというものはまだございませんが、今後募集をかけまして、そういったものにつきまして支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○蓬原委員 この県単というのは、こども安心基金の話ですか、財源は。

○石田みやざきスギ活用推進室長 この予算につきましては、普通の県の予算でございます。

ただ、木のある豊かなまちづくり、県単の補助事業につきましては一般財源でございますけれども、そのほかにも国庫補助事業といたしまして、いわゆるづくり交付金と言われる国庫の補助事業を入れたものも、この予算の中には入ってございます。

○蓬原委員 こども安心基金かどうかは、私もこれ定かじゃないんです。

○石田みやざきスギ活用推進室長 こども基金のほうは、こちらの中には入ってございません。

○蓬原委員 ないんですか。じゃあ、入ってなければ別な補助だということ。

こども安心基金というのがあるんですね。これが25年度までだったのが、26年度まで延びて、その駆け込みで今、各保育園さんが、かなり同じ時期に建てられた保育園が多くて、皆さん、これを希望されてたんです。ところが、おもしろいことに、いい方向にいったのが国が2分の1、市町村が4分の1、事業主が4分の1だったのが、かなりお金余ってるんですね。それで、この市町村の4分の1が12分の1でいいよと。その分をこども安心基金で負担するからという話で、したがって、市町村は、これまで1カ所できてたのが、逆に言うと同じ予算で3カ所できるようになったということで、加速度的に幼稚園の新築・改修ができる状況はそろっているんです。これは、あちらの福祉保健部にちゃんと確認しないとイケませんが、そういう状況にあります。

したがって、ことしは、そういう幼稚園をつくるという。例えば、私の町でもそうなんです。1カ所しかできないだろうと言っていたのが、市町村は4分の1が12分の1の負担でよかったもんだから、3カ所、じゃあ、やりましょうかというような話に動きつつあるんです。

だから、ことしは、そういう幼稚園等の公共施設の新築、改築、建てかえの要求がかなりふえるだろうというふうに見てまして、そういう意味では、環境森林部にとっては木を使っただけいいチャンスだろうと思うんです。だから、そのあたりの情報をしっかり集めていただいて、売り込みを積極的にやっていただくように。予算が足りなければ、さらに補正の中で加えていただいてやっていただくとありがたいということを申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に移っていいですか。あと一つが、委員会資料の28ページ、境界の明確化なんですけど、これが、かなり私どもの地元でも大きな問題になって、山は売りたいが、買いたい境界がわからないと。持ち主も、もう2代目、3代目で、どこをどう境界をつけていいかわからないというような事態が出ているわけなんですけど。問題は、その放置林です。伐採した後、どれだけちゃんと植えているかという、その差額分が放置林になる要素をかなり占めているわけなんですけど。現況において、伐採したところと、後、それをちゃんと植林しているところというのは、ほぼ100%で進んでいるものでしょうか。

○水垂森林経営課長 正確な数値というのはないんですけども、推測なんですけども、おおむね1年間に2,000ヘクタールぐらい伐採されておりまして、そのうちの4分の3、1,500ヘクタールほどが再造林されております。

○蓬原委員 ということは、4分の1は未植栽で、もしかすると、そのまま放置林になる可能性を秘めているというふうに理解していいですか。

○水垂森林経営課長 4分の1は残るわけでございますけども、植栽未栽地の定義であります

が、切った翌年から丸々3年経過しても更新しないというものは、植栽未栽地扱いにしようということになっておりまして、今現在、*780ヘクタールぐらいだったと思うんですけども、それが植栽未栽地として計上されております。

○蓬原委員 あるわけですね。わかりました。

あと一つは、相続登記。山の持ち主が余り関心がなくなったために、次の代、次の代、登記されてないんです。

例えば、今でも、何とか五右衛門みたいな江戸時代の人の名前があったりして、いろいろ権利がふくそうして大変な状況になるんですが。この相続登記を、ここで皆様方に言っても責任はないわけですけど、何かいい方法はないものではないでしょうか。でないと、これが、後、次の代、次の代といったときに、いろんところで弊害が出てくるんじゃないかと思うんだけど、この相続未登記というか、何かつかまえていらっしゃいますか、状況を。

例えば、今、林道を通したりされるじゃないですか。そのときに当然、山の用地の問題とかあるわけです。そのときに、そういう昔の人の名前であれば、相続人がいっぱい広がっているわけで、いろんな混乱があったりするんじゃないかなと思うんだけど、そういう状況は出てないのでしょうか。ないですか。

○楠原環境森林部次長（技術担当） 今、委員がおっしゃいました、現実には相続は個人の問題だと思うんです。

ですから、今委員がおっしゃいましたように山村地域では高齢化をしておりますので、今後、非常に課題としては、そういう意味では先ほど申し上げた国土調査がなかなか時間がかかりますので、その前段としての森林境界明確化を今進めているということです。

あと、林道等では、基本的には市町村さんに調査していただいて、基本的には治山とか林道工事は、土地は無償で提供していただいて事業をしているという状況です。

○蓬原委員 だから、これは先の話ですけど、町なかであれば用途地域があったり、ほかの個別規制法で、いろいろ土地の規制とか持ち主にかけるじゃないですか、持ち主に。農地法でも、特に厳しいですよ、縛りが。

だから、この森林法というのは、意外とそのあたりの縛りが緩やかであるがために、山の持ち主というのが、そこあたりの意識が非常に薄い。ずっと将来的に、法律の中で山林の所有者に対する義務というか責務というか、何かそういうのを法律にうたっていく必要があるんじゃないかなみたいな、私、素人的に考えるんですけど。それが個人の財産ですけど、そのあたりをかけることがいいことか悪いことかわからないけど、何か外国ではそういう例もあるやに聞いておりますし、そんな考えは非常に無謀な考えなんじゃないでしょうか、教えてください。

○楠原環境森林部次長（技術担当） 今おっしゃいましたことに関しては、森林所有者の責務ということについては、森林法か林業基本法かどちらかだったと思うんですが、そちらの中で、いわゆる理念的な分ですけども、森林所有者の責務として適切に管理する必要があるということはどういうことかと思っております。

○蓬原委員 そうですか。そこまでにしておきます。

○河野山村・木材振興課長 先ほど横田委員からお尋ねのありました木炭の生産額でございますが、これはちょっと古い、平成23年度になりますが2億9,000万円ということでございます。

※58ページに発言訂正あり

○水垂森林経営課長 先ほど、植栽未栽地を780平米と申しあげましたけども、749ヘクタール確認されております。

○山下委員長 それでは、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を終了いたします。(発言する者あり) まだ、ありますか。休憩しましょうか。総括ではだめですか。休憩として総括でいきたいと思うんですが、閉めさせていただくとありがたいんですが。総括の中で、一緒ですから。

じゃあ、総括質疑準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時15分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

各課の説明及び質疑は全て終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。環境森林部全般について、質疑を今から承ってまいります。

○川野環境森林課長 午前中に高橋委員のほうから、歳出説明資料の昨年度と今年度の当初予算の掲載の仕方についての御質問をいただきましたけれども、この件につきましては、再度きちっと整理させていただいて、しばらくちよっとお時間いただきまして、また、後ほどきちっとした形で報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山下委員長 説明の仕方については、もう、きょうは無理でしょう。あしたから、また農政のほうに入りますから、まだ2日、最低でも3日ありますから、その旨、事前にまた伝えてください。

○前屋敷委員 説明資料の213ページの自然環境

課で、自然保護対策のところでは自然保護の推進員、それから野生動植物の保護監視員、これらの方々がかなり御苦労して保護のために頑張っておられるということのようなんですけれども、それぞれ何人ぐらいいらっしゃるんですか。自然保護推進員の方と、それから動植物保護監視員の方ですよ。

○佐藤自然環境課長 監視員の方が96名でございます。推進員の方は*576名になっております。

○前屋敷委員 それで、県内一円にいらっしゃると思うんですけども、この方々はあくまでもボランティアという位置づけでしょうか、一定の支援があるんですか。

○佐藤自然環境課長 監視員の方は、基本的にボランティアでございます。ただ、監視員として、一般的には植物に詳しい方とかが多いんですけれども、腕章をして調査していただいているということで、その辺の効果はあるものと思っておりますけれども。その辺の活動に対する傷害保険、それは県のほうで掛けております。

推進員の方はそれこそボランティアなんですけれども、研修大会の旅費につきましては県のほうで負担しております。

○前屋敷委員 この方々は登録かなんかをされて、あくまでもボランティアということで頭が下がる思いなんですけども、予算から見ると、どうもそういう助成はないんだろうなと思ってお聞きするんですけど。こういう方々に旅費だとか保険の適用をされるということですけども、やはり、その御苦労に何か報いるものが必要かなというふうには思いますので、また、ぜひ検討していただければというふうに思います。

○佐藤自然環境課長 済みません。私は、先ほど推進員を576名と申しあげました。579名の間

※このページ右段に発言訂正あり

違いです。申しわけございません。

○前屋敷委員 わかりました。

それから、215ページの松くい虫の対策のところですけども、予算的には若干、昨年25年度とすると150～160ぐらいの増額にはなっているんですけど、今かなり松枯れが広がる中で、昨年も補正予算が組まれて対策が打たれたというようなこともありますので、この予算で十分なのかということところが1件と、それとあわせて、現状をちょっと御報告いただきたいと思います。

○佐藤自然環境課長 今委員のお話にありましたように、去年は夏の間の異常な暑さということもありまして、かなり通常ベースよりも倍ぐらいの量が出てきておりまして、そこで補正という形で倍ぐらいの予算の追加をお願いしたところなんですけれども。ここ5年とか10年のペースで見ますと、大体イーブンといいますか、平均しておりまして——去年はちょっと異常だったんですけど——その辺につきましては、今から春先にかけてどのぐらい虫が飛んでいるとか、その辺の調査をいたしまして、その辺、もし異常でありましたら、また手を打たなくてはいけないんですけども。ことし、補正もいただいて、かなり徹底的にやりましたので、来年は通常ベースに戻るということで、通常の松くい虫の空中散布とか地上散布、それから通常の予算に規定した伐倒駆除等で足りるんじゃないかということ、今のところ思っているところでございます。

○前屋敷委員 わかりました。じゃあ、よろしくをお願いします。

それと、この5番のところ、説明の中の。この被害防止対策事業で養蜂っていうふうにあるんですが、ちょっと御説明をいただけると。

○佐藤自然環境課長 これにつきましては、松

くい虫の空中防除等をする場合に、人的には安全だという薬を使っているんですけども、いわゆるミツバチ、養蜂、それはやっぱりちょっと弱いようでして、養蜂組合のほうにお願いして散布地域にあるところ、もしくは近いところのハチ箱を移動してもらうような委託を組んでおりまして、その経費でございます。

○前屋敷委員 わかりました。

続いて、その下の山地治山事業費の中で、3番、4番については減額の予算が組まれているところなんですけれども、その理由あたりを教えてください。

○佐藤自然環境課長 この予算につきましては、中ほどの山地治山事業ということで、この中のもう一つ下のレベルの小さい項目になっているんですけども、この増減につきましては、今ヒアリング等で箇所調査をしているんですけども、その年々によりまして、中のメニューが移動をしたりしておりますので、全体的には昨年度よりも積み増しをした予算にはなっております。

ですから、例えば、前の年にたくさん台風が来て山地崩壊があったとか、そういうことになりますと一つのメニューがちょっと突出したりしますけれども、それは年々によって若干増減するようなメニューになっております。

○前屋敷委員 じゃあ結果的には、予算そのものは例年ほどは確保できるというふうに見えていいわけですか。

○佐藤自然環境課長 この事項のところの山地治山事業費を見てもらいますと、25年度当初が25億程度になっておりますけれども、ことしは27億ちょっとということで、かなり大きくオーバーしているところでございます。

○前屋敷委員 これは事業費全体でトータルで

見ていいということですか。この中の水源地整備事業だとか、4番の事業あたりは、事業する箇所が具体的に少なくなれば事業費も減るといふことなんでしょうけど。

○佐藤自然環境課長 先ほど申しましたように、トータルで考えていただいていいかと思います。

○前屋敷委員 わかりました。

224ページの、先ほど来、お話が少し出てましたが、大径材の生産対策支援事業費で、昨年度新規で行われて、今回2年目というふうには思うんですが、昨年よりも予算的には半分以下になっている状況ですが、役割はほぼ達成をしつつあるというふうに見ていいわけですか。

○水垂森林経営課長 大径材生産対策事業につきましては、今年度から始めた事業でございまして、今年度は、大径材の実際の現場に出向きまして、その安全な伐採の仕方であるとか木の倒し方、そういったものを調査しまして、それを一つのマニュアルをつくりました。26年度におきましては、そのマニュアルを活用しまして、引き続き——大径材の指導員というのを今年度は選任しましたけども、その人たちに現場指導をしていただくということで、昨年度から比べると予算的には落ちております。

○前屋敷委員 その指導員の方々が26年度には活動を始めるというわけですね。

○水垂森林経営課長 25年の秋口ぐらいには指導員2名を選任しまして、もう既にそのときから指導に回っていただいております。

○前屋敷委員 わかりました。

続いて、森林整備事業費、その下の造林費のところ、この説明の2です。森林環境保全直接支援事業ですが、ここも昨年度としますと7,000万ちょっと減額になってるんですけど、事業そのものが縮小したというふうに見ていい

んですか。

○水垂森林経営課長 この事業は植栽から下刈り、間伐、一連の森林整備に対して支援するという事業でございまして、この森林整備につきましては、国のほうも当初分と合わせまして、昨年度も補正がありましたし、今年度も補正があったわけでございますけれども、県内で行う森林整備をやる上で十分な予算は確保できたと考えております。

○前屋敷委員 直接支援事業ですので、地域にとってはやっていただきたい事業だということで、十分な予算措置がされるということであれば、わかりました。

いいですか、続けて。こちらの委員会予算です。議案の第42号、第43号は、消費税の引き上げに伴って料金改定をするということですが、現行額に引き上げ額を加味して算出をされた金額になっておりますけれども、もう決算済みの24年度ベースで構わないんですけど、どの程度引き上げになるのかがわかれば。きょうわからなければ、きょうじゃなくても構いませんけど。

○水垂森林経営課長 議案第43号の私どものほうの所管の林業技術センター宿泊室、改定いたしますけれども、これが平成24年度の数字でございますと、宿泊した人員が941名でございまして95万9,820円の宿泊代をいただいております。今回、105分の108に変わりますので、その差額分が上乗せになるということで。ちょっと手元に計算機がございませんので。

○前屋敷委員 また計算がわかったら教えてください。

いいですか、続けて。この43号については、上限を県が定めたということで、あとは指定管理者が決定をするという御説明だったんですけど、これは、指定管理者が消費税を上乗せしな

いと決めれば、それが成り立つわけですか。大いに利用度もふやしたいということもあったりして。

○川野環境森林課長 今回は消費税上乘せ分で上限額が上がりましたので、上限額の範囲内で指定管理者のほうで金額を決定いたしますので、その金額が、例えば林業技術センターでしたら、1,050円以内であれば管理者のほうが決めていただくということになりますから、それが、その前の年と比べてふえるかどうかというのは、またそのときの部分になると思いますけれども。今回、上限額が引き上げられましたので、想定されるのは、やはり管理者のほうもその分を若干上乘せされて、その範囲内で決められるんじゃないかと思いますが、そこはまだちょっと、今からということになると思います。

○前屋敷委員 じゃあ、上限までの分については、裁量は委ねられるという判断ですね。

あと22号については、今でなくて結構ですので、また、わかった範囲で教えてください。

○山下委員長 森づくり推進室長、何かありました。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 失礼しました。ひなもり台についてでございますけれども、平成25年度見込みで約6万人の入場者を見込んでおります。そのうちのオートキャンプ場が1万2,900人ということで、来年度の収入計画につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

○前屋敷委員 1万9,000……。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 オートキャンプ場が1万2,925人の見込みとなっております。平成25年度でございますけれども。

○山下委員長 前屋敷さん、いいですか、あとは。

○前屋敷委員 はい、じゃあ、あとは。

○岩下委員 232ページの県産材流通促進対策費1,199万3,000円ということになってますけども、大体この内訳はどういったものに使われますか。みやぎきスギ県外セールス強化事業ということになっておりますけども、それをちょっと説明いただくといいと思うんですが。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 知事をトップといたしますみやぎきスギ、こちらのほうで、いわゆる知事のトップセールスを行います経費ですとか、まさにそういった経費につきまして支援をするものでございます。

○岩下委員 県外出荷って言われてますけども、宮崎県外に県産材として、何立方でどれくらい出ているものなんですか。それと、よかったら、日本の中で、県外で1番、2番はどこあたりかということもお聞きしたいんですが。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 宮崎材につきましては、製材品の出荷額が大体67万7,000立方でございまして、うち県外に出荷されているものが22万6,000ということになってございます。県外に出荷されているものにつきましては約67%ということで、製材品の大半が県外のほうに出荷されているという状況でございます。

済みません、失礼いたしました。67万7,000のうちに、県外の出荷が45万1,000立方でございまして。大変失礼いたしました。45万1,000でございますので、大体7割弱が県外のほうに出荷されているという状況でございます。失礼いたしました。

○山下委員長 海外はいいの。

○岩下委員 海外というよりは、海外は、韓国はそんなに大したことないですよ、国内に比べたら、まだ。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 全体の数量

で申しましても、伸びてはおりますけれども、海外全体で見ますれば、最近伸びておりますけれども、数量につきましては、まだ少ない状況でございます。

○岩下委員 今ちょっとお聞きしたんですが、県外に出荷のところで、どこが一番多いですか。1番、2番、3番ぐらい言っていただくと。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 一番多い圏域でございますけれども、やはり九州の北部、福岡を中心といたしますところが一番多うございまして、大体4割弱が九州の中に出荷されてございます。次に多いのが関西でございまして、関西が大体7%程度になってございます。

○岩下委員 県産材というか、木材関係で期待が高まっているというのは、きょうは東北震災3年になるんですけども、東北地方での住宅需要というのは、これから相当建つんではないかと。余り声を大きくしてから言うもんじゃないと言いますが、その住宅の需要が高まるということで、宮崎県の杉、これに期待する声が非常に多いと思うんですけども、その可能性というのはどうなんですか。ちょっとお聞きします。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 復興住宅につきましても、復興と申しますか、今回被災されたところの住宅につきましても、来年度以降、急激に伸びてくるということで計画がされているというふうに伺っているところでございます。

こういった中、宮崎からですと、大変、距離的な問題がございますので、そういった課題はございますけれども、供給県ということで大きな期待をされているというふうに考えてございますので、引き続き、宮崎材が使われますように、いろんなところに働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩下委員 ありがとうございます。

○山下委員長 よろしいですか。

○有岡副委員長 自然環境課のほうへお尋ねいたします。資料では216ページにございますが、県単治山事業費というのがございまして、実は25年度は治山施設機能回復事業ということで12カ所3,500万ほど予算が組んであったんですが、これはもう事業としては完了したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤自然環境課長 引き続き、当然、県でつくった治山施設の修繕、補修というのは必要になってきますので、事業の見直しによりまして、県単事業に一本化してまいりますので、なくなったということではございません。

○有岡副委員長 それと、委員会資料の有害鳥獣捕獲事業についてお尋ねいたしますが、自然環境課のほうで個体数の管理をしているというふうに理解しておりますが、この個体数、いろんな心配事もございますが、鹿とか猿、こういうのの県内全域の個体数、そして、それをどれぐらいまでを基本として考えていらっしゃるのか、そこ辺の目安というのがありましたら、26年度、教えていただきたいと思っております。

○佐藤自然環境課長 個体数の管理をしているのは、鹿、それから、猿については個体数の管理ができておりますが、イノシシ等につきましてはなかなか、1回のお産数と申しますか、産まれる子供が多いということで把握はできておりません。鹿につきましては、平成22年度で7万7,000頭ということで推計されておりますけれども、24年度末が4万1,000頭程度ということで推定しているところでございます。猿につきましては約103群れで4,500頭程度になっておりますけれども、猿につきましては、その群れをばらして離れ猿をつくるということも考えられま

すので、慎重に対応しているところでございます。

○有岡副委員長 もう一度お尋ねいたします。26年度の一つの目標の個体数はどれぐらいを目標としていらっしゃるのか。それによって、この捕獲数とかが、また変わってくるのではないかなと思いますので、もし26年度の目標がございましたら、お尋ねしたいと思います。

○佐藤自然環境課長 済みません、ちょっとお待ちください。先ほどの目標数でございますけれども、鹿につきましては、*26年度が3万8,000ということになってます。

○山下委員長 ほかのあれは、猿、有害だから。

○佐藤自然環境課長 済みません。イノシシにつきましては頭数が来てないものですか、5,000万円程度ということで目標値を定めているところでございます。

○有岡副委員長 猿のほうも、もしわかれば参考に、あすの参考になろうかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○佐藤自然環境課長 先ほど、鹿とイノシシについては申しあげましたけれども、猿については特定鳥獣計画を立てておりまして、目標値は特に定めてなくて、人間社会との共生を図るということで表現されておるようでございますので、特にその目標頭数は定めておりません。申しわけございません。

○有岡副委員長 どうもありがとうございます。

○高橋委員 総括質疑。

○山下委員長 はい、そうです。

○高橋委員 決算特別委員会の指摘要望事項で説明があった分ですけど、9ページの11です。公共建設物の木造・木質化の関連ですけど、2つ目の段落で県としましてはということで、いわゆる相談受付、これは一般の個人の住宅に関

する相談だということで私は理解してるんですけど。258件、説明がありましたけど、この258件相談があつて、木造化とか木質化につながったというのは把握されてないんでしょうか。

○飯村木材利用技術センター所長 まず、その258というのは、ほとんど非住宅です。校舎、あるいは幼稚園、教会、そういうものが相談として。

○高橋委員 やっぱり上と関連しよつとですね。で、つながったんでしょうか。

○飯村木材利用技術センター所長 それで、具体的につながったのが、完成まで到達したのが綾中学校です。2月に完成しています。その他教会だとか、これからかかるものもありまして、完成は来年度になる予定です。数は、多分10、20のオーダーだと思います。

○高橋委員 今から実際に建築にかかる段階でしようが、それで10から20だろうという予想ですね。わかりました。

それで、ここから先が私は問題にするわけですけど、結局、推進体制が整っているということで、上の段で説明をいただいているわけですけど、やっぱり問題はコストですよ。だから、どうしても、特に公共建築物になると予算がまた限られているものですから、できるだけコストを下げるといふ努力はされるんです。その関係で木質化を敬遠されたりして、なかなか広がってないような気がして。そのために、これは個人も含めてなんですけど、個人の住宅をひっくり返して、やっぱりそのための誘導策になると思うんです。ここからは用途の限定があるかどうかは、ちょっとまたそこを確認するんですが、環境森林税です。なかなか、以前からも要望しているんですけど、まずは公共建築物、これは

※70ページに発言訂正あり

もう公だから、不特定多数の人たちに恩恵がいくわけですから、森林環境税の一部をそこに充てても、私は全然おかしくないと思いますし、もっと個人の支援にも、私はしてもいいのかなという思いがあります。もし、何か明確な、その限定的なものがあれば、説明いただくとありがたいです。森林環境税ですね。

○楠原環境森林部次長（技術担当） 森林環境税につきましては、先ほど緒嶋委員のほうからもありましたけども、当時はやっぱり山村地域が高齢化していく中で、いろんな公益的機能を持っている森林を山村地域の人たちだけでは守れないというところからスタートして、県議会の先生方からも非常に強い後押しがありまして、18年度から導入されたものです。そういう意味では、県民1人500円、あと法人に、資本金ごとに分けてありましたが、基本的には県民1人、年間500円というので、全ての人に負担をしていただいております。

そういう意味では、そのもとは、やはり森林というのは水をつくり、災害を防止し、空気をつくるといったことから、森の役割を基本的には大事にすると。森の役割をきちっと県民の皆さんに理解してもらおう。そして、森づくりに参加していただくというような基本理念で行ってまして、そういったもので、基本的には県民参加の森づくり、あるいは災害に強い森づくりを主体に行ってます。

また、あとは税の活用検討委員会を民間の方も含めて行ってますので、そこの方たちの意見を聞きながら、可能な中では資源循環、木材の利用がさらに森林づくりにつながるということで、そういった木材利用の普及的なものについては、現在も充当しているところでもあります。

○高橋委員 おっしゃるように、山を守るとい

う基本的な目的があるわけで、山を守るということは、そこにある山の木を活用することですよ。山を活用することによって、山が守られる。そのためには木造化・木質化を、いわゆるこれらのところを推進されているわけで、そのために、集めていただいているこの税を活用するということは、私は理にかなっていると思いますから、検討会で十分議論していただいて、施策の予算化になるように、ひとつ私からもお願いしたいと思います。

○蓬原委員 195ページです。午前中、聞きたかったんですが時間がなかったの。緑の少年団活動、子供へのそういう教育という意味でも非常に大きな効果があると思うんですが、県内は大体どれぐらい少年団活動というのがあって、組織があってやるものですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 県内で現在54団体ございまして、約1,400人の団員の方が、それぞれの地域で緑化活動等の活動をしていただいております。

○蓬原委員 なるほど。54だと大きいですね。わかりました。

次は、ひなもり台、先ほどもありました。この指定管理者はどこですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 宮崎県森林林業協会に管理を委託しております。

○蓬原委員 では、次に行きます。205ページ、河川浄化対策です。ここでは生活排水対策だとか、そちらのほうに目が行っているんですが、何のために河川をきれいにすることなんですけど、要は、もとのような自然生態の復元なのかなというふうに思うんですが。そうなったときに、今の川の水生物、かなり減ってますよね、昔からすると減っています。減っているんです。このモニターはされてないと思うん

ですけど、この生物の生息状況については。最終的に川をきれいにした結果、生物がどうなったかという、自然の生態がどこまで復元できたかというのはされてないと思うんですが。

前、赤崎という宮大の先生がおられました。もうお亡くなりになりまして、もうずっと前に、私ども議会で、その方の講演を聞いたことがあるんですが、今、なぜ川の水生生物が減ったのか、魚が減ったのかという話は、いわゆる沈み石だと。石がありますよね、石がいっぱい重なって下を流れる。魚はその中に潜って卵を産む。ところが、その石が埋もれたがために、魚が卵を産むところはかなり減ってしまうと。その結果、魚が減ってきたんだという話で、じゃあその原因は何なんだと。山からの土砂流出だという話でした、短絡的にお話しすれば。

したがって、今これを川をきれいにしようという所管課の環境森林部が、実はその1次原因にもなっているという非常に皮肉な結果があるんで。この河川浄化という、この中に、そういう生活排水がどうだ、合併処理浄化槽をすることがどうだという化学的な物質を減らすことのほかに、その原始的なところが、浄化という意味じゃないけど、水はきれいかもしれないけれども、沈み石という現状で、かなり水生生物が昔からすると減っているよということがあるんです。これは赤崎教授、そうおっしゃっていましたから。だから、そのあたりへの対策みたいなことも考えていただくとありがたいがなと思いますが。ちょこっと何か感想はありますか。なければ、そういう問題点があるよということだけ指摘して、次に移ります。

○佐藤自然環境課長 今のお話の中で、治山事業として山腹の崩壊を防止するためにダムをつくったりというのはやっております。

それと、先ほどの基金の中で、特に一ツ瀬川上流部の火山灰土で細かい層があるところにつきましては、基金を活用しまして緑化工法等をやっているところでございます。

○蓬原委員 作業道をつくりますよね。今、埋め戻しに、業者さんにいろいろ指導していただいているようですけど。例えば、あれも非常に横に切ってますから、水の影響ももろに受けて土砂の流出原因にもなっているだろうという指摘もあるし、実際に見てそうだろうと思いますから、そのあたりの対策もまた、長いスパンで対策を考えていただくといいのかなということをお願いして、あと1件だけ。

委員会資料の15ページ、公共関与支援事業なんですけど、事業収入としては収支はプラスですが、過去からの借入金を、それ以上の金額をお返ししないといけない。したがって、単年度では赤字になるので、一時借入れをしなければいけないということですよ。それも翌年開始で、ことしからいって現金回して、また来年返すという状況ですから、これでいくと、この借入金の償還が終わるまでは、一時借入金というのは毎年ふえていくわけですよ。事業収支から借入金の償還金を引いた分が、ここに9,000万だとか8,000万だとかいう赤字が毎年累積しているわけで、買いかえるまでは、この償還が終わるまでは、この一時借入金というのは、このマイナス分、⑥の分、例えば8,000万だったのが1億6,000万になって、2億8,000万になって、3億7,000万になって、4億7,000万円。来年は、もしかすると5億7,000万か6億ぐらい膨れていって、償還が終わったら、このマイナス分がなくなるので、この一時借入金が減っていくのかなと思うんですが。

端的に、細かいことは聞きません。将来的に、

この公共関与の支援事業、公共関与のエコクリンプラザみやぎの経営、先ほども緒嶋委員から質問があったようですけど、経営的にプラスというか、こういう一時金借り入れをしなくても、単独で収支ペイしながら正常の経営ができるようになるめどというのはいつなんですか。

○神菊循環社会推進課長 ただいま委員がおっしゃいましたように、産業廃棄物処理事業、単体では黒字ですけれども、これまでの借入金の返済を考えた際には赤字になっていくということで、このままでまいりますと、平成32年で公共関与が終了するというお話をしておりましたが、その時点では10億円余りになるという予測をしております。10億円ほどの貸付金が必要になるということでございます。

ただ、そういうことに少しでも減らすために、産廃事業収入のアップでありますとか、経費節減ということにも努めているところでございます。

○蓬原委員 その10億円というのは、いわゆる県の一般会計から貸すことになるわけですけど、これは県が損失をこうむるということではないわけですね。

○神菊循環社会推進課長 県が環境整備公社に対して貸し付けることになります。ですから、その貸し付けたお金については、公社のほうから返していただかなければならないということでございます。

○蓬原委員 焦げつきにはならないんですね。

○神菊循環社会推進課長 そうならないように、十分留意してまいります。

○蓬原委員 十分そのところは経営的なアドバイスというんでしょうか、していただくようお願いをしておきたいと。

○緒嶋委員 委員会資料の5ページ、新エネル

ギー地産地消推進事業、この背景に業務部門と家庭部門の二酸化炭素削減率が低いということが書いてあるわけです。これは、CO₂の削減率が低いということですが。ということは、家庭での削減率をふやさないといかんわけですよ。そうすると、太陽光をつけてオール電化すれば、一番、二酸化炭素の削減率が高くなるわけです。こういうことを書きながら、太陽光の個人用の支援をカットするというのが、理屈が合わんわけです。どうも整合性がないというか。この書いてあることは、家庭の二酸化炭素削減率が低いということは、削減率をふやさないといかんわけですよ。CO₂削減率が家庭部門はプラス33.2と書いてある。そうなれば、こういうことがあるならば、まだ家庭用の太陽光とかをつけて、できるだけ家庭の電気は太陽光で賄うと。それ以上に、またその中でオール電化にする人には、あわせて補助しますというても本当はいいわけです。そういう理論というのは全然、こういうこと、書いてあることと、あなたたちがすることが違うような気がしてならんとやけど、どういうふうに理解すればいいですか、これ。

○川野環境森林課長 住宅部門での家庭部門、いわゆる家庭部門での削減がなかなか進んでいないというデータがございます。やはり、削減するためには、新エネルギーの導入というのも一つの手段でございますし、あわせて、今まで進めてきた省エネ、それぞれの消費生活の構造の中で省エネを進めていただく、そういうことを総合的に進めながら、その家庭部門の二酸化炭素排出を減らしていくということが重要であると思います。新エネルギーの導入というのも、やはり一つの大きな手袋だと思っておりますので、今まで21年から、やはりそういう形でやってきました。

繰り返しになりますけど、今回そういう形で見直しさせていただきましたけれども、住宅部門での二酸化炭素削減を進めていくという基本的な考え方は変わらないんですけれども、新エネルギーの導入の支援策としては、形を今回から変えさせていただきたいということで、導入に際しては情報提供事業、もしくは県民運動的に啓発を進めて導入していただくという形で促進していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、その下の計算、太陽光10キロワットで、今設備費はどのくらいかかるわけですか。

○川野環境森林課長 大体キロワットが、今40万から50万ぐらいでございますので、400万から500万程度になるのではないかと考えております。

○緒嶋委員 であれば、この下の200万で3件ということですが、3分の1の補助になれば、これ3件ではなく、ふやしてもいいんじゃないですか。これはほかの啓発用パネルとか書いてありますけども。3分の2の補助となると、これ、掛ける3件というのは限定されたような気がするんですが、これ限定されてないわけですか。

○川野環境森林課長 一応これは3件を想定した積算になっておりますが、もちろん実績によっては200万を下回るものもあると思いますので、そのときには、できるだけ予算の範囲内で、たくさん活用していただきたいと思っております。

○緒嶋委員 わかりました。書いてあるものだから、3件が限定というとり方もできるわけですので。

それと、木材の県外流出というか、それをふやすことは必要なわけですが、この林業振興計画の中では、数値目標は立てて計画を立ててお

るのかどうか。県の全体的な構想の中で。

○石田みやざきスギ活用推進室長 いわゆる県外出荷につきましては、森林・林業の長期計画の中で目標を定めて、それを推進しているという状況でございます。

○緒嶋委員 その数値目標を、ちょっと教えてください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 大変失礼しました。製材品の県外出荷量でございますけれども、これで申しますと平成27年におきまして54万5,000立方、32年におきまして60万5,000立方とする目標を立ててございます。

○緒嶋委員 27年、54万の目標は達成できますか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 この長期計画の目標に、まさに目指して現在取り組んでいるところでございまして、現在の県外出荷量、先ほど申し上げましたように45万1,000ということで、21年の44万からふえているということで、この目標の達成に向けて努力を傾注をしております。

○緒嶋委員 目標に達成の可能性はあるというふうに理解していいわけですね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 資源の充実、また、当然のことながら生産力の増強といった、条件に我が県はございますので、この目標に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 それ以上言っても大変でしょうけど。私の想像では、簡単にはいかんのかなというふうに思っておりますので、達成できましたと言えるように努力してください。

それと、国外の輸出、これも目標があると思うんですけど、このあたりはどうですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 大変失礼し

ました。木材輸出の枠、こちらにつきましては長期計画で額の目標を定めてございまして、平成27年度で2億3,000万円、平成32年度で2億8,000万円という目標を定めてございます。

○緒嶋委員 想定で、今のところ、どのぐらい輸出されておるわけですか、金額的に。

○石田みやざきスギ活用推進室長 平成24年当時でございますけれども、県が、県内で輸出に取り組む業者さんからの聞き取りで把握している限りでは、約1億1,000万円余の輸出がなされているという状況でございます。

○緒嶋委員 これは、27年度、これも1億以上ふえないと達成できないんですが、そのあたりはどうですか、見込みは。

○石田みやざきスギ活用推進室長 海外につきましては、どうしても為替の関係ですとか、また、輸出先の国の状況等々ございますので変動はあろうかと思っておりますけれども。台湾につきましては、いわゆる型枠用材といいますか、建設用材としての需要がふえているという状況でございますし、韓国につきましても、このところ、大体同額では推移してございますが、木造住宅の見直しが進んでいるという状況でございます。また、中国におきましても、建築基準法の改正が来年度に控えまして、日本の杉ですとかヒノキ、こういったものが位置づけられるということで、海外に輸出するという、そのいろんな基盤というのは整いつつあるのではないかなというふうに考えておりますので、引き続き、輸出促進が図られるよう努力してまいりたいと思います。

○緒嶋委員 我々も知事と一緒に韓国には行かせてもらったわけですが、日本に対する期待も大きいわけですが、やはり外交的ないろいろな課題の中で、真剣にどこまで取り組める

かという問題もあるので、これは、海外はなかなか輸出が、ふえることはいいことですが、これはなかなか厳しい面があるんじゃないかなという気がいたします。

それと、やはり輸出するためには、今は志布志あたりからの輸出が多いわけですよ。やっぱり細島を、いかに輸出に対応できる港にするか。特に中国なんかは、いろいろと輸出のための条件があって、その条件をクリアする施設をつくらなければ、消毒とかいろいろ薫蒸処理とか、そこあたりの取り組みというのは、環境森林部としてはどういうふうな対策をとっておられるわけですか、今。

○石田みやざきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、現在、特に県南のほうからにつきましては志布志からの輸出というのが大変多うございます。

一方、細島につきましては、現在、中国向けの薫蒸用地としての用地の確保ですとか、そういったものにつきまして、関係団体の意見を港湾当局のほうに、ちゃんとそこはお伝えをして、そういった木材の輸出に、より利便性の高いものになるようにということで、関係部局と連携して取り組んでまいっているところでございます。

○緒嶋委員 今、取り組んでおられるというのは、見通しは立っておるわけですか。ある程度、関係部局との話の中では。

○石田みやざきスギ活用推進室長 薫蒸用地の確保ですとか、また、原木を置いておく場所でございますが、こういったものにつきましては、現在の改修の中で見込んでいただいて、その整備が今なされているところというふうに聞いています。

○緒嶋委員 やっぱり輸出するためには、輸出

のできる体制が整わなければ、輸出はふえんわけですよね。だから、そういう体制、自助努力というか、そういう県としての努力をして初めて体制が整った中で輸出をふやすじゃないと、そういう整備もできんで輸出をふやすということは整合性がないというか、理論的には成り立たないわけですので、そういう点をやはり十分進めなければ、私は前に進まんのかなという気がするんですけども。それは積極的に関係部局、港湾当局、国との関係もあるわけですが、そこ辺はやはり積極的に検討していただきたいと。やっぱり我々も努力しなきゃいかんというふうには思いますけれども。お願いしておきます。

まだ、いいですか。それと、海岸防災林造成事業というのがあるんですけども、今は海岸線を、いかに津波とか何かでどう防ぐか。これは防波堤とかいろいろな対策を国も考えるわけですが。環境森林部としては、その津波対策等について、こういう防災林というのは、これは台風とかいろいろな防潮林とかの絡みだろうと思うんですけど、そういうものも含めた防災というような、大きな意味で、そこまで加味したものに、自然と変えていかないといかんのかな。コンクリートで固めるだけじゃなく、ある意味ではこういうところを盛り上げて、そこに木を植えるとか、いろいろな手法があるんじゃないかなと思うんですけど、そういう津波対策的な発想というのは、これではできんわけですか。

○佐藤自然環境課長 今お話がありましたように、東日本大震災におきまして、海岸林の一定の捕獲効果とかは認められておりますので、将来的にはそういう方向で進めていかなきゃいけないと思っております。

ただ、215ページの海岸防災林造成事業につきましては、基本的には一ツ葉とか宮崎海岸が中心になるんですけども、松くい虫等で本数が少なくなったり弱体化したような森林を、新たに植栽していくというような工法でやる事業でございます。

○緒嶋委員 やはり、今からそういう視点を考えて、安心安全な県土づくりというか、そういうような視点も入れながら、防災対策は、それこそ全庁的にいろいろな部署でやることをやっていくと。それで完全に防げるということは言えんにしても、やはり対策としては、そういう視点を頭に入れながらやることは重要じゃないかなと思いますので、環境森林部でできることは何かあるかというような発想のもとに、今後検討して行ってほしいなというふうに希望しておきます。

いいです。そういうことで。

○前屋敷委員 ごみ処理の関係で、これは209ページの宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業で、都城の進める事業に助成をするという御説明だったんですけど、この広域化推進事業というのは、都城市と近隣の自治体も含めてというふうな広域なんですか。

○神菊循環社会推進課長 この事業は、宮崎県ごみ処理広域化計画というのを平成18年に定めておりまして、30年までの期間がございますけれども、その中で位置づけられた施設の計画について、国の交付金とは別に県が交付するということになっているものでございます。計画では35施設ございまして、現在、建設が進んでおりますのは、都城・三股地区の焼却施設の分について、今回助成をするということになっているものでございます。

また、現在、対象が焼却施設、中継施設、リ

サイクルプラザに限定してございますので、それ以外の施設で、現在まだ進んでいるところが3地区ございます。また、交付対象としてまだ残っているところが、西諸地区の焼却施設がまだ残っているという状況でございます。

○前屋敷委員 私は、基本的にはごみ処理は広域化じゃなくって、やっぱりそれぞれの自治体が責任を持って進めるということが基本だというふうに思っているものですから、ちょっと状況をお聞きしました。

○神菊循環社会推進課長 確かに、法的には市町村に一般廃棄物、ごみの処理責任はございますので、そういうお考えもあるかと思っておりますけども。一方では、やはり適正処理を推進するとか、県民の生活環境の保全を図るという観点からいきますと、できるだけ大きな施設で、しっかりとした対策を用いてやるという観点もございますので、そういった意味から、こういう支援事業というのを、国、また県も推進しているということも御理解いただければと思います。

○緒嶋委員 林業公社の収支不足を解消するための27年度から29年度の、これはトータルで28億というふうに見ていいわけですか、資料の9ページ。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 3年間で貸付金の合計を28億円というふうにお願ひしているところでございます。

○緒嶋委員 であれば、26年度よりも次年度の県の貸付金額は減るということですね。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 おっしゃるとおりで、暫減してまいります。

○佐藤自然環境課長 済みません。先ほどの有岡副委員長の御質問の中で、鹿の頭数目標を3万8,000、26年度と申し上げたんですけど、25年

度の間違いでございます。済みません、これは25年度の捕獲頭数等を勘案して、今後、25年度の推定生息数を調査するという事になっております。

○山下委員長 あと、いいですか。質疑のほうでなければ、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないですね。ないようですので、これで環境森林部の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時12分散会

平成26年 3 月 12 日 (水曜日)

午前10時0分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	興 梶 正 明
農 政 水 産 部 次 長 (農 政 担 当)	郡 司 行 敏
農 政 水 産 部 次 長 (水 産 担 当)	那 須 司
畜 産 新 生 推 進 局 長	中 田 哲 朗
農 政 企 画 課 長	鈴 木 大 造
ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長	甲 斐 典 男
地 域 農 業 推 進 課 長	向 畑 公 俊
連 携 推 進 室 長	大 久 津 浩
営 農 支 援 課 長	工 藤 明 也
農 業 改 良 対 策 監	後 藤 俊 一
食 の 消 費 ・ 安 全 推 進 室 長	和 田 括 伸
農 産 園 芸 課 長	日 高 正 裕

農 村 計 画 課 長	宮 下 敦 典
畑かん営農推進室長	原 守 利
農 村 整 備 課 長	河 野 善 充
水 産 政 策 課 長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	日向寺 二 郎
漁 村 振 興 課 長	神 田 美 喜 夫
漁 港 整 備 対 策 監	木 下 啓 二
畜 産 振 興 課 長	押 川 晶
家畜防疫対策課長	西 元 俊 文
工 事 検 査 監	岩 永 修 一
総 合 農 業 試 験 場 長	井 上 裕 一
県立農業大学校長	山 内 年
水 産 試 験 場 長	山 田 卓 郎
畜 産 試 験 場 長	岩 崎 充 祐

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○山下委員長 委員会を再開をいたします。

当委員会に付託されました平成26年度当初予算関連議案等について部長の説明を求めます。

○緒方農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

環境農林水産常任委員会資料の2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

まず、平成26年度農政水産部当初予算(案)の基本的な考え方を書いております。

1の本県農水産業の現状等の(2)にありますように、本県農水産業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進展などの構造的な問題に加えまして、燃油価格や配合飼料価格の高騰など、大変厳しい状況が続いております。もう

議員の皆様、御案内のとおりでございます。

そのような中で、2の国の新たな農業・農村施策の実施にありますように、国におきましては、農地中間管理機構の創設や、米政策の見直しなどの産業政策と日本型直接支払制度などの地域政策を車の両輪とする攻めの農林水産業に向けた施策を進めることといたしております。

こういう状況を踏まえまして、本件におきましては、3の(1)にありますように、国の施策を地域の実情に合わせて有効に活用できるように取り組んでまいりますとともに、本県農水産業の新たな成長産業化を強力に進めてまいりたいと考えております。

このためには(2)に示しておりますように、意欲ある担い手の育成・強化が急務でありますため、地域農業を牽引していく経営体の育成を強化することといたしております。また、フードビジネスを支える力強い生産体制の構築が重要でありますことから、実需者ニーズに的確に対応した生産体制の確立、あるいは新たな流通・販売ルートの開拓などへの取り組みも重点的に実施してまいりたいと考えております。

さらに、(3)にありますように、農水産業生産の基礎となる安全・安心な食料生産の強化に取り組めますとともに、農業・農村整備事業や漁港・漁場整備事業などの基盤整備につきましても積極的に推進することとしております。

主な重点事業等の詳細につきましては、後ほど担当課長等から説明させていただきます。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、3ページをごらんください。

平成26年2月定例県議会提出議案についてでございます。

まず、議案第1号の一般会計予算につきましては、(1)ですが、平成26年度歳出予算の課別

集計表の一般会計の合計の欄にありますように、411億2,634万1,000円をお願いしております。

また、その3つ下でありますけれども、議案第11号、12号の特別会計予算につきまして、3億6,566万7,000円をお願いしております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部全体の予算額は、一番下にありましており、414億9,200万8,000円となり、対前年比109.4%となっております。

次に、右側の4ページをごらんください。

債務負担行為についてであります。一覧表にあります事項について追加をお願いするものでございます。

1枚めくっていただいて、5ページでございます。この5ページからの主な重点事業等を含む当初予算案の詳細と、それからめくっていただいて、49ページからの議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ほか4議案、さらに、60ページをおめくりいただきたいと思っております。60ページからは、その他の報告事項でございますが、県内産焼酎原料用加工用米の生産と利用の拡大に関する協定の締結についてほか1件につきまして、それぞれ担当課長から御説明をいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、2課ごとに班分けをいたしまして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いをいたします。

それでは、初めに、農政企画課、地域農業推進課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、2課の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

環境農林水産常任委員会資料の1ページ目をお開きください。

まず、私のほうから、最初に、先ほど部長のほうから御説明申し上げました予算案の基本的な考え方につきまして、右側の2ページ目のほうの重点的な取り組み、整備の仕方について、簡単に御報告させていただきたいというふうに思っております。

2ページ目でございます。先ほど申し上げましたとおり、まずは、今回、国の4つの改革というのがございましたので、来年度の農政水産部の執行方針といたしましては、いかにこの国の改革を、地域に根差した、地域が受け入れられるような形でしっかり消化していくかというところに重点を置いた予算にするということが、まず1つ目の課題でございました。農地中間管理機構の創設あるいは経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、この3つが、いわゆる産業政策として言われてるわけですが、農地中間管理機構の支援事業あるいは経営所得安定対策の導入推進事業に加えまして、水田フル活用につきましては、県としてしっかりと加工用米の供給を拡大していく。そういった県単の事業も設けることによって、しっかりと国の改革を消化してまいりたいというふうに思っております。

また、日本型直接支払制度、これにつきましても、新しい制度でございますけれども、これまでの農地・水の直接支払い、そういったもの

をさらに拡大するような形、エリア的にも拡大するような形で、しっかりと浸透を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、2でございます。国の施策、いろいろございますけれども、こういったものを支える上で、県としてどういった考え方を貫徹していく必要があるかということで、2つに整理してございます。

1つは、地域の担い手を、具体的に牽引するような担い手の育成、確保、これが非常に重要であろうということでございます。例えば、農地中間管理機構につきましても、今までもいろいろと御議論いただいておりますけれども受け手、受け手の問題が解決しないと、なかなか出し手ばかり用意してもしようがないということで、しっかり担い手を用意していく必要があるのではないかと。そういった観点から、県の事業としてもしっかりと展開をしていくということが一つのポイントとして考えてございます。

もう一つが、県全体で今年度から進めてございますけれども、農水産業を核としたフードビジネスの振興ということでございます。これにつきましては、フードビジネス推進会議も含めまして、さまざまな分野において取り組みを進めているところでございますけれども、フードビジネスの基本が生産であるというような考え方に基きまして、しっかりと農政水産部としてもこの礎を築いていこうということで、新規事業を中心に整理をさせていただいたところでございます。

また、一番下でございます。セーフティネットと生産基盤の強化というところでございますけれども、やはり宮崎の食、どういうふうに売っていくかということで、安全安心あるいは信頼、そういったことをしっかりと今後も担保してい

く。そういった事業を中心に、新規あるいは改善事業というのを整備させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから、また御説明する機会があると思っております。

続きまして、農政企画課の予算について御説明いたします。

この分厚い歳出予算説明資料の283ページをお開きください。283ページ、農政企画課でございます。

平成26年度当初予算額といたしまして、一般会計で28億56万9,000円ということでございまして、右側の平成25年度の当初と比べまして、約4億円弱の増加というふうになってございます。これにつきましては、地域経済活性化雇用創出臨時基金という、いわゆる地域の臨時元気交付金という国の補正対策などの活用によりまして、総合農業試験場の整備等を行ったことによる増加が主なものでございます。

続きまして、細かく御説明させていただきます。

285ページ目以下が農政企画課でございますけれども、286ページをお開きください。

一番上に農業情報・技術対策費の中で、儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業あるいはフードビジネス等加速化技術開発促進事業というものがございます。

試験研究に関しましては、さきの常任委員会で宮崎フードリサーチコンソーシアムの御説明もいたしましたけれども、まず、人材を育てて、あるいは県内外の産・学・官、いろいろな主体と連携にすることによって可能性を高めていこうという考え方でございます。

上の2番の試験研究体制整備事業におきましては、例えば、博士号を取得する職員をふやす、

あるいはそういったものを支援する、そういった取り組み、あるいはほかの大学との共同研究を進める、そういった取り組み等を重点的に進めていくこととしてございます。

また、フードビジネス等加速化技術開発促進事業につきましては、これまでなかなか試験研究のところから現場のほうに技術がおりてくる時間にタイムラグがある、時間がかかり過ぎるというような御指摘もございましたので、そういったものの短縮をするような事業も用意してるところでございます。

続きまして、新農業振興推進費、次の事項でございますけれども、この2つ目に産地経営体モデル育成事業1,000万円というのがございます。これにつきましては、後ほど別冊にて御説明させていただきます。

また、次の事項でございます。新みやざきブランド推進対策事業費のうち、1でございますけれども、『みやざきブランド力』強化対策事業でございます。これにつきましては、みやざきブランドというものの基本が、先ほど申し上げましたとおり、安全安心、それに、新たに健康、そういった切り口を取り入れて、しっかりと宮崎の農水産物のよさをPRしていこうということでございまして、健康という切り口でどういったPRができるのか、そういったことを中心にこの事業で検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、その下の事項、農産物流通体制確立対策費の4番でございます。東アジア輸出促進拠点整備事業でございます。5,322万6,000円でございますけれども、昨年、香港のほうに新しい県事務所を設立いたしましたので、しっかりと東アジアへの輸出を拡大していこうということでございました。これまで宮崎牛あるいはカ

ンショ、そういったものの評価というのが東アジアでも一定のものを得てきたというところでもございますけれども、来年度以降、さらに、そういったものをしっかりと輸出を継続するとともに、ほかにも新しく、例えばスイートピーですとか、そういった新しい商品の核となるような輸出産品をつくっていかうということで、政府事業を展開してまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては、これにつきましては、ブランド・流通対策室長から別途御説明させていただきます。

最後に、288ページ、1ページおめくりいただきました、(事項)の特定研究開発等促進費でございます。1億2,119万5,000円でございますけれども、これにつきましては、いわゆる競争的資金を獲得して、産・学・官連携による共同研究を行っていくというものでございます。補正のほうでも御説明させていただきましたけれども、例えば、昨年度、採択されなかったピーマンの台木、線虫抵抗性の台木の品種を育成していくというものを再度チャレンジをいたしますし、あるいは新しく加工業務用野菜のさらなる推進ということで、ハウレンソウあるいは大根、そういったものの安定的な生産技術の開発といったものについて、これからトライしていかうというふうに考えているところでございます。

予算説明のほうは以上でございますけれども、常任委員会資料に戻っていただきまして、7ページ目のほうお聞きください。

産地経営体モデル育成事業でございます。右側の8ページ目の上のほう、見ていただければと思います。

先ほど基本的な考え方でも御説明いたしましたけれども、やはり中間管理機構あるいは新た

な米政策、日本型直払い、こういった新しい政策が入る中で、改革を推進していく上で、やはり新たな担い手の明確化、育成というのが一番大きな課題ではないかと我々考えてございます。そういった意味でも、マーケットインという考え方もございますけれども、生産現場においてもマーケットの変化に対応できるような、原動力となるような経営体を集中的に育成、強化していかうという考え方で、我々産地経営体という言い方で、今、現場への浸透を図っているところでございます。

具体的には、法人経営グループあるいは集落営農組織、そしてJAの部会、こういったところが産地を引っ張っていただきたいというふうに思っております。現在、地域のほうには13の地域担い手協議会というのがございまして、ここが地域の担い手育成、そういったものの表に立ってるわけでございますけれども、そういったところで、もう一度、体制についても整備し直した上で、どのような担い手を、どういうふうに育成していくかという課題の掘り起こし、あるいは農地中間管理機構を初めとする関連機関との連携、そういったことをしながら、1年間、今後の新しい担い手育成の方向性というものを模索していかうという事業でございます。

そういった意味で、左側に戻っていただきまして、1,000万円の予算額でございます。平成26年度単年度の事業で、1年間こういったことをしっかり検証した上で、さらに、次につなげてまいりたいというふうに思っているところでございます。

新規重点の事業の説明は以上でございます。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。この別冊

のほうの10ページのほうをお開きください。

10ページの、私のほうから御説明いたしますのは、13番でございます。2つ御指摘のほうをいただいているところでございます。

1つが、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画について、長計に沿って事業を推進するだけではなくて、毎年、環境の変化に応じてしっかりと検討を行うということ。それによって農業農村振興のための各種施策を推進することというふうな御指摘をいただいているところでございます。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画、平成23年の6月に策定いたしました。これが、もちろん全体の施策の基礎となるということは認識としてございますけれども、当然TPP等もございまして、毎年いろいろな状況の変化がございます。

今年度、平成25年度におきましては、有識者からなる農業成長産業化推進会議というものを部長の私的諮問機関として設置いたしまして、やはり国の政策、改革あるいはそういう周辺的环境変化に対応した担い手、どう育てていこうかということで、本県独自の、先ほど産地経営体と申し上げましたけれども、農業の担い手像の明確化というところで議論を行ったところでございます。これにつきまして、来年度以降もいろいろな状況の変化あると思っておりますけれども、そういったものにしっかりと対応して、柔軟に議論を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、2つ目の御指摘でございますけれども、長計のほうで目指す将来像として、儲かる農業の実現というふうなのがございましてけれども、その推進状況がなかなか数字としてわかりづらいというような御指摘もいただいているところでございます。なかなか長計の推進状況という

のは全体としてぱっと見れるというところではないんですけれども、これまでは毎年9月ごろをめどに、取り組みの概要として、各取り組みがどのぐらい進んでいるかということを長計の項目ごとに公表させていただいてきたところでございますけれども、それにつきまして、より端的に本県農業の実情が把握できるような形になるように、見せ方あるいは取りまとめ方については、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

指摘事項に対する回答のほうは以上でございます。

最後に、常任委員会資料に戻っていただきまして、55ページでございます。議案の第43号のほうを御説明申し上げます。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、2の改正の概要でございますけれども、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデン）のところの項目を削除するというので、具体的には、指定管理を終了するというところでございます。

別にお配りいたしております追加資料のほうをごらんください。この地図の1枚紙でございます。

亜熱帯作物支場につきましては、平成18年以降、この緑と赤の部分、いわゆるエントランスガーデンが赤の部分で、緑の部分、左側がトロピカルガーデン、そして、一番右の上が関連の駐車場でございますけれども、ここを今まで指定管理者制度ということで管理を指定管理者に委託してきたところでございましてけれども、真ん中にございまして道の駅につきましては、既にもう日南市のほうに底地を平成43年まで貸し付けておりまして、要は管理が分離するというよ

うな状況が起こっております。そういったところを踏まえて、日南市と、どうすれば道の駅を核とした、ここら辺の観光振興も含めて方向性があり得るのかということも議論してまいりました。今回、県のほうで指定管理者制度が終わるという節目があったものですから、今後のあり方について協議いたしまして、具体的には、ここの赤い部分につきましては、日南市に全体として貸し付けるというような形にさせていただきたいというふうに思っております。

また、右上の駐車場、そして左のほうのトロピカルガーデンにつきましては、実は、ちょっと災害復旧の関係あるいは、新しくトンネル工事を左側のほうに行う関係で、平成26年、来年以降、数年間にわたって閉鎖等の措置を講じなければいけない期間がございますので、ここにつきましては、試験場のほう、県のほうで直営管理をさせていただいて、そういうのり面工事あるいはトンネル工事が終了いたしましたら、改めて日南市と、ここの管理の方向についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

そういった意味で、ここの亜熱帯作物支場に関する指定管理者制度自体は本年度をもって終了するというところでございます。

私からは以上でございます。

○甲斐ブランド・流通対策室長 ブランド・流通対策室でございます。

また、常任委員会の本冊資料の9ページ、事業の説明をしたいと思っております。お聞きください。本冊資料の9ページでございます。

東アジア輸出促進拠点整備事業についてであります。

まず、1の事業の目的、背景ですが、昨年6月に設置しました香港事務所に、県内企業の輸

出の足がかりとなるみやざき香港フロンティアオフィスを設置運営するとともに、産地や食品加工業者等が相互に協力した取引先づくりを推進し、オールみやざき体制での輸出促進を図るものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は5,322万6,000円、事業期間は平成25年度から27年度の3カ年、来年度が2年目となります。

次に、(5)の事業内容ですが、①のみやざきフロンティアオフィス整備運営事業では、常温・冷蔵・冷凍の倉庫を備えた事務所や、県内企業の商流、物流、情報の起点となるフロンティアオフィスを運営するとともに、香港の中心部に設置しているアンテナショップにおいて、水田ごぼうや水産加工品などの新たな輸出品目のテスト販売や県産品のプロモーションを行ってまいります。さらに、カンショに続く品目として、来年度は、先ほど話も出ましたが、スイートピー、キンカン、水産加工品の集中プロモーションを実施し、量販店やレストランでの定番化の推進等を進めてまいりたいと考えております。

次に、②のマーケットイン・輸出向け農産物育成事業では、カンショや水産物の輸出向け加工品の開発や、海外ニーズに基づいた包装資材、出荷規格の採用等を支援することとしております。

香港事務所につきましては、商工観光労働部で県職員を1名増員する予算をお願いしておりますが、さらに機能強化を図りまして充実した活動を行ってまいりたいと考えております。

農政企画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○向畑地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

平成26年度歳出予算説明資料のほうにお戻りください。289ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で56億98万4,000円、特別会計で2億2,927万9,000円、合わせまして58億3,026万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

291ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)農業会議・農業委員会費2億663万4,000円についてであります。

これは、県の農業会議や各市町村の農業委員会が実施いたします農地の利用調整や耕作放棄地の所有者、農業生産法人等への指導活動に対する農業委員会手当等でございます。

次に、(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費8億4,120万円についてであります。

これは、就農希望者に対する就農啓発から定着までの総合的な支援や、青年農業者の育成に関する費用であります。

続きまして、292ページをごらんください。

上のほうにあります、2のブラジル国派遣農業研修調査事業は、ブラジル宮崎県人会が主催いたします、創立65周年記念に参加いたしまして、県人会と私ども県とで農業者の相互派遣等を推進しておりますが、そういった内容、また、一緒になって考えまして、県人会とのきずなを深めるものとしてしております。

続きまして、下の段の3の新規就農者育成・確保強化事業でございます。

この事業では、青年就農給付金の給付等を行うものでありまして、就農に向けて研修している方を対象とする準備型80名と、就農している方を対象とした経営開始型450名、合わせて530名の給付を予定しております。

中ほどの(事項)中山間地域活性化推進費6億1,112万5,000円についてであります。

これは、農業の生産条件が不利な特定農山村地域等において、地域の特性に即した農業の振興を図るための施策であります。

1の中山間地域等直接支払制度推進事業につきましては、中山間地域等での営農や集落活動を継続していくことで、これらの地域が有する多面的機能を確保していくことを目的に実施いたします。

次に、(事項)農業経営構造対策事業費1億7,806万9,000円についてであります。

これは、担い手の規模拡大や経営改善に必要な生産・加工等の機械等を総合的に整備する国の経営体育成支援事業を活用するものでございます。

続きまして、293ページをごらんください。

上の(事項)農業大学校費5億952万8,000円についてであります。

これは、本県農業生産を担う経営感覚に優れた農業経営者・指導者の養成と資質の向上並びに県民への農業に理解を深める農業大学校を運営するための経費でございます。

中ほどの(事項)構造政策推進対策費21億3,137万7,000円についてであります。

これは、担い手への農地集積の促進や耕作放棄地の解消、6次産業化の推進などを図るものでございまして、この中の4の「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業につきましては、企業等の農業参入や農林漁業者との新たな連携によるフードビジネスの展開等を推進するため、施設・機械設備等の整備を支援するものでございます。

5の新規事業「農地中間管理機構支援事業」につきましては、後ほど室長のほうから御説明

いたします。

293ページの下の方の(事項)農地保有合理化事業でございます。5億6,858万3,000円でございます。

これは、農地保有合理化事業等に取り組む県の農業振興公社の事業推進に要する経費でございます。

続きまして、294ページをお開きください。

就農支援資金特別会計でございます。

(事項)就農支援資金対策費2億1,485万1,000円についてであります。

これは、新規就農者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付け、就農促進を図るものでございます。

次に、債務負担行為について、委員会資料の4ページをお開きください。4ページでございます。

4ページの一番上でございます。当課からは、債務負担行為1件をお願いしております。

県の農業振興公社が農地取得等を行うために必要な資金を、全国農地保有合理化協会から借り入れるため、国の規定に基づき2億3,700万円を限度額に損失補償を行うものでございます。

以上が、当初予算に係る説明でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況。

10ページをお開きください。

⑫でございます。中山間地域等直接支払制度推進事業について、より多くの集落が活用するよう、農林振興局等と連携しながら、財政負担を伴う市町村の理解を求め、強力に事業を推進するようという御指摘をいただいたところでございます。

この制度につきましては、平成24年度から各市町村を巡回し、事業への理解を深めるととも

に推進を図っているところでございます。

今年度も未実施の市町村を含めた13市町村を巡回いたしまして、担当部課長等にも参加していただき、事業推進を図ったところでございます。特に今回は市町村の財政負担に対する地方財政措置について説明いたしますとともに、集落への事業周知の徹底についてお願いしたところでございます。

この事業につきましては、来年度以降、日本型直接支払制度の一環として継続されますし、法制化も予定されておりますことから、今後とも市町村の理解を求め、事業の周知徹底と推進を図っていく所存でございます。

以上が、指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

続きまして、条例の改正について御説明申し上げます。

常任委員会資料49ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由にありますように、農業科学公園のイベントホール及び物産館ホール並びに農業大学校の宿泊施設、研修室及び体育館の使用料につきまして、今年度の4月1日から消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、56ページをお開きください。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、1にありますように、農業科学公園及び農業総合研修センターについて、新たに指定管理者制度を導入することができる施設として定めるものでございます。

近年の食と農に対する関心が高まる中、農業研修に対する県民のニーズが多様化しておりま

して、指定管理者制度を導入いたしますことで、農業科学公園の来園者の増加と研修センターの有効活用を期待しているところでございます。

続きまして、資料の58ページをお開きください。

議案第46号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、1及び2にありますように、新たに就農しようとする青年等が都道府県知事に提出する就農計画につきまして、各市町村で申請を受理しているものでございますけれども、根拠法が改正されましたことについて、今回、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の内容の下の方に記載しておりますが、根拠法改正等の内容のとおり、市町村が就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手支援ができるよう、法律上の位置づけが変更されております。

なお、こういったことが事業を進める上では、どうしても従来の根拠法が廃止されることとなりますけれども、新制度への移行期間中は、経過措置として従来の制度による申請が可能となっておりますので、その対応を進めていくこととしております。

以上が、条例の改正についてでございます。

私のほうからは以上でございます。

○大久津連携推進室長 連携推進室でございます。

委員会資料の11ページをごらんください。

重点事業といたしまして、農地中間管理機構支援事業について御説明いたします。

1の事業の目的にありますとおり、担い手への農地集積と集約化により、本県農業の構造改革と生産コストの削減を強力に推進するため、

県農地中間管理機構を整備いたしまして、優良農地の円滑な継承とフル活用を図るものであります。

事業の概要につきまして、右側のフロー図をごらんください。

まず、集落・地域内で、今後、中心となる経営体はどこか、そこへどうやって農地を集めるかを十分話し合ってください、集約化が見込まれる農地を、機構に対し、基本的には10年以上預けていただきます。

機構は、受け手の希望に応じて簡易基盤整備等を行い、面的に集約化して貸し付けますが、補助残等のかかり増し経費は賃料で受け手から徴収することとなります。

なお、機構業務である出し手との交渉・契約締結、農地管理等は市町村などに委託することとしており、貸し付けの際は、受け手の公募を行います。地域内の担い手を優先的に貸し付ける仕組みとなっております。

これまで、出し手・受け手の相対による貸借・売買が基本でありましたが、今回、公的な機構が介在することで、より安心でき、長期的な賃借関係が構築されるとともに、耕作放棄地の解消・防止にも活用してまいりたいと考えております。

左のページ、2の(1)に戻っていただきまして、予算額は14億4,712万5,000円で、財源は、通常の国庫補助金と2月補正で積み立てました宮崎県農業構造改革支援資金、そして一般財源をあわせて執行いたしますが、年度末に基金分の執行残があった場合は基金に繰り入れ、次年度予算で引き続き活用することとなります。事業期間は、平成30年度までの5カ年間で、一旦そこで国による事業検証等が行われると聞いております。

(5)の事業内容ですが、①の農地中間管理機構事業では、機構の体制整備及び借り受け農地の賃料、保全管理費等として、7億8,000万円余、次に、②の機構集積協力金交付支援事業では、農地の出し手となる個人または集落への協力金として5億3,000万円余、また、③では、機構への農地集積業務の基本となる農地基本台帳の整備を農業委員会が行う経費等といたしまして、1億1,500万円余となっております。

これらの取り組み推進におきましては、来年度は、まずは、各市町村ごとにモデル的な地域等を選定し、取り組みながら、事業検証等を行いながら、宮崎の農業の実情に合った機構事業の運営及び体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 以上で、議案に対する説明が終了いたしました。

ただいまから委員の皆様方の質疑に入ります。誰からか行きますか。高橋委員さんから行きますか。じゃ、高橋委員、もう指名で行きます。はい、どうぞ。

○高橋委員 おはようございます。じゃ、全体的に1割ぐらい予算増ですね、農業頑張ってくださいってことだと思いますが、まず、農政企画課の予算説明書286ページの説明欄の2番の儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業で博士号、いわゆる人材の育成だということと説明ございましたね。博士号を取得した人の職員をふやすんだってという説明をいただいて、575万6,000円ですかってことなんですね。仕組みをもうちょっと、もう少し詳しく説明をいただけませんか。

○鈴木農政企画課長 この儲かる農水産業を切

り拓く試験研究体制整備事業でございます。予算額、全体で575万6,000円ということでございますけれども、その中には幾つかの柱がございます。

1つが、先ほど申し上げました共同研究パートナーということで、大学等と直接連携して研究をするというようなところもございますし、人材を育成するという観点から博士号の取得支援を行うというメニューもございます。博士号の取得支援に関しましては、平成25年度の実績といたしましては、60万円で3名の方に支援をしてございます。平成26年度の見込み、なかなか難しいところございますけれども、新たに2名の方の博士号取得を支援いたしまして、24年度から26年度までの3年間の事業でございますけれども、計5名の博士号の取得を支援したいというふうに考えているところでございます。

○高橋委員 私、いや、職員をふやすっていうお話をされたというふうに私、思っただけなんですけど。

○鈴木農政企画課長 済みません。私が申し上げた趣旨は、博士号を持っている職員をふやすということでございます。よく共同研究とかをするに当たって、あるいは競争的資金を獲得するに当たって、総合試験場のほうにどういったポテンシャル、能力を持っている職員がいるかということが大きな要素となりますので、そういったときに、博士号を持っている人間がしっかりとやっていますよというようなことを言えるということは大きな強みじゃないかということで、職員増というよりは博士号を持っている職員をふやすということでございます。わかりづらくて申しわけございませんでした。

○高橋委員 今いる職員の方に博士号を取得するための支援をするということなんですね。な

るほど。わかりました。さらに力を入れて人材を育てていただきたいと思います。

じゃ、次、産地経営体モデル育成事業で、ちょっと私、存じ上げてない部分があつて、委員会資料で説明もありましたが、担い手の協議会、13でおっしゃいました。この主体はどこになるんですかね。

○鈴木農政企画課長 主体というのは、協議会ごとにさまざまなケースがございますけれども、市町村あるいはJA、そういったところが主体となっているところが多いというふうに認識しております。区分としては、13JAの区分ごとに協議会を設置しているというところがございます。当然県の普及センター等も参加しておりますので、そこは、体制についてはいろいろなパターンがあるというふうに御理解いただければと。

○高橋委員 わかりました。県内に網羅をしているというんで理解をします。

同じく、委員会資料9ページで、新たに、カンショに続く県産品の売り込みをということで、スイートピーっていう大変ありがたい花を御紹介くださいましたが、私もちょっと認識不足かもしれません。結構日本国内に、いわゆる洋花っていうか、海外からの花も来てるんでしょうかね。逆に、だからこっちから花を売り込むということなんだろうけど、いわゆるスイートピーがそれほど魅力といたしますか、いわゆる勝負できる花だつていう根拠を説明いただけませんか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 スイートピーでございますが、スイートピーは宮崎が国内では最大の産地となっておりますが、国外においても余り生産している国はありませんで、香港においてもオランダ産しかないという状況でござ

います。こないだチャイナエアラインが3月から貨物便の取り扱いを開始したということもありまして、それに合わせて、宮崎からスイートピーの試験輸出を試みております。あちら側の花屋さんの評価によりますと、オランダ産のスイートピーというのは白とピンクぐらいしかないということで、宮崎産は非常に多様な種類の花があるということで、非常に魅力があるというような評判でございましたので、今後、そういった花屋さんやブライダル業界、ホテル等に対する売り込みを図ってまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員 大変ありがたい話をいただいて、スイートピーは一時期、今でも日本一なんですけど、盛り上がってちょっともうけが落ちちゃって、花からまたピーマンに転換とか、そういう農家もいて、今、本当頑張ってるスイートピー農家は元気が出ると思います。また、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域農業推進課にお聞きしますが、まずは、農業大学校の関係ですけど、補正でもかなり質問とか要望も上がりまして、これ、26年度の予算っていうのが25年度当初の倍になってるんですよ。これの説明をいただきたいと思います。

○向畑地域農業推進課長 今回は、農業大学校の施設の機能強化ということで、特に空調設備とか、そういったものが老朽化しておりましたもんですから、先ほど農政企画課のほうからもありました地域の元気臨時交付金、これを充てまして、農業大学校とか研修センターの空調設備の改修で約2億超えるぐらいを予算計上させていただきますところがございます。

○高橋委員 わかりました。

引き続き、農地中間管理機構の関係でお尋ね

します。委員会資料でも説明がありまして、事業主体は、ここにあります県、公社、市町村の運営委員会なんですけど、私のイメージとして、いわゆる公社がほとんどもう仕事をやるのかなってイメージを持ってるんですよ。それで、別途この公社の推進事業費として5億6,000万とか予算計上されてるわけですけど、公社がどの程度かかわるのか。私は、まず公社が中心となってやるのかなとイメージしてるんですけど、もう少し説明をいただけませんか。

○大久津連携推進室長 委員会資料の12ページをごらんいただきたいと思いますが、中ほどに農地中間管理機構の業務ということで、4つほどの借り受けからの配分までの手続を入れてますが、この中に吹き出しで、下のほうに市町村農業委員会、JA等に業務委託ということで、基本的には手続の契約とか、最終的な国とか県とのやりとりとか、広告とか、いろんな書類については県と公社のほうでやりますけれども、やはり担い手を掘り起こす活動、これはそれぞれやっぱり地域でやっていかないとはいけませんので、従来どおり農業委員会、JA、市町村、こちらに業務を委託いたしまして、そういった農地の出し手の交渉活動から、そういった賃料を決めたりとか、誰に貸すか、こういったものを検討をしていただく。そのための人・農地プランの作成活動もこれまでと引き続き連携してやってまいりますし、また一方では、貸し付けが決まった場合についても農地の管理とか条件整備、こういったものについても公社独自ではできませんので、そういったものも業務委託を何らかの形で地域に出すということで、地域での活動の対応については市町村、農業委員会等にやっていただくということで、その分の受託費、これはもう県と国が10分の10で見まして

市町村に委託するというスキームでこの予算の中には計上させていただいてるところでございます。

○高橋委員 要するに、事務費はしっかり実務部隊である市町村レベルのところに行くということですね。

○大久津連携推進室長 そういった所要経費の事務費等については、全て小額を計上させていただいておりますし、あと、先般からありました地域でのそういったコーディネーター、活動をする人たちが市町村だけのマンパワー不足ということで、これにつきましても、国のほうが10分の10で今回措置いただきましたので、そういった地域連携推進委員みたいな形で出し手を見つけたりとか、受け手を見つけたりとか、調整活動、こういったする方々の人員の確保についても予算措置を計上させていただいておりますので、そういったものを積極的に活用していただくよう推進してまいりたいと思っております。

○高橋委員 もう最後にしますが、この農地中間管理機構、正直いまだに私はこれ本当にうまくいくんだろうかっていう、すごい思いがあるんですよ。私の地域を見ても、確かに中山間地といってもいろいろありますよね。物すごい不便なところと、まだ、国道端に張りついている田んぼとかあるんだけど、結局中核農家の住んでるところ、かなり20キロとか30キロ離れているところ結構あるわけですよ。そういうところまで集約し切れないと、集約率を、宮崎は9割ですよ。それ本当に達成できるのかって。だから、私いまいちの疑問っていいですか、果たしてこれできるのかなという思いがあって、言いましたけど、やっぱり何らかの別の手だてをしないと、20~30分かかるところまで耕作に行くのかなっていう率直な気持ちがあるん

で、そこら辺はやっぱりどう、ハードル高いと思うんで乗り越えていかれるのか。

○大久津連携推進室長 高橋委員のおっしゃるとおり、この9割目標については、補正のときにも何回か御説明いたしましたけれども、国の最大の目標ということで、九州管内はこの目標でやるということで国から提示されまして、予算もこの14億というのを提示いただいて、これをしっかり活用して、10年後にはこの目標を達成しようということで今、頑張ろうということで、今、その内容について検討しておりますけれども、委員おっしゃるとおり、なかなかハードルが高うございます。今、担い手に、この前、申しあげました44%ほど、担い手に集積しておりますけれども、これを倍増ということになりますと、かなりかなと思っております。

そういった中で、集落営農とか、新たな法人等、多分今回の山間地域の市町村方ともお話したんですが、やはり担い手がいないということで、やはり平場等の法人さんとか、そういう部会、認定農業者、こういう元気のある方と連携した、例えば夏場に平場では条件が悪いので山間部での生産もやりたいとか、そういうお話もございますので、そういった部分での連携活動または集落営農という形での動きがだんだん出てきておりますので、これを法人化して、しっかり貸借関係をつくっていく。こういったことを頑張っていきたいと思っております。

ただ一方では、委員おっしゃるとおり、この集積目標90%だけにとらわれることなく、宮崎の場合、やはり担い手に集約できますと、その面的集積とか生産性の向上、プラスやはり冬場の条件がよろございますので、今現在、耕地利用率は約106%しかございません。1年に1回しか作付してない状況を、こういった集積するこ

とによって2回、3回作付することも可能でございますし、地域によっては集落営農等でブロックローテーション、こういったものを確保すれば連作障害等も整理できるということで、やはり耕地利用率、これを、今の106%をできるだけ作付の回数をふやしていただく。そういった形で生産性を上げて所得を上げる。こういった視点も並行してやらないと、なかなか宮崎の農業の生産性の維持っていうのは難しいんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

○高橋委員 ちょっと今の、私、理解できてないかもしれません。いわゆる1耕作地1作じゃなくて何作もっておっしゃいましたよね。そうすると、かえって農地が必要なくなるから、逆に集まらなくなるような気も今してきてたんですけど、どうなんでしょう。

○大久津連携推進室長 基本的には、担い手に今、44%あるものを、できるだけどんどん分散している状態を集積すれば規模拡大したいという要請が多くございますので、そういった形でどんどんと規模拡大は進めていきたいと思っております。

ただ一方では、やはりその集積した農地を有効に活用して生産性を上げるとか所得を上げる、こういった部分で、結局それを1回だけの作付ではなくて2回、3回、それは1法人でやるだけのものもありますし、連携した集落営農法人ですと、水田の後作に今度は畜産農家が飼料作をつくるとか、そういったいろんな連携の仕組みといった形で、そういう作付回数、こういったものをふやして耕地利用率を高めることも一方では考えていかないといけないというふうということで御説明したところでございます。

○高橋委員 わかりました。いわゆる今、頑張ってる農家にさらに頑張ってもらう、もうかって

もらう、そういう意味では、先ほど、例えば一つの例、スイートピーを海外に売り込んで生産を高めてもらう。これ、いいことだと思うんで、今頑張ってる方がさらにもうかれれば、そこにまた魅力は感じて、そこにまたリーダーが育ってついてくるっていうふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

以上です。

○緒嶋委員 最初に、285ページの連絡調整費、これは、昨年は2,200万ぐらいやった。ことしは1,300万余ですが、これをやはり、ある意味では農政水産部としては割と使い、本当はこれをいろいろ課題解決の有効活用せんといかんわけですよね。これ半分になったという理由は何ですか。

○鈴木農政企画課長 ちょっと整理して御報告いたします。

遅くなって申しわけございません。連絡調整費の中で具体的に減額が大きかったのが、最後の調整事務費というものだというふうに認識しております。昨年度当初が1,060万であったものが、26年当初194万8,000円ということがございます。これにつきましては、昨年度、試験場等ではいわゆる備品、修繕というようなものがあつたもので、それにつきまして予算をつけたというところがございますので、いわゆる政策研究、政策調整的な、上の1、2のところについては、それほど大きな増減はないというふうに認識をしております。昨年度、臨時的に修繕等を行うところにつきまして、今年度はつけなかったというところがございます。

○緒嶋委員 特に、中間管理機構みたいなものが出てくると、突発的にいろいろな調整っていうか、研究しなきゃいかんことが、ことしは特に私は多々出てくると思うんですよね。そうな

れば、この連絡調整費というのは一番使い勝手もいいわけで、ここあたりはやっぱびしゃっと確保して、農政全体のうまくバランスある行政ができるようにするという、そういうやっぱり視点って、これはもう官房費みたいなもんだから、そこ辺もやっぱ積極的に対応しなきゃ。特に、ことしは農政が一番厳しいというか、ある意味じゃ課題が大きい。TPPも問題が出てくるわけじゃから。そういうことになると、こういうのは十分確保して私は努力すべきだったというふうに、ちょっと指摘しておきます。

次、いいですか。それから、総合農試、ことしもいろいろと研究をされると思うんですけども、ことしの大きな総合農試の試験研究なんかの課題を何と心得ておられるか。そこあたりを。

○井上総合農業試験場長 総合農試の課題ということでございます。本年度、幾つか新しい課題もしておりますけども、総合農試の基本的な今年度に向けての考え方としては、まずは、地域の課題を解決するという。足元の課題をしっかりと見据えながら解決していくということ。それとその先を見据えるということで、特にフードビジネスの推進について、しっかりと場を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。これによりまして、ぜひとももうかる農業を実現する。そのための農業技術のなめとしての役割をしっかりと果たしたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 今、抽象的に言われたけど、それは実際具体的なものをちょっと上げてもらわんと意味がわからんわ。

○山下委員長 いいですか。地域の課題っていうの、もうちょっと詳しく。

○井上総合農業試験場長 例えば、一つは、フ

ードビジネスの推進ということでは、ことし、例えば米の育種を、もうこれまでもずっとやってきておりますけども、総合農試で育成しております181号というのと182号という系統がございます。これにつきましては、芋焼酎用のこうじの原料として使えるということですので、この品種の育成、まだ育成途上ではありますけども、この育成を急ぎますとともに、栽培技術の確立に向けてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、あわせて、6次産業化に対応した大規模な野菜における省力、低コスト、安定生産のための品種の開発ということで、例えばハウレンソウだとかごぼうだとか、こういった品種のものがおりますけど、これに向けた、大規模経営に向けた品種の選定なり、栽培技術の確立についても取り組んでいきたいと思っております。

それから、もう一つ言わせていただきますと、例えばお茶の話なんですけれども、お茶につきましては、今現在、普通はもう煎茶ということで通常の煎茶なんですけども、これについても新しい形、香りのいい煎茶あるいは、もうさらに進んでウーロン茶、国産の葉を使ったウーロン茶というようなものの生産技術をつくり上げたいということにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 努力していただきたいと思うんですけれども、この前も何か高橋議員の質問に、食味のいい、特Aの米が宮崎県は一つもランクされていなかったということなんですけれども、やはり今後、TPPが、米がある程度ますます自由化されれば産地間競争というのは当然激しくなるわけよ。そうなれば、やっぱり食味のいい米でないと売れないということになるわけですが、

これのあたりの研究は、加工用も重要やけど、やっぱり食用の人間が食べるほうも重要なわけで、そのあたりのめどはないわけですかね。

○井上総合農業試験場長 御承知のとおり、宮崎県は、早期水稲についてはコシヒカリ、それから普通期水稲についてはヒノヒカリということで定着をしておりますけども、現在、試験場におきましては、これをさらに上回るような食味のいい品種の開発ということにも取り組んでおります。

また、委員のほうから今、御指摘がありましたけど、特Aがとれてないということで、先日、穀物協会のほうから発表されましたリストの中でも宮崎県は入っておりませんでしたけど、ぜひこれをとりたい。そのために、現地でも今やっておりますけども、農業試験場としてもその技術の組み立てをやりたいということで、本年度から新たに特Aをとるための技術開発という課題を設定して取り組むことに、26年度から取り組むことにしております。

○緒嶋委員 これは、すぐ1年で特Aがとれるっていうのは、何か品種改良は容易でないと思うんですけれども、かなりそのめどというのは、特Aがとれる可能性はありますか。

○井上総合農業試験場長 特Aをとるための、まず品種につきましては、今ある品種で、ヒノヒカリだとかコシヒカリでということにはなるうかと思っておりますけども、そのための施肥技術だとか栽培的な管理を徹底してやっていただくと。そのためにはどうすればいいかという方向づけを農業試験場のほうで出したいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひ、やはりほかの県でできて、宮崎県でできんはずはないという気がしますので頑張ってくださいというふうに思います。

次は、就農支援ですけれども、新規の就農者の80名と450名と言われておりますが、このあたりは大体間違いないということでしょうか。

○向畑地域農業推進課長 私ども、今回、従前から要望していました親元就農について、国のほうが26年度からは、一定の条件はあるんですけども、親元就農においても準備型、経営開始型、両方とも対応できるというようなことがございました。今までどうしても土地を早目に取得しなくちゃいけないとか、なかなか厳しいハードルがあったんですけども、そこが今回なくなりましたこともあって、今まで対応できなかった部分も考えると努力していきたいなというふうに考えているところでございます。

○緒嶋委員 具体的に就農者の5年間の支援とかある、具体的な金額的のことは、支援の内容は80名と450名と違うわけですかね。

○向畑地域農業推進課長 準備型のほうは、就農の前段階ですので年間150万を2年間、経営開始型につきましては、150万円を5年間支給する形になっております。

○緒嶋委員 これもぜひ、もうこういう人が最終的には中間管理機構やらの受け皿になるようになったほうがいいわけですので、定着できるように、これはぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それから、中間管理機構でございましてけれども、これは、貸借は10年以上という。これはもう、最初は5年ぐらいにして、そして、それが継続できるように一応せんと、10年というのに逆に抵抗もある場合もあるんじゃないかと思ってるんですけど、10年という理由は何ですか。

○大久津連携推進室長 この10年につきましては、これまで農地保有合理化事業なり、一般の農地の円滑化事業とか、こういった形で相対で

やってきましたときには、それぞれの相対の中で短期間なり5年とか、長くっても10年とかございましたけれども、今回の制度を立ち上げる中で、やはり長期的な対策でないとな安定的な経営ができないという要望がかなり多かったということで、多分これは水田地帯の部分の意向が強うございますけれども、これが制度的な中で、最低10年以上を預けた場合に、この制度として乗ると。一方で、これ、10年以上預けられない状況につきましては従来どおりの対策事業とか、または売買をしたい場合についても特例事業で売買はできるという形になっておりますので、そういった既存の事業等で制度的には仕組んでいかないといけないということで考えております。

○緒嶋委員 やっぱり地権者は、あんまり売買というのはなかなか最初からやりたくないわけですね。やっぱり子々孫々続いた財産として持っておきたいという、やっぱりそういう意向というのはかなりあるわけですよ。それ、後継者がもう都会に出てどうにもならないというときは、もうそのこともあるけども、そうなれば、やっぱり最初は、もう最初から10年以上というのにもまた抵抗があるんじゃないかなという気がしますし、特に、今度は貸し手を、管理ですよ、中山間地の場合は特にですが、貸し手がおって借り手がない。そのときはもう、また本人に返すわけですよ。そうなれば耕作放棄みたいなことは継続するというので、本当に耕作放棄地の解消にはつながらん面が出てくるんじゃないかなという、思うんですが、その対策は何かあるわけですか。

○大久津連携推進室長 この耕作放棄地につきましては、これまでずっと解消とか、また農地を、本当にもう再生が不可能な部分については

非農地判定みたいな形をとると。それでないともう農地として維持できないということがございまして、昨年度も、市町村でもかなり実査していただきまして、若干耕作放棄地もふえてはおりますけれども、最終的には非農地判定で、最終的には耕作放棄地も減少の傾向でございます。ただ、山間部ではやはりいろんな対応で担い手がいないということもございますので、その担い手の育成そのものも頑張っていけないといけませんけれども、先ほど高橋議員からございましたように、首長さんあたりからの要望といたしましては、平場の認定農業者とか、そういういったいような地域で連携した産地づくり、こういうものをもっと模索してくれと、提案してくれという要望がございましたので、そういった形の検討も含めながら、できるだけ耕作放棄地を発生させない、また、解消につきましては、従来の解消事業、耕作放棄地の対策は別途ございますので、そういうようなものもうまく使いながら実施していきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと今度は、貸借した場合に、金銭的な、貸すほうに借地料とか、そういう金銭的な動きは、これどうなるわけですか。

○大久津連携推進室長 賃借料につきましては、従来どおり、今回も市町村やらに交渉とかお願いいたしますけれども、相手方と受け手方で決まった場合につきましては、それぞれ個々の賃借料を設定することになります。それを機構がもう一応借り受けますので、機構が受け手から毎年お金を集めまして、その分を一括出し手の方たちに出すということで、もう今まで担い手さんが毎年、賃借料を交渉したりとか、お金を払ったりとか、そういう手間が、機構は、市町村と一緒にになってそれぞれ事務はやりますので、その辺の部分については、かなり軽減ができるんじゃないかと思っております。

ないかと思っております。

○緒嶋委員 それと、中山間地直接支払制度というのがあるわけですよ。その金は、いわば地域で来た金を、半分は個人の、何ていうか、有効に使ってください、半分は地域、団体で共同で使いましょうとか、いろいろあるわけですが、これが直接支払制度そのものの金の動きはどうなるわけですかね。

○向畑地域農業推進課長 中山間地域での直接支払いというのは、あくまでもやはり集落ごとで改善をするとか、いろんな取り組みを行うというふうに使っていきますので、今回の中間管理機構との整合性というのは、そのために土地を出す出さないという動きよりも、まずは地域での活動に使うというような経費として見ます。

委員おっしゃったように、2分の1に関しましては個人のほうに行きますので、そこはまた、そこで個人で使われる、もしくはプールして使われるといった取り組みも出されてますけれども、中山間地域のこの直接支払いに関しては、今まで従前どおりの対応になると思います。

○緒嶋委員 であれば、何とかな、財産を持っておる人が貸しても、もとの人に借りたほうじゃなくても中山間地の金を半分はやってもいいということですか。

○向畑地域農業推進課長 あくまでも、これは所有者、所有者という形になりますので、お借りされてらっしゃる方には貸借が発生いたしませんけれども。持っていらっしゃる方がその地域で、地域の集落協定をしっかりと結ばれて取り組まれている以上は、持ってらっしゃる所有者のほうに行く形になります。

○緒嶋委員 それと、中山間地は土地改良の維持管理費が物すごく高くつくわけですよ。そうすると、高いところは10アール当たり1

万8,000円とか出しとるわけです。それは借りたほうが出すことになるのか、それは所有者が出すことになるのか、そこあたりどうなるわけですか。

○大久津連携推進室長 この中間管理機構のこのシステムでは、借り受け者が見つかるまでは機構のほうで特別賦課金とか、こういったものについては出すことになっております。その貸し手が見つかりました段階からは、貸し手から出していただくというような形になります。どうも済みません。失礼しました。借り手から徴収して出してもらうという形でやるということになっております。失礼いたしました。

○緒嶋委員 そうなった場合、なかなか借りた人も1万何千円出して、また、所有者にそれプラスアルファで土地代みたいに出すということになると、なかなか土地の動きというのが、借りたくもないって、そんげ負担があるの、金、土地は借りたくないよということになると、私はその可能性が高いんじゃないかと思って、逆に。そのあたりは本当にうまくいくのかな、ちょっと。

○大久津連携推進室長 今、緒嶋委員おっしゃいましたような、もう山間部でいろんな課題が入りまして、これについては、それぞれ一つ一つ検証しながらこの1年間やっていかないと、何が出てくるかわからないと思っております。そういった中、申しわけないんですけども、地域地域でモデル的なことをやりながら、そのモデルの検証しながら、ほかの部分、普及できるものは普及していきますし、課題が見つければ国のほうにしっかり制度要望とか、改正要望しながら、宮崎らしい機構事業にできるような形で、この1年間、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○蓬原委員 このように中間管理機構、いろいろ難しいだろうなと思いながら、ずっと考えてるんですけど、これは全国一律の制度ですか。

○大久津連携推進室長 基本的な、中間管理機構で出されます活用事業、出し手あたりへの交付金、こういったものについては、その面積に応じてなんですけれども、そういう単価等については一律の制度でございます。

ただ、賃借料の決定ですとか、そこの対応、どの程度の土地を借り上げるって、そういう基準等につきましては各機構で定めるということになっておりますので、今現在、機構指定、3月27日に向けて、今、事務作業を進めておりますが、その中でしっかり定めていきたいなと思っております。

○蓬原委員 システムとしては同じシステムですね。

それで、具体的なことに入りますけど、借り手、借り手でしたかね、借り手がお金を出す。それ土地改良費は上乘せになったらますます借りないだろうという話なんですけど、これ、福岡県でしたかね、福岡県は一般会計で予算組んでまして、福岡の場合は、また、ここと状況は違うわけですね。だから、一律ですかっという聞き方したんですけども、福岡の場合はこちらと農業の形態が違う。したがって、貸し手、貸す側、貸す側はなかなか土地を出さないだろうということで、出してくださいっていうことで貸す側にお金を、さらに県の単独でやろうという、これ新聞の日本経済新聞に載っております。だから、例えば宮崎の場合は、逆に借り手がないわけですから、借り手側に例えば補助をやるとか、今、出たような土地改良費分ぐらいは、じゃ借り手側に補助しようとか、そういう促進策で、借り手促進策っていうか、独自の

政策としてそういうものは内部で検討はなかったのですか。

○大久津連携推進室長 これまで担い手といえますか、受け手側につきましても、規模拡大交付金という形で反当2万円がことしまでございました。当然来年度のこの機構の中でも、冒頭、昨年から説明の中では当然制定されるということで、ずっと12月までまいったわけでございますが、最終的には大型予算が700億まで減額された中で、担い手のメリットといたしましては、基盤整備で面的集積をつけての恩恵ということに終始しまして、そういった拡大交付金というのは急遽なくなりまして、担い手についてのメリットについては、そういった面的集積によって生産性を上げたり、コストを下げるといったメリットですとか、あと一方、事業をやる場合につきましては、基本的に来年から、NN事業の中で都市改良事業そのものについても、そういった担い手集積する場合については、その集積率に応じまして地元負担、こういったもの軽減される措置ですとか、簡易な畦畔除去とかの整備につきましても国の事業を使いまして、それでも足りない分については、機構が立てかえて無利子で借りて、それを何年かの賃料で徴収はいたしますけれども、そういった形のいろんなメリット、措置も別途、今回措置されたので、そういったものをうまく使いながら、最終的には担い手さん方の経営の状況という、そういったものもしっかりこの1年間の中で把握して、もうそれでも不足するもの、いろんな足りない部分側については、やっぱり十分検証しながら国にも要望してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 もう返しますけど、要するに県独自で、今は今ある国の制度とか、そういう既存

の制度とか、そういうことですよ。県として独自にということはされなかったと理解しているですよ。お返しします、どうぞ。

○大久津連携推進室長 基本的には、従来の事業の中で頑張るということで、新たにこの機構に合わせて県単は設けておりません。

○緒嶋委員 それと、この前のときは、私は、平場の場合は災害なんかというのは余りない、浸水があるぐらいじゃろうと思った。もう中山間地は農地崩壊というのはかなりある。それ壊れたときの復旧は、そういうことで中間管理機構を通したのは、中間管理機構が災害復旧はするっていう話は、この前のときは言われたって、それは間違いはないわけですか。

○大久津連携推進室長 委員長、申しわけございません。この、ちょっと説明、言葉足らずだったんですけども、災害復旧の土地については、あくまで自己資産ですので、責任は個人に帰属いたしますけれども、できるだけいろんな保全事業とか復旧事業、こういったものを活用できるような形を検討しながら、自己負担ができるだけ軽減できるようなシステムを検討していきたいということで説明したつもりでございますが、言葉足らずで申しわけございません。

○緒嶋委員 いや、これ自己負担が、もうかなりかかるとですよ。それが、災害で壊れた場合、これはもう貸したほう、どちらが、借りたほうが知りませんと言えば、自分の財産だから貸したほうが復旧せにゃ。そこ辺もなかなかうまく整理せんと、後々が、貸し手、借り手でトラブルになる。貸しとって壊れとるとに、貸したほうが使わんっていうのはどういうことかってなるし、それは地権者があんだじゃから地主が扱うべきじゃねえかっていうことで、これは間違いなくトラブルの原因になると思うと。そこ辺

を明確にせんと、これなかなか貸し手も、中山間地はもう、他の面積はもう畦畔の面積のほうが多いようなところが多いわけじゃから。もう、そういうことも含めて、中山間地ではなかなか課題が大きいわけですよ。だから、そこ辺をどうするかということ、やっぱこれを進める以上は、それはもうお互いそれを納得した中での貸借の約束事を明確にしないと、私はこれ難しい問題が出てくるというふうに思うので、それは納得した上で決めればいいけど、もやもやした中で決めておくと大変なことになるということを申しておきたいと思います。

○大久津連携推進室長 先般の、御質問がありまして国のほうにもしっかり問い合わせまして、これについては運用上の中でしっかり実行、出し手に責任は所属するということをしかり明文化するという形でQ&Aも出ましたので、もうそこも明確にした中で、貸借関係については確認をとって進めたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、私は、借りたほうが飼料米とか加工米を植えた場合、農業共済的な掛金というのはどうなるんですか。1キロ30円ぐらいで、500キロとっても1万5,000円ぐらいしか収入がないのに、農業共済制度が適用されるのかどうかということ。植えた場合。これちょっと直接じゃないけど、共済……。

○大久津連携推進室長 ちょっとお時間いただければと思います。

○緒嶋委員 それはしとって。それと、いいですか。

○山下委員長 今、共済制度っていうのは一般米に対しての共済制度がありますけど、飼料用米ですから、そこはちょっと調べてください。

○緒嶋委員 それと、いいですか。農業振興公社そのものを私はある程度体制を強化しなけれ

ば、こういう市町村との関係とか全体的な調整を含めた場合に、市町村の指導も含めて、県として農業振興公社は今の体制のままでもいいのかどうかと。それは当然、国からの交付税措置とか、いろいろもあるし、この予算の中での見方もあるだろうと思うんですけど、体制は今のままでいいのかどうかという。

○大久津連携推進室長 今回、機構事業の指定に向けて、公社の体制等についても、今現在、検討を進めております。当然市町村、農業委員会、JA等と連携しながら、現場での協力をいただくための助成措置も今回組みましたし、また、機構におきましては、地域でそういった委託するばかりじゃなくて、機構みずからが地域で連絡調整とかする必要もございますので、そういった地域担当も配置しながら、また、機構そのものにも人員体制の強化は必要ということで、今、公社のほうで検討をいただいておりますし、その分の所要の予算については、今回、計上させていただいております。

○緒嶋委員 そうすると、これは農業振興公社という名前とは別に、名称は中間管理機構と名前で存続するわけですか。

○大久津連携推進室長 本体は振興公社という名前で、あくまで機構というのを県知事が指定するというので、サブの名称がつくという、今までも農地保有合理化法人という指定団体という名称がございましたけど、そんな位置づけになることになります。

○緒嶋委員 一応、宮崎県の場合は農業振興公社という名前で通用するというか、一応は、対外的にはそこがやりますということでもいいわけですね。

○大久津連携推進室長 そのとおりでございます。

○鈴木農政企画課長 先ほど緒嶋委員から御質問がありました、要は、加工用米、飼料用米の共済の関係でございますけれども、基本的に、飼料用米専用品種とか、そういう作付の実績、データがしっかりないものについては、共済の対象外というふうになってございます。

○向畑地域農業推進課長 中山間地域等の直接支払いの関係のお話なんですけれども、直接支払いを受ける上は集落協定を必ず皆さんで締結いたします。今回の事業、まだ新しく中間管理機構の事業、まだ進んでおりませんので、まだ、事案がどういった事案で出てくるかわからないんですけれども、基本的にこの集落協定で皆さんが同意されるマスタープランの中に、もしくは借り手のほうでもそういったお金を直接支払いのお金を使えるというような事案も生じるかもしれません。ただ、今のところ、集落協定であくまでも定めた形でしか直接支払いのお金は使えないというような形になっておりますので、また、今回の事案が、事業が推進するに当たって、一緒になって検討していきたいと思っております。

以上です。

○緒嶋委員 これは、中山間地の場合、直接支払い制度、ものすごく有効に活用されとるわけですが、これは集落協定の中でうまくいかんと、やはり中間管理機構に土地を出すのも、もうこの直接支払制度が地主にもらえんとなりや、もう私は貸しませんって逆に言うのも出てくる可能性もあるから、これはもう大変課題が大きいということだけは認識しておいてほしいというふうに思います。

それから次は、東アジア輸出促進拠点整備事業。これは、進めなければいけないわけですが、中国を中心に考えて東アジアと言われておりま

すけど、韓国との輸出なんかの、東アジアという中では韓国に対するアプローチというか、そういうことはどう考えておられるんですか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 今のところ東アジアは、一番のターゲットを香港、台湾、シンガポールにしております。韓国につきましては、韓国から逆に農産物の輸入等もあるくらいで、お茶等についての検討とか、木材、これについては検討を進めてるところなんですけど、今のところは農産物については、なかなか難しいだろうという判断をしております。

○緒嶋委員 難しいからやらんというのでもいかんし、やっぱりある程度、攻めの農業というのは厳しいけどやるというのが攻めの農業じゃないかなと思うんですけど、やっぱりそれなりの課題があるのならば課題を解決しながら、やっぱりそれ、今、韓国と日本、政治的に厳しいし、これは容易じゃないけども、やっぱりそういうものを含めても東アジアというのは、中田局長なんかは韓国に2年かな、おられたので向こうの状況も十分わかっておられると思うんですけれども、やはり中国ともなかなかこれは、実際は政治的にはなかなか難しいものもあるけれども、やはり13億人のやっぱり人口がおる中では中国やら台湾というのはすばらしい市場であることは間違いないので、中国中心というのは、それはやむを得んと思うけれども、やっぱりいろいろなことを前向きに、攻めの農業というからはそこもある程度何かないかというような前向きの姿勢っていうのは絶対必要だと思うんですけれども、そのあたりの覚悟はないかな。

○甲斐ブランド・流通対策室長 当面は、当然香港、シンガポール、台湾を念頭に置きますが、当然次のターゲットというのも検討してまいりたいと思っておりますので、タイとかマレーシア、ま

た韓国等含めて、香港にも駐在員を置いておりますので、そのあたりからの情報も仕入れていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 宮崎県は、最初は韓国のほうに駐在員を置いたわけやろ。それ引いても、これ行ったっちゃから、ちょっと理屈に合わん点もあるけど、それ以上は言いません。

それと、輸出ルートは、宮崎県からは中国にはフライトコースはないわけですよ。このあたりとの絡みはどう考えておられてるの。

○甲斐ブランド・流通対策室長 飛行機の場合は、今、このチャイナエアライン、これが台湾との週3便の貨物便ができるようになりました。台湾から香港へは非常に頻繁に飛んでおりますので、先ほどのスイートピーもそうですけども、こちらで本日出荷したものが夜には香港についているという状態がございます。ですので、そういう、当然、ただ、エアの場合は非常に航空運賃が高いといった問題もございますので、そういう運賃の問題等考えながら、いろんなルート、品目によって考えていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 これ、全部輸出の場合はもう飛行機でということで、船便というか、そういうものは今のところないわけですね。

○甲斐ブランド・流通対策室長 基本的には船便、カンショ等につきましては船便が中心で、今のルートといたしましては、一番多いのは博多まで持って行って、博多から香港というルートが一番多いでございます。

○緒嶋委員 これ、将来的にやっぱ、本当から言えば、細島あたりから輸出しなければ、九州のかなめの細島港、口では言うけどかなめになってないわけですね。そういうことを考えた場合には、もうちょっとそこ辺も含めて、やっぱ

将来的な構想というか、そういうものは当然持った中でやむを得ず博多が、九州で一番輸出が多いとじゃ博多がね。そういうことはやむを得んにしても、将来的なやっぱそういう構想を、どうそれを構築するかというようなものもやっぱ見出していかないかんわけですので、将来、カンショでも輸出がふえたら、また船の、そういういろいろな動きも出てくるかなと思いますので、いずれにしても東アジア輸出促進を努力してほしいということを要望しておきます。

以上です。

○横田委員 この説明資料の292ページですけど、一番下の次世代の担い手育成支援事業ですけど、これ法人化に向けた支援とか、集落営農の組織化支援、新規就農者の参入支援とかをしていくということですけど、当然これ農地中間管理機構の受け手となるべき担い手を育成支援していくということですよ。

○向畑地域農業推進課長 おっしゃるとおり、今回、やっぱり担い手の確保というのが一番大事で、中でも集落営農、農業法人さん、そしてJAの部会さんといった中で動いてはいただいているんですけど、やっぱり市町村の垣根を越えて経済活動を一緒に取り組んでいただけないと方々がまだまだ足りないというふうなふうに私ども認識しておりますので、そういった方々を支援していきたいということで事業を取り組まさせていただきますと考えております。

○横田委員 当然、90%という農地集約の目標があるわけですので、これからの担い手育成支援事業というのは、農地中間管理機構の受け手をつくっていくんだという考えで取り組んでいかなければならないかなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、そういうことで頑張っていたいただきたいと思います。

また、農地中間管理機構ですけど、来年度はモデル経営体をつくっていくってことを言われましたけど、これは、例えば各市町村単位で何かしようとか、そういうことでつくっていくんですかね。

○大久津連携推進室長 今現在、市町村にお願いしているのは、旧市町村単位に最低1カ所以上ずつ、モデル地区を選定していただきたいと。これでまず前半は検証して、それを本当に、メリット、デメリットをちょっとしっかり議論しましょうということで、今お願いしているところでございます。

○横田委員 合併前の旧市町村ね。

当然、これから経営体をつくって、それを検証していくということになると思うんですけど、中山間地域と平場、平場の中でも畑作地帯、ハウス園芸地帯、そこそこでやっぱりつくっていかないと、なかなか課題とか、それ見つからないと思うんですよね。そういったことも当然考えられてるんですか。

○大久津連携推進室長 一応、私どものほうで、こういうモデル事例という形で事業を取り組む地域、または畑かんができるので露地野菜とか、または水稻でも集落営農するところとか、そういう組織ができないところとか、いろんな地域で条件が違いますので、そういうのあらゆるパターンを地域地域でつくっていただいて検証してみたいと思っております。

○横田委員 それと、この集落地域内での話し合い、これ一番最初に取り組まなければいけないもんだと思うんですけど、年度が変わったらすぐ、この動きが始まるということなんですかね。

○大久津連携推進室長 この集落の話し合い活動につきましては、おととしから人・農地プラ

ンの作成事業ということで今もう進めておりますので、今現在283、全市町村策定しておりますけれども、市町村によっては市町村単位でもう全域だったり、集落単位だったりということで、それを全部拾い上げますと283のプランが今できております。

さらに、これをこの機構事業にあわせて、今後いろいろ出し手の交付金とかいろいろ出てきますので、それをまだ小さいエリアでやるのか、大きい、また別の地域も一緒になってやるのかとか、いろんなエリア分けとか、いろんなことも今後、検証を進めていただきたいと思っております。

○横田委員 わかりました。いいですか。

じゃ、次、286ページ、一番上のフードビジネス等加速化技術開発推進事業ですけど、新技術の実用化、普及を加速する研究開発とか、研究課題についての実用的技術開発を実施するというんですけど、先ほど現場におりるまでにタイムラグがあったというような話がありましたけど、どこでこの研究開発とか技術開発をするんですかね。試験場ですか。

○鈴木農政企画課長 基本的には、もちろん試験場のほうで開発して、それを実験圃場、試験圃場という形でやっていただいて、その後に現場に落とすという形ですけど、そこに時間が非常にかかっているということで、その時間を短縮できないかという問題意識を持ってしっかり研究をしていこうということでございます。

○横田委員 せっかく研究して成果が出たやっは、もうできるだけ早い、タイムラグがないように現場におろしていただけたらと思いますので。

それともう一つ、真ん中のみやざきブランドマーケティング強化事業ですけど、これまでも

当然、販売戦略とかPRに取り組んできたわけですが、そういう取り組みに対してどういう反省に立って、どういう新たな取り組みをしていこうって考えておられるのか教えてください。

○甲斐ブランド・流通対策室長 今まで宮崎県は、安全安心を基本にしたブランド戦略というものをやってきたわけなんですけども、これやはり他県からの追随もあるということもございまして、この残留農薬の検査を基本にした機能性の分析、これが宮崎県はやはり進んでおりますので、これを活用しまして、ことしから「みやざき健康ピーマン」という形で、安全安心に健康をプラスした戦略というものを今、進めてるのが一つでございます。

もう一つが、宮崎県は、宮崎牛とかマンゴー、こういったものが全国に知られるようになったんですけども、それに続く品物がなかなか出てこないということでアドバイザーを迎えまして、その人たちからいろんな提言を受けまして、その提言のもとに、宮崎牛、マンゴーに続く品目ということで、ことしはキンカンにターゲットを当てまして、キンカンをこういう看板選手に育てようという集中プロモーションを展開しているところでございます。

以上です。

○横田委員 大体わかりました。でも、正直言いまして、宮崎牛も全共2連覇したわけですけど、まだまだ知名度がそれほど広がってないような気がするんですよ。もう、それこそ後で畜産のほうに聞こうとも思ってるんですけど、3連覇、これは非常に大きな意味合いがあるかなと思うんですけど、ぜひ、新しいブランドをつくるっていうのもそうですけど、今までつくり上げてきたブランドも、もうぜひこれまで以上に認知度が上がるように取り組んでいただき

たいと思っております。いいです。

○蓬原委員 もう一点だけ教えていただきたいんですが、東アジア輸出促進拠点整備事業で、香港に事務所ということなんですが、外国に輸出することの難しさもさることながら、結果的には他県との競合かなというふうに思います。鹿児島、いろんな県があるわけですが。香港等々、この東アジアに事務所を出してる他県の状況というのを大ざっぱでもいいですが、教えてください。

○甲斐ブランド・流通対策室長 済みません。宮崎は、香港事務所に6番目に出しております。今まで出した県は、沖縄県、福岡県、福井県、佐賀県、兵庫県、それに次いで宮崎県は香港事務所を置いております。

○蓬原委員 6番目。そしたら、その7番目以降は出てないんですか、どこか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 宮崎は、昨年の6月に設置しましたが、それ以降に出たというのは聞いておりません。

○蓬原委員 鹿児島は出してないんですね。

○甲斐ブランド・流通対策室長 栃木県、鹿児島県はジェットロという形で、ジェットロに派遣という形で人員は出しておりますが、事務所は出しておりません。

○蓬原委員 熊本の蒲島知事が、パクリでしょうけど、フードバレーという名前つけて、いろいろやっぱり農業に、御出身もそうなんですけど、やっておられるということですが、熊本の動きはどうなんですか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 熊本県は、今のところ事務所は出しておりませんが、やはり非常に輸出に積極的で、カンショ等の輸出のフェア等、こういったものを非常に熱心に行っております。

○蓬原委員 以上で結構です。

○前屋敷委員 187ページの農業試験場でちょっとお伺いしたいんですけど、これ、元気交付金を活用してということなんですが、本場管理費で増額になっている4億5,000万は、ほぼ総工費このくらいってということですか。

○井上総合農業試験場長 今回の予算でお願いしております本場の管理費についてでありますけれども、これは主には、先ほど話がありましたように、地域の元気交付金を活用した事業であります。中身としましては、農業試験場、研究施設の機能の高度化、あるいは整備を図るということによってやっておりまして、具体的には、例えばハウスが140ほどありますけれども、そのハウスの一部についてハウスの整備を行う、あるいはそのハウスの温度管理、ハウスの制御システムの整備を行うということにしております。また、あわせて、本場の管理棟になりますけれども、ここの改修を行うことにしております。これにつきましては、今回、4月1日に発足します、フードリサーチコンソーシアムに研究拠点として貸すということにしております。失礼いたしました。

○前屋敷委員 その本場の改修ってというのは全面改修ということではないんですね。

○井上総合農業試験場長 はい、そうです。先ほど申しましたように、一部を改装するというようなことになります。

○前屋敷委員 じゃ、その改修部分とハウスが140ほどですか、ここの一定改修も含めて、この増額分4億5,000万ほどになるというふうに見てもいいわけですか。

○井上総合農業試験場長 幾つかほかにもございますけど、主な費目としてはそういうことになります。

○前屋敷委員 293ページの農地保有合理化事業費の中で、県の公社の推進事業として5億6,800万、これは前年度と比較すると1億6,000万ほど減額にはなってるんですけど、これは、先ほど来の中間管理機構などとの関連も含めてということなんですかね。

○大久津連携推進室長 上げております5億6,800万の5億円は、単年度の貸し付け、運営体制強化のための公社の貸付金でございます。その中で、今回1億6,800万ほど減額しておりますが、これについては、国のほうから、従来、農地保有合理化事業を迅速に進めるための基盤強化資金ということで出資基金を造成してございましたけれども、これについて、全国返還するよということによって、その返還金を昨年は予算に計上しておりましたが、それがなくなりましたので、その分が減額という形になっております。

○前屋敷委員 あわせて、294ページの、これ特別会計ですけども、若干増額になってるんですけど、今、現状、実績をちょっと教えてください。昨年度でも、25年度がわかれば。

○向畑地域農業推進課長 しばらくお待ちくださいませ。昨年の実績が、25年度、まだ途中なんですけれども、15件でございまして、貸付金が1億400万円余になっております。

○前屋敷委員 これは25年度ですね。途中でですね。1億400万。

それと、委員会の資料での、議案でもいいんですかね。きょう、説明があった分はいいんですね。議案の22号からの分で、49ページからですね。この消費税関連で、使用料、手数料の引き上げをするという分ですが、一応引き上げの額の提示があるんですけども、この引き上げによって、24年度決算ベースでもいいですし、25年度の当初の予算を基準でもいいんですので、

どの程度の増額になるのか。すぐに出なければ後でも結構ですでお示しいただきたいと思えます。

○山内県立農業大学校長 49ページ、農業科学公園、農業大学校関連で申し上げますと、この一番、2の(1)から(5)までの実績が、24年度で206万5,000円の使用料収入でございます。ですから、決算はちょっとあれですけども、これの3%、24年度実績でいきますと、それが増収ということになるかと思えます。

○前屋敷委員 じゃ、続けて、改良普及センターもわかれば。はい。50ページですね。ああ、そうですか。失礼しました。まだですね。じゃ、結構です。また、後ほど。済みません。

○山下委員長 そのほか、ありませんか。

○岩下委員 東アジア輸出促進拠点整備事業ってことですが、よく香港事務所、芋が売れておりますと。宮崎牛も何とか販売促進をやっていくと言ってますけども、かなりの予算を昨年もやったと思うんですが、カンショにしても、ある意味では、まだ1億そこそこじゃないんでしょうか。牛肉関係で宮崎牛ということでやると、大体売り上げっていうのは25年度、もう3月が来ますけども、大体どれぐらいのもんなんでしょうか。

○山下委員長 それ、香港ですか、海外ですか。

○岩下委員 香港。

○山下委員長 香港で。

○岩下委員 ええ。

○山下委員長 じゃ、香港に限定して答えられますか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 済みません。今、平成25年度の輸出実績につきましては、12月末時点までしか出ておりませんが、12月末時点で、香港につきましては、カンショは325.3ト

ン、同時期、同じ時期の前年と比べますと189%の増となっております。宮崎牛につきましては、10.6トン、やはりこれも同時期に比較しますと134%の増という形になっております。

以上です。

○岩下委員 それを金額に直した場合にはどれぐらいのもんなんですか。トンじゃわからん。

○甲斐ブランド・流通対策室長 失礼いたしました。金額に直しますと、カンショにつきましては、8,282万1,000円でございます。前年同期比196%、宮崎牛は、1億2,720万6,000円、同時期比134%でございます。

○岩下委員 それこそ、今、金額ではほとんど知れてるんじゃないかと思えますよね。これからまたスイートピーも台湾経由でやっていこうと。東アジア戦略ということでやっているんであれば、まだまだ売り上げにしても拡大を図っていく必要があると思うんですよ。JAを通じて博多からやって香港に出しているのと、あと、JAじゃない民間が出してる分も、この芋のほうは入ってるんでしょうか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 JAの量がかなりの部分を占めておりますが、それ以外に、農業法人さんとか民間の分もつかめるものは含んでこの数字になっております。

○岩下委員 ぜひ宮崎県の最重要の取り組みということで、本当に東アジアでやってるんだっていうのを、ぜひこの26年度、出していただきたいというぐあいに思います。よろしく願います。以上です。この予算をしっかりと使っていただいて売り上げをお願いします。

○有岡副委員長 286ページになりますけれども、これ直接は関係ないんですけども、みやぎブランドという視点ではないんですが、実は、健康というコンセプトがずっと出てるので

お尋ねしますが、ことし、日本一の千切り大根、宮崎はやっていますが、大変苦戦しております、こういう健康というコンセプトでもっと進めるためには、ほかの分野も巻き込んでいく必要があるのかなと思うんですが、この千切り大根が苦戦してるっていう実態は担当課は御存じでしょうか。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。千切り大根につきましては、確かに、ことしの場合、非常に寒風もよく吹いたというところもありましてできがいいということでございますけれども、なかなか状況的に厳しいというところは十分認識してるところでございます。こういったものについて、いかにいわゆる消費拡大を図っていくかということも含めて、青果関係の業者とも連携を進めていきたいというふうに考えてます。

○有岡副委員長 ありがとうございます。

もう一点。失礼します。先ほど中間管理機構の考え方の中でお尋ねしたいと思いますが、資料の11、12ページになりますが、利用集積面積が35年度に2万9,445ヘクタールと。この中に、私ども想定するのは、例えば新規就農者で土地を購入したいと、そういう声があったり、例えば、貸し手のほうが高齢ってということで途中で亡くなって、もう身内の方が売りたいとか、いろんなことを想定されるんですが、利用集積面積の中にそういう売買の面積も含まれていないんじゃないかと思うんですが、その辺の想定はいかがでしょうか。

○大久津連携推進室長 この目標でございます使用集積面積につきましては、公社の機構事業だけではございませんで、今おっしゃいましたように売買、また通常の手続なり、農協さんがやっておられます円滑化団体での貸借、こういっ

たものも含めまして目標到達しようということ考えています。その大方を機構事業対策で考えておりますが、そういった連携して、そういったほかの事業もしっかり使って、この目標達成したいと思っております。

○有岡副委員長 ありがとうございます。

○山下委員長 なければ、これで午前中、終わりますでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で農政企画課、地域農業推進課の審査を終了いたします。

午後の部、1時から開始をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○山下委員長 それじゃ、いいですかね。緒嶋議員が少々おくれるということですので、ただいまから午後の審査に入ります。

次に、営農支援課、農産園芸課の議案の審査を行います。

営農支援課から順次説明を求めます。

○工藤営農支援課長 営農支援課でございます。お手元の歳出予算説明資料の295ページをお開きください。

営農支援課の当初予算額は、25億7,564万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

297ページをお開きください。

まず、(事項)新農業振興推進費の1の元気なみやざきの食育・地産地消推進事業1,302万3,000円についてでございます。

本事業では、食育・地産地消推進計画を着実に実施するために、みやざきの食と農を考える

県民会議を実施主体としまして、地産地消推進協力員の取り組みや、食育・地産地消の各種活動を支援することによりまして、「食」と「農」のきずなづくりを推進しますとともに、本県の新たな食の魅力を掘り起こすしゅんかんグルメの取り組み等を通じまして、地場産物の消費拡大をさらに推進するものでございます。

次の、2の産地から食卓までをつなぐ食の安全・安心確保推進事業157万9,000円につきましては、後ほど食の消費・安全推進室長より御説明いたします。

次に、298ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業経営改善総合対策費の1の産地力アップで目指す!「儲かる農業」確立支援事業の2,830万8,000円についてでございます。

本事業は、経営診断によります経営革新プランや、産地分析による経営目標の策定等を重点的に実施しますとともに、新たに、農業法人への経営コンサル等に取り組むことによりまして、産地の中心となる経営管理能力の高い農業経営体を育成し、産地の生産力の維持・向上を図るものでございます。

次に、(事項)農業金融対策費についてでございます。

本事業は、農業制度資金融資の円滑化を図るための利子補給等に要する経費でございます。

このうち、1の利子補給金・助成金の(1)みやざき農業振興資金利子補給金・助成金の2,318万8,000円についてであります。

これは、農業近代化資金などの制度資金につきまして、負担軽減のための利子補給等を行うことによりまして、意欲ある農業者の経営を金融面から支援するものでございます。

続きまして、299ページをごらんください。

5の農業経営改善促進資金無利子貸付金1億5,000万円についてでございます。

本資金につきましては、認定農業者等のための低利の短期運転資金でございます。いわゆるスーパーS資金でありまして、県が宮崎県農業信用基金協会に貸し付けを行い、当協会がこれを原資としまして、農協等取引金融機関に預託して行う協調融資方式によるものでございます。融資額9億円を設定してございます。

次に、一番下の(事項)鳥獣被害防止対策事業費についてであります。

300ページをお開きください。

1のみんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業3億3,561万4,000円についてでございます。

本事業は、鳥獣被害対策支援センターを核としまして、本県独自の支援体制や活動体制の強化を図るもので、集落対策の波及・拡大や広域での被害防止対策の推進などによりまして、地域が一体となった鳥獣被害に強い地域づくりを実現してまいります。

次の、(事項)農産物高品位生産指導対策費の2のフードビジネスを支える環境保全農業革新事業1,628万円につきましては、後ほど、食の消費・安全推進室長より御説明をいたします。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。常任委員会資料でございます。4ページでございます。

2枠目の3件が営農支援課分でございます。平成26年度におきますみやざき農業振興資金融資に対する27年度以降に必要な利子補給額を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして、50ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」についてでございます。

今回の消費税の税率引き上げに伴いまして、地域農業改良普及センターの研修室並びに食品加工室の使用料について、所要の改正を行うものでございます。

次に、57ページをごらんください。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

これは、西諸県農業改良普及センターの位置の表示を、小林駅前土地区画整備事業に伴い変更するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○和田食の消費・安全推進室長 食の消費・安全推進室でございます。

続きまして、営農支援課の新規・重点事業につきまして、私のほうから御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業「産地から食卓までをつなぐ食の安全・安心確保推進事業」についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、食品製造・販売業者や消費者など県民の食の安全・安心に向けた意識の機運向上並びに普及啓発を推進するとともに、食品表示の監視・指導を強化することによりまして、生産から流通・消費までの食の安全・安心を確保することを目的としております。

次に、事業内容でございますが、14ページのフロー図の具体的な展開のところをごらんください。

まず、中ほどにありますのが、①食の安全・安心に向けた県民意識の機運向上推進事業でございます。現行の宮崎県食の安全・安心基本方針、これを強化するため、仮称でございますが、食の安全・安心推進条例を制定したいと考えてお

ります。

また、生産者や農産物直売所、6次産業化事業者等を対象に、J A S法や食品衛生法等に関する食品表示講座や個別相談会を計画的に開催いたします。

次に、②の食品表示監視・指導強化事業でございます。

小売店舗等における食品表示状況の個別巡回調査・指導を年間580件以上を実施するとともに、県民からの相談・情報の受け付けを行う食品表示110番を設置・運営いたします。

さらに、これはゼロ予算でございますけれども、県庁ホームページにおける相談・情報窓口を新たに設置することとしております。

これらの取り組みによりまして、消費者から信頼されるフードビジネスの基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、予算額は、13ページ、2の(1)でございますが、157万9,000円を計上してございまして、事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年でございます。

次に、資料の15ページをお開きください。

新規事業「フードビジネスを支える環境保全農業革新事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、これまで培ってきましたG A Pの導入促進や、本県独自の総合的作物管理や残留農薬分析体制の強化等に取り組み、フードビジネスを支える安全・安心な食の産地づくりを支援することを目的としております。

次に、2の事業内容についてでございます。

まず、①のG A P普及高度化事業によりまして、生産現場における農薬や肥料の適正使用、農場管理や農業従事者の衛生管理などに、農業における生産工程の管理手法でございますG A

Pの導入促進を図るため、指導者の育成を行うこととしております。

また、GAPへの取り組みを容易にするとともに、取り組み情報のデータ化による流通・販売への活用を行うため、情報通信技術でございますICTの活用実証を行ってまいります。

次に、②宮崎方式ICM普及ばく進事業によりまして、適正な栽培管理と生物農薬の導入を組み合わせた総合的作物管理でございますICM技術の開発や普及促進に取り組んでまいります。

次に、③病虫害発生予察高度化事業によりまして、新たな予察手法の開発や高度化により、予察の効率化や省力化に取り組んでまいります。

さらに、④残留農薬分析体制強化事業では、総合農業試験場において、分析における国際基準でございますGLPについて3カ年間での取得を目指すとともに、⑤の直売所分析体制支援事業によりまして、農産物直売所が実施する残留農薬検査の支援等についても取り組むこととしております。

予算額は、2の(1)のところでございますが、1,628万円を計上しており、事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年間でございます。

続きまして、前年度の決算における対応状況について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の8ページをお開きください。

⑨のところでございます。鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業におけるモデル集落の数をふやすことを検討するなど、市町村とも十分に連携を図りながら、全庁を挙げて鳥獣被害対策に取り組むよう指摘・要望をいただいたところでございます。

県では、副知事をチーム長とする鳥獣被害対策特命チームを設置し、関係部局が横断的に連携しながら鳥獣被害対策を実施しているところでございます。

また、平成25年6月には、宮崎県鳥獣被害対策緊急プロジェクト推進計画を改訂し、これまでの対策の成果を発展させた集落対策の波及・拡大や広域での被害防止対策の推進等の新たな取り組みを推進しているところでございます。

このような考え方に基きまして、市町村との連携を図りながら、モデル集落の設置や人材育成を進め、野生鳥獣の被害に対し、的確な対策がとられるよう、地域での研修や追い払い体制整備、防護柵等の設置等を支援し、今後とも地域一体となった鳥獣被害対策のより一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

ここには記載しておりませんが、モデル集落は、平成25年度におきましては5集落設置したところでございます。合計29のモデル集落の設置となつてるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。お手元の歳出予算説明資料、301ページをお開きください。

農産園芸課の当初予算は、一般会計で14億3万8,000円をお願いしてございます。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、303ページをお開きいただきたいと存じます。

中ほどの(事項)強い産地づくり対策事業費の5億6,309万1,000円でございます。

この事業は、国の強い農業づくり交付金を活用して、宮崎市や国富町など7市町村の9地域で、農業生産施設等の整備を促進するもので

ございます。

その次に、その下の(事項)中山間園芸産地対策事業費の説明の欄、1の「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業でございます。1,446万5,000円でございますが、この事業は、中山間地域の園芸産地の維持・発展を図るため、ユズやクリなどを中心といたしました果樹版集落営農や先進技術・品目の導入によります立体園芸の再構築といった、地域の主体的な取り組みを支援するものでございます。

次に、一番下の(事項)施設園芸エネルギー対策事業費でございますが、これにつきましては、次のページ、304ページをお開きいただきたいと存じます。

304ページの一番上、説明の欄の2でございますが、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業4,071万円でございます。

この事業は、木質バイオマス暖房機の導入を加速化させまして、脱石油化によります安定的な施設園芸経営の実現を図ることを目的としてございます。

次に、その下でございますけれども、(事項)園芸産地基盤強化緊急整備事業費の説明の欄1でございますが、「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業6,325万2,000円でございます。

この事業につきましては、本県園芸を持続的に発展させていくため、施設園芸におきましては、まず、先進的な設備と技術を備えた高収益モデル経営体というものを育成したいというふうに考えてございますし、露地園芸におきましては、効率的な大規模モデル経営体を育成するというので、この育成を通じて地域に波及させることで、儲かるを形にした新たな園芸産地の確立を図ることとしておるところでございます。

す。

次に、その下の2の新規事業「加工・業務用青果物生産拡大加速化事業」につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じます。

次に、その下の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費でございます。この説明の欄でございますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業6,299万5,000円でございますけれども、これは対象地域となっております串間市や都城市など5市2町におきまして、桜島であったり、もしくは霧島山新燃岳の降灰によります農作物への被害を防止、軽減するための機械なり施設の整備を行うものでございます。

次に、その下の主要農作物対策事業費でございます。説明の欄の1番目でございますが、みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業2,770万円でございます。

この事業は、水田農業の担い手への農地を集積するというので、その加速化を図るために、また、新たな品種や低コスト技術に対応した栽培体系や販売戦略を構築して、新たな水田農業経営を確立しようというものでございます。

その次の2の新規事業「県産加工用米供給拡大支援事業」につきましては、また、後ほど、御説明させていただきたいと存じます。

その下の(事項)でございますが、みやざき米政策改革推進対策支援事業費の説明の欄で、経営所得安定対策導入推進事業1億6,083万6,000円でございます。

この事業は、経営所得安定対策の推進体制を強化するとともに、生産調整の確認事務など、市町村や関係団体の取り組みを支援するものでございます。

次に、305ページでございますが、305ページの一番上の(事項)でございます。青果物価格

安定対策事業費の2億1,803万1,000円でございます。

説明の欄に4つほど事業を掲げてございますが、この事業につきましては、野菜の価格が低落した際に、加入者に交付いたします価格差補給金の資金造成を行うものでございます。

次に、そのページの一番下、花き園芸振興対策事業費の説明の欄、3番でございますけれども、新規事業「「みやざきの花」産地力強化支援事業」232万7,000円でございます。

この事業は、需要に応じた栽培体系や多収・低コスト栽培技術の実証、さらには優良種苗の安定生産に向けた取り組みについて支援を行うこととしてございます。

1枚めくっていただきまして、306ページでございます。

306ページの一番上の(事項)果樹農業振興対策事業費でございますが、その説明の欄2の新規事業「「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業」につきましては、後ほど御説明させていただきますと存じます。

また、その下の(事項)茶業奨励費でございますが、説明の欄の1選ばれるみやざき茶産地確立支援事業1,446万1,000円でございます。

この事業は、高品質化に向けた技術向上であったり、条件整備の支援を初め、消費地におきます販路開拓であったり、情報発信等の取り組みを進めるものでございます。

次の新規事業「第68回全国お茶まつり宮崎大会開催事業」につきましては、後ほど御説明させていただきますと存じます。

次に、お手元の、先ほどの新規事業でございますけれども、常任委員会の資料をごらんいただきたいと思っております。17ページでございます。

まず初めに、県産加工用米供給拡大支援事業

でございます。

この事業は、1の目的にございますように、加工用米の安定生産や作付拡大に必要な多収性品種や低コスト技術、効率的な機械化体系の導入等を通じて、本県の焼酎業界で確実な需要が見込まれる加工用米の供給拡大を図ることによりまして、農業所得の確保やフードビジネスの推進を図ろうというものでございます。

具体的には、右の18ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の現状のところでございますけれども、本県を代表する産業でございます焼酎製造業におきましては、加工用米が年間で、推計でございますけれども、2万3,000トン使用されてございます。これにつきましては、米のトレーサビリティ法の施行の影響もありまして、県内の焼酎メーカーからは県内産での加工用米の大幅な供給拡大というものが求められているところでございます。

このため、中段の1でございますけれども、安定生産対策といたしまして、多収性品種の種子確保や低コスト技術の確立など、安定生産に向けた体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、次に、その下の2でございますけれども、作付拡大支援ということで、加工用米の集団栽培に取り組みます集落営農組織等を対象といたしまして、左側の②にありますような加工用米作付推進支援ということで、支援事業によりまして加工用米の作付計画なり各作業段階におきます課題の解決に支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、右側の③高効率生産システム確立支援によりまして、加工用米の多収性品種や低コスト技術に対応した高性能の機械・施設の導入支

援を行うこととしているところでございます。

17ページに戻っていただきまして、予算額は、中ほどにございますけれども、1,986万7,000円で、事業期間は、来年度から平成28年度までの3カ年間で予定してございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと存じます。

加工・業務用青果物生産拡大加速化事業でございます。

この事業につきましては、1の目的・背景にございますように、実需者と生産者等で構成いたします協議会を設置しまして、生産基盤と経営安定の強化を図り、加工・業務用野菜の産地確立を目指すというふうなものでございます。

具体的には、右側のフロー図を見ていただきますと、一番上の現状でございます。食の外部化というところが増加してございまして、表の中にもございますけれども、この食の外部化に伴いまして冷凍ハウレンソウ等の加工業務用の青果物の面積も大きく伸びてきてございます。また、フードビジネスの新たな展開といたしましても、こういう実需者の多様なニーズに対応するために、さらなる生産の拡大というものが求められてるというふうな状況でございます。

このため、中段の囲いの中でございますけれども、左側にあります①の生産拡大加速化推進事業によりまして、実需者と生産者等で協議会を設置しまして、加工・業務用青果物の新たな生産振興方針の策定や地域活動を支援するということを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、その右側の加工・業務用栽培体系確立支援事業によりまして、栽培におきます作業受託とかリースに必要な農業機械の導入というものを支援をしてまいりたいというふうに考えて

ございます。

19ページに戻っていただきまして、予算額は724万2,000円でございます。事業期間は28年度までの3カ年間で予定してございます。

次にまた、1枚めくっていただきまして、21ページでございます。

21ページ、「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業でございます。

この事業は、1の目的・背景にございますように、食品加工業者や地域の活性化にかかわります業態のニーズに的確に対応できる生産基盤の強化を図るとともに、次代を担う本県特産果樹の産地を育成することによりまして、果樹版のフードビジネスの創出・拡大を促進するということを目的とするものでございます。

具体的には、右側の22ページでございますけれども、図の上段のほうにございますが、現状というところがございますように、日向夏の夏季の出荷であったりとか、加工適正の高い中晩かんの供給など、実需者のニーズというものが高まってきてございます。また、その下にもございますけれども、果実の消費動向といたしましては、若い世代になるほどカットフルーツであったりとか、ゼリーなど果実の加工品の消費が増加しているという状況でございます。

このため、本事業におきましては、中段のところがございますけれども、まず、特産果樹の生産基盤の強化ということで、左側のほうにございますように、日向夏の貯蔵施設であったり、中晩かん類の根域制限施設の整備導入、それからマンゴーやキンカンなどの細霧冷房設備の導入等を支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、右側の次世代果樹の産地育成というもののなかで、ライチであったりとか種なしキンカ

ンなど、次世代の特産果樹の苗の供給施設の整備等を支援してまいりたいというふうに考えております。

21ページに戻っていただきまして、予算額は1,064万7,000円でございます、事業期間は、28年度までの3カ年間で予定してございます。

もう1枚めくっていただきまして、23ページでございます。

第68回全国お茶まつり宮崎大会開催事業でございます。

本事業は、平成26年、ことしの10月末に本県で開催されます全国お茶まつりを通じまして、生産者の技術向上とみやざき茶の銘柄確立を図ろうというものでございます。

具体的には右のページをごらんいただきたいと存じます。

右の24ページでございますが、大会の概要にございますように、この大会の概要関連事業につきましては、一番上の枠、太い枠組みの中にあります全国のお茶の品評会というものと、下のほうにございますお茶まつりということで、2つの大きな行事からなっております。

まず、上段の全国茶品評会でございますけれども、8月26日から29日までの4日間にわたります、JA宮崎の経済連茶流通センターにおきまして、花ヶ島にございますが、ここで、8部門で800点のお茶の審査を行うこととしてございます。本県から91点の出品が予定されてございますけれども、この品評会の部門、それとあと、下段のお茶まつりでございますけれども、10月の31日から11月の2日にかけて3日間でございますが、宮崎市の総合体育館、JR宮崎駅周辺で、このお茶の生産振興にかかわりますイベントであったり、もしくは消費拡大のイベ

ントというものを実施することとしてございます。

この取り組みにつきましては、真ん中のほうにありますけれども、実行委員会組織を立ち上げて実施するものでございます。

左のページに戻っていただきまして、予算額は500万円で、事業実施期間は26年度単年度でございます。

あと、最後になりますけれども、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明をさせていただきたいと存じます。

対応状況資料の3ページをお開きください。

一番下の⑥補助金の不用額について、市町村等との連携を十分に図るなど、不用額の縮小に向けて知恵を絞ることということでの御指摘・御要望をいただいているところでございます。

農産園芸課につきましては、一番後段でございますけれども、平成24年度の補助金の不用額の主なものといたしまして、強い産地づくり対策事業の補正予算によりまして実施した国庫事業でございますけれども、全額繰り越しとなったために入札残が不用となったものでございます。

この不用額につきましては、計画や繰越承認段階での事業費の精査を徹底するとともに、市町村等との緊密な連携を行いまして、新規地区の掘り起こしを行うなど、措置された予算の効果的な活用を通じて、その縮小に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

農産園芸課は以上でございます。

○山下委員長 議案に対する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑を承ります。誰から行きますか。なければ、皆さん、整理されてる間にちょっとお伺いしますけど、よろしいですか。

300ページ、みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業、その前の鳥獣被害防止対策事業ですね。去年、私たちは、常任委員会で高城だったかな、高城ちょっと視察に行つて、猿を追ひ上げていく、追ひ上げ隊ですか、もうわなとかそういうことじゃなくて、もう追ひ上げしかないんだということで地域おこしの中でされておりましたけども、県内での、やっぱそういう取り組みですよね、3億何ぼ予算が組んでありますけど、具体的な使われ方っていうことでちょっと教えていただきたい。

○和田食の消費・安全推進室長 これは、さまざまな取り組みがございまして、例えば高城は、今、委員長がおっしゃったように猿の追ひ払いとか、あるいは、何と申しますか、猿新聞の発行とか、特色のある取り組みをされてます。ほかには、ほかの地域としては、例えば高原町の祓川の集落では、集落での基礎研修会をやったりとか、あるいは集落で点検を実施したりとか、そういうような活動を行つておられたりとか、やり方さまざまございますけども、大きく言いますと、まず、集落点検、先ほど申しました各種研修会の開催というのが20市町村の45集落で実施されておると。そういう啓発活動の実施でございます。2点目が、アンケート調査の実施とか、暗視カメラによる被害状況の調査なんかの取り組み、3点目が、集団追ひ払いの実施、あるいは、4点目が、被害防止マップの作成等の取り組み、こういうような取り組みになっております。

以上でございます。

○工藤営農支援課長 今、室長が申し上げた具体的な事例でございますが、事業の中身としては、柱が3つございます。

1つは、鳥獣被害の特命チームの体制強化と

いうことで、副知事をトップにしました、体制強化も含めた活動強化費ということで342万2,000円。

2つ目の柱が、いわゆる技術支援対策ということでございますが、室長が申しあげました人材育成なり、特命チームへの技術指導等を行うもので、具体的にはマイスターの育成なり、スペシャリストの招聘、そういうふうなところでございます。

また、大きな3本目の柱としまして、国の交付金を活用した事業が3億2,600万円余ということでございますが、これについては、市町村地域協議会が事業主体ということで、いわゆる防護柵の設置なり、具体的なそういう鳥獣被害防止のハード的な取り組み、そういうものに支援をしているということで、大きな柱3つで事業展開をしているところでございます。

○山下委員長 そのほか何か。

○緒嶋委員 まず、鳥獣被害ですけど、きのう、環境森林部に聞いたら、市町村からいろいろ鹿ネットとかの要望があっても、その希望どおり予算が確保できないということが言われたわけですが、農政のほうでの市町村からのこういう対策費を、交付金をふやしてくれということに対する要望にどの程度、応えられておるのか。予算的にそのあたりどうですか。

○和田食の消費・安全推進室長 農政水産部におきましては、年度当初の市町村の要望額、これにつきましては、先般補正の常任委員会においても申しあげましたとおり、ほぼ100%近く、要望には対応しておるといふふうに考えております。

参考までに、平成25年度の市町村の要望額が2億9,000万程度でございました。そして、来年度の要望額、これが今、現時点で把握してると

ころでは、4億5,000万と増加しております。これについては、今お願いしてます予算額の中でどうか対処できるのではないかというふうに考えております。

○緒嶋委員 4億5,000万の要求があって、3億3,000万で対応できるという計算が、どげするわけですか。

○和田食の消費・安全推進室長 年度当初の市町村の要望額ございまして、国の配分率というのがございます。今年度は配分率が70%ぐらいでございました。それでいきますと、4億5,000万の70%が大体3億2,000万前後になります。

○緒嶋委員 今、4億5,000万必要なわけじゃろ。それを確保せんじゃ充足したことにはならんぢゃない。

○和田食の消費・安全推進室長 4億5,000万の要望額ございまして、今、予算計上したの3億2,000万でございまして、これまでの国の対策が途中で追加要望とりますので、当初要望しておった額に近い形になると思います。今、お願いしてます予算額で足りない場合は、また補正等の対応をお願いするというような形になると思います。

○緒嶋委員 いずれにしても、何ていうか、結論から言えば、市町村の要望額を満足、満足というか、満足するように充足することはできるということですね。

○山下委員長 いいですか。ちょっと待つてね。きのう、審査の中で、鳥獣被害がどんどん額がふえてきてて11億にもなってるんですよ。だから、あなたが言われるように、十分な対応が、市町村とのすり合わせができてるのかなっていうこと、ちょっと今、議論したいんですよ。そのことを緒嶋先生も言うておられるんですが、そういうヒアリングとか市町村との連携って

うのの、やっぱその評価をちょっとお聞かせください。

○和田食の消費・安全推進室長 鳥獣被害対策支援センターからの話によりますと、24年度の捕獲に関する基金っていうの4億5,000万ございます。それを25、26、27の3カ年で消化する予定にしておるんですけども、今年度1億9,000万の消化、捕獲がメインですので環境のほうの所管になるんですけども、それで非常に捕獲が進んでおって、例えば椎葉村あたりでは大分いなくなったというような話も聞いておりますので、市町村と連携を図りながら十分対応できるというふうに考えております。

○緒嶋委員 何か、やっぱり市町村の要望の仕方にもいろいろ問題があるとじゃけど、地元に行くと、なかなか予算がそのとおりに来んとよとか、希望をとるわけですね、集落ごとに。そうすると、市町村も自分たちの負担の関係もあるもんだから、満額を県に上げてこない面もあるんじゃないかなという気がするわけですよ。そのことが、私は逆に言えば、捕獲が進んでおると言われながら、なかなか頭数は減らない、被害額は減らないということにもつながってるので、できるだけ、市町村の、県でも予算を抱えてあるけれども、末端の集落にとっては、もう本当危機的な存在になってるわけやな。だから、そこ辺を含んだ場合には、それで十分なんですかというようなことを逆に県のほうから市町村に言うて、できるだけ、これはもう本当、喫緊の課題であるわけですよ。だから、それを何とか解消しないことには、中山間地は特にもう集落機能すらもう存続できんようになりつつあるわけだから、そういう意味では県が積極的に基金も持つておるということであれば、基金は残す必要はないわけじゃから、積極的に対応

してやっていただきたい。特に、きのうの環境森林部は予算が足りませんというようなことを課長は言うわけだから、そういうことであれば、環境森林部との連携も図りながら、山と農山部でちょっと違う面もあるけれども、十分対応していただきたいということを要望して、できるだけ地域の皆さんの要望に応えるように頑張っていたいただきたいというふうに思います。お願いします。

○和田食の消費・安全推進室長 みえる化事業によりまして、市町村におきましても被害額が非常に甚大になっておるといふ共通の認識を、県も市町村も持っておりますので、今、委員がおっしゃったように、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、304ページ、県産加工用米供給拡大支援事業じゃが、もう、ことしはどうかかわからん。種もみ、加工用種もみの種子が確保できなければ、これは、この事業はなかなか進まんと思うんですけども、これは、ことしが初年度じゃから、その加工ができてかどうかということ。このあたりどうですか。

○日高農産園芸課長 いわゆる、ことしの種もみでございますけれども、一応ことしの種もみにつきましては、暫定品種ということで、ミズホチカラっていう今まで使ってる品種があるんですけども、こういったものを活用しながら、まず、ことしは進めていこうというのがまず一つでございます。

それとあと、来年度に向けてということで、現在、沖縄県と共同する中で、連携とりながら向こうで種もみを1世代早くつくってるというところがございます。5月の下旬から6月にかけては、そちらで収穫したものを本県に持ってきて、本県でまたそれを大規模に実施をして

いくというような取り組みを進めていく中で、来年度からも間違いなく県産の、いわゆる優良品種といいますか、こういったものを使っていきたいというふうに考えておるところです。

○緒嶋委員 それと、飼料用米との絡みも出てくるわけじゃが、そのあたりで、今、市町村あるいは農家個人に対しての、そういうどういう作付をされますかという希望というか、そういう予想的なものの、何というか、調査というか、そういうのは始めておられるわけですか。

○日高農産園芸課長 いわゆる生産調整という意味で、2月の中旬から推進が始まっております。その中で、今の推進状況というものの中で、例えば加工用米であったりとか、そういう取り組みというものを随時上げていただくようにしているところでございます。

○緒嶋委員 何か最終的には飯米、食べるものの米と仕分けをしなきゃいかんとですけども、そのあたりでは、JAとの農業の倉庫の問題とか、どういう飼料用米とか加工米の等級とか、玄米にして出すのか、もみで出すのか、そういうルールというか、それはもう決まっておるわけですか。

○日高農産園芸課長 後ほど、また御説明申し上げたいと存じますけれども、まず今、例えば協定という形の中で結ばれております霧島酒造さん、あと経済連さんのこの間の中では、農家さんは通常の米と同じような形で玄米で出荷をします。玄米で出荷したものを、例えば経済連が一元集荷をしたものを、例えばミヤベイ直販とか、そういう精米業者を通じて白米にして、そこでそれぞれの業者が持っている倉庫に保管をするというようなさまざまな取り組みというのを今、調整されているというふうに聞いてます。

○緒嶋委員 これ、もういろいろそこ辺はJAが出荷するとの調整がうまくいかんと、なかなか倉庫そのものが今は減反しておるので、それを今度は全部植えつけた場合にはなかなか倉庫もないというようなことも実際聞いておるわけですよ。だから、そこ辺がうまくいかんと、なかなか飼料用加工米とかいうのがうまく機能が果たせんんじゃないかという気がしますので、十分そこあたりを頑張っていたきたいというふうに思います。

○蓬原委員 今の加工用米ですが、個人的なことを申し上げてなんですけど、私も、今度は減反のところに加工用米つくらんかと言われて集落でつくります。実践しますが、何か銘柄言ってましたけど、種子があったとして植えるわけですが、今、目標反収、それに対して8万5,000とかありますよね。それだけとれなかった場合は、自分が主食にしようとする分を継ぎ足して出荷しなさいというような指導というのか、何かそういう話が農家さんの間であってるようで。このあたりはどうなんですかね。収量を確保するために何かそういう指導をしてるんですか。

○日高農産園芸課長 今の委員の御質問の中で8万何がしっていうところにつきましては、基本的に飼料用米でございまして、加工用米にはまず当てはまらないというのが一つでございます。

加工用米につきましては、御案内のとおり、国の全国一律っていう部分が2万円、それとあと、県独自の部分が2万5,000円と、というような形であるわけなんですけれども、契約でございまして、基本、例えば基準収量が一つのベースになります。ただ、これは飼料用米と違いますのは、飼料用米の場合は基準収量というのがあった場合に、それを下回った場合には8万

円というのが値切られると。その基準収量を超えれば8万円を上回って10万5,000円までいくというようなものでございますけれども、そういったもので、先生が言われます加工用米につきましては、いわゆる契約収量の中で当然確保をお願いをしたいというところがございますけど、細かい具体的なそのところまで、ちょっと。ただ、よその主食用の米を云々っていうところまで、ちょっとまだ話は聞いてないところがございますので、確認させていただきたいと思えます。

○蓬原委員 細かい話でしたけど、そんな話が農家さんの間であって、これは相当腰据えてつくらんと、自分の食う米もこれ回さんにやいかんみたいな話があったので、耳に入れていただきます。

305ページのバイオテクノロジー種苗増殖総合対策事業費という、バイオテクノロジーっていうのが出てくるんですが、2,365万2,000円。これは大体どういうことをやっておられるんですかね。

○日高農産園芸課長 このバイオテクノロジー種苗増殖センターというのが、佐土原の試験場に隣接してございます。これは、バイオテクセンターと呼ばれているもので、例えば野菜であったりとかカンショであったりとか、こういうもの種苗を、例えばウイルスフリーにしてつくったりとか、そういうような取り組みを進めている第三者での、三セクの形をとらせていただいているものでございます。その運営費の部分、県としての会費の部分であったり、もしくは今回、昨年度に比べまして約1,100万ほど増額させていただいてございますけれども、この部分につきましては、育苗ハウスを新たに設置をするというようなことで、いわゆる苗の種苗の供給

体制を強化するというような取り組みをこの中で進めさせていただいてるものです。

○**蓬原委員** このことによって、既にもう農家さんに、だから種苗を配布して実績が幾らかあるんですかね。

○**日高農産園芸課長** このバイテクセンターにつきましては、そもそもスタートいたしましたのが昭和63年から平成元年だったと思うんですけども、それからの取り組みでございまして、もうかれこれ20数年、野菜であったりニガウリであったりとか、もしくは、先ほど申し上げたカンショのウイルスフリー苗とか、こういったものの供給っていうのをこれまで進めさせていただいたところがございます。

○**蓬原委員** わかりました。似たような事業なんですけど、298ページ、これは改良普及ですかね、協同農業普及事業推進費の3番、新技術導入広域推進事業というのがあるんですけど、852万3,000円。これはどういうことなんでしょうか。

○**工藤営農支援課長** 新技術導入広域推進事業でございますが、普及センター、さまざまな地域の課題に応じましてプロジェクトを設定しております。この事業につきましては、国の10分の10の予算をいただいてやっておるわけでございますが、具体的には、例えば施設の果菜類への炭酸ガス施用による安定多収技術の確立の項目とか、あるいは地域エコフィードを活用した飼料化技術の確立、また、野菜関係のウイルス病の早期診断技術の開発等々、来年度は6課題を、それぞれのセンターのほうで課題を設定しまして解決に取り組むということにしております。

○**蓬原委員** 一つだけ、あと、どこということじゃないんですが、点滴ですよ、農薬のかわりの点滴、これは我が県では試験場かどっかで

重点的に何か研究されてるんですか。点滴利用による……。

○**井上総合農業試験場長** 総合農業試験場の生物環境部というところがございますけども、そちらで主に点滴関係の研究はやっておるところであります。

○**蓬原委員** わかりました。もういいですが。

○**工藤営農支援課長** あわせまして、ICMの技術開発ということで、各普及センターのほうで実証を展示をしております、特に、施設のピーマン、キュウリを中心に、現地の普及開発を図ってるところでございます。

○**岩下委員** 306ページですが、活動火山周辺地域防災営農対策事業費6,299万5,000円と、これ出てるんですが、ちょっと具体的にちょっと教えてください。

○**日高農産園芸課長** この活動火山につきましては、先ほど御説明を申し上げましたが、霧島山新燃岳、それとあと桜島でございますけれども、その降灰の影響を受ける地域で、降灰防止のためのハウスの整備であったりとか、降灰を除去するためのハウスであったりとか、もしくは洗浄するための機械、こういったものを整備するというものでございます。来年度におきましても、例えば串間地域のほうからハウスであったりとか、もしくは洗浄機であったりとか、こういうようなものを都城地域とあわせて要望をいただいているというところがございます。

○**岩下委員** 新たにハウスをつくるっていうことで、じゃ、その中は何をつくるんでしょうか。

○**日高農産園芸課長** ここ2~3年の動きといたしましては、例えば完熟キンカンであったりとか、もしくはキンカンの中にかけてりとか、中で野菜あたりを新たに作るというようなところで、施設をかけれるというようなところが

ふえてるようでございます。

○岩下委員 例の新燃岳があったとき、うちの茶業の方ですけども、例の灰が降ってきたと。今まで経済連を通して買ってもらってたっていう形ですよ。その年に、もうちは受け入れないということで宣言を受けて、それで青ざめて、どうしたらいいかということで、そのときに静岡県のほうから手が差し伸べられて、仕入れますよということで、それがはけたっていう事実があったようですね。ですから、そういった降灰事業関係でもいろんなケースがあるんだなっていうふうに思ったところでしたけども、ぜひよろしくをお願いします。

○横田委員 続いては、297ページの産地から食卓までをつなぐ食の安全・安心確保推進事業ですけど、まさに産地から食卓まで、いわゆるフードチェーンっていいですよ。そのフードチェーンのどこか1カ所でも信頼を失ったら、もう全体が流れなくなってしまうと思うんですけど、そういった意味で、食の安全・安心推進条例の制定も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけど、この条例はどのような形の条例になるっていうふうに理解すればいいのでしょうか。

○和田食の消費・安全推進室長 常任委員会資料の14ページのところのフロー図をごらんください。具体的な展開というところの四角囲みの条例の制定のところでございますけども、今現在、食の安全・安心対策会議というものがございまして、これ、副知事をトップとしております。そこで、県のそういう基本方針というものを定めております。これを強化するような形で条例を制定していきたいと。しかし、中身につきましては、今後、新年度に入りまして、もう部局をまたがって、さまざまな意見を聞いてと

というような形で検討していきたいというふうに考えております。

○横田委員 例えば、罰則規定とかそういうのも入ったりするんですか。

○和田食の消費・安全推進室長 基本的には理念規程といいますか、罰則まで設けると、なかなか難しくなります。ただ、どうなるかは今のところまだ検討してませんので、今後そのあたりも検討していきたいというふうに考えております。

○横田委員 それと、個別巡回調査指導っていうのがありますけど、これはどういう部局が巡回とか指導とかすることになるのでしょうか。

○和田食の消費・安全推進室長 個別巡回指導でございますけども、これは各地域に農林振興局がございまして、それと西白杵は支庁でございまして、そこに担当部署がございまして、大体定例的にお店、その地域なりのお店を巡回して食品の表示が正しくされているとか、産地表示がちゃんとされてるかどうか、そういうような調査を行って、されてなければ、悪質でなければ、こういうふうにして下さいねとかいう、そういう指導を行っております。

○横田委員 わかりました。一番最後の消費者の信頼をしっかりと得られるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、298ページですけど、産地力アップで目指す儲かる農業確立支援事業、以前は、技術力の高い農家はその技術をなかなかほかの農家に教えない、企業秘密みたいな形でやってることが多かったと思うんですけど、でも地域全体が上がっていかないと、やっぱりなかなかもうからないですよ。そういった意味で、地域全体を上げていくための事業というふうに理解してよろしいんですかね。

○**工藤営農支援課長** この事業につきましては、JA系統と県が協働しまして経営の安定向上ということで取り組んでいる事業でございますけれども、具体的に申し上げますと、いわゆる経営コンサルの相談業務あるいは、特に力を入れたいと思っておりますのは、委員がおっしゃいましたように産地力の向上という視点で、産地分析をしっかりとやって、具体的には、JAの生産部会がございまして、それぞれの生産者の、今の販売状況、経営状況、そこをしっかりとオープンっていいですか、しっかりと検証しまして、産地として経営力をアップしていただく。そういうふうなコンサルをしっかりとやっていきたいと思っております。

また、従来やってきております、いわゆる経営革新プランの策定ということで、過去3カ年の販売実績等を参考にして、これから先の経営をどうするのか。そういうふうな健康プランをしっかりと農家の方にお示しをして経営改善をしていただくと。そういうことで産地全体として、産地の経営体といいますか、その底上げを図っていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○**横田委員** 同じ場所で同じものをつくってても、もう全然経営状態が違いますよね。だから、やっぱ全体が上がっていかないと、その産地の力っていうのはついていかないとしますので、その地域の中心的な農業経営体の技術とかをフィードバックといいますか、そういうことも非常に大事だと思いますので、しっかりと取り組んでやっていただきたいと思います。

それと、304ページの一番上、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業ですけど、これ平成25年から29年の5カ年で500台の導入目標ということだったと思うんですけど、昨年の実

績はどうだったでしょうか。

○**日高農産園芸課長** 昨年度の目標台数が134台であったところですけども、一応導入、設置が予定されてるものも含めて116台ということで、一応状況的にはなってございます。

○**横田委員** 134の目標のうちの116って、もうかなり高い割合だなと思うんですけど、農家のバイオマス燃料に対する意識っていいですか、これはどんな状況でしょうか。

○**日高農産園芸課長** 一つは重油燃料がどんどん上がってる。もう100円を超してるというような状況の中で、何とか低コストで安定的な供給がある燃料が欲しいというところはもう間違いないことだと思います。ただ、今、推進させていただいておりますバイオマスのペレット燃料についてもそうなんですけれども、導入していただいて、現段階のところではまだ十分、確かに燃料も補えるというところではございますが、今後の導入に、ペレットの供給に対する不安というのは、使っておられる方々からもよくお伺いするところではございます。ただ、当然そういったものについて、しっかりと供給していかなくちゃいけないということで、山元サイドとも十分連携とっていきたいというふうに考えてます。

○**横田委員** きのうの環境森林部でもペレット燃料、需要に対してしっかりと供給体制つくっていくというふうに言われましたので、自信持って推進をしてください。

○**緒嶋委員** 今、同じところだけど、これはもう温暖化対策とか化石燃料からの切りかえというのは、やっぱ地球的な規模でどこでも考えにやいかんことだから。ただ、このペレットストーブというのは価格が高いわけですよ。そこあたりのやっぱ低廉化というのは技術革新があつて、もうちょっと安くならんかっていうのも一

つの大きな課題だと思うんですけども、これはなかなかやっぱ安くならんのかな。

○日高農産園芸課長 今、御指摘いただきましたように、現在その導入の主流になってございますのが、1台大体360万というような機械になってございます。確かに重油の暖房機に比べますと3倍ほどの値段ということでございまして、非常に高いというところございまして、現在、25年度からですけども低廉化に向けた、例えば、県内でいけば清本鐵工さんとか、もしくは九州オリンピアさんとか、それぞれ鉄工所でそういう技術開発力を持っていらっしゃる所がありますんで、もうこういったところに少しでも低コスト化ということで、200万を一つの目標にいたしまして開発のお願いをしているところで、それぞれ実証機というのもできつつあるということです、それを現地で実証しながら早く普及に移していきたいというふうに考えてます。

○緒嶋委員 ぜひ、ペレット燃料は環境に対する負荷がプラマイナスゼロというような言い方もされるわけで、もうこれ、安くなりゃ間違いなく普及するだろうと思うんです。今は価格の問題で、なかなか補助率も高いけど、厳しいものがあるので、それはそういう鉄鋼メーカーに対する、そういう皆さん方の働きかけというのも重要だと思うので、そこ辺も調整しながら頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

○高橋委員 委員会資料でお尋ねしていきます。

13ページの食の安全ですね。食品表示の監視とか指導強化事業っていうのは、農政水産部以外のところでも、例えば福祉保健部とか、あるいは消費生活の関係とか、そういったところとの連携ですよ。どういうふうにされているのか、また、いかれるのか。確認します。

○和田食の消費・安全推進室長 この食品表示の巡回というのは、例えば食品衛生面では衛生、保健福祉部門、そして、景品表示法関係では生活・協働・男女参画課が所管しております、先ほど申し上げました食の安全・安心対策会議におきましては、全てメンバーに入っておりますので、そこで情報を共有しながらやっております。

○高橋委員 それで、結局こういう巡回指導するのは人ですよ。だから、今でも消費生活相談委員とか、何とかウォッチャーとかってよく聞く、今、出てきましたよ。いわば、そういう方々の分もここに登場してくるんですね。

○和田食の消費・安全推進室長 ここに記載しております食品表示巡回調査につきましては、JAS法に基づく調査でございまして、各振興局の担当部署、そして、うちの本庁のほうの食の消費安全推進室で実施してます調査の巡回調査の件数になっております。ですから、数値はその中には含まれてません。人は入っておりません。

○高橋委員 であれば、いわゆる部局横断とかよく言うけど、ぜひ連携して、私はそういう人たちをひっくるめて研修とかやりながら、この食品表示の監視なり指導強化事業はやっていただいたほうが、より予算を効率よく使えるんじゃないかなと思いますけど。

○和田食の消費・安全推進室長 今、委員がおっしゃったように連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

引き続き、15ページですけど、ちょっと私、詳しくわかりませんからお尋ねします。これ、GAPですよ、農業生産工程管理、トレーサビリティとは微妙に違うんですね。

○和田食の消費・安全推進室長 GAPというのは、私も片仮名文字は苦手なんですけど、グッドアグリカルチャラプラクティスといいまして、農業生産工程管理というふうに訳されます。これは、農業生産活動上で、必要な関係法令等に準じた適正な生産活動になるように点検項目に沿って、農業生産活動の各工程を、チェックリスト等を活用して正確な実施、そして記録を行い、点検もやって評価を行うことによる改善活動のことです。

そして、これも片仮名文字のトレーサビリティですけども、トレーサビリティっていうのは、産地や栽培管理、取引情報など生産から販売までの履歴を確認できる仕組みというふうになってます。

○高橋委員 立派な回答でした。理解しましたよ。トレーサビリティはGAPで取り込みます、そういうことですね。トレーサビリティはGAPの中で取り込んでますよね。理解しました。

○鈴木農政企画課長 GAPっていうのは、生産現場で各農家さんが記帳とかやりますけれども、いろいろ手順が合ってるかどうかとかをチェックしていく生産現場での取り組みというふうになります。トレーサビリティっていうのは、生産現場から消費者に行くまでに、例えば誰がつくったのかとか、どういうものをつくったのかという情報を流していくっていうことになりますので、GAPっていう取り組みは生産現場で農家さんがやる取り組み、トレーサビリティっていうのは、そこから流通も含めて情報を伝える仕組みというふうになってますので、2つは別物というふうにお考えいただければと。

○高橋委員 私、理解してなかったですね。了解しました。

○山下委員長 じゃ今のでいいですか。ちょっと確認したいんですけど、GAPの認定法人が宮崎県にもあると思うんですけど、どれぐらいとられてますか。もう4～5年になると思うんですけどね。

○和田食の消費・安全推進室長 私どもが今、把握している限りでは、産地数、平成25年度の数値でございますけども、GAPの導入産地数が72産地ございます。

○山下委員長 72法人、産地。

○和田食の消費・安全推進室長 72産地ということになっております。

○山下委員長 産地という表現はどういうこと。

○工藤営農支援課長 交付金とかで産地改革計画というのをつくるんですが、例えば農協の部会あたりが部会としてそういう農業生産工程管理を取り組む、それが一つの産地という捉え方です。ですから、75産地というのは、県内の全体で、そういう部会としてGAPを実践して取り組んでいく産地ということでございます。もちろん部会の方は、それぞれがGAPの実践をされてるということでございます。

○高橋委員 新たな米の作付の関係でお尋ねしますが、基本的なことを聞きますよ。いわゆる米の作付には食用、加工、そして飼料と、この3つに分かれますよね。これ以外にありましたら、また言っていただくといいんですけど、いわゆるこの3つを、しっかりこれは明確に分離されないといけないということをまず確認します。

○日高農産園芸課長 水田で米粒をとるということからいきますと、今、委員がおっしゃいましたように、主食用米と加工用米と飼料用米っていうのが基本的に3つでございます。これはそれぞれが全部区分をされなければいけないと

ということになります。

○高橋委員 ということであれば、先ほど蓬原委員がおっしゃった、飼料でも加工でも収量が足りないから飯米を持ってきて収量を上げるということ、私は、これはできないって思いましたので。

○日高農産園芸課長 確かに区分はしなければいけないんですけども、また、別な方向を向くと、例えば契約と、加工用米の出荷契約もしくは飼料用米の出荷契約というものも契約に基づいてつくってという形になりますので、その契約に基づいてよっぽどの、例えば記帳できない要因とか、もうこういうようなものがない限り、これまでのところ今までの事例からいきますと、ある程度の補完措置っていうのは必要になってくる可能性もあるかと思うんですけども、そこはまた確認をさせていただきたいというふうに思います。

○高橋委員 細かく確認作業っていうのがなかなか難しいと思うんで、これは、私は蓬原委員を信用しますけど。そういうところもいろいろ今後、悩まにやいかんところも出てくるのかなと思って申し上げました。

それと、やっぱり先ほど種子が間に合うのかっていう質疑もありましたけど、結局県のはもう作付が始まりましたよね、早期水稲は。だから、それなりに主食用をどれだけつくっていいのか、その作業っていうのはしっかり進んでるんですよ。普通作はまだ後ですけど。

○日高農産園芸課長 まず、米の生産調整の部分につきましては、水田面積っていうのが、例えばそれぞれの地域、市町村ごとにございますけれども、それに対しまして、ことし、26年産としてつくっていい米というものの数量もしくは面積と、こういったものについては、今年の12

月の段階でそれぞれ各市町村さんに対しておろさせていただいてございます。ですから、その主食用米としてつくっていい米というものは、もうあらかじめ皆さん方、存じ上げていらっしゃるというふうに考えておまして、今、進めておりますのは米をつくらない、主食用米をつくらないところで何をつくるかというのを、確かに早期水稲地帯はほとんど山を越してきつつありますけれども、普通期水稲地帯については、これから推進をかけていくというような状況かというふうに思います。

○高橋委員 ちょうど制度の変わり目だから、なかなか最初はいろいろと混乱もあるんでしょうけど、いいでしょう。

それで、ちょっとその下のほうにですよ。今、集団栽培とか多収性品種に対応したコンバインっていうふうにありますけど、参考のためにお聞きしますけど、一般のコンバインとどこが違う。

○日高農産園芸課長 この事業の中で考えております、いわゆる汎用型のコンバインというものにつきましては、よくアメリカとかの映像を見たときに、ガラガラってドラム缶みたいな横にしたような、くし形のやつで圃場をまいていくやつがあると思うんですけど、日本型の通常ありますような稲をすくい上げて刈っていくというような形ではなくて、横からガラガラというような大型のやつを考えてるところでございます。

○高橋委員 その加工用ですよ。だから、普通に稲を刈ってコンバインでもみをとるわけでしょう。

○日高農産園芸課長 通常の加工用米ですので子実さえとれば、実さえとればいいということでは、確かに通常のコンバインを使っ

て下から茎ごと刈って、機械の中で脱穀して、それを乾燥させるというのでも十分対応可能なんですけれども、ただ、やはりこの加工用米についても、ある程度大面積の中でコストを下がっていかねばならないと。そうしたときには、やはり少しでも労働時間というのを、作業時間というのを短くするために、そういう大型の、アメリカにあるような、そういう大型のハーベスターっていうんですか、こういうようなものを使ってコストを下げたいこうというものがこの事業の趣旨になってございます。

○高橋委員 日本農業に合うかどうか、田んぼに合うかどうかというのもちょっと疑問があるんで、通常のコンバインもいろいろと大小ありますけど、ちなみに金額でどのくらいのもんですかね。

○日高農産園芸課長 今回、想定してございますのが800万程度、800万からというふうに考えてございますけれども、通常のコンバインであっても大体600万程度ぐらいはいたしますので、そう大きくは、差はないって言えば差はないのかもしれないですけど、それとあと、もう一つは、こういう大型が入るところっていうのは、確かに大型をモデル的に進めていきたいと思ってますし、それ以外のところは、やはり通常型のコンバインというのも、ちっちゃいところでは出てこようかというふうに考えてます。

○高橋委員 わかりました。

じゃ、引き続き、委員会資料です。22ページ、行きましようかね。21、22。

食を彩る特産果樹基盤強化事業で、この前、日向夏の関係で経済連の羽田さんがテレビに出てらっしゃった。ちょっとたまたま見たんですけど、東京都内の学校給食は、まだ日向夏があんまり入ってないっていうことで、市場はいっ

ぱいあるんだっていうことをおっしゃってましたのをちょっと記憶してるんですけど、だから、日向夏の貯蔵施設の導入と、あと、この加工ですよね。ここを、もう10年近く前になりますけど、宮崎県の学校給食会は、いわゆる日向夏のゼリーを大分からとってたのを私、何かの調査に行ったときに記憶してるんですよ。今、現状は、県内の学校給食の中に宮崎産の日向夏の加工、ゼリーとかが入ってるもんなんですか。ちょっと、あれやったな、これな。

○日高農産園芸課長 済みません。今の学校給食会の中に、本県産の日向夏の、例えば果汁とかこういったものがどれぐらい使われてるかっていうの、ちょっとお時間いただいて調べさせていただきたいと存じますが、基本やはりカットフルーツというものの中で、いわゆる日向夏もそうですけれども、需要っていうのは非常に高まってる、こういったものの中でぜひ進めていきたいものではあるというふうに考えてございます。

○高橋委員 日向夏っていうのは、あんまり飽きられるものじゃないと思うんで、いっぱい種類が多いかんきつの中でも。これ提供の仕方によっては非常に魅力ある果樹でありますから、その意味では、この貯蔵する施設でもすごく魅力あって、農家にとってもありがたいわけですから、ぜひこれ成功させていただきたいなと思ってます。

それと、最後に、説明資料で303ページですけど、強い産地づくり対策事業で、去年は全額繰り越しっておっしゃいましたっけ。先ほどの説明では、何か7市町村の9地域で取り組むような説明があったと思うんですけど、これ、24年度、事業ができなかったということでしたですかね。いま一度確認します。

○日高農産園芸課長 今回、ここでお願いしてございます部分につきましては、現年分ということで、これを来年度、26年度に実施させていただきたいというふうに考えておるものでございます。

先ほど決算特別委員会の指摘要望に係るものの中で御説明申し上げたものにつきましては、これ24年度の事業といたしまして、23年から24年度に向けて繰越事業ということで、予算ベースで約4億8,000万ほどを24年度に繰り越しをさせていただいたところでございますけれども、未契約の繰り越しという、制度上やむを得なかったところがございまして、契約をした段階で、決算額として繰り越した部分のうちの4,000万ほどが余ってしまったというようなことで、先ほど申し上げた理由の中でも、繰り越しに係りまして不用残が出たというような御説明をさせていただいたところです。

○高橋委員 全額繰り越しということじゃなくて4,000万ほど執行残が。

○日高農産園芸課長 そうです。執行残の出た理由というものが、その執行残が全額繰り越しに係るものだったということでございます。

○山下委員長 いいですか。

○前屋敷委員 今に関連してなんですけども、今回、事業費全体として2億1,000万ほどふえるんですけど、それとの関係では、予算そのものが繰り越しの分とは別にふやされたということですか。

○日高農産園芸課長 今、委員御指摘のとおりでございまして、いわゆる事業要望が大きくなったということでございます。

○前屋敷委員 事業の中身、具体的なことですが、この農産物の高品質化とか付加価値化という点では、作物の品種改良であるとか、

そういう研究なども含めてということですか、中身は。

○日高農産園芸課長 具体的には、例えばトマトの選果機であったりとか、いわゆるカンショの貯蔵庫であったりとか、そういう機械施設、こういったものでございます。

○前屋敷委員 わかりました。

298ページの、ちょっと表現でよくわからないもんですから御説明を。298ページの一番上の段の5番です。これは、巡回指導機器等維持整備事業、これをちょっと御説明いただけると。

○工藤営農支援課長 巡回指導機器等維持整備事業でございしますが、これ普及センターの日ごろの活動で使っております車の購入ということで、来年度6台購入ということでございまして、現場を回りますんで定期的に車の修理なり更新しておりますが、来年度、軽自動車5台、貨物関係で1台ということで整備をする予定にしております。そのほか、いわゆる車検とか保険とか、そういうふうなところ、あと維持費関係で予算を計上させていただいております。

○前屋敷委員 機器という表現のもんですから、農業を巡回して回るときに農業に関するいろんな、そういう機材のことかなと思ったので、ちょっと理解が。わかりました。

○工藤営農支援課長 ちょっとこの表現がわかりにくうございますが、今の、委員がおっしゃいました、いろんな普及センターで使う機材がございまして、二酸化炭素測定とか温度測定とか、それにつきましては、その下の普及活動特別事業費の中の2番、調査診断機器整備事業、この中で各普及センター、今どうしても欲しいというふうな機器を、来年度14点ほど整備をする予定でございまして。

○前屋敷委員 1台10万弱ですね。わかりまし

た。

それと、さっき、勇み足をいたしました消費税の関連で、わかれば、22号で。

○工藤 営農支援課長 常任委員会資料、50ページでございます。第22号でございますが、普及センターの実績で申し上げますと、研修室の24年の使用件数7件、2万2,950円ということでございまして、これについては、農業関係者以外の、例えば福祉法人とか、教職員の方のグループとか、そういう方々が研修会として使っております。今回、3%の消費税引き上げということにしますと、金額にしますと大変少ないんですが、700円弱というふうな増になるかと思っておりますが、普及センターにつきましては、行政財産ということで、広く農業者、農業関係団体の方に御利用をいただいております。研修室について言いますと、24年の実績で780回、これ8普及センターの合計でございますが、人数にしまして1万8,000人強の方々に研修室を利用をいただいております。農業生産技術の向上なり経営の管理なり、そういうようなところで御利用をいただいております。

○前屋敷 委員 じゃ、この農業に関する方々は、利用料は、使用料は徴収していない、取っていないということですね。

○工藤 営農支援課長 おっしゃるとおり農業関係者につきましては、取っておりません。

○前屋敷 委員 わかりました。いいです。はい。

○山下 委員長 ないですか。なければ、よろしいですか、私が。せっかくの機会ですので。

この加工米の件についてちょっとお聞きしたいんですけど、今まで、新たなまた取り組みの中で、米の転作まで大きく絡んでくると思うんですが、先ほども出ましたけども、お米をつくることは、一般米とWCSと飼料米と、今度、

加工米っていう4つの選択肢ができたわけですよ。今まで減反政策の中で43%ぐらいは転作の、宮崎のおおむねの目標数値で、各市町村ノルマを達成することを義務づけられて、それぞれが取り組んできたと思うんですが、その過程の中では、転作をしたときには水抜けがいいように、例えばサブソイラをかけたり、弾丸の排水をやったり、それぞれ知恵を出しながら転作作物の取り組みをやってきたんですけど、2年に1回とか3年に1回、田んぼを植えるときに、私たちが今までの用意してきた中で、保水力ですよ、水持ちが物すごい落ちてきてるんですよ。結局、今後は、またこれだけ4つの選択肢があって、それぞれ条件がいい中での米政策ですから取り組みがふえてくると思うんですね。そうなったときに水の問題っていうのが非常にやっぱり地域の中で大きな課題として出てくるような気がするんですよ。その問題を、もう28年度には1万トンの、加工米だけでもこれだけの面積をふやしていこうということになるわけですから、かなり水の問題が出てくるような気がするんですが、その辺の問題整理っていうのを考えておられますか。

○日高 農産園芸課長 まさに、いわゆる水田をどういうふうに活用していくかということにかかってこようかというふうに思うんですけども、やはり新たな選択肢も含めまして、今ある水田3万5,000ヘクタール程度というのを、いかに活用するか。その中で、当然いわゆるばらばらに行われるのではなくて、例えば加工用米の栽培もしくは飼料用米の栽培、こういったものもある程度団地化していかなければメリットが出てこないというふうに考えてございまして、そのためには、まさに推計単位の取りまとめというのが必要かというふうに考えてます。そう

いう意味で、新たな米政策に向けても生産振興方針と申しますか、水田農業のあり方を考えるための方針づくりっていうものも今、進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひまた意見交換させていただきながら進めていきたいと思えます。

○山下委員長 ぜひ、もう今、非常に水が足りない状況、基盤整備やって、以前は川、曲がりくねった川だったんですが、土地改良やってきた中で、常に川は真っすぐ伸ばしてきたんですよ。水路ももう限りなく、もう用排水路ということで整備してきましたから、降った水は、もういかに早く流すかということをやってきたんですよ。今度また、これだけ米政策をやってくると、やっぱり水田というのが、もう農村では水の戦争もまた始まるような気もするものですから、問題整理をしながらこの栽培体系は取り組んでいただきたい。そのように思っています。

それからもう一点、先ほど課長からの説明の中で、ミヤベイあたりが玄米で買って白米にして納めていくようなルートをお話されましたが、今、県内に、もみすり業者ですよ、こういう人はどれぐらいおられますか。

○日高農産園芸課長 県にはもみすり組合というのがありわけなんですけども、このもみすり組合に入ってらっしゃる方々っていうのが大体300~400社というふうに言われてございます。ただ、それ以外に加盟していない地域でのもみすりをやってらっしゃる方々っていうのもいらっしゃいます。以前、聞いたところによりますと、700~800社とかいうような方々が何らかの形でもみすりに携わってらっしゃるといような話を聞いたことがございます。

○山下委員長 私は、やっぱり加工米の確保も

かなりの面積を必要とすると思うんで、私の集落に、もう昔からの共同精米所があるんですよ。都城管内にも共同精米所っていうのがやっとかと、もう皆さんが共同出資しながら成り立ってる精米所があるんですが、私の地域の中の共同作業所が、今までもみすりを多いときで約3,000袋ぐらい、30キロで。それがもう唯一の、1年間精米所を回していく中の資金源になってて、非常にやっぱし希少な価値というか、やっぱし集落にあるそういう、持ってきてる精米業者やら、今度は白米にもするわけですから、できたら、この加工米っていうのを地域振興のやっぱり一つの起爆剤にできんのかなと。どうしてもやっぱしそういう思いがあるもんですから一貫してJAとか、そういうところの一貫だけでなく、地域の中でやっぱし加工米を集約できるような、できたら白米でも集約できるような、何かせっかくのあれですから、そういう体系っていうか、お金をうまくみんなに回れるような仕組みが考えられないかなと思うもんですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが。

○日高農産園芸課長 今、委員長から御指摘いただいたとおりでございまして、今回、この加工用米を推進しようという一つのきっかけといいますのも、やはりただ、例えば米をそのまま出荷するだけではなく、米の消費量自体はどんどん減っていく中で、もみすり業者さんの対策といたしましても、米をつくって、ほかの用途、もみをすって、ほかの用途に向けるということでも、量がふえるのであれば、もみすり業者さんも潤うんじゃないかと。当然そこで米の生産量なりがふえてくれば、子実も。そうすれば、運送業者さんももうかるというようなところの中で、全体としての、まさにフードビジネスの振興というふうなものに向けて、ぜひこれを取

り組んでいきたいというふうに考えてございまして、今、御指摘いただいたような視点も十分踏まえていきたいというふうに考えてます。

○山下委員長 それからもう一点、よろしいでしょうか。先ほど私も聞こうと思ったんですが、コンバインの導入ですよね。これを、説明をちょっとお聞きしてましたら、アメリカ並みの大型のコンバインのような話があったんですが、私は飼料、加工米をつくっていくということは稲わらが、また、これは手に入るなという思いで、畜産農家との連携もとれるんだけど、結局、今まで今日あるようなコンバインだったら、稲わらのとり方っていうのは、簡単にとれると思うんですが、もう茎から何から巻き込んで落としていくコンバインというのは、やっぱりわらの態勢っていうのとれるのかなっていう、ちょっと不安になったもんですから。その考え方をお聞かせください。

○日高農産園芸課長 委員長、済みません、ちょっと説明が。説明がちょっと不十分で申しわけなかったんですけども、いわゆるイメージとしては、もう、これアメリカ型みたいな、ああいう大きな、ああいうようなガラガラって回していくようなのをイメージしていただければと思うんですけども、形自体は日本型に、コンパクトにしてあるということと、もう一つは、子実等をうまく分離できるような形で、収穫できるというような形で工夫されてるということですので、そこはわらの活用というのができるというふうに聞いてます。

○山下委員長 わかりました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、報告があるんだったですよね。

それでは、議案の質疑を終わりました、その他、報告事項に関する説明を求めます。

○日高農産園芸課長 委員会資料の60ページをお開きいただきたいと存じます。

委員会資料60ページです。後ろから2枚目。県内産焼酎原料用加工用米の生産と利用の拡大に関する協定の締結についてというものでございます。

これは、先ほど申し上げましたように、背景につきましては、県内で需要のあるものに対して生産者が安心して生産拡大に取り組むということと、あと、実需者の方が県内産を安心して安定して利用するための体制づくりを進めたいということから、締結が行われたものでございます。

2番目の概要のところに掲げてございますけれども、先月の2月17日に協定の当事者ということで、霧島酒造株式会社と経済農業協同組合連合会と県の3者でございまして。常任委員長に立ち会いいただく中、この3者で締結したものでございます。

締結の協議の内容でございますけれども、3番目に掲げてございますけれども、県内産の加工用米の生産、それから出荷、調整、利用促進という、この3つの分野で具体的な協議を、検討を進めましょうというための理念協定となっております。

①にございますように、生産性の向上につきましては、先ほど来、御指摘いただきましたけれども、生産拡大と新たな品種の導入なり、生産コストの低減に向けた取り組みというものを進めていこうと。

また、②の中では、安定的な集荷と円滑な調整、流通というもののの中で、その取り組みを進めていこうというものでございます。

また、③にございますように、優先的な利用というもののの中では、地産地消の観点から県内産の加工用米を優先的に使っていこうというような取り組みについて、それぞれの立場を踏まえて協議、検討していくと、具体的な取り組みを進めていくというものでございます。

参考ということで、下のほうに掲げてございますけれども、これまで県の農業再生協におきまして、加工用米の生産流通方針というものを策定いたしまして、県内の需要への対応を目指した取り組みを進めるとしてございまして、当面の目標といたしましては、28年度、3年後の目標として2万3,000トンのうちの約半分に当たります1万トンを目指して進めていきたいというものでございます。

この協定の概要については以上でございます。

○山下委員長 その他、報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様の質疑を承ります。

○緒嶋委員 加工用米の価格はどういうふうに、この3者の中で決まったわけですか。

○日高農産園芸課長 具体的な、例えば価格であったりとかにつきましては、この協定をもとに、霧島酒造さんと経済連さん、こういった中で具体的に細かく決めていくというようなことで聞いてございます。

○緒嶋委員 いずれにしても生産者のほうが採算ベースっていうか、それは国のほうの何かな、加工米のあれはどれくらいかな、2万円。だから、実際はやっぱ手取りとして、そういう補助支援金を含めては8万か10万になからんと加工用米をつくったメリットはないわけですよ。そういうものを含めて何か価格を決めんと、うまくいかんのではないかと、目標は28年1万トンというのは。そのあたりと、霧島酒造だけが28

年に1万トンとるというわけにはいかんとじゃないかと思って、そのあたりの1万トンの見通しはどうなる、どこが、何か、実需者か。

○日高農産園芸課長 今、御指摘いただきましたように、価格の部分でございましてけれども、具体的な価格というのは、供給と利用で決めるということなんですけれども、聞いておる話によりますと、30キロ4,000円以上で買うというようなことでございまして、そういうような話がされてるというふうに聞いてございます。ということで、大体500キロ程度ということでありまして、やはり6万、7万程度にはなろうかというふうに考えてございまして、それに、先ほどの、いわゆる全国一律の2万円と言われるもの、それとあと、県独自の2万5,000円と言われるものというものを組み合わせた場合に、助成金で大体6万7,000円ぐらいになろうかというふうに、6万円程度にはなろうかというふうに考えてございますので、販売金額と合わせて13万程度には、前後、主食用米並みには十分なるのではないかとこのように考えておるところです。

○緒嶋委員 その1万トンの、あれですね、霧島だけが1万トンとるわけじゃないじゃろ。28年、このめどはあるのかということ。

○日高農産園芸課長 この1万トンというのは霧島だけという話では当然なくて、当面の目標ということでございまして、この会の協定締結を受けまして、例えばそれぞれの地域で、いや、実はうちも使いたいんだというようなことである話をいただくなり、もしくはいろんな話が始まっているところがございまして。こういったところっていうのもどんどん積み上げていながら、例えば、28年度ではなくて29年度を目標ということで、もしかすると、また量をふやしていくというようにところも含めて、地域全体

での広がりというのを確保していきたいというふうを考えてます。

○緒嶋委員 それと、県の2万5,000円。これは、補助は継続していくということになるわけですか。

○日高農産園芸課長 この2万5,000円につきましては、産地づくり交付金とか産地交付金というものの中の活用ということで考えてございますけれども、これについては、現段階では3年間分ってというのは、一応今の段階ではいただけるというふうには考えてるところです。

○緒嶋委員 それ以降は、ちょっと確実ではないということですかね。

○日高農産園芸課長 確約されたものではないっていうふうに考えてございまして、その間に少しでも、いわゆる生産コストの低減というところと、あと、収入の増加というのを努めてまいりたいというふうに考えてます。

○山下委員長 よろしいですか。

○高橋委員 そういうもんなんです。結局、協議、検討の内容が、②、③にあるように、霧島さんは加工用米の優先的な利用ができるわけでしょう。だから、酒造組合っていう組織があるわけで、そこの何か協定があってもよかったのになって素朴に思いました。

○日高農産園芸課長 委員、御指摘のとおり、確かに、県内には各酒造メーカーと、その酒造組合というものがございしますが、やはり酒造組合のほうにも御相談申し上げたことがございます。同じようにこの中に例えば入って、協定を一緒に結びましょう、もしくは組合さんと一緒に結ばせていただきたいというようなどこ、お話しさせていただいたことがあるんですけども、現段階のお考えというもののの中では、組合自体は原料を使うものではないというようなどこ

の中で、原料をあっせんするものではないというところもあるので、原料を使うのは各メーカーさんだから、メーカーさんと結んでくれというようなことでしたので、こういうような形になったということで聞いてございます。

○高橋委員 その理屈はわかります。わかるんですけど、ちょっと、先ほど説明の中で、この1万トンは霧島さんだけじゃないんだよ、とおっしゃいましたよね。でも、この協定の中には、例えば日南の酒造メーカーは結んでないわけだから、優先的には利用できないわけでしょう。

○日高農産園芸課長 ちょっと説明が不十分で申しわけないと存じますが、この60ページの下半分、3項から下の部分につきましては、今回の協定とは全く別なものでございまして、加工用米として推進を図る目標というのを再生協としては1万トンという目標を持っているというものでございまして、この霧島との協定の中で1万トンという数字が出ているわけではないということでございます。

もう一つ、それ以外の業者さんの方々が、例えば、うちも使いたいと、うちも協定を結びたいと、入りたいというようなことがもしあった場合には、当然また同じような形で、例えば経済連さんなり、その別な業者さん、こういったところと結んでいくというような形になろうかというふうに考えてございます。

○高橋委員 最後、要望しますけども、宮崎の焼酎っていうのは何百というそういうのがあって、宮崎の焼酎の魅力があるわけ、魅力が出るわけですよ。だから、霧島酒造、ここに協定を結べなかった、もう圧倒的多数の酒造会社です、ここにも加工用米がしっかり提供できるようなコーディネートをやっていただきたいと思えます。

○山下委員長 よろしいですか。どうぞ。

○蓬原委員 宮崎県の焼酎の製造額っていうか、販売額っていうの、工業出荷額の中でたしか1,000億円近い、エースなんですよ。だから、すばらしい6次産業化の、何というんでしょうか、先端を先に行ってた製品で、本県のエースだと思うんで、だから、加工用米の確保ということについては、やっぱり一つの会社が出てきたことによって、ほかの会社、なぜなのという、当然素朴な疑問が出てきたんだろうなというふうに思うんで、そこはやっぱり全てのところに、そういう希望のあるところにはしていただくような体制を、誤解を招かないようにひとつよろしくお願ひしたいと。

○日高農産園芸課長 確かに、そういう誤解を招かないって申しますか、ほかの業者さんについても同じように取り扱っていただきたいというふうに考えてございまして、現在、加工用米の推進というものの中で、各地域を回らせていただいておりますけれども、その回中であって、それぞれの地域にある酒造会社の方々のほうにもしっかり話を通して、もし御要望があるのであれば、ぜひ使っていただくというようなことで進めていきたいというふうに考えてございます。

○山下委員長 私から1点お伺いしますが、先ほど4,000以上ということで30キロ玄米ですよ。今までは、ミニマムアクセス米を使っておられるっていうことなんですけど、その価格っていうのは、ミニマムアクセス米、どれぐらいの価格で供給してたんでしょうかね。わかれば教えてください。

○日高農産園芸課長 一般的に、ミニマムアクセス米っていうことで販売をされてたといいますが、大体100円から110円程度ぐらいだとい

うふうに聞いてございます。

○山下委員長 っていうことは、30キロ、3,000円ちょっとぐらいですね。ということは、やはり地産地消、地元のお米を使っただけっていうことは、より高い値段で供給されるっていうことですね。

○日高農産園芸課長 まさに、その部分がトレーサビリティなり、安全・安心という部分に対する方々のペイの部分かというふうに考えてます。

○山下委員長 ありがとうございます。わかりました。

報告事項、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上で営農支援課、農産園芸課の審査を終了いたします。

引き続きやりたいと思いますので、ここで10分ほど休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 じゃ、暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時54分再開

○山下委員長 それでは、ただいまから、また委員会を再開いたします。

これより農村計画課、農村整備課の議案の審査を行います。

農村計画課から順次説明を求めます。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の歳出予算説明資料の307ページをお開きください。

農村計画課の当初予算額は、一般会計の63億2,652万2,000円をお願ひしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

309ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)公共工物品質確保強化対策費1,232万円についてであります。

1の公共工物品質確保強化事業につきましては、公共3部で施工体制監視チームによります施工現場の重点点検や、適切な現場指導を行うことによりまして、発注者及び受注者双方の技術職の向上と適正な品質の確保を図るものであります。そのうち農政水産部が負担する委託料を計上しております。

次に、その下の(事項)公共農村総合整備対策費1億7,110万円であります。

これは、農業生産基盤と農村環境基盤を整備するための計画策定や、安定した農業用水の確保など、農業の発展を図るために造成されました国営造成施設などの適切な維持管理に要する経費であります。

主なものとしましては、2の国営造成施設管理体制整備促進事業8,287万2,000円ですが、これは、国が造成をしました施設を管理しております土地改良区の管理体制の強化を図るため、土地改良区や市町への助成を行うものであります。

次の、3の基幹水利施設管理事業7,922万8,000円につきましては、市町村が管理しますダムなどの大規模な国営造成施設の管理費の一部を補助し、農業用水の安定供給や農村地域の防災、環境保全等の機能強化を図る事業でございます。

次に、310ページをお開きください。

中ほどの(事項)国土調査費9億774万円についてであります。

これは、1の地籍調査事業によりまして、土地に関します最も基本的な調査である地籍調査

を実施し、土地所有に関する権利の保全や明確化を図るものであります。

次に、(事項)土地改良計画調査費2,871万5,000円についてであります。

これは、土地改良事業に関する事業計画策定や各種調査に関する経費であります。

主なものとしましては、2の県営圃場整備等計画費2,107万7,000円ですが、県営土地改良事業の計画を策定する市町村への助成を行う県単独事業であります。

次に、一番下になりますが、(事項)大規模土地改良計画調査費の3,544万5,000円についてあります。

中身については、次の311ページをごらんください。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発、推進を行う経費であります。

このうち、3の改善事業「攻めの畑かん営農推進事業」2,049万2,000円につきましては、後ほど畑かん営農推進室長より御説明をいたします。

次に、その下の(事項)土地改良事業負担金の44億6,119万1,000円であります。

これは、大淀川左岸地区ほか7地区の国営土地改良事業に係る県及び地元の負担金であります。

このうち、平成16年度に国営事業が完了しました大淀川右岸地区におきまして、現在、ダムの水の濁りが発生しておりますことから、平成26年度から国営施設機能保全事業によりまして、濁水対策等を実施する予定としております。

また、平成26年度以降に償還を予定しております国営負担金の中から、今回、初めてになりますが、都城盆地地区につきまして10億円の繰り上げ償還を予定してるところであります。

次に、一番下の(事項)農業経営基盤強化事業事務費の858万9,000円であります。

これは、戦後の農地改革や開拓事業に伴いまして、自作農財産の管理処分等の事務を行う経費であります。

予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、前年度の決算における対応状況等について御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお開きください。

上段の⑤になります。公共事業につきましても、早期の事業発注など、より効率的な予算執行に努めること。また、入札不調が起らないよう原因を調査し、業者が受注しやすい環境づくりに務めるよう指摘要望をいただいたところであります。

このことにつきまして、公共事業における平成25年度の繰越明許費につきましては、国の緊急経済対策に係る補正もありまして多額となっておりますことから、人員補強による執行体制の強化や請負業者との緊密な打ち合わせ等による進行管理の徹底等を図りまして、年度内発注、早期執行に努めてきたところであります。

また、入札不調の対策につきましては、技術者や資機材の状況など、地域の実情を把握するとともに、現場状況を十分に考慮したきめ細かな積算の徹底や発注時期の調整、施工管理書類の簡素化等に取り組んでいるところであります。

私からは以上でございます。

○原畑かん営農推進室長 畑かん営農推進室でございます。

平成26年度の新規重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の25ページをごらんください。

攻めの畑かん営農推進事業についてでありま

す。

この事業は、1の事業目的にありますように、国営かんがい排水事業の関連事業地区の計画策定とあわせて、地域の畑かん営農計画や農地集積計画を作成するための話し合い活動を支援するとともに、畑地かんがいを活用した収益性の高い営農技術の確立と普及体制の強化を図り、担い手への農地集積の促進と畑かん営農の普及拡大を図るものであります。

2の事業概要でございますが、予算額が2,049万2,000円、事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年としております。

(5)の事業内容としましては、①でございますが、畑作営農作付調査を実施し、畑作営農の展開方策、農地集積促進の検討のための基礎資料として活用するとともに、②の畑かん営農技術試験圃場の設置により、新たな輪作体系の確立や加工用野菜等の計画的作付、新規作物の導入等に向けた検証を行います。

次に、③でございますが、これらの成果を生かしまして基盤整備を契機として担い手の確保や農地の利用集積を図るため、地元や関係機関との話し合い活動を支援いたします。

さらには、④の平成24年度に委嘱しました20名の畑かんマイスターの活用による畑作営農の効果的な普及啓発を実施いたします。

なお、⑤でございますが、自走式散水機の実証等により、大型機械化営農に対応した作業の効率化、省力化を推進いたします。

最後に、3の事業の効果といたしましては、これらの取り組みを総合的に行うことにより、畑地かんがい施設の整備を契機とした担い手の育成、農地集積を促進するとともに、畑地かんがいを活用した営農技術の普及拡大により、収益性の高い計画的、安定的な畑作営農の展開を

図ることといたしております。

私からは以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の313ページをお開きください。

農村整備課の当初予算は、一般会計で124億8,091万1,000円をお願いしております。

主な内容について御説明します。

315ページをお開きください。

一番上の(事項)農業農村振興対策事業費として、2億9,292万9,000円をお願いしております。

2の新規事業「地域の担い手で支える施設管理システム整備事業」については、農業水利施設の効率的な管理などを目的に、施設に関する情報の蓄積や共有を図るための施設管理システムを整備するものであります。

3の新規、多面的機能支払い制度については、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費として、3億4,933万2,000円をお願いしております。

2の中山間地域総合整備事業については、条件が厳しい中山間地域での生産基盤や生活環境を総合的に整備するものであり、高千穂町の五ヶ所地区ほか6地区で、水路や営農飲雑用水などを整備することとしております。

次に、317ページをお開きください。

一番上の(事項)公共土地改良事業費として38億5,193万3,000円をお願いしております。

1の県営畑地帯総合整備事業については、後ほど別冊の資料で御説明します。

2の県営経営体育成基盤整備事業については、水田の区画整理とあわせて、担い手への農地集積や規模拡大を推進し、生産性が高く、強い農

業構造の実現を図るもので、都城市の東水流地区ほか14地区で実施することとしております。

また、7の農業基盤整備促進事業については、農地の簡易な区画拡大や暗渠排水の整備などを行うものであり、新富町の新富第2地区ほか17地区で実施することとしております。

次に、一番下の(事項)公共農道整備事業費として20億4,630万4,000円をお願いしております。

318ページをお開きください。

1の県営広域営農団地農道整備事業については、農畜産物の効率的な輸送体系の確立などを図るもので、門川町の沿海北部5期地区ほか3地区で農道を整備することとしております。

次に、公共農地防災事業費として10億7,832万円をお願いしております。

5の県営ため池等整備事業や、次ページになりますが、9の団体営ため池等整備事業については、防災上、整備の必要性が高いため池や、急傾斜地の水路の整備などを行うもので、小林市の山ノ口原地区や宮崎市の今層津下地区ほか18地区で実施することとしております。

次に、319ページをごらんください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費として29億5,909万1,000円をお願いしております。

これは、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を目的とするものであります。

次に、主な重点事業等について御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の27ページをお開きください。

27ページでございます。まず、多面的機能支払制度についてであります。

1の目的・背景にありますように、本制度は、

農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮を図るとともに、担い手の規模拡大と構造改革を後押しするため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであります。

右側の28ページをごらんください。

本制度は、新設される農地維持支払いと農地・水保全管理支払いを組みかえる資源向上支払いで構成されます。

農地維持支払いにつきましては、農業者のみの活動組織でも取り組め、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動及び農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成が支援対象となります。

また、資源向上支払いは、農業者以外に地域住民を含めた活動組織で取り組み、水路や農道等の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動及び水路等の施設の補強などの施設の長寿命化のための活動が支援対象となります。

27ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額は2億8,357万1,000円で、事業期間は、国が5年後に制度の定着状況等を検証し、施策に反映させるとしており、平成30年度までの5年間としております。

なお、3の事業効果にありますように、本制度の実施により多面的機能の維持・発揮や地域活性化が図られるものと考えております。

続きまして、29ページをお開きください。

県営畑地帯総合整備事業であります。

まず、右側の30ページをごらんください。

本事業は、Iの事業内容の主な事業工種にありますように、畑地かんがい施設を中心に、農道や区画整理などを総合的に整備するものであります。

畑地かんがい施設の整備は、生産性が高く、

市場ニーズに対応した多様な畑作農業を可能とし、6次産業化の推進などにも重要であると考えております。

29ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額21億55万8,000円で、平成26年度は、都城市の払川第1地区ほか42地区で実施することとしております。

続きまして、同じく常任委員会資料の4ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

表の中ほどに農村整備課の欄がございます。県営基幹農道整備事業において、宮崎市の楠見3期地区で平成27年度までの工期で橋梁工事を発注する予定であり、限度額として4億円をお願いしております。

また、その下、県営広域営農団地農道整備事業においては、門川町の沿海北部5期地区で、平成27年度までの工期でトンネル工事を発注する予定であり、限度額として8億円をお願いしております。

続きまして、59ページをお開きください。

議案第58号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

表にありますように、市町村負担を予定しており、土地改良法第91条第6項等の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

農村整備課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○山下委員長 議案に対する説明が終了いたしました。

ただいまから委員の皆様方の質疑に入ります。

○緒嶋委員 農村計画課、地籍調査、これは、毎年いろいろ、進捗を図られるのかというのがいつも言われるわけですが、ことし、この予算

でどの程度、進捗が図られるわけですかね。また、これを取り組んでの16市町村以外の取り組みはどうなってるのか。宮崎市外16市町村の取り組み。

○宮下農村計画課長 26年度予算でございますが、約9億700万ほどの予算を計上しております。本年度は、26年度はこの予算によりまして、約60平方キロ程度の調査を予定しております。進捗率が64.8%を目標としております。

取り組みの市町村でございますが、宮崎市ほか、今、休止をしております市町村が、綾町と高鍋町で2つございまして、残りの市町村*24市町村で全て取り組むということになっております。

○緒嶋委員 これは、林地の境界、山の境界もなかなか難しいというのがあって、もうどこが境界か全然わからないというのものもあるわけですが、これ、やはり進捗を図らんことには国土の全体的な面積もはっきりわからんというような、これはもう、今の台帳面からいうたら、実際地籍調査すれば、これ3倍ぐらいになるところもあるわけですよ。そういうところからいうと、固定資産税なんかの本当の公平感というの、これ終わらんとおかしくなるわけですが、そうなりますと、これは今のところ、市町村で全部が終わったところというのはどの程度あるわけですかね。

○宮下農村計画課長 現在、県内で完了してる市町村が8町村ございます。市はございません。

○緒嶋委員 なるほど。これはもう、ぜひ、これは全国的な問題だと思うんですけども、やはり日本全体が、これが、地籍国土調査が終わることが一つの大きな目標にもなると思いますので、予算確保にはぜひ努力していただきたいというふうに思います。いいですか。

○宮下農村計画課長 国の予算が、ここ数年、約100%程度で推移しておりますが、本県は予算を今、ここ2年間、105%対前年度、25年度で105%、26年度は109%というふうに要望いたしまして認められております。現在の全国での本県の予算規模が第6位ということで、今後も国からの予算確保等に努めて推進していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 お願いします。

それと、小水力等農村地域導入支援事業3,500万があるわけですが、26年度ではどういうことが計画されておるわけですか。

○河野農村整備課長 具体的な地区名のほうは、一つには大規模タイプということで、ある程度売電収入が見込めまして、土地改良区等の維持管理費が軽減されるような地区ということで、これは調査等になってまいります。本年度も実施しております大淀川左岸地区、これ、国営かんがい排水事業で整備した地区になりますが、こちらで現在も広沢ダムということで、既に小水力発電のほうに取り組んでおります。ただ、それはFITの導入前でございましたので、今回、固定価格買取制度が入ったということで、その時点では発電に使用しなかった部分の水力がございました。そういったものでも今回、固定価格買取制度によりまして売電収入が見込めるということで、現在その部分等の調査を実施しております。引き続き、26年度についても調査のほうは実施していきたいというふうに考えております。

あわせて、あと地域活性化タイプ、街灯であったりとか公園のトイレの電気設備であったり、そういったもの等の地域活性化タイプにつきましても、引き続き、市町村と連携しながら

ら取り組んでいきたいということで考えております。また、あわせて施設整備につきましても、24年度に綾町のほうで1カ所、そして本年度、日之影町のほうで企業局と共同で1カ所、設備を整備したところでございます。26年度も引き続き地域活性化タイプになりますが、1カ所程度、施設のほうの整備を図っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 これは、採算ベースに合わなきゃ、つくりたい希望のところはかなりあると思うんですよね。ただ、それは長期的に見て、ランニングコストを含めて採算に合うかどうかというのが一つの、そこが一番問題になろうと思うんですよ。ただ、やはり日本の将来を考えた場合、誰でも原発がいいと思ってる人はいないわけですよ。やっぱりそうすると、エネルギーとしては太陽光か小水力か地熱か風力かバイオマスか、これしかもう日本にはエネルギー源はないわけですね。そうなりゃ、やっぱりこういうものはぜひ必要であることは間違いないので、やはり掘り起こしをやるとともに、やっぱり採算性も考えながらやっていくということが小水力は重要だというふうに思いますので、そこ辺も兼ね合いを考えながら、やっぱできるところは積極的に進めてほしいと思いますし、やはり企業局が支援することが地元負担の軽減にもなるし、あとのランニングコストの融資なんかの低減にもなるわけですので、そこ辺も含んで努力していただきたいというふうに思います。

○河野農村整備課長 済みません。御指摘のとおりでございまして、当然地域活性化タイプにつきましても、引き続き、推進のほうは図っていききたいと思っておりますが、特に、やはり土地改良区の維持管理費の軽減等に資するような大規模タイプについて、これの実現に向けて

頑張っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、新年度、新規重点の説明にありました多面的機能支払制度、これはもう大変、何というか、有効な事業効果も多面的機能維持・発揮になるという、そのほか書いてありますが、私は、これはすばらしい制度が生まれてきたというふうに思います。

問題は、この負担区分の中で、国、県は何か予算的に組んであるわけですが、町村が4分の1の負担をどれだけやるかというのが、この制度の、これがうまくいくかどうかのポイントになると思うんですよ。4分の1、市町村がこれを負担、負担というか、当然出さなければこの制度は成り立たんわけですよ。そういうことになると、市町村との、県がどう市町村に理解を求めて予算を組んでもらうかというのが一番のポイントになると思うんですけど、そのあたりの取り組みはどうなってる。

○河野農村整備課長 この制度、大きくは日本型直接支払制度の中の一つの制度になります。概要が示されたのが昨年11月ということで、県のほうとしましては、今回、2億8,357万1,000円の予算を計上させていただいております。これは、平成25年度、現行の農地・水は約1億8,000万ほどの当初予算でございまして、1億円ほど増額をさせていただいて、まずは、現行の農地・水で取り組まれている組織、これを円滑に移行していただく。さらには、面積の拡大を図っていかうということから、こういった予算のほうを計上させていただいたところでございます。

ただ一方で、市町村につきましても、やはり時期的に概要が示されたのが遅かったということがございまして、今の聞き取り段階で申し上げますと、既存地区の意向、これだけでも予算の増額を伴うこととなります。そういった方向

で、今、予算組みのほうはされているというふうには聞いております。ただ、今後、推進を図っていく中で面積拡大が出てきた場合には、補正等での対応をしていただくよう県のほうからも引き続き、お話をさせていただきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 農地・水の保全対策も、市町村によってばらつきがかなりあったと思うんですけど、それが問題なわけじゃから、この制度はそういうばらつきがないように私は進めるべきだと思うとですよね。そのあたりの理解をどうもらうかと。市町村の首長さんによっては、なかなか財政的についでいうのが当然出てくるわけ。そこ辺のあたりはどう考えておられる。

○河野農村整備課長 御指摘のとおりでございます。農地・水につきましても、26市町村のうち、現在、実施しておりますのが20という形になります。ただ一方で、取り組まれてない市町村の中には、逆に中山間地域の直払いのほうに取り組まれているというような実況もございますが、市町村間で相当ばらつきがございます。半分近くの面積で取り組まれている市もございますし、一方で、ほとんど取り組まれてないというところもございます。ただ、今回、多面的機能支払いということで、特に農地維持支払いにつきましても、より取り組みやすい制度となっておりますので、我々としましても、引き続き市町村のほうに新しい制度の内容を十分に理解していただくとともに、面積の拡大についての御理解を得ていきたいというふうに考えてるし、また、平成27年度からは、法に基づく対策に変わってまいりますので、そういった面も含めて、今後とも市町村のほうには働きかけていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、私は土地改良なんかの理

解を、逆に土地改良の人たちから、市町村にこういう制度があるから市町村も取り組んでほしいということ、逆に市町村だけじゃなくて、末端のそういう組織に対する働きかけというのが大変有効になると思うんですよ。これだけの制度があるのだから、何とか市町村も取り組んでほしいって。土改連なんかの、いろいろな会合ごとに、そういう理事長さんたちやらに対していろいろな理解とか、こういう制度を知ってもらおうというのが一番先だと思ってるんですよ。そういう働きかけを当然やるべきだと思うんですけど、そういう働きかけをするタイミングもあると思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○河野農村整備課長 御指摘のとおりで、今回の、特に農地維持支払いにつきましては、従来の農地・水の場合でいきますと、活動組織に地域住民の方々の参加も必要でございましたが、農地維持支払いにつきましては、農業者のみの活動組織でも取り組めるということになっております。そういった面でもやはり土地改良区等の農業者のみの活動組織を母体とするような組織でも対応できますので、そういった面で、あらゆる機会を利用しまして、まずは、土地改良区とか農業者の方への啓発普及のほうも図っていきますし、委員おっしゃられるように、そういった点もやりながら、あと市町村へのやはり理解度のアップ、そして、それに伴って、あと予算等についても御配慮いただけるように働きかけていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 特に、県の土改連なんかをうまく使ってこれ進めることは、私は組織の中では大変有効じゃないかと思うとですよ。だから、土改連との連携を図りながらこれ進めていくと。また、法的な根拠は27年からできるということ

であれば、当然市町村も取り組まざるを得んわけじゃから、そういう点で、私は26年度に、これの制度がどれだけ機能していくか。そして、もう30年ですか、5年間見て、それがどうだったかということでその次を考えるとということであれば、これはやはり一つのヨーロッパ型のデカップリングみたいなものに似たような感じでもするわけですね。そうすると、中山間地は特に、みんなで地域を守るという多面的な国土保全にもつながるわけでありまして、これだけ2億8,000万も予算が組んであるのが消化率が悪かったと、単年度で。そういうことではもうどうにもならないと思いますので、最終的には4分の1負担する市町村の取り組みを、そして地財計画やらで交付税である程度見るとということも言われておりますが、その制度はあるわけでしょう。交付税措置。

○河野農村整備課長 現行の農地・水も同様でございますけど、当然ながら県そして市町村に対する交付税措置等はございます。

○緒嶋委員 そういうことであれば、市町村の場合はやっぱ首長さんとか、そういういろいろな議会の対応もあろうか。そこ辺も含めて積極的にこの制度を有効に活用するということが地域を守ることにもなるし、協働で全てをやろうといういろいろな制度でありますので、大変私は、これが機能すれば地域のコミュニティーの立場でもうまくいくんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいということを要望しておきますし、今後とも注視していきたいというふうに思います。いいです。

○横田委員 小水力発電等農村地域導入支援事業についてお尋ねしますが、今の緒嶋委員の質問の中に、大規模型とか地域活性化タイプとかの御説明をいただきましたけど、もう正直いっ

て、この農業用水で小水力発電をどのように感じておられるのかをちょっと聞かせてください。可能性がどうあるか。

○山下委員長 正直に農村整備課長、教えてください。どうぞ。

○河野農村整備課長 ちょっと厳しい御質問でございますが、正直いいまして、やはりある程度の規模っていうものがないと、なかなか採算性っていうのはとりにくいと思っております。特に、やはり建設費用が高くなりますので、まず、やはり補助事業に乗るようなある程度の規模がないと、なかなか採算性は厳しいと思っております。ただ、今まで数年間の間に可能性調査もやってきましたし、そういったものをベースに、今後、先ほど緒嶋委員のほうからありましたように、やはり採算性も十分勘案した上で事業のほうの推進を図って行って、できるだけ地域にある資源を活用して、土地改良区等の維持管理費の軽減、また、地域の活性化のほうに取り組んでいきたいというふうには考えております。

○横田委員 先ほど、大淀川左岸の話がありましたけど、これは広沢ダムのことだったですね。例えば、綾川にしても大淀川左岸側にしても、管の中を水が通っているわけですね。だから、非常に圧力も、当然水圧もあるし、ああいう事業で小水力発電が利用できたらかなり可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、国営のタイプの利用というのはできないものなんでしょうか。

○河野農村整備課長 ちょっと御紹介になります。現在、国営かんがい排水事業で運転を開始しておりますのは、先ほど申し上げました広沢ダムだけになっております。ただ、本年度から国営かんがい排水事業の西諸地区、浜ノ瀬ダム

の小水力発電も運用を開始するという事で、こちらは約1,700キロワット級というようなことで、相当な規模になります。また、それ以外にも、国営かんがい排水事業の尾鈴地区での、既存の青鹿ダムっていうのがございますが、そちらでも数十キロワット級の発電が開始されるというような状況でございます。

今、委員のほうから御指摘がありました、ダムの維持放流以外のパイプライン等を利用した発電、これについて当然聞き及ぶ範囲内でいきますと、上下水道あたりでそういった発電をされているという事例も聞いております。ただ、一つ、畑かんの場合でいきますと、常時一定量が流れてるということがなかなかちょっと厳しい。要するに、皆様方が水を使わなければパイプラインの水も移動しませんので、そういった面でなかなかちょっと効率的に厳しい面はございます。ただ、確かに多量の水、そして高低差もございますので、そこら辺の利用の可能性についても引き続き検討はしていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○横田委員 農業用水、ずっとあちこち考えてみても、1年通して水が流れるというのなかなかないですね。だから、非常に可能性としては高くないのかなと思ったりもするものですから。でも、例えば綾川なんかは、ハウス園芸が相当水を使いますから、1年中流れてると思うんですね、工事とかしない限りは。できるだけ可能性を探って頑張っていたきたいと思えます。

もう一つ、土地改良費ですけど、これ土地改良、当然来年度から始まる中間管理機構との絡みがあると思うんですけど、どういうふうな絡みになるのかをちょっと教えていただきたいん

ですけど。絡まないんですかね、全然。

○河野農村整備課長 確認でございます。歳出予算資料の316ページの(目)の土地改良費っていうことでの御質問という理解でよろしいでしょうか。

○横田委員 はい。

○河野農村整備課長 当然中間管理機構で、今後、農地の集積を図っていく上で、一つには、やはり先ほど来、出てる中でも基盤整備等との関係は出てくると考えております。地域のほうがまとまっていけば、当方のほうで抱えております公共土地改良事業費の、例えば圃場整備で対応するとか、そういった部分も出てくると思えますので、今後とも当課としましても中間管理機構との連携を図りつつ、そういった事案が出た場合には対応のほうをしていきたいというふうに考えております。

○横田委員 わかりました。

○高橋委員 じゃ、いいですか、関連。今、土地改良区の関係で、今の事業の7番に、240万の統合化総合対策事業ってあります。ひところ土地改良区の統合が盛り上がった時期があって、しかし、なかなか進まなかったというのが現実あると思うんですよ。現状、どうなんですかね。

○河野農村整備課長 土地改良区、県内に170以上ございます。大規模な土地改良区もございませし、一方で、もうそれこそ数ヘクタールしかないような土地改良区もございます。当然、土地改良区がある以上はやはり運営をしていかなければいけないということで、やはり小規模な土地改良区につきましては、なかなか運営が厳しいというところもございますので、そういった観点で現在、統合計画を策定して、その統合のほうを進めているところではございますが、ただ、なかなかやはり実際に始めますと、いろ

いろやはり各土地改良区で御意見が異なるということで本年度1カ所、佐土原町のほうの東禅寺と、あと鈴町っていう土地改良区、22ヘクタール程度の土地改良区でありましたが、その合併が行われたというような実績はございますが、なかなかやはり統合となりますといろいろ御意見が違ふ。そして、過去の事業をやった借金等が残ってるというようなことも含めて、なかなか統合が難しいっていう状況にはございます。ただ、やはり土地改良区の運営の健全化という観点からは、引き続き統合のほうを積極的に進めていきたいというふうには考えております。

○高橋委員 これは、いま一度本気になって取り組まないと、というのが、中間管理機構の関係、これ物すごく関連してくると思うんですよ。いわゆる賦課金の違いがありますよね。ということは、農地の借り手が負担することになると、農地によってこっちは安くて、こっちは高い、さっき1万って、びっくりしました、私。うちはたしか反当1,900円ぐらいだったと思いますけど、今、特別賦課金でプラス1,000円ぐらい、あと出ると思うんですけど、もうそういうレベルですよ。ただ、私、酒谷地区でも3つあるんですよ。ひところ盛り上がり、OBもひっくりかたて一つの土地改良で統合しようじゃないかってなったんですけど、これもちょっともうだめになりました。ここをしっかりと整備しないと、やっぱり農家間の不公平感とか、そうやってできますから、いま一度、これ本気になってやっていかないと、せつかくいいものを進めようっていうときに、ここがネックになって農地の集約できないということもあり得ますんで、いま一度取り組んでいただきたいと思います。

○河野農村整備課長 ただいま委員の御指摘のとおりで、やはりこの点につきましては、引き

続き積極的な推進のほうを図っていったって、少しでも実績を積み上げていきたいというふうには考えております。

○前屋敷委員 土地改良に関連してですが、316ページ、今の事項のもう一つ下の農地集団化事業促進費というので、3番で換地の清算金が前年度とすると倍以上にふえて7億4,500万という金額が計上されてますが、ちょっとこのところを具体的に御説明ください。

○河野農村整備課長 これ、いわゆる水田とか畑の圃場整備、区画をいじる事業になりますけど、そういったものを行ったときに、例えばAさんっていう方の土地、これ従前で、例えば3反あって、道路に面するとか水路に面するというので、従前の評価というものを実施します。それ以降、換地等で実際に工事を行って、その後再度評価を行いまして、どうしてもやはりプラスマイナスゼロということに全員がならないということになりますので、工事後に評価が上がった場合には、それに見合うお金のほうを支払っていただくということになりますし、逆に評価のほう下がった場合には、お金を支払わなければいけないという、そういった清算行為が出てまいります。ここで、予算としましては、清算金として7億4,500万余上げておりますが、實際上、これ法的には県と、県営事業でありますと事業主体である県、そして農家の間で清算行為を行わなければいけないんですが、実際なかなか県が直接やることはできませんので、県と農家の代表であります土地改良区の間で清算金のやりとりを行うと。それによりまして、土地改良区はその後、農家と直接、農家との間で清算行為を行うというようなことになります。ですから、現実的に予算は計上しておりますが、これは県から土地改良区に支払われて、同額が

また県のほうに納められるということでの額になっておりまして、実際上はその土地改良区が各農家との間で清算行為を行うというようなことになります。

○前屋敷委員 この清算金の額が前年度の倍以上というのはどういう考え方。

○河野農村整備課長 申しわけありませんでした。額的には、これ当然地区数の違いってというのが一つございます。昨年度、そういった換地の清算を行う地区があったと。それが3地区であったものが、本年度もそれがふえた。また、あと地区あたりの清算の額もそれぞれ実際やりますと異なりますので、そういったことで地区数、そして額のほうがふえたというようなことになります。

○前屋敷委員 具体的には地域、地区はどのくらいふえたんですか。額はそれぞれ高い低いあるんでしょうけど。4億3,800万ほど昨年とするとふえてるんで、かなりの……。

○河野農村整備課長 申しわけありませんでした。平成25年度が6換地区で3億円余の予算のほう計上させていただいておりました。今回は、7換地区というようなことで、額として7億4,000万を計上させていただいております。

○前屋敷委員 1地区ふえてかなりの額、額がかなり違いがあるということですね。

○河野農村整備課長 はい。委員御指摘のとおりで、地区によって大小ございます。数百万の地区から数億というような地区もございまして、その年々で金額のほうは増減をしております。

○前屋敷委員 わかりました。

それともう1点、311ページで、先ほど土地改良負担金のところで御説明をいただいて、かなり、311ページですね。11、土地改良事業負担金

のところですが、かなり負担金もふえてるところですが、ここのところで、先ほど御説明いただいた中で、大淀川右岸はもう完了したということで、濁り対策を26年度、行うということですが、この濁りの原因っていうのは特定されてるんですか。

○原畑かん営農推進室長 右岸地区の天神ダムの濁水のこととございますが、濁水につきましては、平成17年度の台風14号によりまして、ダムの上流域の山で大規模な山腹崩壊が発生いたしました。それが原因でダムの水が濁ったと。山腹崩壊にしましては、林務、土木関係でかなり復旧もしていただいておりますが、どうしてもダムの貯水池内に土砂もたまってるということで、若干濁りもあるということで、上のきれいな水、上流から清流バイパスをつくって今、対応はいたしております。その抜本的な対応として、26年度から国営事業の国営施設機能保全事業を開始するというようにしております。

○前屋敷委員 一ツ瀬もかなり濁水の解決がされないまま、かなりの長い時間がかかっているんですけど、もうここも台風発生以来、約10年ぐらい近くたってるということなので、抜本的なものが、原因も特定されながら、それが必要ですけど、見通し的には難しいところでしょうね。

○原畑かん営農推進室長 今回、主な工事の内容、この工事につきましては、今現在、詳細を国のほうで検討中でありまして、まだ決定ではございませんが、内容にしましては、ダムの貯水池内に土砂流入を防止するために、貯水池のところで堰堤を1つつくりましょうと。あと、2つ目に、ダムの下流に清水を放流するための選択放流施設、これ棟を建てまして、水のきれいな上の部分を取水しまして、それを下流に流そうと。3つ目は、ダムもできまして10年以上

たっておりまして、ダムの管理をいたします水管理施設も老朽化に伴いましたので、あわせて改修工事をするというような内容になっております。

○前屋敷委員 抜本的な対策で、ぜひ改善を図ってほしいと思います。いいです。

○山下委員長 いいですか。

○前屋敷委員 はい。

○山下委員長 ないですか。なければ……。

○日高農産園芸課長 先ほどの御質問、高橋委員からの御質問で、学校給食の中で日向夏がどれぐらい使われてるのかというような御質問をいただいたところですが、一応県内でゼリーとムースということで、それとジャムが使われてございまして、全体で原料換算ベースで2トンというような状況だということでございます。

○宮下農村計画課長 済みません。先ほど緒嶋委員からの御質問に適切な数字の説明をしていない部分があったので、再度説明をさせていただきます。

310ページの国土調査につきまして、宮崎市外16市町村とは、という御質問でありましたけれども、私、9市の市町村等含めて紛らわしい説明をいたしました。

この16市町村につきましては、先ほど言いましたが、9市の市町村が、綾と高鍋町がございまして。そのほか、再度質問いただきましたように、完了してる町村が8つございます。高原町だとか新富町、日之影町等も完了しておりますが、これ、あわせると10の町村になります。26から10を引きまして、宮崎市ほか16市町村で今、26年度の実施をしたいということでございます。

改めて訂正させていただきます。

○山下委員長 いいですか。

なければ、先ほどの農産園芸の加工米のことでちょっと私も疑問をさせていただいたんですけど、水の問題ですね。いわゆる水源の確保というのが非常に、今からは水田の4つのタイプがまた選択ができるということで、新たな米政策に水田の、田んぼでまた変えてくると思うんですよ。WCSが県内で今、4,000ヘクタールぐらい植えてあるのかな。4,000何ぼ。

○日高農産園芸課長 大体4,000から4,500の間でございます。

○山下委員長 いいですか。その中で、8万の満額の給付ですよ。その給付を受けられてますか。というのは、一昨年ちょっと大きな問題になって、去年もそうだったと思うんですが、水不足のために、いわゆる市町村が全部調査して、これだったら満額、転作として認めますよとか、半分しか認めないとか、それがあつたと思うんですが、満額払ってますか。

○日高農産園芸課長 四千数百ヘクタールの中で大半について、ほぼ全量、全面積なんでも、ほぼ満額8万円いただいているというような状況でございますが、ただ、地域によっては、例えば、事例を挙げれば高原町とかもあるわけなんですけれども、総合的な栽培をしたがために、ある程度減額されるとか、そういうような取り組みっていうのもあるやには聞いてございます。

○山下委員長 私も地域の中で、水が足りないがゆえに思うように取水がいかなかったとか、半分しか育たなかったとか、そういう問題が出てまして、だから、これにまた加工米の新たな栽培が入ってくると、やっぱり取水減っているのが非常に大きな問題になろうと思うんですが、農村整備、農村計画のどっちが窓口になるかわ

かりませんが、その水源の確保、そういう対策、例えばボーリングをするとか、新たな水源を求めるような施策っていうのがありますか。

○宮下農村計画課長 現在、直接的に水源をふやすということで、一つは、例えば河川協議で別の水利権を獲得するとか、さらには、今申された、新しく井戸を掘るということが考えられますけども、特に水利権のほうは非常に難しい作業になるかと思えます。さらに、井戸等につきましては、今、直接的にお答えできる事業等がないわけですけども、今、山下委員長から御指摘のありました件につきましては、全国の耕地関係の担当者会議等でも、全国からこのような心配が寄せられてるところであります。

さらに、特に、委員の地元の高木原等については、そもそもの土壌が火山灰であるということで、これまでの、先ほどの御質問にありましたように、転作等のために改善した結果として水が乗りにくくなってるという事実は我々も認識をしているところでございます。それにつきましては、今後、今、地下かんがい、南那珂等で試験的に取り組んでおりますが、地下かんがい等によりまして、かんがい水量を劇的に減らしていく技術を普及するとか、また、耕盤のつくり方につきましても、また試験場等と研究をしまして、新たな対策等も考えていかなければならないと、考えておりますが、今、御質問にありました直接的に井戸を、水不足に対して掘れるというのを持ち合わせてない状況でございます。

○山下委員長 ぜひ、加工米の新たなやっぱり栽培体系が入ってきたということで、都城で150～160町歩ぐらいやったかな、割り当てが入って、集落営農とも協議する中で出てくるのは水なんですよ。水がなと。もう非常にやっぱり、いい

事業だと思ってるんですけど、やっぱり水源の確保が、特に早期水稲地帯の人たちも、やっぱりこういう加工米に取り組んでいくのであれば、時期的な問題も出てくるし、やっぱり水源の確保というのは非常に大きなネックになるかなと思ってますから、ぜひ農産園芸のほうとも密に連絡をとっていただいて、水源の確保等については、もうことしから、これ計画を上げていただくと大変ありがたいとそのように思ってます。よろしく願いいたします。

そのほか、皆さん方、ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、以上で農村計画課、農村整備課の議案の審査を終了をいたします。

お疲れさまでした。また、あした10時から開会をしたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時53分散会

平成26年 3 月 13 日 (木曜日)

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	山下 博 三
副委員 長	有岡 浩 一
委員	緒嶋 雅 晃
委員	蓬原 正 三
委員	横田 照 夫
委員	岩下 斌 彦
委員	高橋 透
委員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	緒方 文 彦
農政水産部次長 (総括)	興梠 正 明
農政水産部次長 (農政担当)	郡司 行 敏
農政水産部次長 (水産担当)	那須 司
畜産新生推進局長	中田 哲 朗
農政企画課長	鈴木 大 造
ブランド・ 流通対策室長	甲斐 典 男
地域農業推進課長	向畑 公 俊
連携推進室長	大久津 浩
営農支援課長	工藤 明 也
農業改良対策監	後藤 俊 一
食の消費・ 安全推進室長	和田 括 伸
農産園芸課長	日高 正 裕

農村計画課長	宮下 敦 典
畑かん営農推進室長	原 守 利
農村整備課長	河野 善 充
水産政策課長	成原 淳 一
漁業・資源管理室長	日向寺 二 郎
漁村振興課長	神田 美喜夫
漁港整備対策監	木下 啓 二
畜産振興課長	押川 晶
家畜防疫対策課長	西元 俊 文
工事検査監	岩永 修 一
総合農業試験場長	井上 裕 一
県立農業大学校長	山内 年
水産試験場長	山田 卓 郎
畜産試験場長	岩崎 充 祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤 亮 子
議事課主任主事	川崎 一 臣

○山下委員長 委員会を再開いたします。次に、水産政策課、漁村振興課の議案の審査を行います。

水産政策課から順次説明を求めます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の平成26年度歳出予算説明資料の321ページをお開きください。

水産政策課の当初予算額は、一般会計で24億9,634万2,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で1億3,638万8,000円、合計で26億3,273万円をお願いいたしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

324ページをお開きください。

上段の(事項)資源培養管理対策推進事業費の説明欄1のカサゴ資源管理自律化支援事

業1,037万3,000円でございますが、これは、宮崎海域カサゴ資源回復計画における管理措置として行われますカサゴ種苗生産と放流を支援するものでございます。

次に、その下の(事項)水産金融対策費の説明欄1の漁業近代化資金利子補給金7,528万6,000円でございますが、これは、漁業者等の漁船建造やエンジン、機器類の更新などを促進するための低利融資制度である漁業近代化資金貸し付けにおける利子補給金でございます。

次に、その下の4の漁業協同組合機能・基盤強化推進事業5億1,847万6,000円でございますが、これは、漁協の信用事業譲渡に際して必要となります譲渡不足金等の借入金の金利負担を軽減し、経営改善計画の円滑な実施を支援するため、低利融資を行う信漁連に預託するものでございます。

次に、325ページをごらんください。

上段の(事項)資源管理・漁業経営強化促進対策費の説明欄1の新規事業「沿岸漁業回復による儲かる漁業の推進事業」につきましては、後ほど委員会資料にて御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)水産物流通加工対策費の説明欄3の新規事業、これも宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業でございますが、これも後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、下段の(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄1の漁業経営安定対策資金4億5,000万円でございますが、これは、燃油価格等の高騰に備えた国の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進するために、信漁連が実施する無利子貸付事業を支援するため、必要な原資を貸し付けるものでございます。

次に、2の日本一のキャビア産地づくり支援事業3,874万2,000円でございますが、これは、安

定したキャビア生産・販売体制の構築のため、より安定した種苗供給体制をつくとともに、キャビア加工技術の確立、販売等の支援を行うものでございます。

次に、3の新規事業「儲かる漁業転換促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、326ページをお開きください。

中ほどより下の(事項)漁業取締監督費の説明欄3宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金2億円でございますが、この事業は、一般財団法人宮崎県内水面振興センターに対し、運転資金として無利子の短期融資を行うものでございます。

次に、説明欄4の密漁防止体制強化対策事業6,763万6,000円でございますが、これは、内水面振興センターの内水面秩序維持の取り組みの支援や、県が行いますシラスウナギ密漁取り締まりや条例に基づく立入検査等の補助的業務を内水面振興センターに委託するものでございます。

次に、327ページをごらんください。

(事項)水産業試験費1億2,245万3,000円でございますが、これは水産試験場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の持続的利用、種苗生産技術の開発、藻場造成技術の開発及び鮮度保持技術の開発など、各分野の課題に取り組むこととしております。

続いて、328ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計1億3,638万8,000円でございますが、これは、沿岸業者について、経営改善、生活改善及び新規着業に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

なお、貸付枠は、説明欄1にありますとおり1億3,542万5,000円をお願いいたしております。

次に、新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会の資料のほうの31ページをお開きください。

沿岸資源の回復による儲かる漁業の推進事業についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますように、資源が減少しているアマダイやイセエビについて資源の回復を図るとともに、藻場の減少により生産が低迷しているウニの増産を図り、漁業者の収入を増加させるものでございます。

右側の32ページの図をごらんください。

中段のところに現状があります。そこにお示ししますように、資源評価の結果で、アマダイについては資源量が低水準である。イセエビも中程度ながら減少傾向である。また、ウニについては、餌である海藻に対してウニの密度が多く、実入りが悪いことが問題となっております。

このため、下の対策にありますように、アマダイでは、漁を休む休漁等の措置によります親の魚の保護と稚魚の放流、イセエビにつきましては、一定の大きさに達しない小型エビの再放流、ウニについては、適正な密度まで取り除き、海藻とウニのバランスをとることで実入りの改善を図ることを行ってまいります。

これらの取り組みにより、それぞれの資源の回復や増加、さらに藻場の回復を図り、漁獲量の増加につなげることにより、沿岸漁業における儲かる漁業を推進してまいります。

具体的には、31ページ、左側のページの2の事業の概要の(5)事業内容にお示ししておりますように、①のアマダイ資源回復計画実践支援事業では、計画づくりや漁業者の影響緩和及び稚魚の放流を実施いたします。

また、②の資源評価強化・資源管理計画策定

加速事業では、小型イセエビの買い上げで再放流をするし、その効果の実証を行います。

③の藻場回復によるウニの増産事業では、ウニ除去活動経費については、別途国の支援がございまして、この事業では、適正選定やグループ等の指導を行うこととしております。

上の(1)にありますように、予算額は878万4,000円、事業期間は平成26年度からの3年間をお願いいたしております。

次に、33ページをお開きください。

宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業について御説明いたします。1の事業の目的・背景でございますように、漁業者の収益性向上や本県水産物のビジネスの強化・拡大を行うため、その体制づくりとマーケットによる商品づくり等を推進するものでございます。

右の34ページの一番下の図をごらんください。

点線から上に現状を示しておりますが、右端にあります漁業者が1番において水揚げをし、仲買人、加工業者を経由して鮮魚や加工品が消費者に提供されております。しかし、依然として漁業者の所得は低く、本県の水産加工品の出荷額は、他県に比べて低い状況でございます。

そこで、これらを解決するため、点線から下のとおり、市場の合理化を進めるとともに、新たに商品づくりと販売を担う体制として、図の中ほどに示しております漁業関係団体が運営する県域的漁協系統販売組織及びこれと連携する加工業者や漁協等がつくる6次産業化ネットワークを設置いたします。

また、これらの体制の商品づくりや販売を支援するため、図の下にお示しをしております水産物マーケティング戦略会議を新たに設置し、消費者から求められる商品づくり、効果的なPRなどを進めてまいります。

具体的には、左の33ページの2の事業の概要(5)の事業内容にありますように、①の新しい水産物販売体制構築事業においては、県域的な漁協系統販売組織づくりや市場統廃合に向けた取り組みを支援するとともに、6次産業ネットワークの構築を進めます。

また、②の戦略的商品づくり推進事業においては、水産物マーケティング戦略会議の運営、効果的な商品情報の提供、商品づくりを支援してまいります。

上のほうに記載しておりますが、予算額は1,547万6,000円、事業期間は来年度からの3年間をお願いいたしております。

次に、35ページをお開きください。

儲かる漁業転換促進事業についてでございます。

1の事業の目的・背景にありますように、収益性が低下している漁業経営を立て直すため、漁船規模などの構造的な課題を解決するための経営モデルをつくとともに、モデルの普及を図り、漁業の再生につなげるものでございます。

36ページの図をごらんください。図の上半分が、儲かる漁業のモデルづくりでございます。

まず、県関係団体で構成する協議会で策定したモデルにつきまして、公募または選定した業者グループが県等の支援のもとで実証した後、効果を検証し、完成したモデルは普及方針に掲載をし、広く漁業者に情報提供をいたします。

次に、下半分に示す儲かる漁業への経営転換実践事業では、経営改善を希望する者について、経営管理指導協会、普及員等で作る指導改善協議会において、船の建造等の資金が必要な場合の償還計画も含め、経営改善計画づくりの指導を行います。

その後、審査会において妥当な計画と認定さ

れた場合には、融資枠の拡大や金利低減という優遇措置を設けることとしております。これらにより、儲かる漁業モデルの普及を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、左の35ページの2の事業概要の(5)事業内容に記載しておりますとおり、儲かる漁業実証事業では、協議会の運営や実践グループの活動助成を行うこととしております。

また、②の漁業経営転換促進事業においては、経営改善指導體制の運営やモデル導入後の継続的な経営指導等を行うこととしております。

なお、融資における優遇措置につきましては、漁業近代化資金にて対応することとしております。

上のほうに記載がありますが、予算額は574万3,000円、事業期間は来年度からの3年間をお願いいたしております。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

表の下から2番目でございます。水産政策課の欄にありますように、平成26年度漁業近代化資金利子補給等について、その期間、その限度額を設定するものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の平成26年度歳出予算説明資料の329ページをお願いいたします。

漁村振興課の平成26年度の当初予算額は、一般会計で35億8,457万円をお願いしてございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

331ページをお開きください。

2番目の(事項)漁場保全対策費の363万3,000円でございます。説明欄1の改善事業「養殖魚の安全・安心推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、その一つ下の(事項)内水面漁業振興対策費の1億9,400万4,000円でございます。これは、河川の魚類資源維持を図るために要する経費でございますが、説明欄1の河川放流委託事業につきましては、アユやヤマメ等の稚魚の放流を実施するものでございます。

また、2の内水面生態系保全活動推進事業費につきましては、内水面域の生態系の保全やKHV病などの特定疾病に対する危機管理体制によりまして、疾病発生時の回収等に対応するものでございます。

次に、一番下の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の1億1,111万8,000円でございます。

332ページをお開きください。

説明欄1の栽培漁業施設管理費につきましては、水産振興協会に運営をお願いしていますが、元栽培漁業センターの種苗生産棟の老朽化した施設の改修を行うものでございます。

次に、その下の3のカンパチ養殖経営改善実証事業につきましては、カンパチ養殖におきまして生産コストの削減による経営改善を図るため、良質で安価な県産人工稚魚の生産・供給体制を構築するとともに、人工産稚魚と配合飼料を組み合わせた養殖の有効性を実施するものでございます。

次に、(事項)漁業生産担い手育成事業費の444万7,000円でございます。

説明欄1の事業みやざき未来の漁業担い手確保育成対策事業では、漁業就業者の減少と高齢化に対応するために、国の青年就業準備給付金制度と連携しながら、漁業研修の充実や研修終

了後の求人側との適正なマッチングの実施、就業後のフォローアップなどによりまして、本県漁業の担い手を育成するものでございます。

次に、333ページをごらんください。

上から3番目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

次に、334ページをおあけください。

一番上の(事項)県単漁港維持管理費の1億2,283万3,000円でございます。これは、漁港区域内施設の維持・補修や航路・泊地の浚渫工事等を行い、漁港施設の機能回復を図るものでございます。

説明欄の1の浚渫工事では、宮浦漁港ほか5漁港を予定してございます。その一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費につきましても、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、336ページをごらんください。

(事項)漁港災害復旧事業費の1億7,442万8,000円と、その下の(事項)水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円でございます。これらは、台風等で災害が発生した場合の調査費や復旧工事に要する経費をそれぞれ計上させていただいてございます。

続きまして、平成26年度の新規・重点事業について御説明いたします。

委員会資料の37ページをお願いいたします。

改善事業の「養殖魚の安全・安心推進事業」でございます。

まず、右側の38ページのほうをごらんいただきたいと思うんですが、上のほうの枠で示しておりますところに魚病被害量の推移と書いてございます。ワクチンの接種とか、そういう指導・普及、適正な投薬指導に努めてまいりました

結果、魚病による被害というのは、直近5カ年平均で年290トン程度、平成13から17年の年平均が508トンに比べまして、被害の軽減が図られてございます。

しかしながら、漁場環境の変動、種苗性への問題、新たな魚病の侵入等によりまして、病気の発生が多発する年が見られるなど、養殖場の継続した監視と病気の早期発見・対応が引き続き必要でございます。

そこで、下のほうに書き示しております魚病対応・養殖指導体制のフォロー図のように関係機関で協力しながら、今後とも漁場ごとの養殖実態の監視や飼育管理・環境調査等を行うほか、魚病発生時の水産用医薬品の適正使用につきまして巡回指導等を実施することで、漁場環境が良好な状態で維持されて、持続的な養殖生産が可能となるとともに、被害の軽減によりまして、養殖業者の経営改善・収益性の向上を図れるものと考えてございます。

左の37ページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございます。予算額が363万3,000円、事業期間が26年度から3カ年。

(5)の事業の内容でございます。

①の海面養殖実態監視・指導事業におきましては、養殖漁場の環境保全、適正利用を図るための養殖実態の把握や養殖業者の漁場改善計画の実践・指導を行うものでございます。

②の魚病発生予防・まん延防止事業におきましては、巡回指導等によりまして、水産用医薬品に関する指導、魚病検査、新たな疾病の侵入監視等のほか、魚病検査機器の更新を実施するものでございます。

③の天然種苗導入状況等確認事業につきましては、養殖に関します国の管理強化や輸入割り当てにかかわります新たな制度の施行に対応す

るためのものでございまして、クロマグロの稚魚とか、養殖用輸入カンパチに關します確認などを行うものでございます。

続きまして、39ページをごらんください。

水産基盤（漁港・漁場）整備事業でございます。これも右側の40ページをごらんください。

まず、左側の漁港整備でございます。白丸の4つの体系によって整備を進めてまいります。

1つ目の静穏度の確保と災害に強い基盤整備では、水産物の安定供給や漁業者の作業環境の向上、台風や地震・津波災害等の被害軽減のために、防波堤や岸壁等の整備を行うほか、計画的かつ適切な老朽化対策では、老朽化施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図るために、漁港施設の機能保全工事を実施します。

また、漁船及び就労作業の安全確保対策では、就労作業の安全性確保や係留船等の財産保全のために、防風柵等の整備を行うとともに、快適な漁村環境の保全・整備におきましては、快適で潤いのある漁村空間の形成のために、緑地広場等の整備を行います。

次に、その右側の漁場整備についてでございます。1つ目の魚礁漁場の効果的な整備につきましては、安定的な漁獲や燃油等のコスト削減を図るために、浮魚礁を用いた漁場の整備を行うほか、漁場の基礎生産力の向上では、餌環境の向上や資源の増大を図るため、マウンド型魚礁による増殖場整備を行うこととしております。

これらを実施することによりまして、水産資源の適切な利用管理や漁港機能の強化と漁村の活性化に努めてまいりたいと考えております。

左側の39ページに戻っていただきまして、2の(1)の予算額でございますが、21億6,930万円をお願いしております。

中ほど、(5)の事業の内容でございますけど

も、①の漁場の整備を実施します水産環境整備事業から⑥の漁港環境や海岸保全施設の整備を実施します農山漁村地域整備事業によりまして、漁場、漁港及び海岸施設の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、常任委員会資料の51ページをお願いいたします。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の県立高等水産研修所宿泊室等使用料の改正についてでございます。

県民の方々が、県立高等水産研修所の宿泊室及び体育館を利用される際に使用料を徴収しておりますけれども、消費税が引き上げられることに伴いまして、使用料の改定を行うものでございます。

次に、右の52ページをごらんください。

議案第23号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」でございます。

これにつきましても、消費税率の引き上げに伴い、宮崎県漁港管理条例で定めます漁港施設や漁港用地の使用料及び占用料の一部について、所要の改定をするものでございます。

あけて53、54ページをごらんください。

今回の改正に伴います漁港管理条例の別表1及び別表2の該当部を示したものでございます。

最後に、59ページをお願いいたします。

議案第58号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

漁村振興課分につきましては、下の表にございますように、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収するものでございます。地方財政法第27条第2項の規定等によりまして、議会の議決に付すものでございます。

この負担金の設定に当たりましては、あらか

じめ対象となります市や町の意見をお伺いし、その結果、異論がない旨の回答を得たものでございます。

なお、負担金の割合は、事業費の100分の10としてございます。

漁村振興課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山下委員長 以上をもって、議案に関する説明が終了いたしました。

これから、委員の皆さん方から質疑を承りたいと思います。

○高橋委員 水産政策課、324ページの水産金融対策費の説明がありました4番、漁業協同組合機能基盤強化推進事業、信用事業を統合するという事業を提案されておりましたよね、もう実際やられてます、このことなんですよね。で、これ始まりは25年度の事業でしたですよね。スタート、ちょっと記憶が定かでないもんですから、この事業の取り組み状況をお願いします。

○成原水産政策課長 平成24年の9月に漁業協同組合が信用事業を実施する中で、非常に厳しい状況になっているということで、信用事業のみならず経済事業も非常に苦しい状況であるということで、これからどういうふうに改善していくのかということで、基本方針を立てさせていただいたところでございます。

その中で、信用事業については、全漁協とも、信用実施組合は17ありましたけれども、全部信連のほうに譲渡しようという決定がされたということで、翌年の平成25年度予算において、このような低利融資の仕組みを信連が行います低利融資を、県とそれから市町村それから国のJFマリンバンク支援協会というところも含めて、全体で支援していこうという枠組みをつくりまして予算化をしたというところでござ

いまして、譲渡につきましては、現在、7つ目が事業を譲渡したというような状況になっております。

○高橋委員 めどとして、17あるとおっしゃったじゃないですか、今、7つ目までが譲渡したということで、最終的にいつをめどとして統合されるのか、信用事業がまとまるのか、その辺をちょっと教えてください。

○成原水産政策課長 現在の計画では、27年度に完了するというところでございます。あくまでも、現時点の計画でございますので、実績値としてずれる可能性は含んでますが、それを目標に進めているというところでございます。

○高橋委員 いろいろと事故とか事件もあったりして、漁業体の弱さといいますか、そういうところもあって、一つにまとめれば大変ありがたいと思います。

引き続き、委員会資料の31ページで御説明がありました沿岸資源の回復による儲かる漁業の推進事業というところで、いろいろ資源が少なくなっている関係で対策をいただくということでありがたい事業であります、ちょっとお聞きします。

実は、イセエビにしてもいろいろ原因というのが、これだということが確定されていないんですが、余り言いたくはないですけど、漁業者がとり過ぎとか、あるいは規定外のものをとっているというようなこともちらほら耳に入ったりして、それで、この②にありますけど、小型エビを買い上げていただけるんですね。買い上げて放流する、漁業者にとってありがたいことですけど、その辺をもっと詳しく教えてください。

○日向寺漁業・資源管理室長 今のこの新規事業の沿岸資源の回復による儲かる事業の推進事

業のイセエビの部分でございましてけれども、こちらのほうは、今確かに漁業者のほうで、現在、漁業調整規則上は体長15センチ以下のものは放流ということになっておりまして、その15センチを超えてはいるんですけども、かなり小型なものもとられているということでございまして、ただ、小型のものを余りとると価値も低いということもございまして、なるべく大きくしてとろうということで、そのために漁業者の皆様、9月期間が始まるんですけども、そのときに、小型のときにとってしまうのではなくて、もう少し後になって、例えば年末になりますと魚価も上がりますので、そういったときに少しでも大きくして、なおかつ魚価の高いときにとってもらおうと、そういうところで、そういうことを理解をしていただこうということで、小型のエビを一部買い上げて放流しまして、それをまた、後ほど試験的にとって、どのぐらい大きくなったかというのを実感してもらおうということでございまして、実際には、今のところ予定しておりますのは、県北と県南と県南、それぞれ1地区ずつ、まだどこかは決めてはおりませんが、そこで、おおむね1地区200尾ぐらいを買い上げようと、今考えております。

○高橋委員 200尾、200個ですね。

○日向寺漁業・資源管理室長 これは200尾でございまして。あくまでも、小型のものをとるのを控えて、後でとったときに、どのぐらい大きくなったかということと、あと小型のエビをとらないで逃した場合、どのぐらい採捕率があるかということを調べるための試験的に行うものでございまして。一部、全ての小型のエビをかうということではございません。

○高橋委員 1モデル地区、200だというふうに

思うんですけど、200尾というのはたかが知れてると思うんです。だから、これはモデル地区ですから、そこに漁業者というのは限定されるんでしょうか。

○日向寺漁業・資源管理室長 あくまで地区ごとにやっていきますので、それ限定はもちろんされてくると思いますけれども、あくまで漁業の補償というとか、そういう意味でやっているものではございませんので、あくまでも試験ということで、小型のエビをとり控えることで、後々どのくらいの価値が上がるのかということを漁業者の方に実感してもらおうということで行うものでございます。

○高橋委員 漁業者の方は知ってらっしゃると思うんですよね。小型のエビでも商売になってるというのは現実であって、悩ましいところもあるみたいですけど、確かに年末はキロ1万前後いたします。非常に高価な品物ですので、何とか漁業者の方々の意識ですよ、しっかり、ここ辺をやっぱり変えてもらって、行く行くは自分たちに不利益が振りかかっているわけですよ。そのことを、また今後とも、こういう事業を通してうまくやっていただきたいと思えます。

次に、33ページのビジネス強化拡大推進事業であります。6次産業化ということで、本県重要政策の一つとしてやっていただいているわけで、水産物もその一つだと思いますけども、新たな商品開発支援事業で500万という予算づけであります。3分の2の国の事業ですけど、私が感じる所、いわゆる農業とどうしても比較をしたときに、もちろん単純に比較してはいけないんですけども、予算づけとか、あるいは取り組みの状況を見ると、ちょっと弱いところを感じるもんですから、何かこう物足り

なさですとか、その辺を感じるんです。もうちょっと何かこう、これで新たな商品開発がしっかりとできるのかどうか、その辺をいま一度説明ください。

○成原水産政策課長 この事業の内容でも御説明いたしましたけれども、漁業の場合、結局水揚げをするというところは、今まで、産地市場に水揚げをするということで価格形成が起こっていたという状況であるわけですが、御承知のとおり所得は低いという状況にありますから、そこから販売先、それから付加価値のつけ方、これをしっかりと漁業者サイドがやっていく、取り組む体制づくりがまず大事であろうというところでございます。

そして、一遍にはなかなか、体制の育成という部分もありますし、それから、積み上げということが若干必要なプロセスというものが必要でありますから、直ちに、体制が商品をどんどんとつくっていくような状況にはないと思いますので、初年度については、しっかりと着実にこの商品をつくっていくということを皆さんにやっていただくということを想定しつつ、このお金は6次産業化ネットワーク交付金、国の交付金を活用した予算でございましてけれども、それをしっかりと使って礎をつくっていききたいというふうに考えております。

○高橋委員 改めて確認しますが、付加価値をつけるということで、今おっしゃったわけですけど、いわゆる魚を加工するということですよ、付加価値をつけるというのは。わかりますか。

○成原水産政策課長 付加価値については、さまざまに方法論があると思います。

鮮魚でもそのニーズにぴったりと合った販路に売ることによって、通常の市場価格よりも高

くできる。それから、活魚についても同じようなことが言えるでしょう。

さらに、加工についても、加工という形で今まで原料供給だけにとどまっていた部分を業者サイドがやることによって、付加価値をとることができるんだらうというふうに考えていますんで、さまざまな方法が、私はあると考えております。

○高橋委員 おっしゃったことは、よくわかります。私も質問しましたが、魚の場合には、売り方によると制限がありますよね。だから、いろいろとこう農産物と違って小回りもなかなかききにくいし、衛生管理等のいろいろな絡みもあって、その辺をしっかりとフォローしてあげないとなかなか、確におっしゃるように、鮮魚も付加価値をつけることによって、消費者にしっかりと売り込めることができるわけで、いろいろと工夫していただいて、漁業者の所得が上がるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に、35ページ、儲かる漁業転換促進事業で、当たり前のことをお聞きするんですけど、36ページのこのフロー図、促進事業のところ見て、今までもやってきてらっしゃることだと私は思ったんです、経営改善の指導をやったりですね。

だから、今までの率直な反省のもとに、今回こういう手法をまた加えたとか、そこ辺の違いというのが特徴あれば、いま一度教えてください。

○成原水産政策課長 委員のおっしゃるとおり、儲かるモデルづくりですね、上のほうのその仕組みの活用については、従来から国の事業及び県単事業を活用して、新しい創業モデルをつくってきたというところでございますが、やはりモデルをつくるに当たっては、その限定的な漁業

者にならざるを得ないと。例えば、カツオでも数パターンの取り組みに終わる、限定的にならざるを得ないというところがございます。

私ども課題として考えていたのが、いかに多くの漁業者に、そのモデルを普及するかというポイントでございまして、儲かる漁業モデルづくりにおいては、しっかりとした体制の中で普及方針という形で、情報を広く漁業者の方に提供するということが新たに加わっております。

そして、その先に、具体的にモデルをつくる漁業者ではない普通の一般の漁業者に、そのモデルを普及するために経営改善の指導、それから認定を受ける形によって金融の有利なメリットを提供して、モデルの普及を促進していこうということで、さらにフローの右端に書いてありますように、それだけではなくて、その後の進捗状況、経営改善のモニタリングをずっと続けていくことによって、着実に儲かる漁業にしていこうというような取り組みでございまして、従来の取り組みを補強して広く一般に普及することがポイントでございます。

○高橋委員 農業もそうなんでしょうけど、漁業も、いわゆる儲かる人にしっかりとつくっていただいて、その人がお手本になって情報をしっかりと発信していただければ、周りの方々もそこに見習って経営改善されていくでしょうから、よろしくおっしゃりたいと思います。

最後になりますけど、漁村振興課の332ページ、漁業生産担い手育成事業費というところで447万7,000円計上されていますが、漁業の場合にはされなかったなと思って説明聞いてたんですけど、今回、林業のほうも緑の青年就業準備支援事業ということで給付金を準備されました。漁業もこういったところの取り組みがあつてよかつたんじゃないかなと思って、改めて聞きま

すが、どうでしょうか。

○**神田漁村振興課長** 漁業の場合は、国のほうから全国漁業後継者育成確保センターという別な組織に事業が行きまして、それが直接漁業就業者に来るとい、林業とか農業の場合は県に1回そういう予算が来るとい形になってますが、水産の場合は直接県に来ないもんですから。で、先ほど申しました、いわゆる国の制度と連携しながら、この予算で確保していくという形で考えているところでございます。

地元の漁業者に関しましては、申請とか、そういう就業者の手続なんかですか、この給付金を受けるための手続用のアドバイスは、私どもも関知していくというような形を考えております。

○**高橋委員** わかりました。漁業の場合にも、就業するためのそういう資金の援助というのがあるということで、林業の場合には月額12万5,000円、今度給付するんですよ、10人らしいですけど。

今じゃなくてもいいですけど、また後ほど、もう少し具体的に月額とか、あと期限とか、いろいろ人数とか、枠とかあると思うんですよ、そういったところを教えてください。

○**神田漁村振興課長** 漁業の場合は、国の要綱上、いわゆる漁業学校と言われる、宮崎県でいえば高等水産研修所の研修生が大体対象となります。金額では、年額150万円の2カ年という形で、そういう仕組みになってございます。

○**高橋委員** 人数には枠はないんですね、制限とか。

○**神田漁村振興課長** 人数には制限はございませんが、要は漁業学校というところに所属する、ないし、それに準じたところで研修を受ける者という制限はございます。

○**高橋委員** 知らなかったものですから細々聞きますが、漁業学校ってどこにあるんですか。

○**神田漁村振興課長** 漁業学校、国のほうでそういう話をするんですけども、宮崎の場合は高等水産研修所。と、あとはほかにそういうところが似たところというのは北海道とか静岡とか。そういうところにあります高等水産研修所と似たような施設と考えていただければと思います。

○**高橋委員** はい、わかりました。

○**前屋敷委員** 予算説明資料の325ページで、一番下です、漁業経営安定化対策資金4億5,000万円、これは毎年予算化をされておりますが、燃油の高騰などに対応するということで低利で貸し付けるということですが、活用の状況などはどんなでしょうか。やはり燃油高騰は漁業者の皆さん方には経営上、非常に響いているということなので、どういう役割が果たしているのかという状況を。

○**成原水産政策課長** ことしのセーフティネットの加入状況でございますが、最初、年度初めには501経営体が加入をしておりました。それを、国の対策も7月に打たれまして、我々と連合会が一緒になって加入促進をかけましたところ、結果として572に最終的にはふえてございます。

現在の補填の状況でございますけども、補填額全体として5億7,100万程度の補填金が支払われております。

ただし、本県の場合は、半分を漁業者が負担をしておりますし、そのお金をこの事業でお貸しをしておりますので、実質的な受取額はこの半分ということになると思います。そんな状況でございます。

○**前屋敷委員** 返済については、これはどんなぐあいなんですか。

○成原水産政策課長 国の補填金が支払われた都度、その半分をお返しいただくような形になっております。

○前屋敷委員 その補填金から支払っていくという形なんですね。今後の見込みあたりはどんなですか。燃油の高騰状況などにもいろいろよるでしょうけれども、もっとふえるという可能性がありますか、加入状況も含めて。

○成原水産政策課長 かなり我々も加入促進の活動を一生懸命してきましたけれども、やはり、ごく沿岸の業者の方々は燃油使用料がさほど大きくないということもあって、これ以上大幅な加入増というのは、現在のところ見込めないのではないかなというふうに考えております。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

それと、漁村振興課で332ページの先ほど来お話が出ていました高等水産研修所の運営についてですが、予算で見ると、昨年度の倍ぐらいの運営事業費の予算なんですけど、この中身について。

○神田漁村振興課長 運営事業費につきましては、来年は大体2,500万ぐらいなんですけども、26年度につきましては、ここの高等水産研修所が平成の9年ぐらいに設置というか、家屋を新しくしましたんで、こういう老朽化に伴いまして改修を予定してございます。その分が増額という形になってございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

それと、334ページの一番上の枠ですが、説明のところの4番の海岸漂着物地域対策推進事業で700万ですけれども、これは新たな予算化になっているんですけど、この事業が特定して使われる予算なのか、県内全体を対象にして予算化されたものなのか、その辺のところを教えてください。

○神田漁村振興課長 これは、25年度の国の補正の中で環境省が出された事業があったんですけども、それが、いわゆる海岸漂着物地域対策推進事業というのがございます。それが宮崎県に入ってきてまして、一応基金ができて、これで宮崎県、いわゆる漁港海岸に関しまして、いろんな漂着物があった場合のその回収というための事業費でございます。

○前屋敷委員 これは、国の25年度補正を新年度の予算で位置づけたという形のものなんですか。

○神田漁村振興課長 昨年も25年度補正で一応組まさせていただいたんですけども、今回はまた、25年度当初はなかったんですけど、25年度補正で県のほうでも400万組まさせていただいたものでございまして、26年度はまた700万お願いしているところでございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

○神田漁村振興課長 25年6月補正でお願いした分でございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。とりあえず、以上です。

○岩下委員 325ページのほうで、地域漁業経営改革対策費ですか、1番で漁業経営安定対策資金というのが出ておりますけども、大体これをもう一度ちょっと詳しく、対象者とか、どういった方々に出ているのかというのをちょっと聞かせてください。

○成原水産政策課長 これは国の燃油対策でございまして、ある一定の水準を上回った場合に、その補填金が支払われるという制度があります。これが漁業経営セーフティーネット構築事業という国の事業があるということなんですけど、国が1、漁業者が1拠出をしてお金をためておいて、燃油が上がったときに、そこから補填金が

支払われるというような仕組みになっておりません。ですから、全ての漁業者の方々が対象になる事業でございます。

当初、漁業者側の負担があるものですから、加入がなかなか進まなかったという課題を抱えておりましたので、信漁連と連携をしまして無利子の融資貸し付けで漁業者負担のほうをさせていただこうということで、貸付事業を行ってきたというのが、この事業でございます。

その結果としては、先ほども申し上げましたが、かなりの方々が、特にカツオ、マグロという燃油を多量に消費する漁業の方々がほとんど入っておられるような状況まで至っているということでございます。

○岩下委員 実は、私も疑問に思っているんですが、水産業だっていうふうに、職業って見れば漁業従事者っていうふうに見ると思うんですが、陸地に海水を揚げて、それで流しながらヒラメとかカワハギなんかを養殖しているんですよ。その業種は水産業でいいんですか、職業は何になるんですか。

私なんか、これ当然漁業者だと思うんですけどね、水産業だと思うんですけども、当初、「いや、それは、そんな職業は入ってないんじゃないか」というのが聞かれたものですから、ちょっと聞かせてください。

○成原水産政策課長 一般論としての職業という観点では、なかなか私も答えられないので、いわゆる漁業制度の面から見たときという解釈なんですけれども、漁業法においては、漁業を営む者、漁業に従事する者、これは漁業者であるというふうに規定をされております。今の業態、委員の御説明の内容であれば、魚の養殖業、魚類養殖業に従事するか、または経営をする者に該当をするのではないかと思います。

○岩下委員 ですから、結局、漁協には所属されているんですよ。ところが、近代化資金とか運営資金とか、そういったのを借り入れをしたいというときには、なかなか難しいという話があって、それで、いろいろ交渉していく中で、じゃ、ぜひお願いしたい、借り入れをしたいというときに、漁協によって——うちのほう漁協ですけども、「今まで借り入れがないから融資はできません」と、そういうような条件で言われているということですから、また、ちょっとこれには該当しないかもしれませんが、そういったことってあるんですか。

○成原水産政策課長 なかなか個別的な状況というのにお答えするのは不適切かなと思いますので、一般論としてお答えをすれば、いわゆる漁協への貯金、まず、そういう口座開設とか貯金というものが原則にはなるんだろうと思います。

そして、あとは経営状況、必要とする事業計画に適切な資産等があるかどうか、経営審査、いわゆる融資の際に行われる経営審査などで通らないか通るかというような関門があるかと思いますが、一般論としては、その程度かなというふうに思います。

○岩下委員 また、個別に聞かせていただきます、済みません。

○緒嶋委員 326ページ、内水面振興センターですけども、これは養鰻業やらの振興のためという、これは事項では取り締まり監督ということだが、内水面の密漁を取り締まるために内水面振興センターはできたわけですか。私は養鰻業の振興のためにできたと思うのだが、取り締まりのためにできたのかどうか、この事項そのものがどうか、ちょっとおかしいんじゃないかと思って。

○成原水産政策課長 委員御指摘のとおり、平成6年設立をされたというところで、目的としては、やはりその当時の養鰻業の非常に厳しい状況が背景にあって、密漁だとか、外国への密輸出ですね。これで、シラスウナギの産地であるにもかかわらず高いシラスウナギしかないという状況にあったため、適切な採捕団体が必要だということで、採捕供給する団体の機能として、主に内水面振興センターが設立をされたわけですが、同時に、課題であった密輸出とか不正規流通、それから密漁、こういったものも抑止しようという考え方が当時ありまして、採捕することは、すなわちそこには従来は暴力団等が介在する密漁の網が仕掛けられていた場所ですし、採捕する行為によっても、排除することが効果としては望めるということと、その翌年に施行されましたウナギ稚魚の取り扱いに関する条例についても、いわゆる反社会的な者を取り扱いに介在させないという趣旨で犯罪防止を目的としておりますので、そのような全てが犯罪防止あるいは密漁の抑止に効果を目的として行われたということであって、内水面振興センターのそのような機能を評価して取締監督費の中で、その機能について支援をしているということでございます。

○緒嶋委員 費目、内水面の養鰻業の人は、取り締まりのために自分たちのところのできたのかというようなイメージもあるけど、これはちょっと、もっと工夫せんとおかしいじゃないかと。だから、私は、密漁あったから、密漁防止体制強化事業と、これは密漁を中心にやるわけじゃけ。それと、内水面の振興をはっきり分けんと、ごっちゃにしたような形で取締監督費のような中で振興を図っておりますというのは、養鰻業者の人からとれば、ちょっと理解に苦し

むんじゃないかと思うんですけどね。はっきり、これは分けたほうが、内水面の今の経営状況はどうなっているんですか。これ2億円の融資があるわけですが。

○日向寺漁業・資源管理室長 センターの経営状況でございますけれども、過去4年不漁が続きまして、昨年、一旦赤字には陥っているんですけども、今年度は、また1億円を超える収入を確保されておりまして、また、正味財産の方も黒字になる予定になっております。

○緒嶋委員 これは、取り締まりは当然、これは警察犬みたいな考えもあるわけですよ、一つの法的な取り締まりでくるわけですから。その内水面のシラスを売買したことの利益によって、取り締まりをするというような理屈そのものが本当にいいのかどうかという、私は懸念もあると思うんですけどね。だから、はっきり分けて本当の振興のためなら振興のため、だから、その収益があったので、本当に養鰻業の振興のために使うのならいいけど、この密漁防止強化とかにその金が流れておるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○山下委員長 今、次長もきょうはお見えですけど、今、質問が出ました、いわゆる取り締まりのほうと振興センターとそのすみ分け、そのことで何か意見があったらちょっとお聞かせを、まずお願いします。

○那須農政水産部次長(水産担当) 緒嶋委員からの御質問ですけども、平成6年当時の状況というのは、委員もよく御存じのように、非常に暴力団が介在して大変な状況でございました。その中で、要はそういった密漁を取り締まるっていうんですか、そういう反社会的な勢力に対して、しっかりした毅然とした対応を示すということが養鰻の振興とも全く表裏一緒でござい

ました。

ですから、今言われるように、密漁防止と振興というのは分けないかんとのことですけれども、現実に分けております。内水面振興センターの運営に関しまして、シラスをとって、それを養鰻業者に対して分配するなり販売していくということについては、それはそのシラスの経費の中からやっていくと。その中で、船を出していく。

しかし、そこにおいて、実際にセンターの船がおるとということ自体が、要するに悪い連中に入れば、そこに行けないわけですから、そういった意味とか、密漁、例えば民間の人間ですから、そういう人たちが取り締まりの業務をできるわけじゃないんですね。

ですから、あくまでも密漁のそういった監視とかいうところの補助的業務を手伝っていただけると。その部分について、県としては、本来県がすべきところについては、委託をお願いすることですので、そこところは予算上もきっちり分けてやって業務をしておるつもりでございます。

○緒嶋委員 それなら、漁業取締監督費というような名目だけでいいのかどうかというのを、その内容が、その事項の中でやっておると、その分け方が、逆に言えば内水面の関係で売買して、養鰻業者の人は我々が買い入れた中で取り締まりをしておるんじゃないというような理解にもなるわけね、これ内水面の取り締まる監督って書いてあるわけだから。その中の一部であるわけだから、これもうちちょっと、やっぱり何かもうちょっと知恵はないのかなという気がせんでもないわけですよ。

当然、取り締まりはぴしゃっとやらないかんわけですから、それを、この取締監督費の中で

内水面振興もやっておりますということは、監督費の中でやるという理屈が私はどうかちょっと理解できんとですが。

○成原水産政策課長 9月の議会のときにも常任委員会のほうから御意見をいただいておりますので、いろいろと検討しないといかんということでございます。

養鰻業者の方々の御意見については、私ども聞いておりますけれども、内水面振興センターが果たす採捕供給機能のみならず、やはり違法な不正技術だとか密漁というのを防止する根拠、要するに中核として大事だということで意見をいただいておりますので、そういう養鰻業者から御批判をいただくという点については、御心配はないのかなというふうに感じておるところでございます。引き続き検討させていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 やっておられることはいいことじゃけど、この取締監督費という費目の中で、これを扱うのが予算書の中でいかなものかと。それは、内水面の人だけ、内容がここまでわからんわけです。それをわかっている人はおらんと思いますよ。

だから、そこ辺を考えた場合に、これでいいのかなという思いが、たとえもしやっておられる方は、佐藤力男さんが来てからやったけども、もう大分、これは我々もけんけんがくがくやったわけですよ。絶対もうかるし、県が持ち出すことはないと言われとったわけですよ。今は逆なわけですよ。県が持ち出さなきゃやれんわけですから。そういうことを含めると、過去の最初のスタートのときと全然違うわけですよ。そこ辺が私たちはわかっておるので、そういう一面も言うわけです。

いいですか、次。

次は、331ページの河川放流委託事業、今は、河川放流委託した魚を鳥が大変食べて、その鳥のために放流しとるんじゃないかなというふうに言われる面があるわけですが、そのあたりの情報はありますか。

○神田漁村振興課長 全国的にカワウあたりの問題も出ておりますし、井堰あたりではシラサギがついばんでいるという形になってございます。

ただ、そういうお話は何うんですけども、具体的に一回放流してしまうと、もう誰のものでもないという話、それでも資源をそれなりに確保していくという立場からは、これを継続して放流は続けなければならないと考えているところでございます。

このカワウあたりにつきましては、内水面漁連あたり、いわゆる国のほうからの補助金とかを使いながら、現状の調査とかは実施しているところでございます。

例えば、そういう被害がどれだけあるかというのは、やはり現場の内水面の漁協の方々から、どれだけあるというある程度のデータをいただかないと、対策もとりにづらいというところはございますけど、話は十分伺って内水面漁連あたりと対処は考えているところでございます。

○緒嶋委員 誰のものでもないと言われるのは、生態系を守って、鳥の生態系も守らないかということ、地球的に考えればそのとおりだと思うんですけど、かなり被害が多いということで、やっぱり、アユなんかの被害が相当出てるんじゃないかということを知っていますので、これは正確にはなかなかかわからんと思いますけど、そういうことがあるということだけは頭に入れておいてほしいというふうに思います。

それから、334ページ、水産基盤の漁港整備費

ですが、今度はまた厄介というか、レベル1津波というのも出てきたわけですね。そういうことも想定しながら、漁港の整備を、これはやるスタートになるわけですか、このあたりはどうですか。

○木下漁港整備対策監 昨年度にレベル1の津波の発表がありまして、主な漁港の津波に対する影響ということで、現在、防波堤等の安定性の検証を行っているところでございます。

この検証結果をもとに、今後は津波に耐える防波堤等の整備を進めていくということになっていこうかというふうに考えております。

○緒嶋委員 当面、それでは、今度の予算のでは、そこまで津波までは想定した整備ではないということですか。

○木下漁港整備対策監 ここの335ページに書いてあります3番目の漁港施設機能強化事業、この中で川南漁港ほか6港というふうに書いてありますが、この7つの漁港において検証及び詳細の検討を行った結果、必要に応じて事業を着手していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それから、レベル1とは関係なしにやるのか、レベル1も加味しながらやるのか、どっちかということを知っておるんです。

○木下漁港整備対策監 3番の機能強化については、レベル1を加味した施工をやっていくということでございます。

○緒嶋委員 やはり、当然そういうものを想定しながら、またやり直すというようなことではどうにもなりませんので、有効な予算執行ということで頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○蓬原委員 331ページの先ほどの河川のことなんですけど、内水面漁業振興となっておりますが、今、

内水面で漁業として何かやっておられる方というのは、養殖場はわかりますけど、河川でのはやなアユですかね、どの程度の漁業者というのがいらっしゃるんですか。

○**神田漁村振興課長** 済みません、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○**山下委員長** 時間がかかれば、ほかの質疑をして。その間のところ質疑をどうぞ。つなぎで。

○**横田委員** 済みません、1点だけお聞きします。

325ページのキャビア産地づくりですけど、非常に好調な出足で将来が楽しみだなど思ってるんですけど、当然、チョウザメはキャビアとか魚肉だけじゃなくて、うろこを加工した装飾品とか、コラーゲンを利用した化粧品とか、全てを利用するような方向に持っていかないと厳しいんじゃないかなと思うんですけど、そういった加工の新商品とかの開発の状況を教えてください。

○**山田水産試験場長** 水産試験場のほうでコラーゲンの研究については、現在取り組んでおります。今、コラーゲンについては、シイラの海産魚を主にやってるんですけども、その中で、今回チョウザメについての利用確保の可能性についてちょっと今、検討しているところで、海産魚とはちょっと違うコラーゲン抽出の仕方をやらないといけないというのがわかっておりますので、現在、試験場のほうで、その最適な抽出の仕方の研究を今取り組んでいるところでございます。

○**横田委員** 手応えとございますか、それは、どんなふう感じておられますか。

○**山田水産試験場長** 担当のほうに聞いてみますと、ある程度めどはついてるようには聞いております。

○**横田委員** はい、わかりました。ぜひ、100億円目指して頑張ってくださいと思います。非常に期待をしておりますので、よろしくお願い致します。

○**神田漁村振興課長** 先ほどの内水面関係の漁業者の数というお話だったんですけども、いわゆる海面ほどきっちりとはできていないんですが、内水面の河川漁業協同組合が現在40ございまして、その正組合員が8,600名という形、いわゆる海面の漁業者みたいに専業という形ではないという状況でございます。

○**蓬原委員** 参考までに聞いたんですけど、恐らく業として、それで何か生計を立てるとか、生計の生活のなりわいの一部と収入の一部だったりとかは、ほとんどないでしょうね、きっとね。

だから、そうすると、この漁業振興対策費の主たるところの狙いというのは、例えば環境管理課で河川浄化対策費という項目があって、そこは生活排水をちゃんと監視して、例えば合併処理浄化槽を進めるとか、そういうことで水質をよくすることに頑張っておられるわけですよね。そういうこと等々をトータル的に考えると、この場合は、2番にもあるように、生態系保全活動推進事業、だから、今、川の水生生物というのは、かなり昔からすると減っていると思うんですけど、それが生活排水に由来するものなのか、ほかに原因があるものなのかわかりませんが、そういうものを生態を維持していこうということのほうに、この項目はウエートが置かれていることになるんじゃないかなと思いますけど、そこはどうですか。

だから、業としての、さっきの海みたいにそこで栽培漁業するとか、放流するとかいうことで、漁業者の漁獲量をふやすとか、そういう

うことではなくて、これは、ちょっとそういう意味ではもう、今の現在においては、ちょっと趣旨が変わってきてるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどうですか。

○**神田漁村振興課長** 海に比べて、やはり生態系保全というような考え方が強うございます。

実際、内水面の漁業組合の方々に、例えば内水面いわゆる親水性とか、そういうのがございます。そういう中で、例えば川の掃除とか、そういうのをやっていただいたり、あとは外来魚の問題がありまして、大規模ではないんですけども外来魚の駆除とか、そういうところ。あとは、大規模ではないんですけども、井堰なんかがあるところに魚道があるんですけど、魚道を改修しなければならず、すごく金がかかるんですけど、ちょっと手を加えるだけで、ほんの20~30万手を加えるだけで、アユの遡上ができるとか、そういうものの、いわゆる生態系の保全のほうで今この事業をやってございます。

ちなみに、この2番の1億4,000万のうちの1億3,000万は、KHV病の対策の費用となっております。コイヘルペスです。今申し上げました2番の内水面生態系、これの1億4,000万のうちの約1億3,000万につきましては、KHV——コイヘルペスウイルス病の発生の対策費になってございます。

○**蓬原委員** だから、そのコイのことも聞きたかったんですよ。放流の中に、最近では川、親水いわゆる川に親しむという意味で趣味の釣りとか、いろんな方がいらっしゃるんですけど、最近、「コイの放流はないんですか」という、そういう方々から声もあったもんですから、ヘルペスのことからすれば、今もコイは放流されてないということですかね。

○**日向寺漁業・資源管理室長** コイの関係です

けれども、今、内水面のほうに第5種共同漁業権というのがございまして、その漁業権者につきましては、河川は海と違いまして再生産率が非常に低いわけでございますので、そういった意味からは、採捕した分につきましては、放流を行っていただくということになっておりますけれども、コイにつきましては、今確かにコイヘルペス病とかがございますので、コイの放流ではなくて産卵場の造成とか、そういったところで書いているところでございます。

○**蓬原委員** その1億4,000万、コイヘルペス対策というのは、どういう使い方をされるんですか。

○**神田漁村振興課長** これにつきましては、特に養殖場なんですけども、コイヘルペス病が発生したときに回収したり、いわゆる一部補償するためのものがございます、これ10分の10、日本水産資源保護協会から出るというような状況です。

○**蓬原委員** ということは、ヘルペスが発生しなければ、これは執行残額としてかなり残るということですよ。

○**神田漁村振興課長** そのとおりでございます。最近発生していませんので、最後には不用額という形でさせていただいております。

○**蓬原委員** 環境森林部でも話したんですけど、昔からするとかなり川の水生生物、魚なんかが減っていることは間違いないと思うんです。水産の専門家の部ですよ。だから、海については、そういうことでいろんな藻場の造成とかやっておられて、魚がまたふえるようなことやっていただけるんですけど、この川についても、環境は環境のほうで水をきれいにするとか、やっておられるんですけど、何か川の水生生息物、そういうものをもう一回ふやすと、昔のようないい

環境をつくってできる、何かそういうことにも力を注げないのかなと思ってるんです。

環境でもお話したんですけど、もうお亡くなりになりましたが、宮大の赤崎という教授がおられて、その方の話をずっと前、昔聞いたんですが、「なぜ、今魚が減ったかというのは、水質の汚濁もあるけれども、沈み石といって昔はこの石がいっぱいあって、そこに水が流れると。魚はその中に潜って卵を産みつけていたと。それが山からの土砂の流出等によって埋まってしまって、卵を産むところがなくなった」というお話で、実は、環境森林部は、河川の環境をやりながら、実際の原因は、一次原因は自分たちの山じゃないかという皮肉な話もしたんですけど、だから、そういうところで、何か、専門家、水産試験場まであるわけだから、川のほうにもちょっと目を向けていただいて、川の生態系をまた復活させる、そういうことへの試験研究というか。

コイについてもさっきありましたね、卵を産む環境のところをつくるんだとありましたけど、ほかのいろんなウグイだとか、ハエだとか、ドジョウだとか、エビだとかいるわけです。昔いた魚が確かになくなっていますので、やっぱり、この川を昔の自然の状態に戻していくことは、トータル的にやるべきことだろうし、必要なことだと思いますから、何かこう水産の専門家の皆さんが、今度はちょっと川のほうに目を向けていただいて、どげんですか、課長、そのあたりは。

○那須農政水産部次長（水産担当） 非常にありがたいことだと思っております。

海面と内水面といった場合に、ちょっと視点が違って来るんですけども、ただ、今言われましたように、環境サイドから川を豊かにしてい

くのか、私たちは魚屋ですので、魚の視点から見て、水の中から豊かな川を、内水面をつくっていかないかんと思っております。

また、それは私たちだけができるわけではなくて、今言いましたように、やっぱり山林もしっかり管理していただいて、また、河川のその環境で汚水等のあれもしっかりしていかないかん。

しかし、最終的には、本当に小さな魚を追いかけたような川を守っていくというのは、みんなやっていかないかん。しかし、魚の視点で見るのは私たちだと思っておりますので、そういったことで、それをトータル的にやっていきたいと思っております。

○山田水産試験場長 今、委員の御指摘のとおり、河川につきましても、水産試験場としても、やっぱり大事な位置づけだというふうに認識しております。

特に、内水面につきましては、小林分場のほうで特に研究をやっておるんですけども、こちらのほうでは、平成14年度から定期的に河川を決めまして、その河川における生態について調査しております。

その時点での生態の状況を把握しておきませんと、その後に調査しても、どのように変化したというのはわかりませんので、そういうような調査を引き続き今やっているところでございます。この事業につきましても、今後も引き続きやりながら、以前の生態の状況がどのように変わったかというのを把握していきたいと思っております。

また、先ほどコイのほうで産卵場の造成についての研究をやっていると言ってましたけれども、当試験場でもヤマメとかの産卵場についての研究についてもあわせてやっております。

以上でございます。

○蓬原委員 できたら、ほかのウグイだとか、ドジョウだとか、ナマズだとか、ウナギだとか、いろいろ昔いましたけど、そういうものもここにに入れていただくとありがたいんで、よろしく願いしておきたいと思います。

一つだけしゃべっておきますけど、サワガニがいましたよね、あれ一時商売にしていた人がいたんですね。京都に行くと、これが京都で、もうずっと前の話ですけど、1匹が500円するんだという話で、足とかもげたらだめなんだそうですね。そのままどばっと油で揚げて、何か料理の端っこに置くと。赤くてかっこいいもんですから、それをとる業者さんがいたんですね。大体、高知と宮崎が得意だったと言われてますけど、杉の葉をとってきて、杉の葉に鶏の内臓をつけて置いておくと、そこにカニがいっぱい来て、それをコンクリートでつくった、何ていうんでしょうか、水をちょっと入れて、それを一時保管するところがつくってあって、それをパックに杉の葉っぱをぬらしてカニを何匹か詰めてパックで送るといふ、そういうこともあったんですけど、このサワガニなんかもほとんど今いなくなって、もしかすると、将来はこれも商売になるんじゃないかなと思うんですけど。

そういうことで、それは蛇足だったにしても、ぜひ生態系の復元というようなことにも、水産の専門家の皆様方ですから目を向けていただいて、そういう産卵場の造成みたいなことをやっていただくと、単なる経済としての魚じゃなくて、そういう環境保全という意味にも目を向けていただくと、またありがたいかなというふうに思います。よろしく願いを申し上げておきたいと思います。

○山下委員長 答弁いいですか。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上で水産政策課と漁村振興課の審査を終了をいたします。

引き続き、長らくお待たせいたしましたけども、農政の畜産のほうに入りたいと思いますが、次に、畜産振興課、家畜防疫対策課の議案の審査を行います。

畜産振興課から順次説明を求めます。

○押川畜産振興課長 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料337ページをお開きください。

畜産振興課の平成26年度当初予算は、一般会計で28億7,023万6,000円をお願いしております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

340ページをごらんください。

下から2番目の(事項)肉用牛改良対策費の説明の欄の3、新規事業「全国和牛能力共進会(3連覇)対策事業、その下の(事項)肉用牛生産対策費の次のページになります、一番上になります、3の新規事業「地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業」さらに、その下から2番目、(事項)養豚振興対策費の2の新規事業「“宮崎の養豚”人材育成強化対策事業」につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで御説明いたします。

それでは、この341ページの中ほど、(事項)酪農振興対策費の4の改善事業「高収益型酪農経営支援体制整備事業」959万5,000円でございます。この事業につきましては、乳牛、父牛の牛群検定成績を有効活用し、その繁殖改善や疾病対策、暑熱対策等の生産性向上に向けた取り組みを支援しますとともに、乳用牛の育成部門の外部化の促進や、酪農ヘルパー要員の資質向上により酪農経営の効率化を支援するもの

でございます。

次に、342ページをお開きください。

下から2番目の(事項)畜産物価格安定対策事業費の2の改善事業「鶏卵価格安定特別対策事業」2,085万円でございます。この事業は、鶏卵の価格低落時に価格差補填を行います国の制度でございます鶏卵生産者経営安定対策事業の生産者積立金の一部助成を行いますとともに、価格暴落時の効果的な生産調整を進めるための支援を行うものでございます。

それでは、26年度の新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料のほうの41ページをお開きください。

全国和牛能力共進会(3連覇)対策事業についてでございます。まず、右側のページの図をごらんください。次回の第11回全国和牛能力共進会は、震災からの復興で全国から注目され、また、関東への出荷が盛んな東北地方の中核都市でございます仙台市で開催されますことから、一般消費者はもとより、関東の食肉バイヤーからも注目される大会でございます。本県が、ここで3連覇を達成するという事は、宮崎牛の日本一ブランドを確固たるものにするとともに、本県畜産業の安定的な発展を推進するためにも大変重要なことであると考えてございます。

しかしながら、その下のほうにありますように、今回出品する牛の父牛、その種雄牛については年齢制限のある出品区分がございます。そのため、本県では口蹄疫以降に造成された、その産肉能力成績がまだ十分に判明していない若い種雄牛のみの対象となる区がございますことから、この出品牛の選考は、前回の長崎大会以上に、他県よりも不利な条件となっております。このため、生産者や関係団体が一丸となっ

たオールみやざきでの出品対策を強力に押し進める必要がございます。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございます。(1)予算額が1,509万3,000円、財源としてみやざき成長産業育成加速化基金、事業期間は26年から29年の4カ年を予定してございます。事業主体は県及び第11回全共宮崎県推進協議会でございます。

(5)の事業内容でございます。①の出品対策事業といたしまして、人工授精や受精卵移植技術を活用しました指定交配の推進、さらに、その指定交配の対象となります雌牛の調査を行ってまいります。

また、②DNA情報を活用した育種改良定着化対策事業では、これまでの優秀な種雄牛の能力を受け継ぐ、新たな種雄牛の選抜をより効率よく進め、あわせて出品牛のレベル向上を図ることとしております。

次に、43ページをお開きください。

地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますように、肉用牛の繁殖経営は、担い手の高齢化による離農が進み、子牛競りに出荷される子牛が減少していることから、現在、子牛市場価格が大変高くなっております。

このため、右側のポンチ絵にございますように、本事業といたしましては、JAや地域の営農集団が増頭計画を立て、その目標を達成するために繁殖センター等が行います増頭について、導入に対しまして支援を行い、既存事業の活用による牛舎整備等とあわせて、地域での繁殖基盤の維持・強化を図るものでございます。

左のページ、2の事業概要に戻っていただきますと、(1)予算額が3,006万9,000円、財源は

国庫補助が2,000万円、口蹄疫復興対策基金が500万円、残額の506万9,000円が一般財源でございます。事業期間は26年から28年までの3年、事業主体は経済連、JA等となっております。

(5)の事業内容でございます。①の繁殖基盤機能強化対策事業といたしまして、先ほど申し上げました繁殖センターへの増頭に対する支援、また②といたしまして、離農牛舎等の有効活用推進事業としまして、離農により生じた空き牛舎の再利用に向けた支援を行ってまいります。

次に、45ページをお開きください。

1の事業の目的・背景でございますように、本県の基幹産業であります養豚の活性化をより図っていくためには、人材の育成・確保が重要でございます。技術員や生産農家を初め、養豚関係団体などを対象とした研修カリキュラムを構築しまして、飼養管理技術に関する実践的な研修を行うこととして、その研修の場としまして、養豚の飼養管理施設を宮崎大学農学部を整備するものでございます。

なお、施設整備後は、繁殖用雌豚を常時飼養することとなります。その日常の飼養管理につきましては、宮崎大学が行うこととなっております。

2の事業の概要にありますとおり、(1)予算額が2,734万2,000円、財源は宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金でございます。事業期間は26年の単年度、事業主体は国立大学法人宮崎大学でございます。

事業内容といたしましては、繁殖肥育豚舎1棟及び堆肥舎1棟の整備と作業用機械1台の導入を行うものでございます。結果、飼養規模といたしましては、常時70頭程度を飼うこととなります。

続きましては、最後に、債務負担行為について御説明申し上げます。

同じ資料の4ページをお開きください。

一番下の畜産振興課の欄でございます。

1つ目が、平成26年度に、金融機関が宮崎県農業振興公社に事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償、2つ目は、平成26年度におきます畜産特別資金融通助成事業の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

畜産振興課は、以上でございます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の345ページをお開きください。

家畜防疫対策課の平成26年度当初予算は、一般会計で9億3,052万9,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

347ページをお願いします。

上から5行目の(事項)家畜防疫対策費の4、改善事業「家畜防疫体制強化対策事業」の2,837万7,000円につきましては、県内全ての農場について、農家所在地や飼養頭数など農家データを的確に把握し、効率的な家畜防疫指導や迅速な防疫措置に資するための家畜防疫情報システムの管理、すなわちデータの追加や更新、補修等を行いますとともに、民間獣医師の農場巡回指導等への活用により、農場防疫体制の強化を図るものでございます。

次に、348ページをお開きください。

2つ目の(事項)口蹄疫復興対策事業費の3、口蹄疫埋却地再生活用対策事業につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

きます。

それでは、常任委員会資料の47ページをお開きください。

先日の補正予算常任委員会でも御説明をさせていただいたところですが、本事業は、2の事業概要の(5)事業内容にありますとおり、口蹄疫埋却地の石れき除去などを行う再生整備事業に加えまして、②、③にありますとおり、整備後の土壌分析等に基づく営農指導や地下水等に影響が出た場合に、上水道の整備等を行う埋却地環境保全対策事業に取り組むものでございます。

上の(1)に戻りますが、予算額は4億4,000万6,000円、財源は、国庫と宮崎県口蹄疫復興対策基金でお願いするものでございます。また、事業期間は、本年度から27年度までの3年間でございます。

また、3の事業効果にありますとおり、平成26年度は、全体の約3割に当たります28ヘクタールの整備を予定しており、土地所有者の意向を十分踏まえまして、円滑な整備を進めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは、以上でございます。

○山下委員長 議案に対する説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑に入っていきます。何かありませんか。

○横田委員 全共3連覇対策事業についてですけど、先ほど課長から説明がありましたように、今回の一番のネックは出品牛の父親が口蹄疫以降の新規種雄牛でないといけないということだったと思うんですけど、そういう中で、先日秀正実ですか、間接検定で全国歴代1位というすばらしい成績を出してくれました。私も写真を見ましたけど、よくあんな短い肥育期間であ

れだけの肉ができるものだなと正直驚いたんですけど、そういった種雄牛がどんどんできてきているということが非常に大きな3連覇に向けた弾みになるんじゃないかなと思いますけど、そういったことも含めての3連覇に向けての意気込みといいますか、ちょっとお聞かせください。

○押川畜産振興課長 ありがとうございます。先ほど委員のほうからありましたような新しい種雄牛についても大変いい成績、最初の義美福に続いていい成績ということで非常に明るいニュースでございます。

しかしながら、間接検定、御存じのとおり20カ月での肥育の成績でございますので、フィールドで30カ月齢ぐらいまで飼った後の成績というのは、まだまだ未知の部分が若干残ってございますので、この牛をつくるためには農家の方がこの新しい種雄牛の種をつけていただかなければ、数がとにかくとれないことには、全共というのは非常に厳しくなると思いますので、そういったところの支援をやりながら、まさに前回がそうでしたけども、生産者、関係団体、県、みんなが一緒になってやることで非常に力強い大会となることができましたので、今回、改めまして3連覇ということで、東京オリンピックのときに「世界一の和牛は宮崎だ」と言えますように頑張りたいと思いますので、御支援方よろしくお願いたします。

○横田委員 前回も口蹄疫直後の非常に厳しい中での大会の2連覇ということで、すごい力を発揮していただいたと思います。今回も絶対できると思いますので、頑張ってください。

○蓬原委員 342ページのミツバチなんですけど、予算は一応1万7,000円増額になっているようですけど、ニホンミツバチが最近減っている

ということが懸念されているやに聞いているんですけど、その辺のところはどうなんですか。

○押川畜産振興課長 ただいまお話のありましたようなこの事業につきまして、中身につきましては養蜂農協に委託をいたしまして、ミツバチの現状を分布状況等なり、蜜源の調査をしております。あわせまして、いわゆるニホンミツバチの分布等も新たな養蜂法定の改正で十分把握するということが必要となつてまいりましたので、その辺をやってございますが、確かに椎葉等々で従来からありましたニホンミツバチについては、かなり減ってございます。

これにつきましては、いろんな要因が言われておりますので、養蜂農家の方々と一緒になりまして、その辺の状況の把握なり原因を突きとめられるものでありましたら、突きとめながら、当然、ニホンミツバチに何らかの害があるということは、養蜂農家が飼われております精密度についても何か出てくるということになりますので、あわせまして、その辺の研究をしたいということのための基礎資料となります、分布状況等の調査事業ということでございます。

○蓬原委員 わかりました。よろしく願います。

○緒嶋委員 339ページ、新生！みやざき畜産バイオマス利活用対策事業費、これは、具体的にはどういうことになるわけですか。

○押川畜産振興課長 新生！みやざき畜産バイオマス利活用対策事業につきましては、大きくは、いわゆる適正処理、有効利用等を行うための助言・指導というものを行います事務費、もう一つは、従来堆肥等々が非常にうまく調整できずに、非常に公害問題等々なつてまして、むしろ足を引っ張るような状況になっておりましたけども、非常にいい資源でございます。これ

を、もうかる堆肥ということで生産することで、事例といたしまして、経費がかかっていたものが、逆に収入になってきたというような経営等もございますので、こういったニーズに合った堆肥をつくるということで、民間のコンサルタントに依頼いたしまして、具体的に農家に入っていくって、そういったものをつくる指導を行っているというのが一つでございます。

あともう一つにつきましては、養豚関係で、いわゆる臭気の低減ですとか、害虫発生防止等々やります資材につきまして、それぞれの農家が生産集団をつくることによりまして、そういった資材を導入するときに3分の1の補助ということで、3本立ての事業となっております。

○緒嶋委員 家畜の排せつ物を有効に利用して、また利活用というか、付加価値をつけて、それぞれ次の農業のために使うとかいうような感じになるわけですね。リサイクルみたいなもんですね。

○押川畜産振興課長 委員のおっしゃるとおりでございます。有効な資源ですので、大切に使用したいと思います。

○緒嶋委員 それと、341ページ、日本一ブローラー危機管理強化事業、そのブローラー危機管理と、これはネーミングから言ったら、大変危機管理ってどういうふう理解すればいいんですか。

○押川畜産振興課長 日本一ブローラー危機管理強化事業でございます。具体的には、高病原性鳥インフルエンザに対します対応ということでございまして、一つは、人からの伝播といえますか、人が入ることによって伝播しますので、人が鶏舎等に入る場合の防除といえますか、消毒等々をやる施設、簡単なものですが、そういう施設の援助、もう一つは、周辺の野生動物の

侵入によります場合も考えられますので、周辺からの野生動物の侵入をさせないような処理、そういったものに対する支援ということがございます。

○緒嶋委員 それと、この説明資料の中の地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業、これは当然必要なわけですが、それでも繁殖母牛というか、それが減少傾向にあるわけですね。特に、口蹄疫の発生地域なんかは6割ぐらいにしかならない、4割は減というような感じで、やっぱり宮崎県の和牛を考えた場合には、繁殖母牛をいかに確保するかということが一番大きな課題にもなるわけです。

そうした場合に、やはり農家が繁殖母牛をふやしやすいいシステムにしなけりゃいかんわけですね。それが、これを一つのシステムになろうとは思いますが、その対策というのは立てておられるわけですか。

○押川畜産振興課長 繁殖母牛の数が減っているということについては、大変生産者も農業団体も県も国も非常に危機感を持ってございます。

まず、この事業におきましては、農家数の減少はなかなかとめられないということで、農家にかわりまして地域で支えて繁殖母牛をつくっていかうと。

また、同じように繁殖母牛なりキャトルステーションなりの利用によりまして、農家の負担を少しでも軽減して、今いらっしゃる農家が少しでも増頭できるようにしようというようなことで、今回、この事業を立てておりますけれども、委員のおっしゃったように、この事業だけではなかなか改善できるものではございません。あわせて、繁殖牛の導入等々につきましては、国なり、国の団体の事業等ございます。国のほうも危機感感じておりまして、この辺の要件緩

和なり、金額を上げるといったこともやっただいておりますので、これを十分に活用することによって、先ほどの事業でありますハード部分、あとプラスそういった導入について、合わせ技でいろんな事業を駆使しながら、この繁殖基盤の強化に当たっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 畜産試験場、343ページから344ページですが、26年度で肉用牛、酪農それぞれ養豚、養鶏、試験費というのがあるわけですが、何か特に26年度で特異な試験があるのかどうか、このあたりはどうですか。

○岩崎畜産試験場長 畜産試験場でございます。

私は技術なくして本県畜産の振興はないというふうに考えておりまして、今現在、一番大きな問題につきましては、口蹄疫からの再生復興でございますので、例えば肉用牛におきましては、先ほどちょっと話題に出ておりましたけれども、口蹄疫により種雄牛のほとんどが殺処分されましたので、そこで畜産試験場としましては、遺伝子解析を活用しました育種改良に取り組みまして、サシ遺伝子や増大遺伝子、あるいは牛肉のうまみ成分でありますオレイン酸にかかる遺伝資源を活用しまして、種雄牛候補牛の選抜の一助としていただいております。

飼料関係でございますけれども、飼料につきましては、今、地球温暖化の関係もございまして、いわゆる亜熱帯系の飼料を導入しまして、例えばパフィアグラスとか、和製ネピアとか、そういうものを、いわゆる多種で生産できるものについて導入を図っているところでございます。

それから、乳牛につきましては、現在、国のほうで泌乳期間を通じて均一的な乳量が確保できる牛の改良が進んでおりまして、いわゆる分

娩直後に大体乳量はふえるんですけども、それが1年を通して均一的な乳量が確保できる牛が大分改良されておりまして、本県においても導入がされております。ただし、飼料給与の面で、それが確立されておりませんで、その給与方法の試験を行うこととしております。

それから、豚につきましてですが、豚につきましては、残念ながらハマユウポークが口蹄疫によって殺処分されましたので、現在は、国から払い下げを受けましたユメサクラを増殖しまして、それを県内に供給しているところでございます。

将来は、やはり宮崎のブランドというものもつくっていききたいということで、今、国内外を含めて優良な種豚の選定を行っているところでございます。

それから、宮崎地頭鶏（じとっこ）につきましては、もととなりますやつは、昭和60年に原種鶏導入されておりまして、約30年が経過しておりますので、近交退化ということで非常に懸念をされております。そういう意味で、新しい育種の改良ということも含めて、遺伝子解析も含めて、より味のよい宮崎地頭鶏について開発していきたいというふうに考えております。

それから、環境関係でございますけども、先ほどちょっと出ましたが、環境につきましては、悪臭の低減とか、それから規制がかなり厳しくなっておりますので、水質の関係の試験に取り組もうということで考えております。

以上でございます。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

防疫対策課、いろいろと豚の病気が出ておるわけですけども、これは今のところ状況としては沈静化というか、まだ一応は防疫の体制はとっておられるということですけども、その

あたりはどうか。

○西元家畜防疫対策課長 豚のPEDに関してでございます。

発生件数と申しますのは、3月3日以降、きょう資料をお配りさせていただいたところですが、きのう段階で確定を1件しております。

これまでの発生状況を見ますと、1月下旬から2月中旬というのがピークであったと思っております。それ以降、発生は散発的にするにはしますが、1月、2月のような発生の傾向ではないということで、沈静化の方向に向かっておるとは考えております。

○緒嶋委員 ぜひ沈静化しなきゃならんわけですので、頑張ってくださいと思いますが、347ページの家畜伝染病のこの3番、家畜防疫体制整備事業というのは、1億8,700万円か、これ内容はどういうことになるわけですか。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫体制整備事業でございます。

本県では、口蹄疫以降、防疫体制の強化というのを強力に推進してまいりました。その一つといたしまして、家畜伝染病の病性診断、例えば口蹄疫の疑いがあるとか、鳥インフルエンザの疑いがあるとかということで、家畜保健衛生所が出動をいたしますが、その場合に、万が一に備えて迅速な防疫措置が可能となるような防疫体制をあらかじめ整備しておくというものでございまして、例えば口蹄疫では、国に疑い事例がありまして、検体を国に送付する場合がございます。その国に送付するということは、非常に危険だということなんです。

それから鳥インフルエンザの場合は、簡易検査をまずやりまして、確定検査をその後いたします。その口蹄疫の国に検体を送付する場合、あるいは簡易検査で陽性が出た場合に、まずは

重機とか埋却地の準備をしたりとか、防疫の道具をまずそろえておくというようなところに対する予算というのがまず一つ。

それから、今度は発生が確定をいたします。その場合に、すぐに防疫措置がとれるように、防疫措置のための準備、あるいは消毒ポイントをすぐに設置しないといけないと。その設置するための措置といたしまして予算を計上しておるところでございます。

○緒嶋委員 この予算で、かなりそういう防疫予防体制というのは完備するわけですか。まだ、これでも足らんのかどうか。

○西元家畜防疫対策課長 病気の規模にもよるんですが、通常はこれで足りると思っております。これは、当面の初動防疫に対する予算措置といたしまして、当面1カ月間、消毒ポイントを設置するための費用というのが一番大きいわけですが、ここが約1億6,000万程度を考えておるところです。

○緒嶋委員 やはり、備えあれば憂いなしという言葉もあるわけですので、これ強化していただきたいと思うんですが、それとともに、やっぱり防疫体制を強化するために獣医師さんたちの体制が確立されてなきゃ、初動の動きから含めて問題だと思うんですけど、そのあたりの体制というのは、いろいろと家畜に関する獣医さんが、大動物に対する獣医さんが少ないと言われておるわけですが、そのあたりの体制は大分充実してきたわけですか。

○西元家畜防疫対策課長 獣医師と申しますと、まず県職員がおります。そして、県職員以外の民間の獣医師というのがおります。

現在は、口蹄疫のときに非常に獣医師確保というのは苦勞をいたしましたので、県職員の獣医師確保というのは進めております。

それから、もう到底県職員だけでは足りないというのもわかっておりまして、民間獣医師の中で、団体の獣医師ですね、共済の獣医師あたりとも協定を結びまして、もし発生をした場合には、すぐに獣医師を派遣してくれるような体制はとっております。

それに加えまして、宮崎大学ですとか、国に要望をすれば各県からすぐに、24時間以内に到着できるような体制というのも現在は整備されておるところです。

○緒嶋委員 獣医師は、当面——当面というところとあれですが、今のところ体制としては確保されておると。そういう病気が、発生が、この前の口蹄疫のときはそこあたりから問題だったわけですが、それは今のところ、この防疫体制としては、人の面での体制も整っておるといふに理解していいわけですね。

○西元家畜防疫対策課長 規模によって、どれくらい宮崎県内で確保していればいいのかというのは、なかなか計算では難しいんですけど、現在のところ、県で足りなければほかの団体なりで補充できるということで考えれば、体制は整っておると考えております。

○緒嶋委員 県で足りなければというのは、県は足らんわけですか。

○西元家畜防疫対策課長 県の職員で、全職員で行くというわけにもなかなかいきませんので、そこは派遣できる県職員の中から派遣できる人数というのは限られております。それで足りなければ……。

○山下委員長 いいですか。今、緒嶋委員が言っているのは、宮崎県は鶏、豚、牛、かなりな頭羽数がございますから、全国に比べて、宮崎県は口蹄疫も過去出て鳥インフルやら、充足しているのかと、やめる人たちやら補充関係やらですよ。

現状を見たときに、十分対応は外部に頼らない、やっぱし、県での対応というのは十分ですかということで、今さっきから言われておる。どうぞ。

○西元家畜防疫対策課長 県では、口蹄疫も踏まえまして、その後、現状で家畜防疫員として20名を増員という計画を立てております。

それは、県内の家畜の頭数あるいは件数からすると、各県を比較いたしますと宮崎県というのは最下位といたしますか、一番人数が足りないほうで1位というレッテルを張られておるわけですが、それからすると、まだ充足はしていないと。

○山下委員長 どれぐらい足りないわけですか。もうちょっとそこ辺を、データがあれば出してください。

○西元家畜防疫対策課長 平成25年、今年度から当面10年間で、52名の獣医師が定年でやめることになっております。

今後、そこを補充していかなければいけないわけですが、年間に、募集をする獣医師というのは、やめる人間プラス2名程度で人事当局のほうは考えてくださってます。不足する獣医師というのは、今のところはいません。今後、ただ、やめていく人数は多くなりますので、その分確保していかなければいけないということです。

○緒嶋委員 いずれにしても、まだ足りんということですね。余り足りんちゃ、はっきり言い切らんから、そう言うんでしょ。

○山下委員長 ことし退職する人たちに対して、10年分じゃなくてもいいんですよ。単年度、単年度で「ことしは充足してますか」と募集をかけて、募集に対して採用がどうだったのかなと。

○中田畜産新生推進局長 獣医師につきましては、口蹄疫のときに非常に少なく苦勞をしたわけですから。それで、農政水産部だけの問題ではもちろんありませんので、県として獣医師をやっぱり確保していかないかんということで、今考えております。

毎年毎年、その退職が出ますので、退職した分は当然補充した上で、今後10年間で一応20名増員していくという計画で、今、順次人事課と連携しながら、採用も必要なときに、年間何回もできるような形で人事課のほうもしていただいておりますので、我々としてはできるだけ早期に確保できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 まあ、そうだと思います。これはもう、どこでもやっぱり獣医師さんが不足しておると、人間のお医者さんでも不足しておるわけですが、こういう体制を整えるということは、もちろん財政的なこともあるし、この希望する人も少ない獣医師の全体の人が少ないというのもあるけれども、やっぱり宮崎県としては、ほかの県に比べて見劣りするようなことじゃいかんわけですので、やっぱりこの獣医師の確保は、これは人事、総務とも十分考えながら、やはり充足というのは、当然求めていくべきだと思いますので、そういう気持ちで努力してほしいというふうに思います。

○山下委員長 今、確認ですけど、よろしいですか。

今、局長から人数のことを言われましたけども、10年間で52名やめられて、プラス20名を増員した形で募集していこうということですか、72名。

○西元家畜防疫対策課長 そのとおりです。

○山下委員長 昼ですね。じゃ、午後、畜産関

係をまた、もうちょっと続行したほうがいいですかね。総括でよければ、もう人の人事があるもんですから、みんな配置が。総括の中でよろしいですか。どうしますか。畜産だけで、ちょっとだけ時間をいただいて皆さんがおられれば。いえいえ、もうこれでやめますけど、午後の時間もですよ。この2課を続行しますかね。

じゃ、午後、現状の中でちょっと進行させてください。そのうち総括ということに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○山下委員長 それじゃ、委員会を再開いたします。午後の審査に入ります。

委員の皆さん方、質疑に入りますが。

○高橋委員 畜産振興課の339ページで、家畜排せつ物の関係です。

先ほど、午前中も質疑がありましたけど、これは販売を促進するための支援だということの説明がありましたけど、例えばJAに堆肥センターがあるじゃないですか、ここの兼ね合いなんかはどうなるのでしょうか。

○押川畜産振興課長 この事業につきましては、要するに売れる堆肥、非常に臭気がないですとか、水分がきっちり管理できているとか、そういったものをつくらうという技術支援とあわせて、流通先についてもかなり詳しいコーディネーター、コンサルをお願いしていますので、そういった支援もごさいます。

あわせて、農協あたりの技術的な問題もあれば、そういう支援も行いますし、売り先がバッティングするようなことのないような調整といえますか、要するに売り先も含めて、あわせて

コンサルをお願いしているというような事業でございます。

○高橋委員 JAもひっくるめた支援ということになるということですね。それと営業妨害にならないということ。

それと、今、私の近くにもプロイラーやっている業者が無料で提供しているんですけど、そこが、いずれそういう技術を取得したら販売ができるということになるわけですね。

○押川畜産振興課長 委員のおっしゃるとおり、むしろ資源でございますので、非常に有効活用を、お金を出しても使いたいと言われるような堆肥をつくっていかうということでごさいます。

○高橋委員 私もいずれお金で買わなきゃなりませんので、いいですけど。わかりました、有効にそういったところが使われるということによろしいと思います。

あと、もう一点は、委員会資料の45ページで、人材育成の関係、宮崎の養豚、宮崎大学に研修施設整備事業っていう整備、いわゆる繁殖肥育畜豚舎ですよ、これは県有施設ということに残るのでしょうか、その確認をします。

○押川畜産振興課長 これは大学のほうの施設ということで、うちのほうから補助という形になります。

従来、研修等々やるときに、実践をする農場がなくて、特に、今のように防疫の問題がありますと、一般農家の施設を使うわけにはいきませんので、そういった施設を宮崎大学のほうが非常につくりたいというようなお考えがありましたので、支援させていただくということでごさいます。

○高橋委員 ということは、施設整備した後は、当然宮崎大学がずっと維持管理、人件費やらひっくるめてやるということに理解していいですね。

○押川畜産振興課長 そのとおりでございます。

○高橋委員 はい、わかりました。

○前屋敷委員 予算説明資料のほうで342ページです。ここの下のほうですが、価格安定対策事業費が、前年度とするとすごい額が減額になって、昨年度が特別対策の事業があったりして、その分がなくなってるのということはわかるんですが、この今年度の予算で、先ほど説明では、鶏卵価格の事業と、それからここには肉用子牛価格があるんですが、豚についてのものもないし、これで価格安定対策は十分に進められるのか。

○押川畜産振興課長 畜産物価格安定対策事業の事項のお問い合わせでございます。

昨年といいますか、25年には、いわゆる丸緊肥育対策の事業と養豚の経営安定対策事業、これを25年に3年分ずつ、既に前もって積み立てを行いましたので、その分が合わせて4億4,000万ほど、ことし減額ということになります。

下にあります肉用子牛につきましても、支援する基金そのものはもう従来からございまして、ここにありますのは、農畜産業振興機構あたりの交付事務に対する委託の経費を上げておりますので、肉用牛、豚については、もう現在、基金としては十分あります。あわせて、今回、鶏卵につきまして支援をするということでございます。

○前屋敷委員 今、御説明いただいたように、25年度の特別対策は3年分の基金として積み立てたという中身なんですね。

それと、あわせていいですか。その下の飼料対策費もなんですけど、あわせてちょっと御説明をいただけますか。

○押川畜産振興課長 飼料対策費につきまして、前年よりも額が低くなっているということの御

説明ということでよろしいでしょうか。

これ、25年につきましては、その説明の欄の3のみやざきエコフィード増産体制整備事業、25年に国庫事業を取り入れてやるという予定で、当初予算を組んでございました。

実際には、既存の機械等々を移転するというところで、国庫補助事業を使わずに済みましたので、2月補正減をお願いしておりますけども、その分、国庫補助事業分の1億7,500万円分が本年はないということでございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

あとは、議案の関係で、消費税の関係でお願いいたします。

委員会説明資料の51ページ、52ページで漁村振興課ですね。県立高等水産研修所の宿泊棟の使用料、それから漁港管理条例の一覧表をつくってありますが、消費税に伴う引き上げということで、24年度決算でもいいですし、当初でもいいですので、どの程度負担がふえるかということについて、わかればお願いします。(

失礼しました。総括でします。済みません。さっき聞きそびれておって、失礼しました、後で、後ほど。

○山下委員長 畜産のほうはよろしいですか。なければ、もう。

○緒嶋委員 先ほどの獣医師確保だけど、この予算概要、347ページ、この3,200万円余を組んであるわけじゃけど、これは人員確保ですか、何か対策事業ですか、これは。強化事業。

○西元家畜防疫対策課長 (事項)の家畜衛生技術指導事業費の中の6、獣医師確保対策強化事業でよろしいですか。

このうち、大きなものといましては、獣医師の修学資金の貸し付けがございまして。来年度31名分の予算をとっております、1人当た

り60万円でございます。

○緒嶋委員 これ、1人当たり年間60万ということですか。

○西元家畜防疫対策課長 1人当たり、年間、県の補助としては60万円ですが、それに国が60万円のプラスをいたしますので、1人当たりとしては120万円になります。

○緒嶋委員 これは、それだけ6年ですか、獣医師になるためには、国家試験通らにゃ、どうにもなりませんけども。そうした場合に、それを、奨学資金を受けて、その人が卒業した後に宮崎県に就職した場合とか、民間の共済組合とか、そのほか農協とかに就職した場合も、これは償還の猶予というか、もうそのあたりの制度はどうなってるんですか。

○西元家畜防疫対策課長 こちらの制度では県が出しますので、償還が免除されるというのは、宮崎県に入った学生だけです。

○緒嶋委員 ということは、県職に、職員にならなければ、当然償還してもらおうということになるわけね。

○西元家畜防疫対策課長 県の中でも、農政水産部サイドでなければいけないと、農林水産省が大もとは出していますので、半分は出していますので、県の農政部で家畜保健所とか試験場とかいう部署でないと、福祉保健部のほうに入ってしまったら償還の対象になります。

ただ、その猶予が、3年間の猶予はございますので、返還の対象になるのが、県に入って3年間、例えば福祉保健部におったと、そして3年後に農政水産部に来たということであれば、返還の対象にはならないということです。

○緒嶋委員 いずれにしても、県職になれば償還の返還にならんような方法はあるということですね。

○西元家畜防疫対策課長 そうでございます。

○緒嶋委員 それと、この国の60万というのはどうなるんですか。そうした場合、民間の職場についての場合、国のこの60万はどうなるわけ。

○西元家畜防疫対策課長 国の場合も一緒です。県が出しておれば、その県に入らないと、国は償還の対象になるんですが、これは共済がその半分のほう、例えば県が出す分を共済のほうが出せば、国と合わせて120万ということで、それは共済に入ればいいという制度です。

○緒嶋委員 そうすると、実際は、まだこれはこの制度適用された獣医師はまだいないわけね。適用されるというか、それで宮崎県に就職した人はおらんですかね。

○西元家畜防疫対策課長 この制度は平成21年度からやっております、既にこの制度で入った職員もおります。

○山下委員長 実績はどれです。

○西元家畜防疫対策課長 平成21年から昨年度まで、平成24年度までで実績が、11名の学生に貸し付けをいたしております、うち入庁が7名、これは、国家試験に通った学生は、1人を除いて入っています。その1人というのは、済みません、国家試験に通った人間は全て入っています。国家試験に通らなかった不合格の人間が1人。それで今、継続中というのがまだ3名おります。

ですから、入庁が7名、不合格が1名、継続中が3名で11名。

○緒嶋委員 そうすると、ことしの予算では、その11名、どういふようになっているの。予算で60万を貸し付ける人はことしの予算では何名になると。

○西元家畜防疫対策課長 本年度、平成25年度の貸し付けが、実績で今のところ16名。

- 山下委員長 単年度で16名。
- 西元家畜防疫対策課長 そうです。
- 山下委員長 25年度。
- 西元家畜防疫対策課長 25年度です。
- 緒嶋委員 26年度は。予算では。
- 西元家畜防疫対策課長 予算では31名を計画しております。
- 緒嶋委員 ということは、将来的にはかなりの人がこういう貸し付けの中で県職になる可能性としては高いと見ていいですね。採用がなきゃ、どうにもならんけどね。
- 西元家畜防疫対策課長 この制度で借りている学生というのは、ほとんど宮崎県に来ていただけていると思っていますので、今後、随分ふえるという期待はしております。
- 緒嶋委員 ありがとうございます。私はちょっと出てくる。
- 山下委員長 よろしいですか。なければ、総括に入りますけど、よろしいでしょうか。
- それと、報告があったね、済みません。なければ、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。
- 押川畜産振興課長 畜産振興課でございます。
- お手元の常任委員会資料のほうの61ページをお開きください。
- 平成26年度の宮崎県口蹄疫復興財団の事業概要についてでございます。
- 初めに、1の支援の考え方でございます。口蹄疫復興対策運用型ファンド事業は、農業・畜産はもとより、県内経済の早期回復を図ることなどを目的に、平成24年度までの2年間では、口蹄疫からの復興をスピード感を持って後押しするため、イベントやプレミアム商品券等の即効性のある事業に相当の支援を行ってきたところでございます。

その後、25年度からは、復興から新たな成長への取り組みと連動しながら、持続的な経済成長へ向けて、将来の産業基盤の構築につながるものに重点を置いて支援することとしており、平成26年度も引き続き、畜産新生、フードビジネス振興、中小企業振興、誘客対策、地域振興等の各分野にわたり、幅広く支援していくこととしております。

その下の2のこれまでの助成額と平成26年度の計画について、上のほうの23年から24年度の表をごらんください。

平成24年度までの2年間で、農業分野に1億8,600万円、商工観光分野に4億7,600万円、地域振興分野に3億700万円など、計10億3,000万円を助成してございます。

次に、下の成25から26年度の表をごらんください。平成25年度は6億3,500万円の助成を予定し、平成26年度は6分野の合計で6億6,600万円を計画してございます。

次に、平成26年度事業計画の概要を御説明いたします。

右のほうのページをごらんください。それぞれの分野が左端のほうに書いてございますが、まず、1の畜産新生分野でございます。畜産新生プランに基づきました事業を中心とした内容を計画しており、発情発見システムなどを導入した技術実証により、1年1産等を推進する生産性向上等支援、また、和牛の全共日本一2連覇を生かした販路拡大プロモーション、さらには地域防疫の充実を推進します地域防疫等支援などに1億1,100万円。

2のフードビジネス振興分野では、マーケットイン強化のための商品開発や販路開拓等、農業者等が取り組む6次産業化への支援、また、生産・供給体制づくりとして、児湯地区等にお

けます畑地かんがい事業、低コスト生産のための資機材の開発や導入実証等の支援、収量向上対策のための生産力向上支援などに合計で2億400万円。

次に、3の中小企業振興分野では、中小企業者等が取り組む商品開発等や都市部等をターゲットといたしましたアンテナショップ、展示会等の開催、また、県と市の融資制度の事業拡大などの前向き資金を活用した場合の利子補給等の支援などに合計で9,600万円。

次に、4の誘客対策分野では、スポーツランドみやぎのブランド力強化やコンベンション誘致による開催支援、また、教育旅行関係者の招聘、記紀編さん1300年事業、さらには韓国や台湾等からの海外観光誘客の取り組みなどに9,400万円。

次の5の地域振興分野では、西都・児湯地域の市町村が取り組みます象徴的な事業や西都・児湯地域の経済団体等が連携します事業、また、西都・児湯地域以外の市町村が実施します特徴ある事業に対しまして計で1億5,400万円。

6のその他として、都農町に開設しておりますふれあいの居場所による地域のきずなを強める取り組みや口蹄疫を風化させない取り組みなどに計の700万円。以上、26年度事業として、表の一番下の合計の欄にございますように、6億6,600万円を計画してございます。

なお、今後は、各助成団体と協議しながら、それぞれの個別事業を採択したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 その他報告事項についての説明がありましたが、委員の皆さん方の御意見を伺います。

○高橋委員 最後のほうに説明がありました、

事業概要25年度の計画の関係で、地域振興のところですが、以前も発行、実施されて効果もあつて地域振興券ですよ、こういった取り組みもまた可能なんですか。

○押川畜産振興課長 先ほど申し上げましたように、大きなくくりといたしまして23年、24年度につきましては即効性のあるものということで商品券等々の取り組みをしておりますが、全体としてのくくりの中でそういった取り組みというのは今回ございませんが、あと各商工会、商工会議所等々のそれぞれの取り組みについての分につきましては、またそれぞれ間に入りまず商工会連合会等々と協議しながら、具体的な個別の案件については、採用について協議してまいりたいと考えております。

○高橋委員 可能性としては、ないわけでもないということの理解をしいんです。というのが、いわゆる4月から消費増税になるじゃないですか。ある意味は冷え込みますから、この取り組みなんか結構有効な取り組みになると思うんですよ。非常に、可能性的にあるのであれば、そういったところの実現に向けて、また検討いただきたいと思います、一点だけ。

○押川畜産振興課長 この26年度事業の現在その大枠で、今御説明した金額を計画してございますけども、その計画をつくります段階で、既に計画として上がってきている中では、そういったものというのは、今のところ把握はしてございません。

○山下委員長 それでは、以上で畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のために、暫時休憩をいたします。

午後1時21分休憩

午後1時26分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了をいたしました。

これから総括質疑を行います。農政水産部全般について、質疑はありませんか。

○横田委員 畜産振興課にちょっとお尋ねしたいんですけど、先日、佐土原の繁殖牛部会の総会に行かせてもらいました。もう1年前の段階で、平均年齢が70歳を超えたということだったんですけども、本当、高齢化が進んで、「もう、横田君、あと何年もようせんわい」って、みんな言いやっとなですよ。そういうことを考えて、この地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業を考えられたんじゃないかと思うんですよね。

結局、高齢者の対策ということで繁殖センターとかキャトルステーションの機能強化を図って、分業化、省力化を進めて増頭を図るということですけど、それと同じような考えとして、私はもう前から言ってるんですけど、コントラクターですよ。コントラクターが本当に今から大きな効果をもたらしてくれるんじゃないかなと思うんですけど、ある程度進んできていると思うんですけど、いわゆる高齢者の繁殖牛経営の中での分業化、省力化の観点から、コントラクターをどう考えておられるかをちょっとお聞かせください。

○押川畜産振興課長 今、委員御指摘のとおり、非常に人が少なくなっている。しかしながら、繁殖経営の中には、ベテランの方の観察力といいますか、技術がまだまだ大事なものがございまして、種つけなり分娩をする、その要所所にベテランの方にいていただいて、それ以外のところは繁殖センターなりキャトルステ

ーションで牛の世話をします。

あと、餌につきましては、今回の水田の見直し等も含めまして、かなり餌をつくるというのが出てまいりますので、コントラクター、できましたらコントラクター、プラスTMRセンター、それに地域でのわら銀行的なものまでやって、限られたわらを肥育の後期に集中して持っていくであるとか、そういったように、今回の事業では繁殖雌牛の地域でのシステム化というふうに書いてございますが、餌も当然そういうふうなシステム化を入れて、地域でふやしていくという体制をつくっていきなさいと思いますし、コントラクター等への支援策も別途事業では考えてございます。

○横田委員 コントラクターが広がっていくためには、やっぱり農家の理解といいますか、それが一番大事だと思うんですよね。農家がそれに参加してくれてこそ、初めてコントラクターが機能するわけで、そういった意味でも今回の農地中間管理機構で集約化することは、非常にタイミング的にいいんじゃないかと思うんですよね。ぜひ、この中間管理機構の取り組みとあわせながら、コントラクターを拡充していただきたいなというふうに思うんですけど。

○押川畜産振興課長 まさに私どももそういうふうな考えでおりますので、また地域の方々とよく相談しながら進めてまいりたいと思います。

○横田委員 よろしくお願ひします。

○岩下委員 畜産振興課長にまたお伺いしますが、先ほど高橋委員のほうからお話がありましたけど、堆肥センター、うちのほうの地元では、その堆肥センターは補助事業で堆肥センターができたんで、それを、例えば土と混ぜて堆肥とですね、それで販売をやりたいと言って

るけれども、補助事業でやったんだからできませんというようなことで私は聞いていたんですけども、何か変わったんですか。

○押川畜産振興課長 ちょっと個別案件になるかと思しますので、ここで判断は難しいんですが、補助事業でつくったところでできた堆肥を販売できないというような規定はなかろうかと思えます。むしろ、できたものは販売なりして使っていただく、先ほど言いましたように、使ってもらえるような堆肥にしなければ、積んどくだけで、ただ腐らせておるといのは堆肥になっておりませんので、きちっと処理をして肥料として使えるようなものをつくって行って、利用していただくということになろうかと思えます。

○岩下委員 ありがとうございます。

○工藤宮農支援課長 堆肥の関係なんですけど、肥料取締法の中で堆肥につきましては、特殊肥料ということで位置づけされておまして、いわゆる油かすとか堆肥とか、そういうふうなものがございまして、約50種類程度肥料がございまして。

これにつきましては、都道府県への届け出が必要でございまして、生産工程とか所在地とか日本とか、そういうものの審査を経て、届け出がされたものは販売ができるということになっております。

○岩下委員 でも、それなりの十分成分を含んだ肥料であれば、届け出をして可能だということですね。

○工藤宮農支援課長 県のほうへ届け出をしていただいて、しっかり審査といたしますか、そういう手順が整いましたら販売ができることになってございます。

○岩下委員 何かこう道が開けるような感じで

す。ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

○前屋敷委員 委員会の説明資料の29ページの県営畑地総合整備事業ですが、これで負担の割合のところ、(5)の②です。この負担の割合で地元負担とあるのから、農家負担ということですね。

○河野農村整備課長 国・県で地元の分については、市町村及び農家の御負担ということになります。

各市町村ごとで若干、市町村が負担される率が変わってまいります。それにつきましては、同じく委員会資料の59ページ、負担金徴収条例のほうを今回議案として上げさせていただいておりますが、この中の上から2つ目に畑地帯総合整備事業の国営関連地域というのがございます。

先ほどの、例えば国営関連でいきますと18.3%が地元の御負担となります。そのうち市町村で異なるということで、市町村によっては、そのうち10%もしくは18.3%をとということで、若干市町村によって違いますが、この範囲以内で市町村のほうに御負担されると。

逆に言いますと、その残りが農家のほうの御負担というようなことになります。

○前屋敷委員 この負担とあわせて工期の問題なんですけど、やはり工期が長くなると、どうしても必要な、もちろん水が必要で、畑作するには水が大事なんで必要ということで、この畑かんの事業が進められるんですけど、今回の場合は43地区ということが対象になってますが、規模が大小それぞれあるんでしょうけど、そこで工期は、当然変わってくると思うんですけど、どの程度の状況でしょうか。

○河野農村整備課長 委員がおっしゃられると

おり、その規模、例えば面積であったり、事業費であったりということで違ってくる面はあるかと思いますが、大体6年程度ということをめどにやっております。

ただ、実際やっていきますと、やはりいろいろ地元調整とか予算の関係で、若干延びたりはしてきますが、基本的には6年程度で、今のところ事業のほうは進めさせていただいているところでございます。

○前屋敷委員 続けていいですか。

先ほどちょっと間違えました消費税関連で22号議案の49ページ、それから50ページについて、消費税に伴う引き上げの金額、24年決算でも構いませんし、25年の当初をベースでも構いませんので、県民にとってはどれほど負担がふえるか、それがわかれば。22号は聞いてますね。

○向畑地域農業推進課長 49ページの農業大学校ですか。

○前屋敷委員 51ページと52ページですね、失礼しました。

○神田漁村振興課長 まず、51ページのほうでございすけども、宿泊関係につきましては、24年度実績からしますと、トータルで500円程度の増額という形になります。

あと、宿泊関係につきましては、約4,500円程度。それと、あと議案23号のほうの件につきましては、トータルで大体14万円程度の増額という形になります。

○前屋敷委員 済みません、今、51ページのほうでは、宿泊、体育館の使用も含めて4,500円ぐらいになるということですかね。

○神田漁村振興課長 済みません、体育館の使用のほうは500円と宿泊のほうは4,500円程度と。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

それと、済みません、いいですか、あわせて、

先ほど出た市町村負担金徴収の条例のほうですが、58号ですね、59ページ。これで、この市町村の負担もどの程度になるのか、25年度をベースでも、どちらでも構いませんが。

○河野農村整備課長 申しわけありません、少々お時間をいただきたいと思います。

○前屋敷委員 これは消費税と違いますので、実績で答えていただければ、24年でも25年当初でも。

○神田漁村振興課長 済みません、歳出予算説明資料の334ページをごらんください。

24年度の予算で15億8,000万円余をお願いしているところではございますが、ここの中で漁村振興課のほうとしましては、大体100分の10お願いしているということでございますので、1億5,000万円程度ということで御理解いただければと思います。

○河野農村整備課長 農村整備課につきましても、ちょっと26年度の予算書のほうで申しわけないんですが、315ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費、漁村振興課と同じような形になりますが、この財源の中の分担金・負担金というのがございます。これが、いわゆる市町村並びに農家の御負担の部分になります。この事項でいきますと3,850万円ということになります。

同様に317ページでいきますと、公共土地改良事業費がございす。こちらにつきましては、その下の1から8の事業の分担金・負担金としまして6億7,460万1,000円を上げておりますので、同じくこれが地元のほうの御負担の部分になってまいります。

同様に、それ以外の事項につきましても、分担金・負担金というものが地元のほうの御負担というような部分になってまいります。

○前屋敷委員 総額すればいいってことですね。はい、わかりました。

○高橋委員 先ほどの前屋敷さんの県立高等水産研修所の関係でちょっと思いついたものから、期間が限定されますよね、この事業は。いわゆるこの高水研に入所している子供たちの関係もありますから、期間が限定されていると思うんですが。

ただ、利用が意外と少ないと思います。ここは賄いつきだというように聞いてますが、食事もあるらしいので、ぜひとももっとPRしてもらって、いわゆる内陸部の子供たちに泊まって研修してもらおうとか。目の前には競りをする市場もあるわけですよ。物すごく魚の学習にもなりますから、もっともつこの利用がふえて、利用料が上がるような取り組みをぜひやっていただきたい。ここを使えるのは、期間限定ですよ。

○神田漁村振興課長 宿泊施設関係につきましては、24年度の実績が大体154名、今年度につきましては、2月末現在で225名という形になってございます。これも、利用者に関しましては、いわゆる漁業者が資格を取るために宿泊されたり、あとは委員おっしゃいましたように、6月、7月、8月ぐらいに子供たちの体験研修とか、そういうのでやらさせていただいております。

おっしゃいましたように、やはりPRが必要ということで、高水研のほうでは、今申しました24年と25年と比べて100名程度はふえていますけど、そういう一応努力はさせていただいているところがございます。

○高橋委員 これは大人もいいわけですよ。民業圧迫にならない程度に盛り上がると思っております。

何点か総括質疑しますね。農地中間管理機構

支援事業ですが、これは4月から動き出すわけで、今さらっていうのも申しわけないんですが、地方負担について、本当これ、現実負担が伴うことに対して本当に遺憾なわけですが。

それと、せんだつても説明がありましたように、この事業が全国47都道府県一律ということですよ。川の長さも違えば、平野の広さも違う。そういう意味では、私は47都道府県、それぞれ特性があるから、やり方については変わるし、もちろんお金の支援の仕方も違って当然だと思うんですよ。これは47都道府県一様に前に進むわけではないと思うし、宮崎県みたいな中山間地が多いところについては、それだけ人手もお金も要るということは申し上げておきたいと思いますから、農政企画課長におかれましては、農政水産省に戻られて、しっかりその辺をまた御検討いただくようお願いしたいと思います。

何か言いたいことがあれば、おっしゃって構いませんから、いいですか。

○鈴木農政企画課長 はい、47都道府県それぞれ実態があるということをおも3年間で非常によく勉強になりましたので、今、委員がおっしゃったような御趣旨はしっかりと今後も反映する形で頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

あと水産関係で2点ほどお尋ねしますが、一つは、前々からこれ、私も疑問を持ってお尋ねしたこともあるんですけど、水産業に対して直接の税の投入が補助という形で、例えば船をつくる場合に直接の税投入ができないというふうに聞いてますけど、それはそれで間違いないですよ。

○成原水産政策課長 基本的な考え方として、

個人資産を増加させるようなことについては、多分、国も県も基本的には避けておるということだろうと思いますが、その趣旨が、例えば効率的な漁業を生むための支援という形であれば、これは可能なんではないかというふうに考えております。

○高橋委員 今、説明がありました効率的な漁業経営であれば可能だということで、例えば、農業でいえば団地化とか組合とか、そういうので購入しているわけですよ。でも、実質は個人の懐に入ってるわけですよ。

だから、私は水産業も昔、船団とか言ってたじゃないですか、そういったところでうまくやる、高額な建造になりますと船は億単位でかかるわけですから、ある意味、そういう意味では何らかの支援ができるような道筋というののできないものか、そういったところはどうなんでしょう、難しいんでしょうか。

○成原水産政策課長 このたびの平成25年度の補正予算——国の予算でございますけども、こちらで省エネ・省燃油の操業を促進しようという形で、例えばエンジン、代表例ですけどエンジンの交換、それから省エネに貢献するような機器類、例で言うと、車のような燃料がどの程度今消費されているかを見える化した装置が、船でも開発されていまして、そういうような機器を入れるということについて、国が補助制度をつくってございます。

これは、委員がおっしゃるとおり、グループ操業的な形で導入をしていくというようなものになっておりますので、おっしゃるような制度になるのではないかなというふうに思っております。

○高橋委員 わかりました。方法として、補助金とございますか、そういうものはあるというこ

とで理解していいですね。

あと一点は、先ほどもちょっと触れましたけど、フードビジネスの関係で水産の部分が量的に少ないような気がするし、予算面でも少ないような気がするんですが、気のせいだったら気のせいでいいんですけど、そこで何か、いや十分確保されているんだというものが説明いただければしていただきたいし、どうも何か項目にしてももうちょっとあってもいいんじゃないかなと、量にしても額面にしても、その辺のちょっと説明をいま一度お願いします。

○成原水産政策課長 これは幾つかの側面があると思いますが、例えば先ほども事業の説明の中で申し上げましたけども、一つは、主体となるべき人たち、そのフードビジネスを展開する主人公、これが漁業者サイドに余りこれまでのところおられなかったということもあるんだろうと思います。

それから、出口としての販路開拓に適合した商品、いわゆる鮮魚だけではなくてさまざまな形態の、鮮魚でもある、例えば活け締めをするとか、ある付加価値を持った商品化がされてきているかどうかというところもあると思います。

そういう形で、広がりというのがないということになっているんですが、予算的な措置でいうと水産業費だけではなくて、全庁的なさまざまなフードビジネス展開の予算が使えるようなことになっておりますので、それぞれの主体者が求めて予算を獲得する努力をすることがあれば、それなりの補助金なりというものが得られるような状況にはなっていると思います。

私たちは、そのことも含めて、その指導も含めて、こういう予算があるよというお話を情報を流すとともに、どういう取り組みを誰と組んでしていったらいいのかということも含めて、

御指導申し上げていかなければならないというふうを考えております。

○高橋委員 いわゆる実際に取り組んでいらっしゃる現場のところ、いま一つ、何ていいますか、盛り上がっていないといいますか、一歩前に出ていない、そういう現実があって、行政としていろんなテーブルに乗せてお見せするんですけども、なかなか現場のところで商品化も少ないというところの説明だったと思うんですね。

そこはそこで、もう少し頑張って、提供する側も意見交換をいっぱい重ねながら、もっともっと魚の部分の商品化が豊富に、また、付加価値のついたものが出てくるように、今まで以上に、私からしたらもうちょっと予算的な面でもふやしていただきたいというふうに思いますんで、26年度はこの予算で頑張っていたきたいと思えます。

○河野農村整備課長 申しわけありません、先ほどの前屋敷委員の分担金・負担金の件で、ちょっと説明不十分でしたので、補足をさせていただきますと思います。

お手元のほうに平成26年度歳入予算説明資料、1センチほどの冊子になりますが、こちらの10ページと11ページになります。

まず、10ページを見ていただきたいんですが、上のほうに分担金というのが2行目のほうにございます。その下、中ほどに課がありまして、農村整備課分が3つになります。土地改良費、防災費、そして農業振興費と、これら3つ合わせまして、上から4行目になりますか、3,033万円、これが分担金、いわゆる農家等の御負担の部分になります。

それから、続きまして11ページをごらんください。こちらが負担金のほうになります。この

中の上から4行目、5行目に農村整備課で土地改良費と防災費がございます。3行ほど飛びまして、その下に農村整備課で農業振興費ということで上がっております。この3つの額を足しますと、市町村の御負担金部分が9億549万8,000円になります。

ちょっと説明が不十分で申しわけございませんでしたが、以上が、先ほどの御質問に対するお答えになります。済みません。

○蓬原委員 農政水産部で出しておられるこの農業という雑誌がありますよね。こちらで出してるんですかね。農業と生活、何ていうやつですか。林業は林業で林部であるって、こちらで出してるんですか。ここじゃないんですか。

○工藤営農支援課長 委員おっしゃいました「農業と生活」という雑誌でございまして、年間6回ほど出しております。1回につき2,100部程度出しております、農林技術連絡協議会という組織で、県内の農業関係団体全部入っております、その中でいろんな情報をいただきながら本を発行させていただいております。

○蓬原委員 つくった、そもそもの目的は何なんですか。

○工藤営農支援課長 農林技術連絡協議会といえますのは、農業者がいろんな栽培なり、経営なり、まちづくりなり、いろんな情報をお互いに共有をさせていただくということで、農業の情報を幅広く、一般の県民の方にも発信をしたいということで出させていただいております。

主に、やはり農業者とか農業関係者の方が、県内のいろんな農業の動きをタイムリーに把握できるということの趣旨で、発行させていただいているところでございます。

○蓬原委員 2,100というのは、農業者も含めて、各農業者団体に配布されているということですか。

か。

○**工藤 宮農支援課長** ウエートの高いとことしましては、やはり県なりJAなり農業関係の団体の方にお配りしております。当然、会費も取っておりますけれども、一般の方から御希望がある場合も、当然販売をしておりますし、県内の書店にも幾つか、数はちょっと今、手元にございませませんが、置いてあるところもあるという。

○**蓬原 委員** ということは、その編集の方針というか、基本は、いわゆる農業技術情報の共有というか頒布というか、そういうことですね、広く一般に知らしめるという。

○**工藤 宮農支援課長** はい、そのとおりでございます。

○**蓬原 委員** というのは、横田委員からもちょっと意見がありましたけど、団地化をするときに、これまでの日本の農業のあり方というのは、自分で培った技術はひとり占め、独占という、人に出さないようにして職人かたぎというか、それでもって、自分のところだけよく生産しよう。それが、団地化が進まないの、情報の共有化をというふうなお話があったと思うんです。

この前、部長も一緒に行かれたオランダで、盛んに説明者が言ったのは情報の共有だと。そういう自分たちで取り込まないということで、みんなやってきたから、こんなに早く近代化施設ができたんだというようなことがあって、もうそういう意味では、共有という感覚を持っておられるわけだけど、これからは、なおさら団地化を進めてやるのであれば、いろんな意味で施設にしろ、ほかの土ものにしろ、この情報の共有ということをやることが、この宮崎県全体の営農技術の向上につながるし、競争力に打ち勝っていくことの大きな条件かなということ

を感じたんで、それでは、この雑誌は何なんだということちょっと聞いてみたところでしたけど、そういうことであれば、この「農業と生活」でしたか、ぜひ、その役割を大いに果たせますように、そのあたりを読みやすく、広く人に読まれる雑誌にさせていただくと、その効果があるかなと御期待を申し上げておきたいと思います。

○**工藤 宮農支援課長** ありがとうございます。

記事の内容につきましては、国の大きな政策の変化にタイムリーな話題をしっかりとお伝えをして、読んでためになる本として編集をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○**蓬原 委員** 苦言を呈しますと、ちょっと読みづらいと、何のために、これを出してるんだろうという、そういう意見も正直あったんですよ。だから、それを何かこう見やすい、いろんな文字の字体にしても見やすいものにしていただくといいのかなと思います。よろしく申し上げます。

○**緒嶋 委員** 宮崎県のフードビジネスというのを大々的にやり、将来は1兆数千億の産業にしたいかなという大きな構想があるわけですが、その中で畜産の場合は、この前、中野廣明議員も言われた、やはり980億余り、牛と豚の産出額があり、鹿児島はそれよりも多いわけですが、やはり日本のそういう宮崎県のものが鹿児島に流れて、そこで処理されると。だから、宮崎県の付加価値を鹿児島にとられているようなものだというような趣旨の質問があったと思うんですけど、この流通の中で、そういう加工的な付加価値をつけるものを、いかに宮崎県内で高めていくかというのは大きな課題だと思うんですよね。これは一つの流通の流れの中

で、今はうまく流れておるわけだから、九州全体で見れば、それは鹿児島であろうが、どこで加工しようが問題はないけど、やっぱり宮崎県という立場で見れば、やはり宮崎でいかに付加価値を高めるかというのが大きな、これは一つの方策だと思ってるんですよ。

そうなれば、これは県だけでできることじゃなく、そういう経済団体を含め、生産団体も含めて一つの方向性というのを模索していかないかんと思ってるんですよ。そういう取り組みというのを、今後真剣に、フードビジネスという大きな流れの中で確立していかないかんじゃないかというふうに思うんですけど、このあたりの考え方というのは、県としては一つの方針というのを持っておられるのかどうかですね。

○緒方農政水産部長 畜産だけでなく、畜産はこの前大きな問題になったんですけども、畜産について言えば、屠畜場をどうするかという話でございますけども、それについては業界、経済団体ともいろいろ話を聞いたりしているところでございます。

全体的に言えば、やっぱり加工することによって付加価値を高める、これは非常に重要な問題であって、これは県全体としてフードビジネスは、そこに目的があるわけですから、そういうことで付加価値をどう高めていくか、これが、やっぱり一番の目的でいろいろ取り組んでいきたいと考えております。

○緒嶋委員 これは、短期的になかなか方針どおりに進むとは思えんけど、やっぱりそういう努力をしていかなければ、前に、そういう形にはならないと思う。ぜひ、それを、努力を強く要望しておきます。

それと、部長も蓬原委員もですが、オランダ、

ベルギーに我々は勉強に行かせていただいたわけですが、その中でワーヘニンゲン大学というか、その大学を中心にオランダ農業というのはフードバレーもありますね。そういうものを含めて、やはり民間の力もかりながら、産学官というか、そういうものがうまく機能して、あれだけの九州と変わらん面積で世界第2の農業の輸出国になっておるわけです。

そうすると、宮崎県も、宮崎の場合で言えば、県と大学と経済団体というか、そういう連携を深めにやいかんと思ってる。その中で宮崎大学の位置づけというのが、畜産においては、いろいろと連携がうまくいっておると思うんですけど、耕種とか園芸とか、そのほうの形がなかなか我々にも見えてこんわけです。宮大も頑張っておられると思うんですけど。産学官といった場合、宮崎県の場合は、どこどこを指すことになるのかということ、私は宮大を中心とした、やはり宮崎県にある大学だから、宮崎県の農業のために宮崎大学はならんにやいかんと思うんです。

そうすると、そこ辺の関連というのが、県と宮崎大学の農学部との関係が密でなきやいかんと思うんです。畜産のほうは、まあまあというか、かなりうまくいっておると思うんですけど、農業のほうでは、そうまでうまくいってないんじゃないかというイメージがあるんですけど、そのあたりはどう理解しておられますか。

○緒方農政水産部長 宮崎大学とは、県と協定を結んでいろんなことをやろうということで進めておるんですけども、委員御指摘のとおり、畜産では非常にうまくいっていると思っております。

それと、今、取り組みを進めようとしていますのは、成分分析みたいなことで、いろいろと宮大の農学部と連携してやろうということで進

め、この前も人材育成関係で協定を結んだところでございます。

確かに、耕種ではちょっと印象薄いんですけど、宮大は、やっぱり宮崎地域の大学ですので、ここはしっかりと連携して、いろんな側面で連携してやっていきたいと思っております。

それから、また南九大とか、それとか福祉保健大学等もありますんで、いろんな分野ありますんで、それはしっかりと連携しながらやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 特に、オランダに行ったときに、ワーヘニンゲン大学ですか、ここが中心で農業をリードしているわけですね、施設園芸にしても。そうすると、やっぱりそういうことは大学がリードし、大学の指導のもとというか、産学官連携してうまくいくと、やはり、これは日本全体どこでも言えることであると。

また、農業が、ここは攻めの農業と言われる中で、それを重視してから、TPPという、これはもう大変なものが今年度中には、恐らく方向性というか結論が出るんじゃないか思っているんです。そうなりゃ、米政策とともに日本農業の大改革というか、これはどうしても前に進めるということであれば、相当、それこそ農業関係が総力戦を挙げて、本当に日本の農業が輸出産業として成り立つかどうかと。

また、逆に外国から攻められるわけですから、自由化というものが関税が低くなれば。それを打ち勝っていくための対策ということは、これは真剣に取り組まなければ、私は、農業の未来というのは、フードビジネスとか何とか言っても、それはもうたまったものじゃないという形もなるだろうと思って。

特に、やはりそういう産学官の協力体制を進めるために、県も大学も、また農協組合、経済

団体ももう一遍、それこそ原点に戻ってというか、本当に宮崎県の農業をどうするかという形で頑張っていかなければ、もうどうにもならんんじゃないかという危機感を私も持っておりますので、そういう点では、やっぱり大学との連携をもっと深めて、大学が、宮崎大学の場合は宮崎県にあるから、宮崎の農業振興のために、どう寄与してもらおうかというものを、もっとお互い連携をとりながら、学校の中だけの研究じゃなくて、役に立つというか、本当に効果のある経済発展につながるようなものも出してもらわんと、もう学校だけのただ研究だけでは、私は、本当の国民のための大学じゃないと思ってるんです。

そういうこともありますので、これは、やはりそれぞれの立場の皆さん方も大学と同じような全てのものは持っておられますけど、向こうは向こうで、まだすばらしいものがあると思いますので、その連携を私は深めていただきたいというふうに強く要望しておきます。

特に、オランダなんかに行けば、フードバレーなんか、人数は少なくともあそこが産学官の連携もうまくとって発展しておるわけです。花市場なんか見ても想像を絶するようすばらしいものもできておるわけで、あれだけ小さな国があれだけ頑張っておるということを見れば、もうちょっと我々も頑張りが足らんんじゃないかという気がしますので、そのあたりはどうですか。

○緒方農政水産部長 私もオランダに行って、非常にびっくりしたというか、すごいなと思ったところです。

宮崎大学の話が出ましたけども、宮崎大学も学長さん以下、学部長さん以下、やっぱり地域のために一生懸命やりたいという意識を非常に

強く持っておられて、そういう中で宮崎県とも協定結んで、いろんな人材育成から研究をやろうということでございますので、我々もそこ辺は一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

将来的には、オランダにも負けないような宮崎県の農業に、日本の農業にしていきたいと考えております。

以上です。

○緒嶋委員 それと、今度は小さいことを言いますけども、薬草ですよ薬草、何ていうかな、漢方薬と何でもできると思うんですが、ヒュウガトウキとかいろいろ特異なものもあるわけですけども、これを、やっぱり宮崎県でないと育たないような、そういう人間の健康にも、今、健康志向というのがいろいろ言われておるわけですので、そういうものをもうちょっと研究する。これは陣容、人の数の問題もあるのかと思うんですけど、薬草あたりの研究をもうちょっと進めて、それが経済的に成り立つというか、農家として成り立つような方向というのは打ち出せんのかなと。なかなかみんな努力はされておるけど、目に見えて実績というのが上がってないような気がするんですけど、このあたりは試験場かな、どこかな。

○井上総合農業試験場長 薬草の研究につきましては、総合農業試験場薬草地域作物センターのほうでやっておりますが、今委員さんがおっしゃられましたように、今、新しい薬用植物の研究もやっているところなんですけども、いわゆるメーカーと連携をしながらやっていると、そういう方向で進めたいと考えています。

○緒嶋委員 ぜひ、小さい面積で単収を上げるというか、そういう、特に中山間地なんか、大規模な農業というのは、今度の間管理機構が

できても、これは容易じゃないと思うんです。そうなりゃ、そういう条件不利地域に合うような農業ということになると、そういう特異なものをリストアップして農業経営を続けなければ、なかなか今後は、さっき言ったTPPとかの問題で競争になった場合は、もう中山間地の農業というのは、私は大変なことになると。それが、直接支払制度とか多面的機能の制度ができるというのは、国も心配しておるからそういう制度をつくったと私は思っているんです。

そういうことを考えると、やはり中山間地は宮崎県の6割ぐらいを占めてるというようなことでもあるので、そういうところでも生活でき、そこに住まなければ国土は守れんわけです。そういうことを考えたら、そういうところをもうちょっと精力的に研究をしていただいて、何とかこういうもので頑張ったらどうかというような方針的なものが出てくれば、また地域の人もやりがいもあるし、そこで頑張ろうという気にもなると思いますので、ぜひ薬草で、またそこで薬草のために長生きができたといえれば一番いいことですので、ぜひ農業試験場長、頑張ってください。

○井上総合農業試験場長 はい。

○山下委員長 いいですか。まだ、ありますか。

○前屋敷委員 今から、農地中間管理機構のシステムが始まるという状況にありますけれども、しかし、やはりこういう制度をつくらなきゃならないという根底は、やっぱり家族農業が続けられなくなり、後継者がいなくなり、要するに耕作放棄地がふえていったというのが背景にあると思うんです。

ですから、やはりその対策も打ちつついかないと、土地だけ集約して新たな担い手に引き継げばいいんだというようなことではなくて、

やはり日本は、地形上、アメリカやオーストラリアとは全然違うわけで、本当に家族農業を大事にして、いろんな、今ありましたが、特殊性のあるものだとか、きらりと光るような農産物をつくるとか、そういうことが非常に技術的にも可能だというふうに思うんです。

ですから、そういうところを非常に大事にしながら、どうしても耕作できない部分については、こういう形態も必要かというふうに思いますけれども、やはり日本のそういう農業の特殊性も含めて、やはり農業だけでは食べていけないということで、なかなか担い手が続かないということが大きな背景にありますので、そういう点では、そういうものを大事にしながら農業を続けていく、そして安全・安心な農産物を提供するという、その基本的なものを握って離さずにいかんといかんのじゃないかというところを、ぜひ皆さん方も考えていただいて、事業を進めることに今からなるんでしょうけど、そういうふうをお願いしたいというふうに思います。

これは国の施策ですので、そういうものをしっかり国にも伝えていくということとあわせて進めてほしいというふうに思います。

以上です。

○山下委員長 答弁はいいですか。

○前屋敷委員 いいです。

○山下委員長 答弁はいいですか。思いを語ったところ。

○前屋敷委員 何かございましたら、部長。

○緒方農政水産部長 確かに、大規模化ということが叫ばれまして、農業を産業としてどうするかというのが、一番、今脚光を浴びていると思います。

でも、日本の農業というのは、やっぱり個別の農家の方々が一生懸命守ってきた話でして、

中山間地域、特にそういうところでは、やっぱり産業としてなかなか難しい面もあるということがあって、2つ考えていけないといけないなと思ってます。

業として大規模化を図って、業としてやっていく。それともう一つは、地域をどう守っていくかという観点から、いろんな高齢者の方々が一生懸命頑張ってらっしゃる、そういう方々、地域で頑張ってる方々をどうしていくか、そういう2つの側面からしっかりと農政、農を捉えていく必要があるとは認識しております。一生懸命頑張っていきたいと思います。

○山下委員長 なければ、その他に入りますでしょうか。

そのほか、何かございませんか。

○蓬原委員 その他ですが、聞かぬは一生の恥と言いますので。

レタスとキャベツの話なんですけど、キャベツは物すごい青虫がつきますよね、野菜を植えると、もう始末にならんぐらい、無農薬でやろうとすると。レタスはあんだけ結構食べやすく我々からするとやわらかいものですが、レタスにはなぜか青虫がほとんどつかないんですよ。FRCか、機能分析も非常に進んだ宮崎県ですが、どういうことで、あれはそういう虫がつかないのか教えていただきたいんです。

○井上総合農業試験場長 キャベツとレタスの違い、害虫の食害の違いということの御質問なんですけども、いわゆる青虫、モンシロチョウの幼虫というのは、基本的にはアブラナ科の中でもキャベツだとか、それから大根だとか、そういったものには来るんですけども、アブラナ科、そういうものは来ますけども、レタスについては、また全く違う、同じアブラナ科ですけども全く違った害虫が来るということで、特に

冬場について、春先についてはキャベツのほう
が被害が大きいんですけども、もちろんレタス
も被害はそれなりにあるというふうに考えてお
ります。

○蓬原委員 ということは、その含む成分によっ
て、その成分が何かをガードしてるんですよ。
私が知る限り、自分で植えても、レタスはほと
んど手がかからないんです。もうキャベツはど
うしようもないんです。だから、何かの成分が
違うんだらうと思って、見た感じは我々からす
るとレタスのほうが、はるかに食べやすいん
ではないかと思うんだけど、やわらかくて、機能
成分的にも……。

○井上総合農業試験場長 レタスについては、
キク科なんですけども、先ほども言いましたよ
うに、やはり虫が違うということで、食べやす
さは確かに、おっしゃるようにレタスのほう
がということなんですけど、虫もそれぞれ好み
がありますので、そういうことになってる。

○山下委員長 いいですか、そういう見解で。

○蓬原委員 レタスはキク科なんですね。それ
は知りませんでした。何かあるんかもしれませ
んね。また、わかったら教えてください。

あと1件だけです、済みません。

これは、日経だったと思うんですけど、九州
経済調査協会が発表した九州経済白書、農業新
時代というか、民間の調査研究機関だそうです
が、ここが出した、要するにもうかる農業とい
うことで、私はずっとこだわってきてますけど、
農業と太陽光を組み合わせたもうかる農業とい
うのを提案しているんです。この場合は、丸々
太陽光を据えるのではなくて、福島でやって
いる農地利用型の太陽光ということで、ちょっと
上げて、すき間を上げてということで、実際に
山口県の防府の農業生産法人でやってるとい

実例はあるんですけど。

だから、これまで、この零細ながら、この宮
崎県の中山間地の農業がやってこれたのは、農
業をしながら、そして、あるいは建設会社に勤
めながら、会社に勤めながらということで、兼
業的にやってきた結果、こうやって守ってこれ
たわけですよ。

今、ここに来て、公共事業もこんだけなくなっ
て、兼業がきかなくなる。専業でも、当然、農
業専業ではやっていけないという状況にもう追
い込まれているわけです。

だから、そういうことですから、太陽光再生
エネルギーの電気料というのを、この農業者、
これから若い人たちがもし入ってくるにしても、
ベースの収入として確保できるような、何かそ
ういうところも農業のあり方として、再生エネ
ルギーは農政水産部の担当で所管じゃないとい
う考えもあるかもしれませんが、やっぱりそ
ういうことで、ほかの産業とも組み合わせ、極
端なことを言えば、農業しながら漁業してもい
いわけですよ。

そのミックスで一つの収入を上げていくとい
う複合型というか、マルチ農業型というか、何
かそういうことをしたいと思うんで、だから、
この再生エネルギー、太陽光ということについ
ても、私、口を酸っぱく言ってますけど、かた
くなに農地を今のを守ろう、守ろうとしたって、
結果的に人が去ってしまえば荒れてしまうん
ですから、やはりその生産性の低いところ、も
うどうしようもないところというのは、本当に守
るべき農地と転換していいところ、いざとなれ
ば本当に、もし人口がふえて、あるいは国際的
におかしくなって食料がなくなったときは、太
陽光を壊しゃいいんですから、そこにつくれる
わけですから、それはゴルフ場と一緒にことで

すよね、ゴルフ場で生産できるわけで。

そういうふうに考えれば、何かそういう、若者をそういう農村集落に向けさせるという意味で、農業プラスそういう再生エネルギーとかで、土地を有効利用することによって収入のベースを上げていくという、僕は、こういうことはいんじゃないかと思うんですけど、かたくなにお守りになるんで、これはお国のほうで何かそういう法律なり、今の何ですか、変えていただかないと、ただやみくもに農地を守るという、その一徹だけでは、これからはやっていけないんじゃないかなと思うんですけど、大まかな話になりますが、何か考えがあったらお聞かせください。

○宮下農村計画課長 非常に難しい御質問でございますけど、国のほうもやはり再生可能エネルギーの設置につきましては、地域の農業の発展等につながるという観点等がある場合には、やはり農地法の趣旨に照らして、両立を図っていくという方針は示されているところではありますけど、やはりその基本となりますのは、農地法での許可の基準というものはしっかり守りながらということ、なかなか崩れていないところでもあります。

本県におきましても、20年の7月に再生エネルギー法ができて、これまでの約1年半の間に、もう既に264件が許可をしておりますし、面積にしますと90ヘクタールということでございます。これが1月末の数字ですから、もう100ヘクタールを超す状況になっているのではないかと思います。

その中であっては、やはりしかし、農家の経営を続けていく中で、今委員からあったような考え方も私はあってもしかりかなとは考えておりますけど、そのところについては、国の基準

等をなかなか私どもの担当としては守りつつ、農業の振興に資する分については頑張っていきたいと思っております。

また、冒頭に委員からもありました、営農を続けながら発電をやるという、営農型発電というものが認められまして、昨今、数が相当ふえてきております。全国でも24県で69というものが許可されております。本県でも、先日ですが、これは小林市野尻において、飾りつけ等生け花というんですか、センリョウという赤い実のなるものをつくるということで、規模は小そうですが、500平米等の農地で、そういった営農型の発電を許可したところでございました。

今後は、こういった取り組みもふえてくるものということで、進めていきたいというふうに考えています。

○蓬原委員 ありがとうございます。だから、県としての課長の立場もよくわかります。法律があるわけだから守らないといけない。

だから、お国に変えるところは変えていただかないと、これは済まないわけで、農政の大転換をやる時ですから、やはり法律のあり方というのが、時代とともに変わってきてると思うんで、ぜひお国にお帰りにになりましたら、そのあたりも話していただいて、我々も国会議員に話しますけど、お願いしたいし、農業者だから農地を持って農業生産物だけで生活しなさいということじゃないと思うんです。それ、いろんな考えがあると思うわけで、そういった限定させる必要はないと思いますから、ちょっとこう柔軟に、うまく土地の活用が図れる法律に変えていけるといいかなと思いますので、ずっと言い続けたいと思っていますので、よろしくお願いしておきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、ことしの事故繰り越しが、

ちょっと考えられておるわけですよ、当然、それ出てくる。これは、余りよろしいことじゃないけれども、やっぱり26年度予算、明許繰越も90億ぐらいあるわけですが、予算執行をできるだけ、この農政の場合は、いろいろ圃場整備とかもかんがい用水とかは、もうある程度水が必要なくなってからじゃないと仕事ができないという、そういう条件もあるわけですけど、できるだけ発注を急ぐという前提で進んできたと思うんです。事故繰りになるというのは、工期が足らん、用地交渉に時間を要したとか、いろいろ理屈はあるにしても、基本的に急いで発注する、特に、条件の悪いところから先にやらにやだめ。条件のいいところからやって、残ったのが今度補正やらつくと、不落とか不調とかなる可能性も高いわけで、そういう基本的な予算執行の姿勢というのをどういうふうにご考慮か、ちょっと総括的なものは。

○宮下農村計画課長 今、委員から御指摘のあった件につきましては、特に来年度もまだ予算が潤沢な状況が続くということで、総務大臣からも2月7日に好循環の実現のための経済対策に基づく事業の早期執行をやりなさいという通達というか、命令が出ております。

それを踏まえて、私どもの県でも、来年度も補正でお願いしたような繰越費用もございまして、来年度も県・国とも100%を上回る予算を組んで、今審議をいただいているところでございますけれども、そのために、やはり早期発注のための取り組みを進めているところであります。

既に、調査、測量等も発注を行っておりますし、補正予算等については、議決前の入札準備等もするよということ、これは法律で許されている範囲で準備行為を今、進めているところでもございます。

また、その後、やはり不調等が起きないように、現場に合った設計をしっかりとやるということで、そういった現場に合った設計の議論とさらなる追加措置も、今、既に検討を始めているところでございます。

そういったところで、なるべく4月からでも仕事のできる場所は発注をしていきたいというふうにご考慮しておりますので、平準化ということが今後の予算執行の早期消化の大きな焦点になるとご考慮しますので、そこに向けて取り組んでいきたいというふうにご考慮しております。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

そういう姿勢が必要だと思っておりますし、また4月から消費税が上がると、26年度も景気対策的なもので、補正予算を政府も組まざるを得ない可能性も、景気がちょっとおかしくなってきたということであれば、そういうことも考えられるので、できるだけ準備を急いで早く発注する、それが、私は一番必要だと思うんです。

やっぱり、24、5年間のいろいろな流れの中では、ちょっと行政執行に緊張感が足らんかったんじゃないかと。それが今の段階で事故繰りとか、いろいろ不用額をふやすとかいうようなことにもなってきたと思うので、やっぱり組まれた予算は、基本的には、災害復旧とかは、それはもうこれは発生しなければ必要はないけれども、ほかの予算というのは、やはりできるだけ執行、融資も希望がなきゃ融資ができるところもあるけれども、組まれた予算は必要だから予算を組むわけだから、それ最後、2月補正で不用額です、不用額ですと言うのは、県の財政課は、そりゃ不用額が多いほうがいいかもしれんけど、やっぱり予算執行としては十分執行したほうが県民のためにもなるわけじゃから、そういう姿勢で私は予算は執行すべきだと思うん

です。

財政は、ある意味では不用額を出して、翌年度の財源にしてくれと言うかもしれないけど、それは、やっぱり本当は邪道だと私は思う。予算を組んだのは、そういうことで当然、組んだ以上は執行するのは皆さん方だから。皆さん方が、その思いで努力しないことには、その波及効果というのは、また出てこんわけだから、基本的にはそういう考えで私は進めてほしいと。

そのためには、平準化も言われたが、早期発注が一番だというふうに思いますので、そういう気持ちで、そりゃ予算が国からの補助金が決まらんとできんとかいうのもありますけど、姿勢としては、当然そういう姿勢でやってほしいと思うんですが、私の認識はいいですかね。

○緒方農政水産部長 しっかり審議していただいて組まれた予算ですので、私ども100%執行できるように、しっかりと努力していきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、さっき薬草のことを言いましたが、これは、将来は10兆産業になると言われておるわけですね、10兆。もう熊本とか奈良とか富山とかは、そういうことで努力されておるわけです。

だから、宮崎県もほかの県に負けないように努力して、これは、私が言うように、中山間にとっては物すごいメリットのあるものになってくると思うから、やはり薬草というのは、もうこれは、将来は中国から漢方薬がどれだけ来るかわからんようなことも考えられるので、ぜひ、これも積極的に取り組んでほしい。もう熊本も高知市なんかも、それで市もやっておるわけですよ、県じゃなくても。それだから、ぜひお願いします。

○井上総合農業試験場長 先ほども薬草につい

ては、委員のほうから、ぜひ、しっかりやっていただきたいというお話いただいたところですが、実は、先月、薬草センターのほうで薬草の研修会というのを開催いたしました。講師には、東京なり、それから、東京のほうから3名来ていただいて、特にメーカーの方と、それから弁護士の方という方で、全国の状況についても話していただいたところですけども、100人ほど参加がありました。ということで、大変機運も高まっておりますので、今後は、先ほど話がありましたように、特に今、カキドオシという薬草についてやっているところなんですけども、これを中心にしっかりとメーカーと結びながら推進をしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 もう一つ、あのシキミですよ、今度は被害がかなり出たんですけど、畑に植えてあるシキミは、農産物か林産物かどっちなんですか。

○日高農産園芸課長 畑に植えて、いわゆる栽培してあるシキミについては、一応花卉ということで取り扱いをさせていただいています。

○緒嶋委員 それは、なら環境森林部サイドじゃなくて、どちらかは私も一応は花卉、農産物という解釈でいいわけですね。それであれば、それかなり北川なんかやられておるわけです、今度の降雪で。そうなると、その対策というのは、農産園芸課がどこからで、対策は立てられるわけですね。

○工藤営農支援課長 シキミについては、今回、被害額としましては3,200万程度、78ヘクタールという非常に大きな数字になっております。

基本的には枝折れということですので、しっかり整枝・剪定をしていただく、あとは病気にかからないように防除もしていただくということで、防除については県単の予算を50万程度用

意をしまして、緊急的に150万ぐらいの事業費になるんですが、これで、普及センター等と打ち合わせる中では、大半の部分は防除ができるというふうに聞いておりますので、そこをしっかりとやりたいと思います。

それと、延岡市のほうは堆肥センターを持ってまして、市の単独で堆肥の投入をやるということで、そこは市と連携をしながらやりたいと思っていますし、実は林務サイドの事業で一番配植とか病害虫の防除、そういう事業を26年度やれるというふうに聞いておりますので、林務のこともしっかりと勉強して対応したいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひ、部分的な産地ではあるけど、やっぱりそこで産出されておる農家の皆さんにとっては、貴重な収入源がなくなるわけだから、やっぱり深刻な人が多いんじゃないかという気がしますので、その対策は十分環境森林部とも、また農協やら延岡市とも連携とってやってほしいというように思います。

○山下委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

長時間に及びましたけども、以上をもって農政水産部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時32分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、14日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないですね。以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時33分散会

平成26年3月14日(金曜日)

午後1時28分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	博三
副委員	長	有岡	浩一
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		岩下	斌彦
委員		高橋	透
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤	亮子
議事課主任主事	川崎	一臣

○山下委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、議案ごとに採決との御意見がありましたので、まず、もう各号でよろしいですか、各号、議案ごとですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 まず、議案第1号について採決を行います。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号について採決を行います。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号について採決を行います。

議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号について採決を行います。

議案第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号について採決を行います。

議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号について採決を行います。

議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 举手全員。よって、議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号について採決を行います。

議案第22号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号について採決を行います。

議案第23号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号について採決を行います。

議案第43号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号について採決を行います。

議案第46号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号について採決を行います。

議案第51号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手全員。よって、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号について採決を行います。

議案第57号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号について採決を行います。

議案第58号について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

○山下委員長 举手多数。よって、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時56分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

平成26年 3月14日(金)

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時56分閉会